２０２２年度版

明 石 の 健 康 福 祉

明石市

（明石市福祉事務所）

福祉局

こども局

市民生活局

目　　次

第１章　行政機構・概要・予算 ･･････ 1
１　明石市の健康福祉行政機構 ･･････ 2
２　明石市の健康福祉の概要（各局の所管事務事項） ･･････ 4
３　予算（令和３年度当初） ･･････ 10

第２章　こども・子育てへの支援 ･･････ 12
児童の福祉 ･･････ 13
１　保育施設 ･･････ 14
⑴　設置状況（市内） ･･････ 14
⑵　保育施設を利用できる基準 ･･････ 17
⑶　保育時間 ･･････ 17
⑷　保育料 ･･････ 17
⑸　年齢別保育施設利用状況 ･･････ 17
⑹　勤務形態別施設利用状況 ･･････ 18
⑺　保育施設運営費状況 ･･････ 18
２　一時預かり ･･････ 19
⑴　実施施設 ･･････ 19
⑵　定員 ･･････ 19
⑶　保育時間 ･･････ 19
⑷　保育料 ･･････ 19
３　病児・病後児保育 ･･････ 19
⑴　利用できる児童 ･･････ 19
⑵　施設 ･･････ 20
⑶　定員 ･･････ 20
⑷　保育時間 ･･････ 20
⑸　利用料 ･･････ 20
４　助産施設 ･･････ 20
⑴　事業の内容 ･･････ 20
⑵　入所者数の推移 ･･････ 20
５　各種手当 ･･････ 20
⑴　児童手当 ･･････ 20
⑵　特別児童扶養手当 ･･････ 21
６　こども医療費の助成 ･･････ 21
７　未熟児養育医療の給付 ･･････ 22
８　放課後児童クラブ ･･････ 23
⑴　設置状況 ･･････ 23

⑵　放課後児童クラブへ入所できる基準 23
⑶　開所時間 23
⑷　利用料 24
⑸　入所者の推移 24
9　給付型奨学金 24
⑴　奨学金の内容（返済不要） 24
⑵　学習生活サポート 24
⑶　申込ができる人 25
⑷　奨学生の推移 25

子育て支援 26
1　子育て支援センター事業 27
あかし子育て支援センター 27
⑴　施設の概要 27
⑵　利用案内 27
⑶　事業内容 27
子育て支援センターおおくぼ 28
⑴　施設の概要 28
⑵　利用案内 28
⑶　事業内容 28
子育て支援センターうおずみ 29
⑴　施設の概要 29
⑵　利用案内 29
⑶　事業内容 29
子育て支援センターにしあかし 30
⑴　施設の概要 30
⑵　利用案内 30
⑶　事業内容 30
2　利用者支援事業 31
3　明石市ファミリーサポートセンター 31
⑴　利用対象者 31
⑵　活動内容 32
⑶　利用料金 32
⑷　明石市ファミリーサポートセンター事務所所在地 32
⑸　会員数 32
⑹　活動回数 32
4　子育て学習室事業 33
⑴　対象者 33
⑵　活動内容 33
⑶　参加者数 33

５　子育て家庭ショートステイ事業 33
⑴　利用対象者 33
⑵　利用事由 33
⑶　利用日数 33
⑷　利用者負担 33
⑸　利用児童数 34
６　トワイライトステイ 34
⑴　利用対象者 34
⑵　利用事由 34
⑶　利用日数 34
⑷　利用者負担 34
⑸　利用児童数 34
７　里親制度 34
⑴　里親の種類 34
⑵　里親登録世帯数等の推移 35
８　明石市児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット） 35
⑴　構成 35
⑵　支援策検討会議の開催状況 35
９　育児支援家庭訪問事業 35
⑴　支援の対象 35
⑵　内容 35
⑶　支援の状況 36
１０　明石市こども基金 36
１１　こどもスマイル 100％プロジェクト 37
１２　赤ちゃんの駅事業 37
１３　あかし子育て相談ダイヤル 37
１４　あかしこども相談ダイヤル 37
１５　あかしこども広場管理運営事業 38
１６　おむつ定期便事業 39

母子・寡婦等の福祉 41
１　母子父子相談・婦人相談 42
⑴　母子父子自立支援員 42
２　資金の貸付 42
母子父子寡婦福祉資金の貸付 42
３　ひとり親家庭生活向上事業 42
４　ひとり親家庭等日常生活支援事業 43
５　児童扶養手当 43
６　ひとり親家庭応援貸付金事業 44
７　母子家庭等医療費の助成 44

8　母子家庭等自立支援給付金事業 45

こども健康センター 46
1　こども健康センターの概要 47
　施設の概要 47
2　母子保健事業 47
⑴　母子健康手帳交付 47
⑵　妊産婦・新生児訪問指導･乳児家庭全戸訪問 47
⑶　子育て世代包括支援センター 48
⑷　産前・産後サポート支援事業 48
⑸　妊婦健康診査事業 49
⑹　妊婦歯科健康診査事業 50
⑺　新生児聴覚検査事業 50
⑻　乳幼児健康診査 50
⑼　母子保健相談、親子教室 52
⑽　分娩前新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業 53
3　予防接種 53

第３章　生活への支援 58
生活保護・生活困窮者支援 59
1　生活保護のしくみ 60
⑴　保護の種類と範囲 60
⑵　最低生活費の基準例 60
2　被保護世帯･人員等 61
⑴　被保護世帯数等の推移 61
⑵　世帯類型 61
⑶　扶助別世帯数及び人員 61
3　保護の概要 62
⑴　保護申請等の状況 62
⑵　扶助費の執行状況 62
4　生活困窮者支援の概要 63
⑴　生活困窮者自立相談支援事業 63
⑵　住居確保給付金 63
⑶　生活困窮者家計改善支援事業 63
⑷　生活困窮者一時生活支援事業 63
⑸　生活困窮者学習・生活支援事業 63
⑹　生活困窮者就労準備支援事業 64
5　法外援護事業の状況 64
　生活保護世帯生活福祉資金貸付事業 64
6　行旅死亡人等の援護 64

⑴　行旅死亡人の援護 …… 64
⑵　旅費困窮者の一時保護 …… 64

国民健康保険 …… 65
1　被保険者 …… 66
2　保険料 …… 66
⑴　保険料の計算方法 …… 66
⑵　保険料の納付方法及び納期 …… 67
⑶　保険料収納率 …… 68
3　保険給付 …… 68
⑴　療養の給付(療養給付費) …… 68
⑵　その他の給付 …… 68

戦傷病者・戦没者遺族等の援護 …… 71
1　戦没者の遺族援護 …… 72
2　戦傷病者等の援護 …… 72
3　戦没者を追悼し平和を祈念する日の行事 …… 72
4　戦没者及び戦災死没者追悼式 …… 72

国民年金 …… 73
1　被保険者 …… 74
⑴　第 1 号被保険者 …… 74
⑵　第 2 号被保険者 …… 74
⑶　第 3 号被保険者 …… 74
2　保険料 …… 75
⑴　保険料の免除制度等 …… 75
3　給付の種類 …… 76
⑴　老齢基礎年金 …… 76
⑵　障害基礎年金 …… 77
⑶　遺族基礎年金 …… 78
⑷　第 1 号被保険者の独自給付 …… 79
4　その他（旧国民年金法による給付） …… 79
⑴　老齢年金 …… 79
⑵　通算老齢年金 …… 80
⑶　障害年金 …… 80
⑷　老齢福祉年金 …… 80
5　特別障害給付金 …… 78

災害の援助 …… 82
1　災害弔慰金 …… 83

2　災害障害見舞金 …… 83
3　災害援護資金 …… 83
4　被災者生活再建支援金 …… 84
5　災害見舞金 …… 84
6　災害見舞金等取扱件数 …… 84
7　日本赤十字社による災害見舞品の支給 …… 84
⑴　災害見舞金の支給 …… 84
⑵　救援物資の支給 …… 84

第４章　障害者への支援 …… 85
障害者の健康福祉 …… 86
1　障害者福祉推進事業 …… 87
⑴　明石市地域自立支援協議会 …… 87
⑵　障害者就労・生活支援事業 …… 87
⑶　ふれあいの旅事業 …… 87
2　相談業務 …… 87
⑴　福祉事務所 …… 87
⑵　相談員 …… 87
3　障害者手帳の交付 …… 88
⑴　身体障害者手帳 …… 88
⑵　療育手帳 …… 89
⑶　精神障害者保健福祉手帳 …… 90
4　医療費の助成 …… 90
⑴　自立支援医療 …… 90
⑵　重度障害者医療 …… 90
5　年金･手当等 …… 91
⑴　重度心身障害者介護手当 …… 91
⑵　特別障害者手当等 …… 92
⑶　特別児童扶養手当 …… 92
⑷　心身障害者扶養共済 …… 92
6　日常生活の援護 …… 93
⑴　補装具 …… 93
⑵　日常生活用具 …… 93
⑶　障害者総合支援法による障害福祉サービス …… 93
⑷　手話通訳者の設置 …… 93
⑸　要約筆記者の派遣 …… 93
⑹　手話通訳者の派遣 …… 94
⑺　自動車改造費の助成 …… 94
⑻　自動車運転免許取得費の助成 …… 94
⑼　障害者優待乗車券等の交付 …… 94

⑽　ボランティア養成講座 …… 95
⑾　手話通訳者・要約筆記者の養成講座 …… 95
7　施設等への入所等 …… 95
⑴　障害者支援施設（身体） …… 95
⑵　障害者支援施設（知的） …… 96
⑶　障害児（者）通園費の助成 …… 97
8　明石市立木の根学園 …… 97
⑴　設置目的 …… 97
⑵　施設の概要 …… 97
⑶　事業概要 …… 98

発達支援 …… 100
1　発達支援センター …… 101
⑴　設置目的 …… 101
⑵　施設の概要 …… 101
⑶　事業の概要 …… 101
2　医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」 …… 103
⑴　設置目的 …… 103
⑵　施設の概要 …… 103
⑶　指導目標と内容 …… 104
⑷　園児の現状 …… 105
⑸　保育所等訪問支援事業 …… 106
⑹　相談支援事業 …… 106
⑺　外来リハビリテーション …… 106
3　児童発達支援センター「あおぞら園」 …… 107
⑴　設置目的 …… 107
⑵　施設の概要 …… 107
⑶　事業概要 …… 108
4　児童発達支援事業「きらきら」 …… 108
⑴　事業概要 …… 108

障害者施策 …… 110
1　手話言語・障害者コミュニケーション条例について …… 111
⑴　条例制定までの経過 …… 111
⑵　条例の制定及び施行 …… 111
⑶　条例に基づく取組 …… 111
⑷　施策推進協議会の設置 …… 112
2　障害者配慮条例について …… 114
⑴　条例制定までの経過 …… 114
⑵　条例の制定及び施行 …… 115

⑶　条例の特徴 …… 115
⑷　地域づくり協議会の設置 …… 115
⑸　条例に基づく取組 …… 116

第５章　高齢者への支援 …… 118
高齢者の健康福祉 …… 119
１　高齢者人口の推移 …… 120
２　高齢者の生きがい推進事業 …… 120
⑴　高年クラブの育成事業 …… 120
⑵　高齢者スポーツ大会開催事業 …… 122
⑶　高齢者パスポート交付事業等 …… 122
⑷　はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 …… 122
⑸　敬老優待乗車券交付事業 …… 122
⑹　シルバー人材センター運営補助事業 …… 123
⑺　敬老会開催事業 …… 123
⑻　長寿写真贈呈事業 …… 123
⑼　敬老見守り訪問 …… 123
⑽　市内公衆浴場等の割引 …… 123
３　介護や支援が必要な要配慮高齢者のために …… 123
⑴　日常生活用具給付事業 …… 123
⑵　福祉電話貸与事業 …… 124
⑶　緊急通報システム事業 …… 124
⑷　友愛訪問（高齢者に関する相談・支援） …… 124
⑸　安否確認事業（保健飲料の配布） …… 124
⑹　高齢者等住宅改造費助成事業 …… 125
⑺　ふれあい会食事業 …… 125
⑻　介護用品の支給 …… 125
⑼　通院支援事業 …… 125
⑽　高齢者短期入所生活介護（ショートステイ）事業 …… 125
⑾　家族介護手当支給事業 …… 126
⑿　高齢者特別給付金支給事業 …… 126
⒀　居場所検索用端末機の貸与 …… 126
⒁　認知症カフェ助成金交付 …… 126
⒂　オレンジサポーター養成講座（認知症サポーター養成講座） …… 126
⒃　認知症早期支援事業 …… 126
⒄　認知症あんしんプロジェクト事業 …… 126
⒅　高齢者補聴器購入費助成事業 …… 127
⒆　みんなの給食事業 …… 127

４　高齢者の健康を守るために …… 127

⑴　高齢期移行者医療費の助成 …… 127
⑵　高齢重度障害者医療費の助成 …… 127
⑶　後期高齢者医療制度 …… 128
5　施設への入所措置 …… 130
6　高齢者のための施設 …… 131
⑴　高齢者ふれあいの里「中崎」「大久保」「魚住」「二見」 …… 131
7　小学校区別高齢者人口、ひとり暮らし高齢者台帳登録者数 …… 132

介護保険 …… 133
介護保険のしくみ …… 134
1　保険者 …… 134
2　被保険者 …… 134
⑴　被保険者の種類と介護保険料 …… 134
⑵　第１号被保険者保険料収納状況 …… 134
3　要介護認定の申請件数及び認定者数・認定率 …… 134
⑴　申請件数 …… 135
⑵　要介護等認定者数・認定率 …… 135
4　介護保険で利用できるサービス …… 135
⑴　要支援１・２の認定を受けた方 …… 135
⑵　要介護１～５の認定を受けた方 …… 136
5　地域支援事業 …… 137
⑴　介護予防・日常生活支援総合事業 …… 137
⑵　包括的支援事業 …… 138
⑶　任意事業 …… 138
6　介護給付費の負担 …… 138
7　介護保険事業計画 …… 139
⑴　計画の趣旨 …… 139
⑵　計画期間 …… 139
⑶　基本理念 …… 139
⑷　日常生活圏域 …… 139
⑸　事業計画の概要 …… 139

第６章　地域共生社会づくり …… 142
地域総合支援センター …… 143
1　設置目的 …… 144
2　実施主体等 …… 144
3　センター名称等 …… 144
4　職員体制 …… 145
5　主な業務内容 …… 145
⑴　複合的な相談を受け、必要な支援を行う業務 …… 145

⑵　地域住民同士の支え合い体制を構築する業務 …… 145
⑶　第１号介護予防支援事業 …… 145
⑷　一般介護予防事業 …… 146
⑸　包括的支援事業 …… 146

更生支援 …… 147
１　更生支援ネットワーク会議 …… 148
２　更生支援コーディネート事業 …… 148
⑴　事業の概要 …… 148
⑵　相談実績 …… 148
３　あかし更生支援フェアの開催 …… 149
⑴　目的 …… 149
⑵　内容 …… 149

第７章　未来を見据えた福祉環境の整備 …… 151
総合福祉センター …… 152
１　施設の概要 …… 153
２　利用案内 …… 154
３　事業内容 …… 155
⑴　地域活動支援センター事業 …… 155
⑵　総合福祉センター新館 …… 156
４　利用状況 …… 157

ふれあいプラザあかし西 …… 158
１　施設の概要 …… 159
２　利用案内 …… 160
３　事業内容 …… 162
⑴　自主事業 …… 162
⑵　障害者及び高齢者等の福祉の増進事業 …… 162
⑶　地域福祉活動推進事業 …… 162
⑷　健康づくり事業 …… 162
⑸　子育て支援事業 …… 163
⑹　フリースペース（交流と休息の場） …… 164
４　利用状況 …… 164
⑴　貸室の利用状況 …… 164
⑵　その他の利用状況 …… 165

福祉施設の整備と施設で働く人材確保及び人材育成 …… 166
１　施設整備に関する支援 …… 167
２　人材確保・育成に関する支援 …… 167

社会福祉法人・事業所などの指導監査 …… 168
1　社会福祉法人の指導監査 …… 169
⑴　社会福祉法人 …… 169
⑵　指導監査 …… 169
2　社会福祉施設等の指導監査 …… 169
⑴　指導監査の概要 …… 169
⑵　指導監査の実施状況 …… 170

第８章　福祉に関する団体 …… 171
その他の福祉 …… 172
1　社会福祉法人　明石市社会福祉協議会 …… 173
⑴　地区社会福祉協議会（地区社協） …… 174
⑵　明石市ボランティアセンター …… 174
⑶　地域福祉活動推進事業 …… 175
⑷　生活福祉資金－自立更生の経済援助のための資金貸付事業－ …… 176
⑸　日常生活自立支援事業 …… 176
⑹　善意銀行 …… 176
⑺　福祉団体への活動助成 …… 176
⑻　その他の運動と活動 …… 176
⑼　総合福祉センター本館及び新館の管理運営 …… 177
⑽　地域総合支援センター …… 177
⑾　介護保険・障害者自立支援事業所 …… 177
⑿　基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター …… 177
⒀　後見支援センター …… 178
2　一般社団法人　明石市シルバー人材センター …… 178
⑴　センターの目的及び所在地 …… 178
⑵　センターのあらまし …… 178
⑶　センターの仕組み …… 179
⑷　仕事の内容 …… 179
⑸　会員登録及び就業状況 …… 180
⑹　契約件数 …… 180
⑺　一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の実施 …… 180
3　民生委員・児童委員 …… 181
⑴　沿革と目的 …… 181
⑵　現況 …… 181
⑶　職務 …… 182
4　公益財団法人　こども財団 …… 184
⑴　設立の目的 …… 184
⑵　所在地 …… 184

⑶　組織体制 …… 184
⑷　主な事業 …… 185

資料編 …… 186
資料１　社会福祉関係貸付金一覧表 …… 187
⑴　市の貸付制度 …… 187
⑵　県社会福祉協議会の貸付制度 …… 190
⑶　その他 …… 190

資料２　社会福祉関係諸団体一覧表 …… 191

資料３　ボランティアグループ一覧表 …… 192

資料４　福祉施設一覧表 …… 199
◎　生活保護法に基づく施設 …… 199
⑴　救護施設 …… 199
⑵　更生施設 …… 199
⑶　医療保護施設 …… 199
◎　障害者施設 …… 200
◎　その他障害者施設 …… 202
⑴　障害者小規模通所施設 …… 202
⑵　地域活動支援センター …… 203
◎　児童福祉法に基づく施設 …… 203
⑴　児童養護施設 …… 203
⑵　障害児通所支援事業者 …… 203
⑶　児童自立支援施設 …… 206
⑷　児童心理治療施設 …… 206
⑸　乳児院 …… 206
◎　老人福祉法に基づく施設 …… 206
⑴　養護老人ホーム …… 206
⑵　特別養護老人ホーム …… 207
⑶　軽費老人ホームケアハウス …… 207
⑷　デイサービスセンター …… 207
⑸　老人福祉センター …… 210
◎　その他の施設 …… 210
福祉センター …… 210

資料５　福祉施策一覧表 …… 211

⑴　高齢者福祉施策一覧表 ･････････････････････････････････････ 211
⑵　児童及び母子父子寡婦福祉施策一覧表 ･････････････････････ 213
⑶　身体障害者福祉施策一覧表 ･････････････････････････････････ 215
⑷　知的障害者福祉施策一覧表 ･････････････････････････････････ 217
⑸　精神障害者福祉施策一覧表 ･････････････････････････････････ 219

巻　末

福祉局 、こども局、市民生活局　関係部署電話番号一覧 ･････････････････ 221

第１章

行政機構・概要・予算

1　明石市の健康福祉行政機構

（2022 年 4 月 1 日現在）

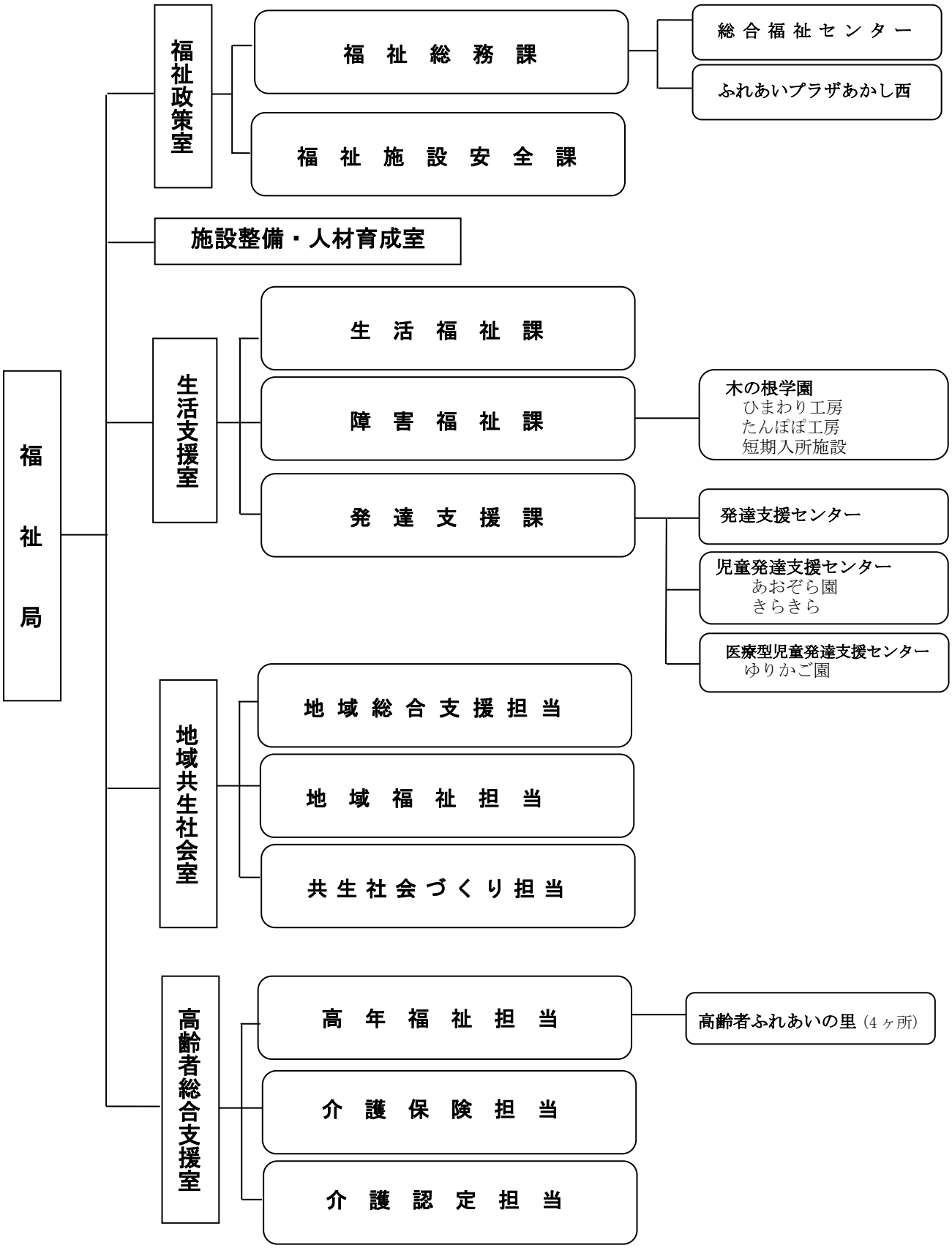

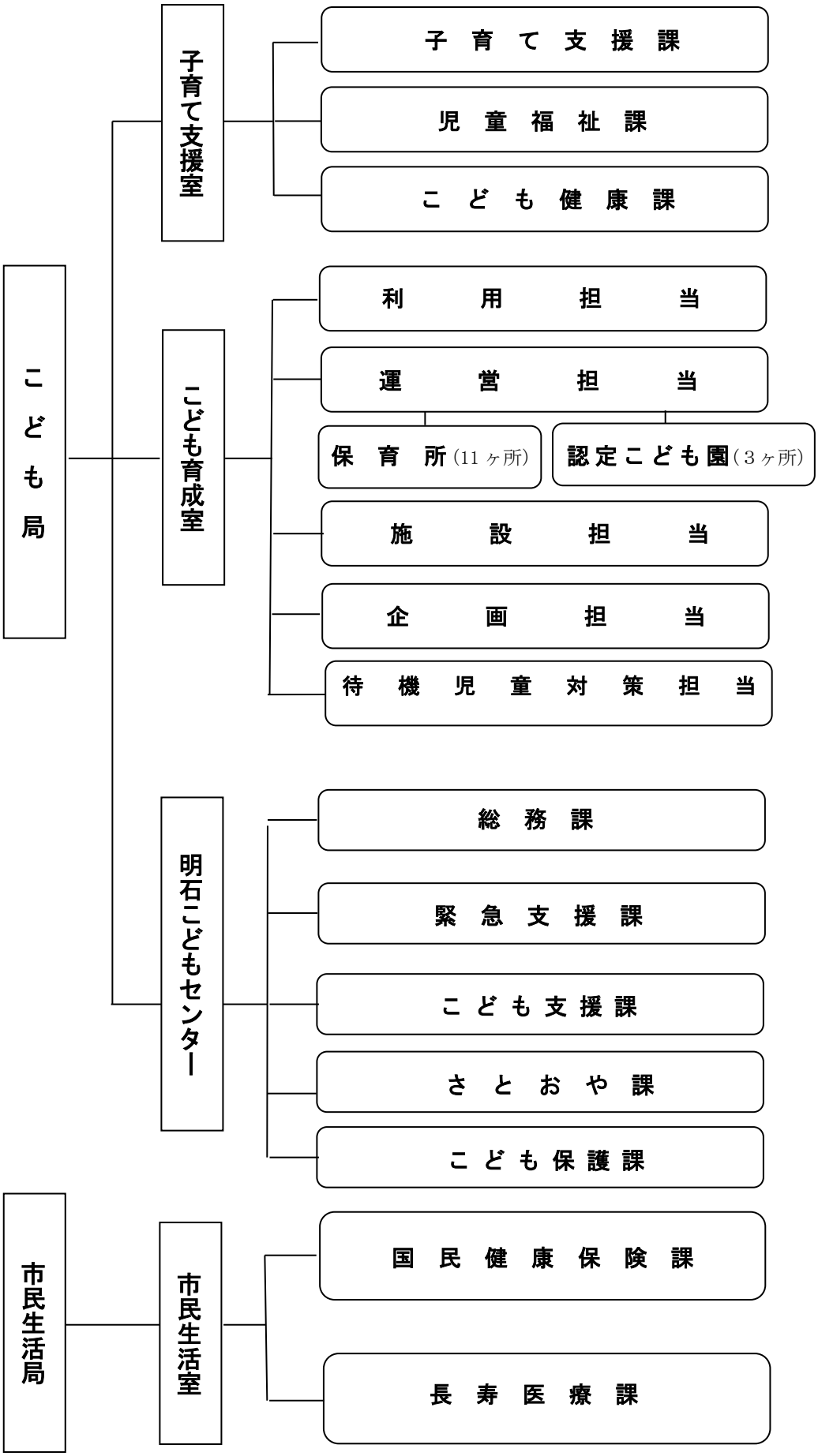
こども局
子育て支援室
子育て支援課
児童福祉課
こども健康課
こども育成室
利用担当
運営担当
保育所（11ヶ所）
認定こども園（3ヶ所）
施設担当
企画担当
待機児童対策担当
明石こどもセンター
総務課
緊急支援課
こども支援課
さとおや課
こども保護課
市民生活局
市民生活室
国民健康保険課
長寿医療課

２　明石市の健康福祉の概要（各局の所管事務事項）

明石市の健康福祉行政は、「健やかで生きがいのある共に生きる福祉社会を築く」を基本に、すべての市民が健康で文化的な生活がおくれる福祉のまちを目指して次のような仕事をしています。

福　祉　局

福祉政策室

○　福祉総務課

総務係

⑴　総合福祉の推進

⑵　社会福祉統計

⑶　戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等の援護

⑷　福祉施設整備基金及び福祉コミュニティー基金に関する事務

⑸　災害による被災者の援護

⑹　保健、医療及び福祉に係る総合的施策の企画及び調整

⑺　総合福祉センター及びふれあいプラザあかし西の指定管理に関する事務

国民年金係

⑴　国民年金被保険者の適用

⑵　国民年金保険料の免除申請の受付事務

⑶　国民年金の裁定請求の受付事務

⑷　特別障害給付金の裁定請求の受付事務

○　福祉施設安全課

⑴　社会福祉法人の設立認可及び指導監督に関する事務

⑵　社会福祉施設等の指導監督に関する事務

○　施設整備・人材育成室

⑴　介護保険施設等の整備に関すること

⑵　介護保険施設等の人材確保及び育成に関すること

生活支援室

○　生活福祉課

⑴　生活保護に係る介護、医療、経理及び統計

⑵　行旅困窮者の措置

⑶　中国残留邦人等への支援給付

⑷　法外援護
⑸　生活保護法に定める保護及び措置並びに保護施設の設置認可等
⑹　行旅病人及び行旅死亡人の措置
⑺　生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置
⑻　生活保護受給者に係る就労・自立支援
⑼　生活困窮者の自立支援
⑽　北庁舎（旧保健センター）の管理
⑾　社会福祉法に基づく無料低額宿泊所に係る届出等に関する事務
⑿　室庶務その他室内他課の所管に属さない事項に関する事務

○　障害福祉課

⑴　障害者計画及び障害福祉計画の推進に関すること
⑵　障害者福祉施設の整備・運営等に関すること
⑶　障害福祉制度に係る医師、医療機関及び事業者の指定等に関すること
⑷　障害者の社会参加、外出支援、相互交流及び障害者理解の促進に関すること
⑸　知的障害者通所施設「木の根学園ひまわり工房」、「木の根学園たんぽぽ工房」及び「木の根学園短期入所施設」の管理運営に関すること
⑹　障害者手帳の交付等に関すること
⑺　障害者（児）に係る手当に関すること
⑻　重度障害者医療費の助成に関すること
⑼　障害者自立支援給付に関すること
⑽　地域生活支援事業（他の所管に属するものを除く）に関すること
⑾　障害児通所支援に関すること
⑿　障害児入所施設等に関すること
⒀　障害者（児）の相談支援に関すること
⒁　障害者（児）の認定調査及び介護認定等審査会に関すること
⒂　その他障害者福祉に関すること

○　発達支援課

発達支援センター
⑴　発達障害者（児）及び肢体不自由児に関する施策の総合調整
⑵　発達障害者（児）等への相談支援
⑶　支援に関わる関係者への啓発研修及び情報提供
⑷　発達障害者（児）等の社会参加及び地域連携
⑸　福祉型児童発達支援センター「あおぞら園」、児童発達支援事業施設「きらきら」及び医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」の管理運営

○　地域共生社会室

⑴　地域共生社会の推進に関する要支援者施策の企画調整(他の所管に属するものを除く。)に関する事務

⑵　地域総合支援センターの管理運営

⑶　地域福祉の推進

⑷　民生委員・児童委員及び民生・児童協力委員に関する事務

⑸　介護保険事業の介護予防・日常生活支援総合事業（他の所管に属するものを除く。）に関する事務

⑹　介護保険事業の包括的支援事業（他の所管に属するものを除く。）に関する事務

⑺　更生支援（他の所管に属するものを除く。）に関する事務

○　高齢者総合支援室

いきいき係

⑴　高齢者福祉に関する事務

⑵　高齢者の社会参加、生きがいづくり及び外出支援

⑶　高齢者ふれあいの里の管理運営

⑷　敬老事業

高年福祉係

⑴　高齢者の在宅福祉に関する事務

⑵　老人福祉施設の入所に関する事務

⑶　高齢者の権利擁護

⑷　認知症施策

給付係

⑴　介護保険事業の企画及び調整

⑵　保険給付

⑶　介護保険事業の普及及び啓発

⑷　介護給付費負担金等の交付申請及び精算

⑸　社会保険診療報酬支払基金交付金の交付申請及び精算

⑹　介護保険施設等の整備計画

⑺　介護保険法等に定める事業者の指導等（他の所管に属するものを除く。）

⑻　地域密着型サービスに関する事務

資格係

⑴　被保険者の資格管理及び被保険者証に関する事務

⑵　被保険者の所得把握及び保険料の決定

⑶　保険料の減免及び不服申立ての処理

⑷　保険料の収入整理及び過誤納金の還付充当

⑸　介護保険給付の制限事務

審査係

⑴　受給者台帳の管理

⑵　介護認定に係る申請に関する事務

⑶　介護認定に係る調査

⑷　介護認定に係る審査及び決定

⑸　介護保険に係る相談業務

こども局

子育て支援室

○　子育て支援課

⑴　子育て支援センターの運営

⑵　子育てについての相談

⑶　子育てに関する情報の収集及び提供

⑷　子育て支援団体等の育成及び連絡調整

⑸　あかしこども広場の管理運営に関する事務

⑹　こども基金の寄附・啓発等に関する事務

⑺　こども総合支援推進事業（こども財団へ委託）に関する事務

○　児童福祉課

⑴　児童手当、(特別)児童扶養手当に関する事務

⑵　母子生活支援施設への入所事務

⑶　母子家庭等への自立支援

⑷　交通災害等遺児養育福祉金の支給

⑸　こども及び母子家庭等医療費助成事務

⑹　未熟児養育医療給付事務

⑺　助産施設への入所事務

⑻　給付型奨学金

○　こども健康課

⑴　母子保健の企画及び推進

⑵　乳幼児健康診査

⑶　妊産婦及び乳幼児の健康相談及び保健指導

⑷　乳幼児等の予防接種

⑸　子育て世代包括支援センターの運営

⑹　こども健康センターの管理運営

○　こども育成室　※1

⑴　保育所・認定こども園・地域型保育事業所の認可事務
⑵　保育所・認定こども園・地域型保育事業所の運営指導
⑶　保育所・認定こども園・地域型保育事業所への入所事務
⑷　市立保育所・認定こども園の保育の実施
⑸　市立保育所・認定こども園の管理運営
⑹　放課後児童クラブの管理運営
⑺　放課後児童クラブへの入所事務

明石こどもセンター

○　こども支援課

⑴　こどもに関する相談の受付および対応（育児、不登校、性格・行動、非行、発達など）
⑵　児童の健全育成に係る市民団体その他関係機関との連携及び連絡調整
⑶　支援を要する養育者の育児及び家事援助に係る訪問支援
⑷　療育手帳の判定等に関する業務
⑸　障害児入所施設の入所に関する支援
⑹　児童虐待の防止、早期発見および対応

○　緊急支援課

⑴　児童虐待に係る通告の受付
⑵　児童虐待に係る緊急・重篤事案の安全確認、調査、指導、措置等

○　さとおや課

⑴　里親家庭の支援
⑵　里親の啓発・リクルート及びアセスメント
⑶　里親登録前・登録後における研修
⑷　養子縁組に関すること

○　総務課

⑴　施設入所および通所にかかる費用に関すること
⑵　児童福祉施設の認可、管理・監督
⑶　児童福祉に係る統計に関すること
⑷　その他児童福祉施策の企画調整

市 民 生 活 局 ※2

○　国民健康保険課

管理係

⑴　国民健康保険事業の企画及び調整

⑵　保険給付

⑶　運営協議会に関する事務

賦課係

⑴　被保険者の資格認定及び被保険者証の更新

⑵　国民健康保険料の賦課

⑶　国民健康保険料の減免及び不服申立ての処理

収納係

⑴　国民健康保険料その他徴収金の収納事務

⑵　国民健康保険料その他徴収金の滞納処分

⑶　国民健康保険料の納付督励及び啓発

○　長寿医療課

後期高齢者保険係

⑴　後期高齢者医療制度の普及及び啓発

⑵　被保険者資格の得喪届出等の受付及び被保険者証の引渡し

⑶　保険料額に係る通知書の引渡し及び減免申請の受付

⑷　後期高齢者医療保険料の収納事務

⑸　保険給付に係る届出等の受付並びに通知書等の引渡し

高齢者医療係

⑴　高齢期移行者及び高齢重度障害者医療費助成

※1　こども育成室につきましては、保育所、認定こども園（保育部分）、及び地域型保育事業所に関することのみ掲載しています。

※2　市民生活局につきましては、健康福祉行政に関係する課のみ掲載しています。

３　予算（２０２２年度当初）

(1)　福祉局、こども局、市民生活局所管歳入歳出予算額（一般会計）

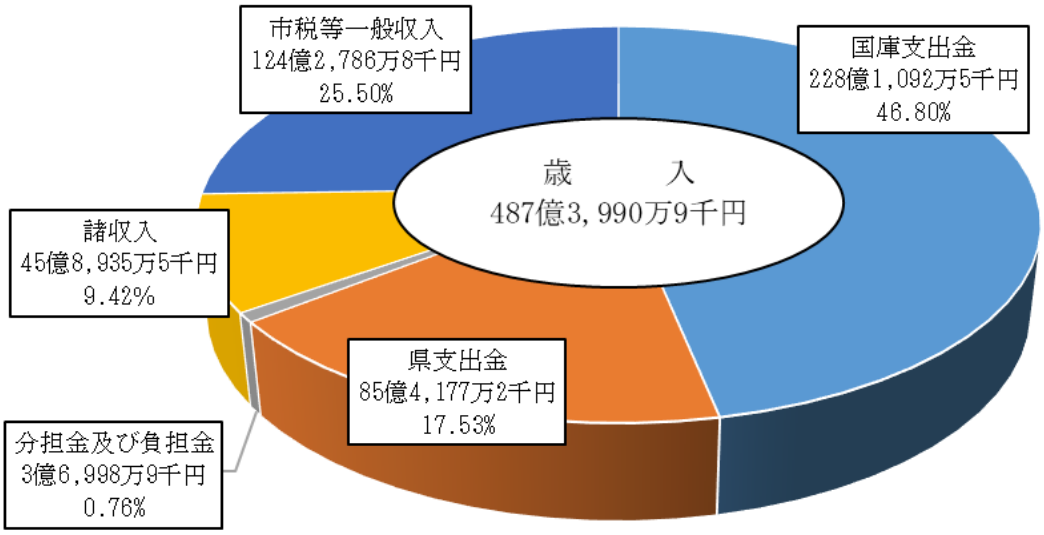

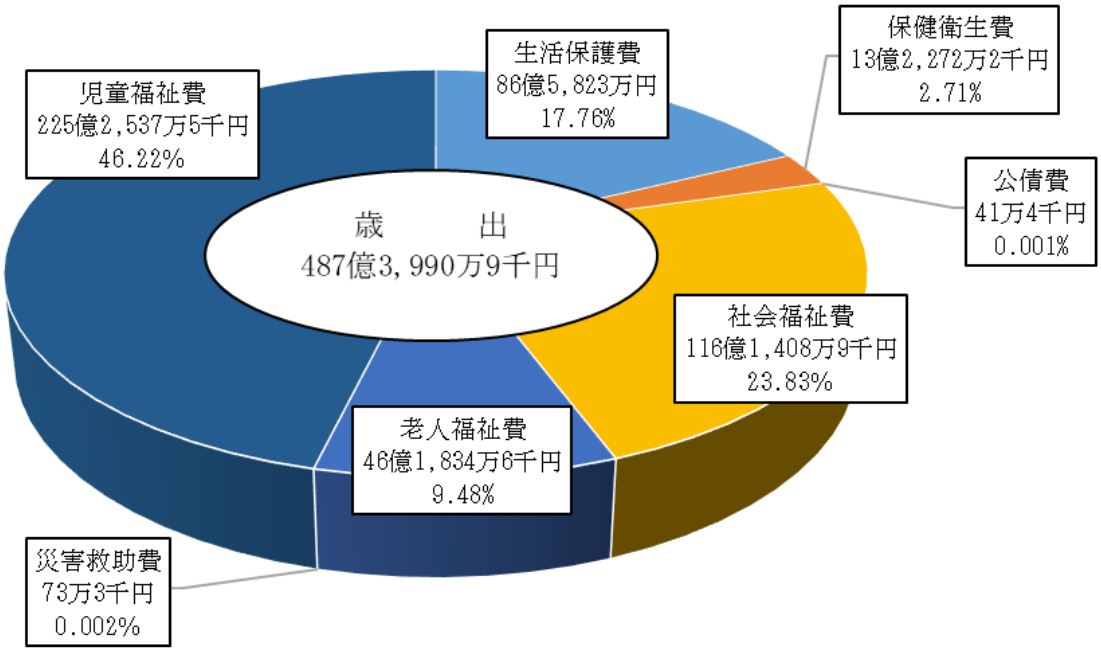

（２）福祉局、こども局、市民生活局所管歳入歳出予算額（特別会計）

・国民健康保険事業　　総額　291 億 2,365 万円

・介護保険事業　　総額　254 億 1,661 万円

・後期高齢者医療事業　　総額　45 億 8,833 万円

※金額については、表示単位未満を四捨五入しています。

※市民生活局の予算については関係するもののみ記載しています。

第２章

こども・子育てへの支援

児童の福祉

児童福祉の理念は、将来の社会を担うすべての子どもたちを心身ともに健やかに育てることにあります。

本市においても、この趣旨に従い保育行政面では全国的傾向にある出生数の減少等の問題に対応しながら、地域の実情に即した施設整備を進め、適切な入所事務を行うとともに保育内容の向上に努めています。

また、子どもたちの健全育成をより一層推進するため、子どもを養育している人に児童手当や児童扶養手当等の支給及び医療費の助成をしています。

1　保　育　施　設

保護者が働きに出ている、あるいは病気にかかっているなどのため、家庭において十分に保育することができない乳児又は幼児を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設として保育所、認定こども園及び地域型保育事業所があります（以下この項目において「保育施設」という。）。本市には、令和４年４月１日現在、公立 11 か所（定員 972 人）及び私立 53 か所（定員 4,122 人）の保育所（分園含む）、公立 3 か所（保育部分の定員 155 人）及び私立 30 か所（保育部分の定員 2,765 人）の認定こども園、並びに私立 28 か所の小規模保育事業所（定員 513 人）があります。

⑴　設置状況（市内）

①　保育所

（令和４年４月１日現在）

区分	名　　称	定員	認可年月	所　　在　　地	電　話
市立	松が丘保育所	130	昭和 48 年　4 月	松が丘 3 丁目 2-1	911-0360
〃	明南保育所	80	〃　23 年　7 月	東野町 2222	911-3849
〃	明南保育所分園	16	平成 25 年　4 月	中崎 2 丁目 6-15	913-0080
〃	王子保育所	60	昭和 46 年　4 月	大道町 1 丁目 10-17	927-2100
〃	鳥羽保育所	110	〃　24 年　6 月	小久保 5 丁目 4-1	928-6425
〃	松陰保育所	120	〃　53 年　4 月	大久保町松陰 1007	935-8492
〃	高丘保育所	121	〃　51 年　4 月	大久保町高丘 3 丁目 3	935-1894
〃	八木保育所	70	〃　55 年　4 月	大久保町八木 483	935-8818
〃	江井島保育所	80	〃　39 年　9 月	大久保町江井島 260-2	946-0429
〃	中尾保育所	125	〃　51 年　4 月	魚住町中尾 600-5	947-4306
〃	土山保育所	60	〃　57 年　4 月	魚住町清水 2281	942-1436
社福	明舞保育園	100	〃　45 年　4 月	朝霧南町 2 丁目 228	918-1734
株式	ぽっかぽっかにっけ保育園朝霧	80	令和 3 年　4 月	朝霧東町 2 丁目 13-4	945-5338
社福	稲爪保育園	70	昭和 45 年　4 月	大蔵本町 6-10	917-3643
宗教	長寿院保育園	250	〃　24 年　6 月	人丸町 2-26	918-1361
社福	桜町 COCORO 保育園	60	令和 4 年　4 月	桜町 10-6	920-9770
〃	上ノ丸くじら保育園	60	〃　3 年　1 月	上ノ丸 2 丁目 13-17	911-0314
宗教	浄行寺愛児園	100	昭和 23 年　8 月	材木町 9-19	913-4517
社福	明光保育園	150	〃　55 年　4 月	西新町 1 丁目 13-1	927-5776
〃	明光保育園貴崎分園	20	平成 24 年 11 月	貴崎 5 丁目 6-9（貴崎幼稚園内）	928-1076
〃	明光保育園王子分園	27	〃　28 年　9 月	王子 1 丁目 1-1（王子幼稚園内）	927-5588
〃	明光保育園大観分園	15	〃　29 年　5 月	大明石町 2 丁目 8-30（大観幼稚園内）	913-5515
宗教	ホザナ保育園	45	令和 2 年　4 月	王子 2 丁目 5-6	928-1523
社福	ステラ―ト保育園	90	〃　3 年　4 月	和坂稲荷町 52-1	922-5550
〃	林神社保育園	120	昭和 36 年 11 月	宮の上 5-1	922-0151
〃	ゆたか保育園	130	〃　56 年　4 月	藤江 756-1	922-3545
〃	ゆたか保育園分園	20	平成 24 年 11 月	藤江 235（藤江幼稚園内）	922-3515
〃	西明石愛児園	150	昭和 23 年 12 月	藤江 889	928-5230
〃	西明石愛児園小久保分園	20	平成 27 年　4 月	小久保 6 丁目 9-18	924-5139
〃	西明石愛児園鳥羽分園	29	〃　28 年　9 月	西明石北町 2 丁目 2-1（鳥羽幼稚園内）	923-2830
〃	藤江保育所	120	昭和 25 年　2 月	藤が丘 1 丁目 26-5	927-6368
〃	さわの保育園	80	平成 17 年　4 月	鳥羽 1760-3	929-3801
〃	さわの保育園分園	20	令和 3 年　4 月	鳥羽 1746-3	929-3801
〃	さわの第二保育園	70	平成 27 年　4 月	鳥羽 1535-1	925-2511
〃	さわの第二保育園分園	15	〃　29 年　3 月	鳥羽 1535-2 立花ビル 1 階	925-2511
〃	あかし虹保育園	60	〃　27 年　4 月	明南町 1 丁目 8-8	939-5224
社福	めいなん虹保育園	60	令和 3 年　4 月	明南町 1 丁目 7-13	922-6555
〃	星鈴保育園	120	平成 31 年　4 月	明南町 2 丁目 4-25	921-5511

社福	フルーツバスケット保育園	80	平成 29 年 4月	大久保町西脇 356-1	224-5350
〃	大久保保育園	90	昭和 46 年 4月	大久保町大窪 1865-7	936-1471
〃	大久保保育園分園	20	平成 27 年 4月	大久保町大窪 1858-2	939-3980
〃	福田保育園	120	昭和 54 年 4月	大久保町江井島 1340	935-6271
〃	福田保育園分園	60	平成 23 年 4月	魚住町清水 1600-1	943-3003
〃	わかば保育園	90	〃 17 年 4月	大久保町わかば 8-12	935-2040
〃	わかば保育園松陰分園	20	〃 21 年 2月	大久保町松陰 1805	936-2041
〃	わかば保育園ゆりのき分園	50	〃 25 年 4月	大久保町大久保町1362マンションリモーネ1階	202-1353
〃	ｒｉｃｃｏ保育園	80	〃 29 年 7月	大久保町谷八木 1313	938-0150
〃	ゆめのもり保育園	80	〃 29 年 4月	大久保町八木 193-3	935-8811
〃	すばる保育園	175	〃 26 年 3月	大久保町大窪 3308	935-4154
〃	すばる保育園分園	35	〃 29 年 3月	大久保町大窪 3257-2	935-4154
株式	アイグラン保育園大久保	71	令和 4 年 4月	大久保町大窪 602-4	940-9461
〃	金ケ崎北保育園	90	昭和 50 年 4月	魚住町金ヶ崎 1554-4	935-3145
〃	魚住保育園	80	平成 29 年 4月	魚住町西岡 370-1	948-5501
〃	魚住保育園駅前分園	50	〃 31 年 4月	魚住町錦が丘１丁目 12-16	946-7701
〃	魚住保育園駅前 第二分園ナーサリー	20	〃 31 年 4月	魚住町西岡 458-2 LaLa Kamoike102	995-5588
〃	明石恵泉保育園	100	昭和 53 年 4月	魚住町清水 142	947-2000
〃	なすみ保育所	130	〃 33 年 8月	魚住町清水 353	942-1702
〃	第２なすみ保育所	60	平成28 年 4月	魚住町住吉１丁目 7-25	915-7145
〃	第二恵泉保育園	100	〃 16 年 4月	魚住町西岡 2292-3	943-3791
〃	きらりん保育園	80	令和 3 年 4月	魚住町住吉４丁目 6-15	965-6585
〃	あかつきの森保育園	90	〃 3 年 7月	魚住町清水 2143-1	944-3100
〃	福里保育園	90	平成 15 年 4月	二見町福里 283-6	949-1788
〃	ハンプティダンプティ保育園	100	〃 20 年 2月	二見町西二見 1604-1	945-0721
〃	みらい保育園	80	令和 2 年 8月	西二見駅前２丁目 121	965-6590

② 認定こども園（保育部分） （令和４年４月１日現在）

区分	名　　称	定員	認可年月	所　　在　　地	電　話
市立	二見こども園	95	平成 28 年 4月	二見町東二見 448	942-3454
〃	大久保南幼稚園	30	令和 4 年 4月	大久保町ゆりのき通り 3-1	943-5590
〃	二見北幼稚園	30	〃 4 年 4月	二見町福里 274	943-2222
学法	めいまいピーノこども園	103	〃 3 年 4月	松が丘２丁目 6	912-4000
社福	海岸通りあすのこども園	123	〃 3 年 4月	中崎１丁目 2-27	939-3760
〃	Alice Preschool	80	〃 4 年 4月	中朝霧丘８番 33 号	911-8877
〃	認定こども園太寺保育園	135	〃 2 年 4月	太寺２丁目 10-35	911-3753
学法	牧羊幼稚園	21	平成 29 年 4月	太寺天王町 11	911-6208
社福	北おうじ虹こども園	80	〃 31 年 4月	北王子町 13-40	926-0260
〃	和坂こども園	100	令和 2 年 4月	和坂１丁目 15-1	927-5110
〃	和坂こども園駅前分園	29	〃 2 年 4月	小久保１丁目 4-7 メゾン西明石 1F	927-5107
〃	うわがいけ保育園	108	〃 4 年 4月	小久保１丁目 10-1	923-8100
学法	くわのき+アネックスこども園	93	〃 4 年 4月	野々池３丁目 10-2	945-6901
社福	かにがさか保育園	75	〃 4 年 4月	明石市和坂１丁目 10-35	928-8100
〃	うみの風こども園	102	平成 30 年 4月	小久保４丁目 5-1	921-1121
〃	うみの風こども園分園	21	令和 3 年 4月	小久保４丁目 1-12	921-1101
〃	明石こども園	200	平成 31 年 4月	藤江 1426-9	995-8997
〃	みつばこども園	60	〃 27 年 4月	大久保町大久保町 827-1	936-3282
〃	ゆりのき COCORO	200	令和 2 年 4月	大久保町ゆりのき通２丁目 50-2	934-0333
〃	明石あすのこども園	200	〃 2 年 4月	大久保町ゆりのき通２丁目 50-3	920-8386
〃	フェニックス大久保こども園	90	平成 29 年 4月	大久保町大窪 451	934-4666

社福	まどかこども園	90	平成 31 年 4月	大久保町大窪 347-1	936-9527
〃	わかばこども園	80	〃 31 年 4月	大久保町福田 3 丁目 5-16	938-2043
〃	認定こども園スイートキューピット保育園	80	令和 3 年 4月	大久保町茜 1 丁目 5-16	936-9924
〃	山手台こども園	80	〃 3 年 4月	大久保町山手台 3 丁目 5	965-6399
〃	山手台こども園分園	20	〃 3 年 4月	大久保町高丘 3 丁目 2(高丘東幼稚園内)	935-6800
〃	大久保てっぺんこども園	105	〃 2 年 4月	大久保町西脇 627-2	935-1770
〃	えいの里保育園	90	〃 4 年 4月	大久保町江井島 960-1	948-2711
〃	すみよしこども園	90	〃 3 年 4月	魚住町住吉 2 丁目 5-6	947-0500
〃	明石さくらんぼこども園	90	〃 4 年 4月	魚住町西岡 1643	920-8880
〃	認定こども園ドリームキューピット保育園	80	〃 3 年 4月	二見町東二見 146-1	944-3929
〃	認定こども園リトルキューピット保育園	80	〃 3 年 4月	二見町東二見 539-2	944-3857
〃	野の花こども園	60	平成 15 年 4月	二見町西二見 216	949-2331

③ 小規模保育事業所 （令和４年４月１日現在）

区分	名称	定員	認可年月	所在地	電話
非営	ちゃいるどるーむ天文	19	令和 2 年 4月	天文町 1 丁目 4-11	914-2626
社福	保育ルームあかしちいさなCOCORO	19	〃 4 年 4月	東仲ノ町 4-47	912-8001
株式	コスモチャイルド保育園明石駅前園	18	平成 31 年 4月	大明石町 2 丁目 1-1 グリーンヒルホテル明石 1 階	913-0555
医療	クレーシュのぞみえん	18	〃 30 年 4月	船上町 7-23 アーバン・スクエア 205	926-1152
株式	おおぞら保育園西新町園	19	令和 3 年 4月	硯町 2 丁目 5-67	995-9131
〃	コスモチャイルド保育園明石園	18	平成 30 年 4月	大道町 1 丁目 5-1 ハイツヒラノ 1 階	940-8708
社福	はやしのちいさな保育園	19	〃 31 年 4月	林崎町 1 丁目 1-21MEDIC 林崎 1 階	923-3400
一社	ほしぞら保育園	19	令和 2 年 5月	和坂 2 丁目 1-29	925-0056
社福	ゆたかの花保育園	15	〃 2 年 9月	西明石南町 1 丁目 1-10(花園幼稚園内)	926-0250
〃	フルーツバスケットすえひろ保育園	19	〃 2 年 4月	西明石南町 2 丁目 17-16	925-2707
合同	ステラートきらキッズ保育園	18	平成 30 年 4月	野々上 3 丁目 16-6 西明石ピア 2 階	945-5897
社福	小久保保育園	19	令和 2 年 4月	小久保 5 丁目 7-17	940-9160
〃	明石こども小規模園	15	〃 4 年 4月	藤江 2029-3	915-7717
〃	サンライズキッズ保育園明石園	19	〃 4 年 4月	大久保町大久保町 592-4	050-5807-2408
〃	フルーツバスケットおおくぼみなみ保育園	19	〃 2 年 11月	大久保町ゆりのき通 3-1(大久保南幼稚園内)	935-2525
医療	クレーシュゆりのきえん	18	〃 29 年 3月	大久保町ゆりのき通 2 丁目 2-6 SHUNDO ビル 5 階	935-1152
社福	保育ルームゆりのきちいさな COCORO	19	令和 3 年 4月	大久保町ゆりのき通 1 丁目 2-3-4-106	935-0078
〃	もりのおと小規模保育園	19	〃 4 年 4月	大久保町八木 39-3	937-2810
株式	ニチイキッズ大久保駅前保育園	19	平成 30 年 4月	大久保町ゆりのき通 1 丁目 4-1 チャーム明石大久保駅前 1 階	937-1688
〃	ニチイキッズおおくぼきた保育園	18	令和 元 年 7月	大久保町駅前 2-7-4Myu ステージ大久保駅前 1 階	915-8511
〃	ニチイキッズおおくぼきたⅡ保育園	19	令和 2 年 4月	大久保町駅前 2-7-4Myu ステージ大久保駅前 2 階	915-7031
一社	星鈴プティ大久保園	15	令和 2 年 4月	大久保町駅前 2 丁目 6-3 ワインウェル 1 階	940-6548
株式	リトルワールドおおくぼ園	19	令和 3 年 4月	大久保町駅前 2 丁目 8-1	945-6622
〃	おおぞら保育園魚住園	19	令和 2 年 10月	魚住町錦が丘 3 丁目 9-5HYM ビル 3F	940-9909
社福	錦が丘小規模園	19	令和 元 年 12月	魚住町錦が丘 4-3-1 魚住モール 2F	946-2600
〃	スターキューピット保育園	19	令和 2 年 5月	二見町東二見 799-5	949-0701
〃	西二見小規模保育園	19	〃 30 年 4月	二見町西二見 89-7 兵庫二見ビル 101	939-3771
〃	明石の西ちいさな保育園	18	令和 2 年 4月	二見町西二見 1540-1	949-5000

⑵　保育施設を利用できる基準

保育施設を利用できる児童は、受入可能月齢が最も早い保育施設で、おおむね生後２か月から小学校に入学するまでの児童です。保護者のいずれもが次のいずれかの事情により、児童の保育ができない場合です。

①就　　労　―月６４時間以上働いている場合
②妊娠・出産　―妊娠中または出産後で休養が必要である場合
③障害・疾病　―病気やけが、または精神や身体に障害がある場合
④介護・看護　―月６４時間以上、親族を介護または看護している場合
⑤就職活動　―就職活動を継続的に行っている場合
⑥修　　学　―月６４時間以上、大学や職業訓練校、専門学校等に通っている場合
⑦育児休業　―すでに保育所等を利用している保護者が育児休業をする場合
⑧そ　の　他　―災害からの復旧を行っている場合
　　児童虐待やＤＶのおそれがある場合

⑶　保育時間

保護者の状況により「保育標準時間」（午前７時から午後６時まで）または「保育短時間」（午前８時３０分から午後４時３０分まで）の範囲内で保育します。なお、上記の保育時間を超えて保育が必要な場合は、午後６時から午後７時までの延長保育を実施します。その場合、事前に利用施設に申請し、施設長の承認を受けることが必要です。

⑷　保育料

父母、祖父母等、児童の保護者の前年度課税分または本年度課税分の市民税額に応じて、公私立保育施設とも「明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則」にしたがって決定します。なお、３歳以上の児童および０歳から２歳までの住民税非課税世帯の児童については、保育料の無償化が実施されています。また、明石市では子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、第２子以降の児童については保育料の無償化を実施しています。

⑸　年齢別保育施設利用状況　　（令和４年４月１日現在/単位：人）

区分	定員	内訳	年齢別施設利用児童数						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
市立	1,127	市内	19	119	187	246	268	284	1123
		市外からの受託	2	1	3	4	4	3	17
		計	21	120	190	250	272	287	1140
私立	7,400	市内	483	1251	1365	1373	1331	1246	7049
		市外からの受託	6	15	10	10	5	23	69
		計	489	1266	1375	1383	1336	1269	7118
計	8,527	市内	502	1370	1552	1619	1599	1530	8172
		市外からの受託	8	16	13	14	9	26	86
		計	510	1386	1565	1633	1608	1556	8258

⑹　勤務形態別施設利用状況　　（令和４年４月１日現在）

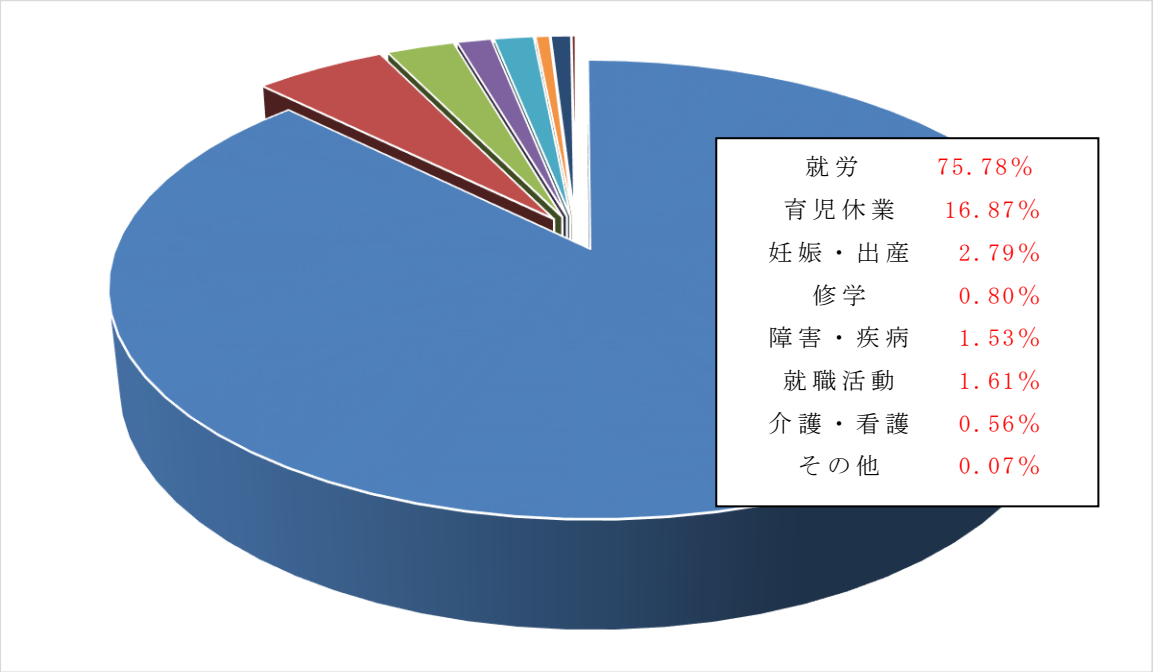

⑺　保育施設運営費状況　　（令和３年度実績）

保育施設は主に公費（国、県、市）により運営されていますが、その一部を保護者負担金（保育料）として徴収しています。

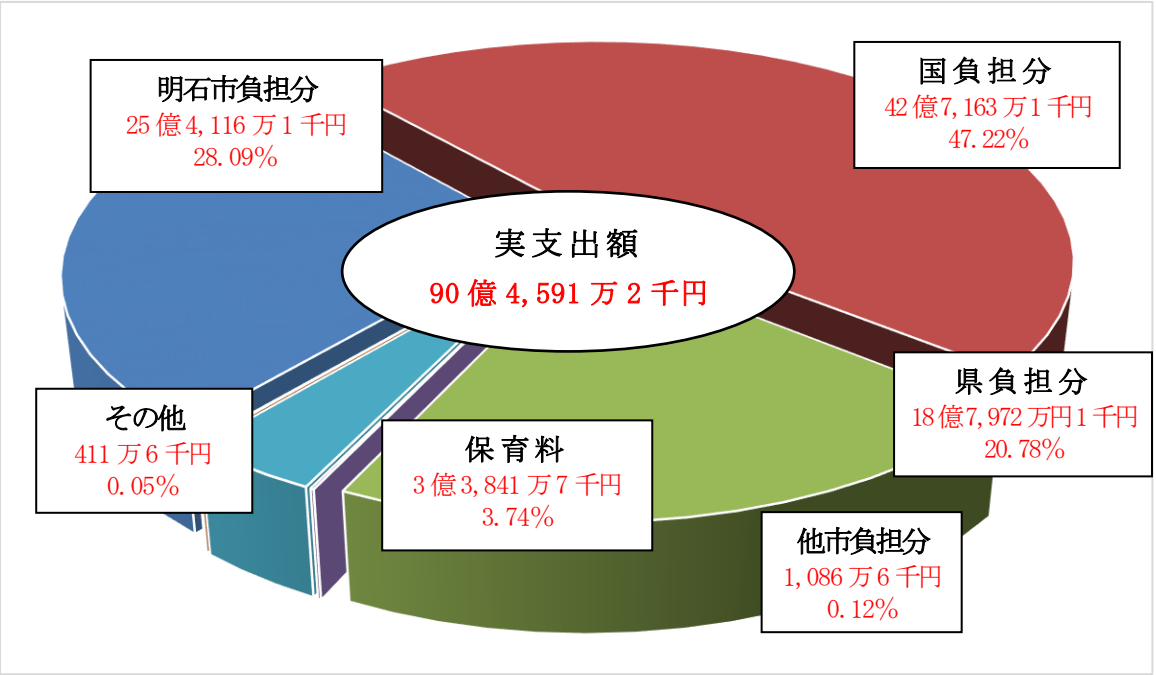

人件費を除く

2　一時預かり

保護者の病気やけが、育児疲れ、冠婚葬祭などのために、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前の児童を、専用施設や認可保育所（園）・認定こども園で一時的に預かります。

⑴　実施施設　（令和４年４月１日現在）

	名　　称	住　　所	電　　話
①	一時保育ルーム （にこにこ保育ルーム）	大明石町１丁目６番１号 パピオスあかし５階 あかしこども広場内	918-6371
②	めいまいピーノこども園	松が丘２丁目６	912-4000
③	長寿院保育園	人丸町２－26	918-1361
④	北おうじ虹こども園	北王子町 13-40	926-0260
⑤	和坂こども園	和坂１丁目 15－１	927-5110
⑥	あかし虹保育園	明南町１丁目８－８	939-5224
⑦	めいなん虹保育園	明南町１丁目７－13	922-6555
⑧	うみの風こども園	小久保４丁目５－１	921-1121
⑨	もりのおと小規模保育園	大久保町八木 39－３	937-2810
⑩	明石さくらんぼこども園	魚住町西岡 1643 番地	920-8880
⑪	なすみ保育園	魚住町清水 353	942-1702
⑫	ハンプティダンプティ保育園	二見町西二見 1604－1	945-0721
⑬	みらい保育園	二見町西二見駅前２丁目 121	965-6590

⑵　定　　員　①38 人　②～⑬1 か所につき数人程度

⑶　保育時間　①　午前９時～午後５時（延長保育無）
②～⑬施設により異なります。

⑷　保 育 料
②　市内児童：1 時間 400 円　市外児童：1 時間 700 円
②～⑬１日（午前８時～午後５時）3,000 円
半日（４時間以内）1,500 円
※いずれも延長１時間につき 400 円

3　病児・病後児保育

病気やけがの症状の進行が見られる時期（急性期）または、症状の進行が止まり治癒に向かっている時期（回復期）であり、保育所等での集団保育が困難な期間、専用施設で一時的に預かります。

⑴　利用できる児童

生後６か月から小学校６年生までの児童で、病気やけがの急性期または回復期にあり、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的に止むを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な場合。

⑵　施　　設

病児保育室にこ　　明石市鷹匠町１番 33 号　　TEL 070-6800-1299
（明石市立市民病院）

病児保育室ふたば　　明石市大久保町西島 742-3　　TEL 947-9700
（西江井島病院）

⑶　定　　員　　病児保育室にこ（明石市立市民病院）　　５名
病児保育室ふたば（西江井島病院）　　４名

⑷　保育時間　　午前７時３０分～午後６時まで（月曜日から金曜日）

⑸　利 用 料　　１日　市内児童　2,000 円（所得による減免あり）
市外児童　3,000 円

４　助産施設

妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができる施設です。本市では博愛産科婦人科で受け入れを行っています。

⑴　事業の内容

・妊婦の入所、助産

⑵　入所者数の推移　　（単位：人）

年　度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
入所者数	16	17	21	12	8

５　各種手当

⑴　児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的としています。

①　対象となる人

中学校修了前の児童を養育し、一定の要件を満たす人に支給されます。

② 手当の額（月額）

児童１人あたりの手当月額 （所得制限額未満の場合【児童手当】）	⇒	０ ～ ３ 歳 未 満	15,000 円
		３歳～小学校修了前まで（第１子・２子）	10,000 円
		３歳～小学校修了前まで（第３子以降）	15,000 円
		中 学 生	10,000 円 （一律）
児童１人あたりの手当月額（所得制限額以上、所得上限額未満の場合【特例給付】）⇒			5,000 円 （一律）
児童１人あたりの手当月額（所得上限額以上の場合）⇒			0 円 （支給無）

⑵ 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体又は精神に障害を有する児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。ただし、手当を受けようとする人及び同居している扶養義務者等との所得額が一定額以上ある場合は、支給されません。

① 対象となる児童

20 歳未満で、身体又は精神に重度障害又は中度障害のある児童

② 支給されない場合

次の要件に該当する場合は、支給されません。

ァ 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいない場合

ィ 児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合

ゥ 児童が障害を理由として、厚生年金などの公的年金を受けることができる場合

③ 手当の額

（令和４年４月１日現在/単位：円）

区 分	月 額
１級（重度障害児）	52,400
２級（中度障害児）	34,900

※児童一人につき

④ 支給対象児童数の推移

（各年度４月１日現在/単位：人）

年 度	支給対象児童数
平成 30	721
令和 元	742
令和 2	762
令和 3	826
令和 4	869

※兵庫県が審査・認定や手当の支払いを行ない、本市は申請の受付や兵庫県への進達を行なっています。

６ こども医療費の助成

こどもの健やかな成長を願い、医療費の自己負担額（保険診療分）の全部を所得制限なしで助成します。

対　象 … ０歳～18 歳（18 歳到達後の最初の３月 31 日まで）
※令和３年７月から対象年齢を拡充

7　未熟児養育医療の給付

身体の発育が未熟なまま出生した乳児（いわゆる未熟児）で、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めたものに対して養育医療の給付を行います。

給付対象児童数の推移　　（単位：人）

年　度	給付対象児童数
平成 29	62
平成 30	73
令和　元	105
令和　2	84
令和　3	82

8　放課後児童クラブ

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的として市内 28 小学校の全校に設置しています。

放課後児童クラブの運営は、市が委託する「公益財団法人　こども財団」が行っています。

⑴　設置状況

（令和４年４月１日現在）

	校　区	クラブ名	所　在　地	電話番号
1	松が丘小学校	松が丘児童クラブ	松が丘小学校内	917-1755
2	朝霧小学校	朝霧児童クラブ	朝霧小学校内	911-4150
3	人丸小学校	人丸児童クラブ	人丸小学校内	914-4498
4	中崎小学校	中崎児童クラブ	中崎小学校内	913-5290
5	明石小学校	明石児童クラブ	明石小学校内	920-8864
6	大観小学校	大観児童クラブ	大観小学校内	913-8234
7	王子小学校	王子児童クラブ	王子小学校内	927-8535
8	林小学校	林児童クラブ	林小学校内	925-3218
9	和坂小学校	和坂児童クラブ	和坂小学校内	927-6893
10	鳥羽小学校	鳥羽児童クラブ	鳥羽小学校内	927-2201
11	沢池小学校	沢池児童クラブ	沢池小学校内	921-0911
12	藤江小学校	藤江児童クラブ	藤江小学校内	922-7512
13	花園小学校	花園児童クラブ	花園小学校内	927-0911

14	貴崎小学校	貴崎児童クラブ	貴崎小学校内	925-6097
15	大久保小学校	大久保児童クラブ	大久保小学校内	935-2985
16	大久保南小学校	大久保南児童クラブ	大久保南小学校内	935-5401
17	高丘東小学校	高丘東児童クラブ	高丘東小学校内	934-6460
18	高丘西小学校	高丘西児童クラブ	高丘西小学校内	936-6136
19	山手小学校	山手児童クラブ	山手小学校内	934-7585
20	谷八木小学校	谷八木児童クラブ	谷八木小学校内	934-6671
21	江井島小学校	江井島児童クラブ	江井島小学校内	947-2990
22	魚住小学校	魚住児童クラブ	魚住小学校内	947-6785
23	清水小学校	清水児童クラブ	清水小学校内	942-0932
24	錦が丘小学校	錦が丘児童クラブ	錦が丘小学校内	947-4500
25	錦浦小学校	錦浦児童クラブ	錦浦小学校内	947-3582
26	二見小学校	二見児童クラブ	二見小学校内	943-6468
27	二見北小学校	二見北児童クラブ	二見北小学校内	943-1833
28	二見西小学校	二見西児童クラブ	二見西小学校内	944-1809

⑵　放課後児童クラブへ入所できる基準

市内に就学又は在住している児童で、保護者が次のいずれかの理由により、昼間家庭において育成を受けることができず、集団生活を営む上で著しく支障のない児童とします。

①就　　労　―昼間(児童が帰宅している時間)に就労している場合
②就　　学　―学校や職業訓練に通っている場合
③疾病・障がい　―病気やけが、または精神や身体に障害がある場合
④出　　産　―出産前後の休養が必要である場合
⑤就職活動　―就職活動を継続的に行っている場合
⑥親族の介護・看護　―親族の介護又は看護を継続的に行っている場合

⑶　開所時間

曜　日	通常時間	延長時間(朝) ※希望者のみ	延長時間(夕方) ※希望者のみ
平日(授業のある日) (月～金曜日)	授業終了後 ～17時00分	なし	① 17時00分～18時30分又は ② 17時00分～19時00分
土　曜　日	8時30分 ～17時00分	8時00分 ～8時30分	なし
長期休業日・代休日 (土曜日を除く)			③ 17時00分～18時30分又は ④ 17時00分～19時00分

⑷　利用料

①　保護者負担金

月額 8,000 円（8 月のみ 12,000 円）

※世帯区分ごとに金額が異なります。

ア　市民税非課税世帯　　月額　2,000 円（8 月は 3,000 円）

イ　生活保護世帯　　月額　2,000 円（8 月は 3,000 円）

ウ　ひとり親家庭等の世帯　月額　4,000 円（8 月は 6,000 円）

※兄弟姉妹が同時に利用する場合、2 人目以降、年長児童は 2 割減額します。

②　延長利用料（希望者のみ）

17 時 00 分～18 時 30 分　月額　2,000 円　　又は

17 時 00 分～19 時 00 分　月額　2,500 円

※延長時間（朝）8 時 00 分～8 時 30 分は無料です。

③　保険料

年額　800 円

④　おやつ代及び教材費等

月額　2,000～3,000 円程度（クラブにより異なります）

⑸　入所者の推移

（各年度 4 月 1 日現在/単位：人）

年　度	H30	H31	R2	R3	R4
入所者(人)	3,039	3,265	3,416	3,488	3,672

9　給付型奨学金

経済的な理由など家庭環境により、修学が困難なこどもたちが安心して夢に向かうことができるよう、高校進学に向けた奨学金を給付する制度です。

また、奨学金の給付だけでなく学習や相談の支援を行い、奨学生の高校進学・進学後の学校生活をサポートします。

⑴ 奨学金の内容（返済不要）

①　入学時準備金

30 万円を上限に実費給付

②　在学時支援金

毎月 1 万円（原則 3 年間）

⑵ 学習生活サポート

①　学習支援（希望者のみ）

（ア）高校入試に向けた学習支援

（イ）進路や生活に関する相談支援

②　学校生活支援

高校進学後の学習や生活に関する相談支援

⑶ 申込ができる人

① 学校教育法に規定する高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校、専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、特別支援学校に進学しようとする人で経済的な理由などで進学が難しい人

② 申込時点で 20 歳未満の人

③ 本人又は本人と生計を一にする家族が市内に在住している人

⑷ 奨学生の推移

年　度	令和 2	令和 3
奨学生(人)	110	200

子育て支援

少子化の進行や児童虐待の増加などを背景に、子育て支援は全国的な課題であり、その重要性が高まっています。こうした中で、安心して子どもを生み、育てることができる社会づくりや、子どもに配慮した環境の充実が求められています。

本市では、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、家庭における子育て支援や子育てしやすい地域社会づくりなど、子どもの健全育成に向けた施策を総合的に推進しています。

１　子育て支援センター事業

子育て支援センターは、安心して子どもを生み、子どもが心身ともに健やかに育ち、子育てが楽しいと実感できるよう、子育て支援施策を総合的に推進するための中核拠点として設置され、子育てについての相談や情報収集・提供、子育て支援講座等の開催などを行っています。

あかし子育て支援センター

⑴　施設の概要

設　置　場　所	明石市大明石町１丁目６番１号　明石駅前再開発ビル(パピオスあかし)5階
開　設　年　月	平成 16 年 10 月
施　設　内　容	376.76 ㎡

平成２９年１月より移転しています

⑵　利用案内

開所日時　　月曜日～日曜日　　９：００～１７：００

休 所 日　　毎月最終水曜日（最終水曜日が祝日、年末の休所日にあたる場合は、前週の水曜日）

年末年始

⑶　事業内容

①　子育て相談

子育て相談室において、子育てアドバイザーが子育てに関する悩みや不安などについて、電話や面接などにより相談を行っています。

ア　相談日時

原　則　月曜日～日曜日（休所日を除く）

電話相談　９：００～１７：００

来所相談　９：００～１７：００（来所相談は事前予約もできます。）

イ　相談件数　　（単位：件）

年　度	電話相談	来所相談	プレイルーム相談	計
平成 29	300	52	470	822
平成 30	293	40	596	929
令和元	257	61	799	1,117
令和 2	308	56	508	872
令和 3	251	39	502	792

②　プレイルーム

親子（就学前の子ども）が、おもちゃで遊んだり、親同士の交流や情報交換、仲間づくりなどをするスペースです。

来所者数　　（単位：人）

年　度	大人	子ども	計
平成 29	65,056	65,608	130,664
平成 30	61,364	63,184	124,548

令和元	50,190	51,852	102,042
令和 2	22,916	22,815	45,731
令和 3	26,761	26,711	53,472

③　子育て支援講座等の開催

子育て中の方を対象とした「子育てわいわいトーク」「ぴょぴょミニ講座」「おしゃべりサロン」などの講座や、子育てに関する講演会などを開催し、ライフステージに応じた学習機会を提供しています。

子育て支援センターおおくぼ

⑴　施設の概要

設　置　場　所	明石市大久保町ゆりのき通り１丁目 4－7 (明石こどもセンター内)
開　設　年　月	平成 19 年 3 月
施　設　内　容	プレイルーム　　72.50 ㎡

平成 31 年 4 月より移転しています

⑵　利用案内

開所日時　　火曜日～日曜日　　９：００～１６：００

休 所 日　　月曜日　年末年始

⑶　事業内容

①　子育て相談

子育てアドバイザーが子育てに関する悩みや不安などについて、面接による相談を行っています。

ア　相談日時(予約不要)

不定期開催

イ　相談件数　　（単位：件）

年　度	電話相談	来所相談	プレイルーム相談	計
平成 29	0	3	142	145
平成 30	4	108	784	896
令和元	2	217	677	896
令和 2	8	188	558	754
令和 3	10	167	473	650

②　プレイルーム

親子（おおむね３歳までの子ども）が、おもちゃで遊んだり、親同士の交流や情報交換、仲間づくりなどをするスペースです。

利用者数　　（単位：人）

年　度	大人	子ども	計
平成 29	11,673	12,166	23,839
平成 30	14,213	14,970	29,183
令和元	11,147	11,544	22,691
令和 2	6,648	6,601	13,249
令和 3	7,804	7,819	15,623

③　移動プレイルーム

大久保地区３か所で、各々月１回出張ひろばを開催しています。

来所者数　（単位：人）

年　度	大人	子ども	計
平成 29	233	282	515
平成 30	216	260	476
令和元	208	225	433
令和 2	55	60	115
令和 3	103	115	218

子育て支援センターうおずみ

⑴　施設の概要

設　置　場　所	明石市魚住町住吉 1 丁目 1 番 16 号
開　設　年　月	平成 22 年 10 月
施　設　内　容	プレイルーム　52.9 ㎡

⑵　利用案内

開所日時　月・火・水・金・土曜日　９：００～１６：００

休 所 日　木・日曜日、祝日、年末年始

⑶　事業内容

①　子育て相談

子育てに関する悩みや不安などについて、開所時に電話や面接などにより相談を行っています。

相談件数　（単位：件）

年　度	電話相談	来所相談	プレイルーム相談	計
平成 29	13	23	1,978	2,014
平成 30	1	44	103	148
令和元	2	45	74	121
令和 2	1	20	36	57
令和 3	0	24	33	57

②　プレイルーム

親子（おおむね３歳までの子ども）が、おもちゃで遊んだり、親同士の交流や情報交換、仲間づくりなどをするスペースです。

利用者数　（単位：人）

年　度	大人	子ども	計
平成 29	4,141	4,922	9,063
平成 30	3,941	4,912	8,853
令和元	3,308	4,458	7,766
令和 2	1,574	1,789	3,363
令和 3	2,019	2,279	4,298

③　出張ひろば

魚住地区の２か所で、各々月１回出張ひろばを開催しています。

利用者数　（単位：人）

年　度	大人	子ども	計
平成 29	117	138	255
平成 30	155	194	349
令和元	173	185	358
令和 2	95	104	199
令和 3	143	145	288

子育て支援センターにしあかし

⑴　施設の概要

設　置　場　所	明石市小久保 1 丁目 4－7 メゾン西明石 1 階
開　設　年　月	平成 22 年 11 月
施　設　内　容	プレイルーム　62.70 ㎡

⑵　利用案内

開所日時　月曜日～金曜日　９：００～１６：００

休 所 日　土・日曜日、祝日、年末年始

⑶　事業内容

①　子育て相談

子育てに関する悩みや不安などについて、開所時に電話や面接などにより相談を行っています。

相談件数　（単位：件）

年　度	電話相談	来所相談	プレイルーム相談	計
平成 29	1	19	292	312
平成 30	4	26	232	262
令和元	1	36	176	213
令和 2	3	25	205	233
令和 3	2	27	167	196

②　プレイルーム

親子（おおむね３歳までの子ども）が、おもちゃで遊んだり、親同士の交流や情報交換、仲間づくりなどをするスペースです。

利用者数　（単位：人）

年　度	大人	子ども	計
平成 29	4,971	5,480	10,451
平成 30	4,780	5,196	9,976
令和元	5,544	5,889	11,433
令和 2	2,848	3,008	5,856
令和 3	4,369	4,510	8,879

③　出張ひろば

西明石地区の２か所で、各々月１回出張ひろばを開催しています。

利用者数　（単位：人）

年　度	大人	子ども	計
平成 29	224	235	459
平成 30	235	254	489
令和元	185	191	376
令和 2	101	102	203
令和 3	100	100	200

２　利用者支援事業

平成２７年７月より、下記の２か所の子育て支援センターで子育てナビゲーターを配置して、子育て家庭が、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、子育てに関する情報の提供や相談、援助等を行っています。

あかし子育て支援センター

相談件数　（単位：件）

年　度	電話相談	来所相談	プレイルーム相談	計
平成 29	95	18	97	210
平成 30	119	20	127	266
令和元	96	22	186	304
令和 2	125	17	114	256
令和 3	113	22	99	234

子育て支援センターうおずみ

相談件数　（単位：件）

年　度	電話相談	来所相談	プレイルーム相談	計
平成 29	13	0	1,813	1,826
平成 30	6	16	948	970
令和元	5	8	780	793
令和 2	0	0	482	482
令和 3	0	1	686	687

３　明石市ファミリーサポートセンター

子育ての応援をして欲しい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となり、保育所（園）・幼稚園等への送迎や、自宅での子どもの預かりなどの子育ての援助活動を有償で行う組織で、仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を図るものです。

⑴　利用対象者

①　依頼会員……市内在住または在勤の方で、おおむね生後３か月～小学校６年生までのお子さんをお持ちの方

② 提供会員……市内在住で心身ともに健康で子育てに意欲のある方
自宅での子どもの預かりや保育所（園）等への送迎ができる方で、センターが実施する講習会を修了した方

③ 両方会員……依頼会員と提供会員を兼ねた方

⑵ 活動内容

・保育所（園）、幼稚園などへの送迎
・保育所（園）、幼稚園などの登園前、降園後の預かり
・放課後児童クラブの迎え
・小学校、放課後児童クラブ終了後の預かり
・保護者の病気、用事、リフレッシュなどの際の預かり

⑶ 利用料金

月曜日～金曜日(7：00～19：00)	1時間 700円
上記以外の時間(6:00～7:00)(19:00～22:00)及び土、日、祝日、年末年始	1時間 800円
送迎のみ30分以内の場合	500円

① きょうだいは、2人目から半額になります。
② おやつ、食事、交通費等は別途実費が必要です。
③ 宿泊を伴う預かり、病気中及び病気回復期の送迎や預かりは、行いません。

⑷ 明石市ファミリーサポートセンター事務所所在地

明石市大明石町1丁目6番1号　明石駅前再開発ビル(パピオスあかし)5階
TEL 915-1277　FAX 915-1288

⑸ 会員数（各年度3月末現在）　（単位：人）

年　度	依頼会員	提供会員	両方会員	計
平成29	1,065	340	80	1,485
平成30	1,071	354	81	1,506
令和元	1,133	295	69	1,497
令和2	945	307	71	1,323
令和3	1,014	310	64	1,388

⑹ 活動回数　（単位：回）

年　度	活動回数
平成29	1,782
平成30	1,510
令和元	1,695
令和2	1,277
令和3	1,849

4　子育て学習室事業

家庭や地域の子育て力を充実したものにするため、「地域で子育てを」を大きなねらいとして、子育て中の親子や、地域の子育てに関心のある人などが遊びや体験学習などを通して共に育ち合う場として、市立幼稚園・認定こども園区 28 か所を拠点として活動しています。

⑴　対 象 者

乳幼児とその保護者、子育てに関心のある方、地域のボランティアとして子育てを支援したいと考えておられる方などです。

⑵　活動内容

各学習室によって違いますが、親子ふれあい遊び、水遊び、絵本の読み聞かせ、座談会など多岐にわたっています。幼稚園や地域の公的施設、公園などで様々な活動を自主運営で展開する中で、子育ての楽しさを感じたり、子育ての大切さについて学ぶ場です。

⑶　参加者数　（単位：人）

年　度	大人	子ども	計
平成 29	866	1,041	1,907
平成 30	837	1,027	1,864
令和元	725	816	1,541
令和 2	503	556	1,059
令和 3	435	456	891

5　子育て家庭ショートステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とします。

⑴　利用対象者　18 歳未満の児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童

⑵　利 用 事 由　保護者の疾病、出産、育児不安・疲れ、看病疲れ、看護、介護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張等

⑶　利 用 日 数　原則 7 日以内

⑷　利用者負担　（1 人 1 日当たり/単位:円）

区　分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	その他の世帯
2 歳未満児慢性疾患児	0 円	1,100 円	5,350 円
2 歳以上児	0 円	1,000 円	2,750 円
緊急一時保護の母親（2 歳児以上の母親に限る）	0 円	300 円	750 円

※一般日常生活に必要な諸経費以外については、別途料金が必要です。

⑸　利用児童数　（延日数/単位：日）

年　度	2歳未満児	2歳以上児
平成29	171	423
平成30	186	617
令和元	148	636
令和2	31	441
令和3	75	746

6　トワイライトステイ

⑴　利用対象者　18歳未満の児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童

⑵　利用事由　保護者の仕事等

⑶　利用日数　平日夜間、休日（宿泊なし）

⑷　利用者負担

（1人1日当たり/単位:円）

区　分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	その他の世帯
平日 17:00～22:00	0円	400円	950円
休日 9:00～17:00	0円	450円	1,800円

※休日とは、土日祝日のことです。
※一般日常生活に必要な諸経費以外については、別途料金が必要です。

⑸　利用児童数　（延日数/単位：日）

年度	2歳未満児	2歳以上児
平成29	0	10
平成30	29	49
令和元	33	89
令和2	0	77
令和3	28	228

7　里親制度

実親の死亡、病気、離婚、家出などの事情により、どうしても家族と一緒に暮らすことができない児童又は虐待を受けたことにより心身に影響を受けた児童等を、温かい家庭に迎え入れて育てようとする制度です。

⑴　里親の種類

①　養育里親　…児童が学校を卒業し、就職して自立できるようになるまでの間又は家庭に戻るまでの間(原則満18歳まで)養育する里親

②　親族里親　…両親の死亡、行方不明又は拘禁等の状況となった児童を三親等内の親族が養育する里親

③　養子縁組里親　…養子縁組によって養親となることを希望する里親

④　専門里親　…児童虐待等の行為により心身に影響を受けた児童を2年以内の期間を定めて養育する里親

⑵　里親登録世帯数等の推移

（各年４月１日現在）

年　度	里親登録世帯数（世帯）
平成 29	23
平成 30	24
令和元	36
令和 2	43
令和 3	44
令和 4	52

8　明石市児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）

次世代を担う子どもを心豊かに健やかに育成するため、家庭、学校、地域、関係機関が一体となって、子どもに対する虐待や育児放棄の予防を図るとともに、子どもの非行や犯罪を未然に防止し、健全育成に向けた施策を総合的に推進します。

⑴　構　　成

代表者会議、支援策検討所属長会議・同実務者会議、地域サポート会議で構成します。

⑵　支援策検討会議の開催状況　（単位：回）

内容 年度	全体会	支援策検討 所属長会議	支援策検討 臨時実務者会議	支援策検討 定例実務者会議
平成 29	1	6	19	12
平成 30	1	6	24	12
令和元	1	2	32	12
令和 2	1	－	22	12
令和 3	1	2	17	11

9　育児支援家庭訪問事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対し、安定した児童の養育が可能となるよう、家事及び育児等の援助並びに保健師等による専門的な訪問支援を行います。

⑴　支援の対象

① 養育者の出産前後から児童が就学するまでの時期の育児疲れ、ストレス等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭又は虐待のおそれやリスクを抱える家庭

② 心身の発達に諸問題を有しているおそれのある児童のいる家庭

⑵　内　　容

①　子育て訪問相談

ア　看護職等による、産褥期又は、未熟児・多胎児の養育者に対する育児

指導、育児相談、保健指導若しくは養育者の身体的・精神的不調状態に対する相談・指導

イ　臨床心理士、看護職・保育士等による、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する相談・指導

ウ　看護職・保育士等による、心身の発達に諸問題を有しているおそれのある児童に関する相談・指導

②　産前・子育て応援・育児支援ヘルパー派遣

ホームヘルパーによる、育児・家事援助及び相談又は助言

（平成 27 年 7 月より、2 時間分のヘルパー利用無料券を配布する「子育てスタート応援事業」を開始。）

(3)　支援の状況（平成 17 年 10 月事業開始）

①　子育て訪問相談

年　　度	保健師等による訪問	臨床心理士による訪問	保育士による訪問
平成 29	延 43 回（0 世帯）	延 1 回（1 世帯）	延 96 回（8 世帯）
平成 30	延 18 回(1 世帯)	延 0 回(0 世帯)	延 133 回(11 世帯)
令和元	延 35 回（4 世帯）	延 9 回（1 世帯）	延 115 回（17 世帯）
令和 2	延 40 回（3 世帯）	延 12 回（1 世帯）	延 115 回（15 世帯）
令和 3	延 18 回（3 世帯）	延 0 回（0 世帯）	延 130 回（11 世帯）

②　産前・子育て応援・育児支援ヘルパー派遣

年　　度	派遣世帯数	派遣時間数
平成 29	100 世帯	3,859.0 時間
平成 30	191 世帯	4,457.0 時間
令和元	104 世帯	6,690.0 時間
令和 2	130 世帯	5,632.0 時間
令和 3	116 世帯	5,856.5 時間

※令和 2 年度より、「産後ヘルパー派遣」を「子育て応援ヘルパー派遣」に名称変更しています。

１０　明石市こども基金

こども基金は、市の出資金と民間団体・個人からの寄付金を元にして設置した基金です。子どもたちの健やかな育ちを願って、市民が主体的に行う子育て支援活動及び児童健全育成活動に助成などを行い、その活動を支援するとともに地域での子育て意識の醸成を図ります。

○　基金の状況

①　令和３年度の寄附等の額　　3,361,535 円

（個人・団体 33 件、募金等）

②　令和３年度の活用状況

ア　公募による、子育て支援、児童健全育成活動へ助成（38 団体）

イ　「こども夢文庫」の運営助成(7か所)

１１　こどもスマイル100%プロジェクト

こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査の機会において、子どもの健康状態が確認できなかった場合に、保健師等が、日中、夜間に家庭訪問し、全ての子どもの健康状態を直接会って確認することに取り組んでいます。

１２　赤ちゃんの駅事業

乳幼児を連れた人が授乳やオムツ替えのため、気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その周知に努めることで子育て家庭の外出を支援し、地域全体で子育て家庭を応援する意識を高めていきます。

○登録施設数の推移（各年度3月末現在）　（単位：件）

年　度	公共施設	民間施設	計
平成29	60	39	99
平成30	60	42	102
令和元	60	45	105
令和2	60	46	106
令和3	60	45	105

１３　あかし子育て相談ダイヤル

24時間365日体制で相談を受け付け、仕事や育児で、日中忙しい保護者からの夜間・休日の緊急相談にも対応し、子育ての不安・負担の軽減を図るとともに、支援の必要な子ども及び家庭の早期発見、早期対応につなげています。

○相談件数の推移

年　度	件数
平成29	1,217
平成30	1,869
令和元	2,040
令和2	2,168
令和3	1,902

※平成28年11月から開始

１４　あかしこども相談ダイヤル

家のこと、学校のこと、身体のことなど、こどもが抱える様々な悩みに対してこども自身が相談できる場として、24時間365日体制で相談に応じています。

○相談件数の推移

年　度	件数
平成30	111
令和元	154
令和2	78
令和3	42

※平成30年6月から開始

１５　あかしこども広場管理運営事業

平成 29 年 4 月に明石駅前再開発ビル内にあかしこども広場がオープンし、妊娠期から中高生まで幅広い年齢の子育てをサポートする総合施設が誕生しました。同施設には、あかし子育て支援センターや親子交流スペースをはじめとする子育て支援施設と中高生世代交流施設があり、子育て支援施設としての機能を活かしながら、親子で交流を深めたり、子育てに関連する講座も随時開催するなど、様々な子育て支援活動の場の提供と支援に取り組んでいます。

≪おもな施設の利用時間と利用対象者≫

親子交流スペース ハレハレ

利用時間等	月曜日～日曜日　　９：３０～１７：００ ７０分利用（総入替え制）１日５回運営
休所日	毎月最終水曜日 （最終水曜日が祝日、年末の休所日にあたる場合は、前週の水曜日） 年末年始
利用料金	市内在住：無料 市外在住：ひとり３００円／回
利用対象者	小学生以下の子どもとその保護者

中高生世代交流施設（AKASHI ユーススペース）

利用時間等	月曜日～日曜日　　９：００～２１：００
休所日	毎月最終水曜日 （学校長期休業期間中は開所。最終水曜日が祝日、年末の休所日にあたる場合は、前週の水曜日） 年末年始
利用料金	音楽スタジオ：５００円／h ダンススタジオ：１，９００円／h ※附属設備（楽器、アンプなど）は別途料金 ※中高生の利用は全て無料
利用対象者	主に中高生（一般の利用も可能） ※混雑時間帯は中高生世代の利用が優先となります。

一時保育ルーム

利用時間等	月曜日～日曜日　　９：００～１７：００
休所日	年末年始 その他臨時休所日（年間３日程度）
利用料金	市内児童　１時間あたり４００円 市外児童　１時間あたり７００円
対象者	６ヵ月～就学前児童

・各施設の利用状況

年度	親子交流スペース（ハレハレ）	一時保育ルーム	中高生世代交流施設（AKASHI ユーススペース）（音楽スタジオ・ダンススタジオを含む）	貸室（多目的ルーム、工作ルーム、キッチンルーム）
平成 29	117,989 人	4,143 人	37,532 人	1,215 件
平成 30	135,262 人	4,696 人	45,289 人	1,755 件
令和元	113,671 人	5,104 人	48,117 人	1,808 件
令和 2	45,029 人	3,881 人	26,510 人	1,133 件
令和 3	69,738 人	3,911 人	27,792 人	2,888 件

※あかし子育て支援センター及び明石市ファミリーサポートセンターについては別途掲載しています。

１６　おむつ定期便事業

子育て経験のある見守り支援員（配達員）が、毎月３千円相当の紙おむつやミルク等の赤ちゃん用品を無料で配達し、育児の不安や悩みをお聴きしながら、赤ちゃんと保護者の見守りを行います。

⑴　対象者

明石市内に住民登録のある０歳児（申請できるのは生後９か月目まで）

⑵　期間

生後３か月から１歳の誕生月まで毎月配達

（転入の場合は、転入月の３か月後から１歳の誕生月まで毎月配達）

○　配達件数

年　度	件数
令和 2	8,765
令和 3	26,092

※令和 2 年 10 月から開始

母子・寡婦等の福祉

すべての母子家庭等の児童が、心身ともに健やかに育ち、また父母が健康で文化的な生活を営めるよう保障しようとする母子福祉の基本理念に基づき、本市においては種々の施策をすすめています。

現在、最近の景気の低迷の中で、児童の健全育成と生計維持という二重の責務を負っている母子家庭等にとっては、その生活は一層きびしいものがあると想像されます。これらの母子家庭等の福祉向上のためいろいろな施策をすすめています。

また、寡婦をとりまく環境も依然として経済的にも不安定な状態にあります。このような寡婦に対しても、資金の貸付を行い、経済的自立の援助を行っています。

1　母子父子相談・婦人相談

⑴　母子父子自立支援員

母子父子自立支援員は、母子家庭等の相談に応じ、その自立に必要な指導を行っています。

①　母子父子相談の概要

相談窓口	明石市児童福祉課
業務開始	昭和28年4月1日
相談員	２人（平成28年度まで婦人相談員兼務）
相談日	月～金曜日　9：00～17：00
相談事項	母子父子寡婦福祉資金等の貸付相談、子どもの教育、住宅等母子父子家庭での問題

②　相談件数の推移　（単位：件）

相談内容／年度	生活一般 ・住宅問題 ・就職問題 ・その他	児童問題 ・教育 ・非行 ・その他	生活援護 ・母子父子寡婦福祉資金 ・その他	計
平成28	65	183	78	326
平成29	158	237	187	582
平成30	110	138	168	416
令和元	138	112	235	485
令和2	144	157	508	809
令和3	113	182	416	711

2　資金の貸付

母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子父子寡婦福祉資金は、兵庫県の貸付事業で、現在12種類あり、母子父子家庭・寡婦自立支援を目的とした制度です。

（資料編P187参照）

貸付件数等の推移　（単位：件・円）

年度	貸付決定件数	貸付決定金額
平成29	7	8,926,500
平成30	5	10,062,000
令和元	1	400,000
令和2	1	1,000,000
令和3	4	2,820,000

3　ひとり親家庭生活向上事業

ひとり親家庭等は就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理や育児、自身の健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えています。これら生活一般に係る相談に家庭訪問等により応じて、ひとり親家庭等の不安や負担を軽減し、生活の向上を図ります。

①　支援内容

来所相談、電話相談及び家庭訪問型相談により、家計のやりくり、こどもの教育費や日常の困りごとについて相談に応じ、必要な助言や各種支援策の情報提供をするほか、専門機関への取次ぎ等を行います。

4　ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、家事サービスをはじめとした日常生活に関する支援を行います。

①　対象家庭

市内に居住の２０歳未満の児童がいる母子・父子家庭または寡婦（夫）で、仕事や病気、家族の看病等により一時的に支援を必要とする家庭等、また、未就学児を養育している家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的な支援を必要とする家庭

②　支援内容

掃除・洗濯・生活必需品の買物・保育手伝い（３歳以上）・学童の送迎・児童の生活指導等

5　児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の安定と自立、および児童の健やかな成長のために、児童の父又は母もしくは父又は母に代わってその児童を養育している人に支給されます。また、父母がいても父又は母に極めて重度の障害がある場合には支給されます。ただし、手当を受けようとする人及び同居している扶養義務者等の所得額が一定額以上ある場合や手当を受けようとする人や児童等が公的年金等を受けている場合は、その全部又は一部が支給されません。

①　対象となる児童

18歳到達後最初の３月31日までの間にある児童又は20歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当２級に該当する程度）以上の障害がある児童で次のいずれかに該当するとき

ア　父母が婚姻を解消した児童

イ　父又は母が死亡した児童

ウ　父又は母が重度の障害の状態にある児童

エ　父又は母の生死が明らかでない児童など

②　支給されない場合

次の要件に該当する場合は、支給されません。

ア　手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいない場合

ィ　児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く。）などに入所している場合

ゥ　対象となる児童が父又は母の配偶者等に養育されている場合など

③　手当の額

（令和４年４月１日現在/単位：円）

区　　分		児童１人目	児童２人目	児童３人目以降（１人につき）
手当月額	全部支給	43,070	＋10,170	＋6,100
	一部支給	43,060 ～10,160	＋10,160 ～5,090	＋6,090 ～3,050

④　受給者数の推移

（各年度３月31日現在/単位：人）

年　度	受給者数
平成28	2,346
平成29	2,235
平成30	2,114
令和元	2,070
令和２	2,077
令和３	2,103

６　ひとり親家庭応援貸付金事業

児童扶養手当はまとめて支給されるため、児童扶養手当の１か月相当分の貸付金を手当支給のない月に交付することで、毎月の収入のばらつきをなくし家計の安定と児童の健やかな成長を支援します。

７　母子家庭等医療費の助成

母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童並びにこれに準ずる児童の保健の向上と、児童の健やかな成長を願い、医療費の一部（保険診療の自己負担分）を助成します。

○　対象となる人

18歳以下（18歳到達後、最初の３月31日まで）の児童又は20歳未満で高等学校等に在学中の児童を扶養している、ひとり親家庭の父又は母、配偶者が心身障害により長期にわたって労働ができない父又は母及びその児童並びに両親のいない児童で、父又は母及び扶養義務者等の所得額が一定額未満であるとき（児童はこども医療が優先）。

８　母子家庭等自立支援給付金事業

母子家庭の自立支援メニューとして実施しており、自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進給付金の２種類があります。

①　自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、厚生労働省が指定している講座を受講した場合、受講料の一部を助成し、主体的な能力開発の取り組みを支援する事業です。

②　高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の自立に向けた就業に有利な資格取得の促進を目的とし、資格を取得するために専門学校などで修業する場合について、生活費の負担の軽減を図るため給付金を支給する制度です。

こども健康センター

母子健康手帳の発行や、妊婦・乳幼児の健康診査、乳幼児等の予防接種など、妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目ない支援を実施しています。

1 こども健康センターの概要

施設の概要　（令和４年４月１日現在）
所 在 地　　明石市大明石町１丁目６番１号　パピオスあかし６階

［施設の案内］

階数・用途・室名・番号等	面積	主な設備・器具
事務室	181.33㎡	事務用机、椅子、ノートパソコン、監視カメラ
カウンセリング室	24.0㎡	机、椅子、ラック
相談室・指導室	175.82㎡	折り畳み机
ロビー	205.37㎡	椅子、絵本棚、こども用シンク、テレビ、ＤＶＤデッキ、長椅子、監視カメラ
健診室	265.64㎡	机、椅子、ホワイトボード、身長・体重計、ライト、オートレフケラトメーター、ベビーベット、プロジェクター、マイク
診察室・中待	158.76㎡	診察机、椅子、長椅子、診察台、ライト、オートクレーブ
授乳室・親子 WC	35.15㎡	おむつ替えシート、調乳温水器、大人用・こども用便座
倉庫	161.99㎡	収納棚

2　母子保健

母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊婦から乳幼児を対象に、母子健康手帳の交付をはじめ、健康診査・健康相談等を実施しています。

⑴　母子健康手帳交付

こども健康センターにおいて母子健康手帳を交付し、健康管理のために活用を促し、保健師による妊婦の面談を行っています。

＜実績＞　交付人数　（単位：人）

区分／年度	こども健康センター
平成 29	2,749
平成 30	2,691
令和元	2,775
令和 2	2,646
令和 3	2,598

※平成 29 年 1 月 27 日から、こども健康センターで交付窓口を一元化

⑵　妊産婦・新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業

母体の健康の保持増進を図ることや、新生児の健全な発育を促し、保護者の不安を解消し育児支援を行うことを目的に実施しています。また、乳児家庭全戸訪問では養育支援ネット等で状況が把握できなかった場合に訪問を行い、情報提供や支援を行っています。

※平成 29 年度より妊産婦訪問は子育て世代包括支援センター事業へ移管

＜実績＞　　（単位：人）

区分 年度	訪問人数		
	妊産婦	新生児	全戸
平成 29※	－	1,452	－
平成 30	－	1,474	－
令和元	－	1,489	490
令和 2	－	1,489	635
令和 3	－	1,724	535

⑶　子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的見地から相談を受け、切れ目のない支援体制を構築しています（平成 28 年度より実施）。また、妊産婦（プレママ BOOK）や父（プレパパ手帳）、祖父母（まご育て応援）向けの情報誌作成や配布のほか、妊婦面談後にタクシー券を交付しています。

①　妊娠届出・転入時の面談状況　　（単位：人）

区分 年度	妊娠届出数	転入 妊婦数	合計	妊婦面談 実施人数	タクシー券 交付者数
平成 29	2,749	239	2,988	2,912	2,973
平成 30	2,691	252	2,943	2,842	2,841
令和元	2,775	241	3,016	2,927	2,922
令和 2	2,646	288	2,874	2,779	2,860
令和 3	2,598	211	2,809	2,785	2,783

②　支援状況　　（単位：人）

区分 年度	ハイリスク 妊婦数	訪問	面談	電話	手紙	他機関連携
平成 29	402	70	11	314	11	130
平成 30	350	360	86	862	14	295
令和元	409	323	101	743	22	203
令和 2	413	378	104	1,166	14	274
令和 3	444	357	71	1,029	13	180

※ﾀｸｼｰ券の交付は、こども健康センター移転後（平成 29 年 1 月 27 日）から実施
※平成 29 年 1 月 26 日までは、保健センター・市民センター・サービスコーナーで妊娠届出を実施しており、保健センターでの妊娠届出者のみ面談を実施

⑷　産前・産後サポート支援事業

妊産婦が抱える悩みや不安に対し、妊娠中から必要な支援を行い、健やかな育児を行うことができるよう、妊産婦の心理的・身体的な支援を実施しています。

＜実績＞

①産前・産後サポート事業

母同士の交流及び育児相談

区分 年度	デイサービス型 （参加型のひろば）		アウトリーチ型
	開催回数	参加人数	訪問延件数
平成 29	6	368	15
平成 30	24	1,342	23
令和元	22	1,097	21
令和 2	－	－	36
令和 3	－	－	22

②産後ケア事業（産科医療機関や助産所、開業助産師等に委託）

乳房ケア、休息、沐浴等の育児支援及び育児相談

区分 年度	宿泊型		デイサービス型		アウトリーチ型	
	実人数	延泊数	実人数	延回数	実人数	延回数
令和元	4	7	5	8	11	11
令和 2	43	108	23	56	195	318
令和 3	68	186	59	154	235	371

※令和元年度はモデル事業として実施

⑸　妊婦健康診査事業

妊婦の健康増進を図るため、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成します。助成券上限 5,000 円を 12 回分と上限 10,000 円を 2 回分、および補助券 4,000 円分 5 枚、1,000 円分 20 枚を助成。合計 14 回を限度に上限 120,000 円を助成しています。

＜実績＞　助成券交付人数（単位：人）

年度	交付者数
平成 29	2,991
平成 30	2,948
令和元	3,019
令和 2	2,880
令和 3	2,811

平成 29 年 1 月 27 日よりこども健康センターでのみ申請できます。

※平成 18 年 7 月から事業開始、平成 19 年度まで上限 15,000 円を 1 回助成（所得制限あり）、平成 20 年度は、上限 4,000 円を 5 回助成（所得制限なし）平成 21 年度から上限 4,000 円を 12 回、上限 11,000 円を 2 回、合計 14 回を限度に上限 70,000 円を助成。平成 27 年度から助成券とあわせて補助券 1,000 円×12 枚、上限 82,000 円を助成。令和元年 7 月から上記のとおり変更

⑹　妊婦歯科健康診査事業

妊娠期の健康管理と口腔衛生の向上を図ることを目的としています。市内の協力医療機関にて、500円で歯科健診を受けることが出来ます。

＜実績＞　（単位:人）

区分／年度	対象者	受診者	受診率(%)
平成 29	2,989	815	27.3
平成 30	2,946	844	28.6
令和元	3,016	822	27.3
令和 2	2,877	784	27.3
令和 3	2,811	792	28.2

⑺　新生児聴覚検査事業

先天性難聴を早期に発見し、適切な支援を受けることができるよう、出生直後に実施される新生児聴覚検査の費用について 5,000 円を上限に助成しています。（令和 2 年度から実施）

＜実施状況＞　（単位:人）

区分／年度	出生数	受検者	受検率(%)	パス			リファー			リファー率（%）		
				自動ABR	OAE	検査方法不明	自動ABR	OAE	検査方法不明	自動ABR	OAE	検査方法不明
令和 2	2,658	2,395	90.1	2,260	92	2	39	2	0	1.7	2.1	0.0
令和 3	2,734	2,618	95.8	2,476	91	0	44	7	0	1.7	7.1	0.0

⑻　乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、運動機能・視聴覚・精神発達の異常や疾病の早期発見に努め、その後の早期治療・療育につなげ、健やかな発育・発達を促すとともに育児支援を目的として実施しています。

＜実績＞

①　4 か月児健康診査（令和 2 年度から個別健康診査）　（単位：人）

区分／年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	受診結果				
				異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療
平成 29	2,761	2,720	98.5	1,937	295	354	112	22
平成 30	2,882	2,829	98.2	2,143	264	326	79	17
令和元	2,698	2,543	94.3	1,811	277	367	84	4
令和 2	2,804	2,759	98.4	1,891	274	266	316	12
令和 3	2,726	2,662	97.7	1,553	213	434	452	10

②　10 か月児健康診査（個別健康診査）　（単位：人）

区分／年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	受診結果				
				異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療
平成 29	2,785	2,653	95.3	1,957	253	372	67	4
平成 30	2,783	2,681	96.3	2,036	252	335	58	0
令和元	2,878	2,782	96.7	2,109	232	388	51	2
令和 2	2,794	2,624	93.9	1,966	269	326	60	3
令和 3	2,689	2,586	96.2	1,889	258	362	74	3

③ １歳６か月児健康診査（歯科健診を併せて実施しています。）　（単位：人）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	受診結果					
				異常なし	既医療	要観察		要精密	要医療
						身体面	精神面		
平成 29	2,807	2,736	97.5	1,796	239	98	654	55	5
平成 30	2,838	2,761	97.3	1,815	264	92	658	39	4
令和元	2,910	2,697	92.7	1,726	201	138	674	60	5
令和 2	2,880	2,969	103.1	1,829	272	118	810	65	6
令和 3	2,879	2,777	96.5	1,645	287	150	767	62	5

※要観察は重複あり

④　３歳６か月児健康診査

尿検査、歯科健診、オートレフケラトメーターを使った眼科検査、必要時に耳鼻科検査を併せて実施しています。

＜実施状況＞　（単位：人）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	異常なし
平成 29	2,467	2,335	94.6	1,613
平成 30	2,934	2,872	97.9	1,935
令和元	2,889	2,687	93.0	1,529
令和 2	2,936	2,994	102.0	1,786
令和 3	2,936	2,817	95.9	1,438

身体面の内訳　（単位：人）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	受診結果				
				異常なし	既医療	要観察	要精密	要観察
平成 29	2,467	2,335	94.6	1,997	196	85	56	1
平成 30	2,934	2,872	97.9	2,486	211	100	69	6
令和元	2,889	2,687	93.0	2,235	158	133	161	0
令和 2	2,936	2,994	102.0	2,563	189	122	118	2
令和 3	2,936	2,817	95.9	2,219	185	242	171	0

精神面の内訳　（単位：人）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	受診結果				
				異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療
平成 29	2,467	2,335	94.6	1,951	68	273	43	2
平成 30	2,934	2,872	97.9	2,321	88	402	61	0
令和元	2,889	2,687	93.0	2,182	107	340	58	0
令和 2	2,936	2,994	102.0	2,438	84	428	44	0
令和 3	2,936	2,817	95.9	2,225	82	453	57	0

眼科の内訳　（単位：人）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	受診結果				
				異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療
平成 29	2,467	2,335	94.6	2,084	49	2	198	2
平成 30	2,934	2,872	97.9	2,544	37	21	270	0
令和元	2,889	2,687	93.0	2,333	50	16	288	0
令和 2	2,936	2,994	102.0	2,655	50	7	282	0
令和 3	2,936	2,817	95.9	2,485	43	12	277	0

耳鼻科の内訳　（単位：人）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	受診結果				
				異常なし	既医療	要観察	要精密	要医療
平成 29	2,467	459	18.6	332	26	7	6	109
平成 30	2,934	512	17.5	344	26	17	8	117
令和元	2,889	506	17.5	361	41	17	11	99
令和 2	2,936	540	18.4	358	27	19	8	128
令和 3	2,936	658	22.4	399	31	16	4	208

※受診者数に含まない既医療者あり

⑤　２歳児歯科健康診査（個別健康診査）

乳歯の生えそろう２歳児を対象に、市内の指定歯科医療機関にて歯科健康診査とフッ化物塗布（希望する２歳児のみ）を実施します。

＜実績＞　（単位：人）

区分 年度	対象者数	子どもの受診者数	フッ化物塗布実施者数	受診率(%)
平成 29	2,810	1,920	1,823	68.3
平成 30	2,862	1,964	1,877	68.6
令和元	2,814	1,868	1,772	66.4
令和 2	2,988	2,017	1,956	67.5
令和 3	3,102	1,900	1,800	61.3

⑼　母子保健相談、親子教室

発育・発達状況にあわせた個別相談として、乳幼児保健相談、心理士によるすくすく相談、家庭訪問･電話相談を実施しています。

その他発達状況に応じ集団で親子教室を開催しています。

＜実績＞　指導延人数　（単位:人）

年　度	乳幼児保健相談	すくすく相談	電話相談等	親子教室
平成 29	455	115	5,156	1,284
平成 30	495	137	5,103	1,300
令和元	487	145	4,203	1,227
令和 2	185	155	6,114	758
令和 3	195	183	5,145	886

⑽　分娩前新型コロナウイルス感染症検査（PCR 検査）費用助成事業

新型コロナウイルス感染症の罹患への不安に対し、安心して出産できるよう妊婦の不安を解消するため 20,000 円を上限に助成しています。（令和２年度から実施）

＜実施状況＞　（単位：件）

区分／年度	市内協力医療機関	市内協力医療機関以外の医療機関で実施（償還）	合計
令和２	0	4	4
令和３	2	10	12

３　予防接種

市では、次の予防接種を行っています。　（令和３年度の実施状況）

種類	対象		接種方法
ヒブワクチン	生後２月以上５歳未満		1～4 回接種 （接種開始時期によって接種回数は異なる） ・生後２月以上７月未満に開始した場合：4 回接種 ・生後７月以上 12 月未満に開始した場合：3 回接種 ・1 歳以上 5 歳未満に開始した場合：1 回接種
小児用肺炎球菌	生後２月以上５歳未満		1～4 回接種 （接種開始時期によって接種回数は異なる） ・生後２月以上７月未満に開始した場合：4 回接種 ・生後７月以上 12 月未満に開始した場合：3 回接種 ・生後 12 月以上 24 月未満に開始した場合：2 回接種 ・2 歳以上 5 歳未満に開始した場合：1 回接種
B 型肝炎 （H28.10 月～定期接種開始）	1 歳に至るまでの間　（平成 28 年 4 月 1 日以後生まれ）		3 回接種 ・2 回目接種は 1 回目から 27 日以上 ・3 回目接種は 1 回目から 139 日以上
ロタウイルス	ﾛﾀﾘｯｸｽ	生後 6 週 0 日から 24 週 0 日に至るまでの間	2 回接種 （出生 14 週 6 日までに初回接種） ・2 回目接種は 1 回目から 27 日
	ﾛﾀﾃｯｸ	生後 6 週 0 日から 32 週 0 日に至るまでの間	3 回接種 （出生 14 週 6 日までに初回接種） ・次回接種は前回から 27 日
四種混合 百日せき ジフテリア 破傷風 ポリオ	1 期（初回・追加） 生後３月～90 月に至るまでの間		1 期初回　３回接種 1 期追加　１回接種 (1 期初回 3 回終了後、1 年から 1 年 6 カ月の期間に接種)
B C G	1 歳に至るまでの間		１回接種
麻しん及び風しん	1 期：生後 12 月～24 月に至るまでの間 2 期：5 歳以上 7 歳未満		1 期　　1 回接種 2 期　　1 回接種
水痘	生後 12 月から 36 月に至るまでの間		２回接種
日本脳炎	1 期（初回・追加） 生後 6 月～90 月未満に至るまでの間 （特例）4 歳～20 歳未満 2 期　9 歳～13 歳未満 （特例）9 歳～20 歳未満		1 期初回 2 回接種 1 期追加 1 回接種 (1 期初回 2 回終了し、概ね 1 年後) 2 期　　1 回接種
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11 歳～13 歳未満		1 回接種

子宮頸がん	小 6～高 1 相当の女子	3 回接種

① ヒブワクチン接種状況 （単位：人）

区分 / 年度	初回					追加			合計
	対象者	1 回目	2 回目	3 回目	接種率(%)	対象者	接種者数	接種率(%)	
平成 29	2,661	2,679	2,717	2,729	102.6	2,758	2,697	97.8	10,822
平成 30	2,725	2,838	2,829	2,825	104.9	2,808	2,751	97.9	11,243
令和元	2,816	2,656	2,573	2,534	91.3	2,848	2,689	94.4	10,452
令和 2	2,679	2,745	2,893	2,984	114.3	2,931	3,007	102.5	11,629
令和 3	2,631	2,727	2,699	2,653	100.8	2,749	2,785	101.3	10,864

※平成 22 年 4 月 1 日より 2 歳未満を対象に助成開始。
※平成 22 年 1 月 26 日より助成対象を 5 歳未満まで拡大。
※平成 25 年 4 月 1 日より予防接種法に基づく法定予防接種に位置づけられた。

② 小児用肺炎球菌ワクチン接種状況 （単位：人）

区分 / 年度	初回					追加			合計
	対象者	1 回目	2 回目	3 回目	接種率(%)	対象者	接種者数	接種率(%)	
平成 29	2,661	2,676	2,720	2,738	102.9	2,758	2,703	98.0	10,837
平成 30	2,725	2,840	2,827	2,831	103.8	2,808	2,730	96.7	11.228
令和元	2,816	2,692	2,693	2,740	97.3	2,848	2,837	99.6	10,962
令和 2	2,679	2,686	2,753	2,785	103.9	2,931	2,867	97.8	11,091
令和 3	2,631	2,728	2,700	2,654	100.9	2,749	2,746	99.9	10,828

※平成 22 年 11 月 26 日より助成開始。
※平成 25 年 4 月 1 日より予防接種法に基づく法定予防接種に位置づけられた。

③ B 型肝炎ワクチン接種状況 （単位：人）

年 度	対象者数	1 回 目	2 回 目	3 回 目	接種率(%)
平成 29	2,661	2,658	2,678	2,779	104.4
平成 30	2,725	2,815	2,798	2,679	98.3
令和元	2,816	2,713	2,695	2,782	98.8
令和 2	2,679	2,705	2,766	2,766	103.6
令和 3	2,631	2,715	2,683	2,590	98.4

※平成 28 年 10 月 1 日より定期接種が実施された。

④ ロタウイルスワクチン接種状況 （単位：人）

年 度	対象者数	1 回 目	2 回 目	3 回 目	接種率（%）
令和 2	2,679	768	640	－	68.6
	(1,340)	425	341	279	
令和 3	2,631	1,761	1,715	－	100.5
	(1,316)	938	949	929	

※令和 2 年 10 月 1 日より定期接種が実施された。
※対象者：当該年度 4 月 1 日現在の 0 歳児人口÷2

⑤　不活化ポリオワクチン接種状況　（単位：人）

区分／年度	第Ⅰ期初回					第Ⅰ期追加			合計
	対象者数	1回目	2回目	3回目	接種率(%)	対象者数	接種者数	接種率(%)	
平成29	2,661	2	7	13	0.5	2,758	59	2.1	81
平成30	2,725	0	2	5	0.2	2,808	32	1.1	39
令和元	2,816	0	1	1	0.0	2,848	6	0.2	8
令和2	2,679	0	0	0	0.0	2,931	3	0.1	3
令和3	2,631	0	0	0	0.0	2,749	1	0.0	1

⑥　三種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風）接種状況　（単位：人）

区分／年度	第Ⅰ期初回					第Ⅰ期追加			合計
	対象者数	1回目	2回目	3回目	接種率(%)	対象者数	接種者数	接種率(%)	
平成25	2,598	40	97	146	5.6	2,648	2,446	91.1	2,729
平成26	2,494	12	15	22	0.9	2,700	501	18.6	550
平成27	2,634	2	6	3	0.1	2,609	7	0.3	18

※四種混合に移行のため、平成27年度で終了

⑦　四種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ）接種状況　（単位:人）

区分／年度	第Ⅰ期初回					第Ⅰ期追加			合計
	対象者数	1回目	2回目	3回目	接種率(%)	対象者数	接種者数	接種率(%)	
平成29	2,661	2,752	2,762	2,785	104.7	2,758	2,703	98.0	11,002
平成30	2,725	2,806	2,832	2,837	104.1	2,808	2,854	101.6	11,329
令和元	2,816	2,743	2,741	2,755	97.8	2,848	2,825	99.2	11,064
令和2	2,679	2,776	2,833	2,871	107.1	2,931	2,940	100.3	11,420
令和3	2,631	2,694	2,650	2,669	101.4	2,749	2,740	99.7	10,753

⑧　ＢＣＧ接種状況　（単位：人）

区分／年度	対象者	ＢＣＧ接種者数（含法定外）	接種率(%)
平成29	2,661	2,731	102.6
平成30	2,725	2,802	102.8
令和元	2,816	2,686	95.4
令和2	2,679	2,835	105.8
令和3	2,631	2,646	100.6

※平成17年4月1日から結核予防法施行令の一部改正によりツベルクリン反応検査が廃止され、ＢＣＧ接種の対象が4歳未満から生後6月未満となりました。
※平成19年4月1日付結核予防法の廃止に伴い、予防接種法に位置づけとなりました。
※平成25年4月1日から接種の対象が1歳未満へと引き上げられました。

⑨　麻しん・風しん接種状況　（単位：人）

年　度	第１期						
	対象者	麻しん風しん混合		麻しん		風しん	
		接種者数	接種率(%)	接種者数	接種率(%)	接種者数	接種率(%)
平成 29	2,758	2,731	99.0	0	0.0	0	0.0
平成 30	2,808	2,805	99.9	0	0.0	0	0.0
令和元	2,848	2,846	99.9	0	0.0	0	0.0
令和 2	2,931	2,726	93.0	0	0.0	0	0.0
令和 3	2,749	2,704	98.4	0	0.0	0	0.0

※1 期対象者：当該年度 4 月 1 日　1 歳児人口

年　度	第２期						
	対象者	麻しん風しん混合		麻しん		風しん	
		接種者数	接種率(%)	接種者数	接種率(%)	接種者数	接種率(%)
平成 29	2,778	2,709	97.5	0	0.0	0	0.0
平成 30	2,818	2,712	96.2	0	0.0	0	0.0
令和元	2,727	2,636	96.7	0	0.0	0	0.0
令和 2	2,905	2,813	96.8	0	0.0	0	0.0
令和 3	2,938	2,839	96.6	0	0.0	0	0.0

※２期対象者：当該年度 4 月 1 日　5 歳児人口

⑩　水痘ワクチン接種状況　（単位：人）

区分／年度	対象者数	１回目	２回目	接種率（%）
平成 29	2,758	2,760	2,630	95.4
平成 30	2,808	2,812	2,741	97.6
令和元	2,848	2,861	2,711	95.2
令和 2	2,931	2,749	2,874	98.1
令和 3	2,749	2,704	2,675	97.3

※平成２６年１０月定期接種化

⑪　日本脳炎接種状況　（単位：人）

区分／年度	Ⅰ期初回				Ⅰ期追加			Ⅱ期		
	対象者数	被接種者数		接種率(%)	対象者数	被接種者数	接種率(%)	対象者数	被接種者数	接種率(%)
		1回目	2回目							
平成 29	2,642	2,740	2,721	103.0	2,768	2,619	94.6	2,681	2,012	75.0
平成 30	2,823	3,072	3,025	107.2	2,704	2,578	95.3	2,672	2,187	81.8
令和元	2,926	2,908	2,924	99.9	2,860	2,790	97.6	2,718	2,377	87.5
令和 2	2,907	2,817	2,887	99.3	2,932	2,656	90.5	2,691	2,394	88.9
令和 3	2,914	1,453	1,412	48.5	2,910	904	31.1	2,848	811	28.5

※平成 17 年 5 月 30 日付厚生労働省より「定期の予防接種における日本脳炎のワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて」という緊急勧告が出された。
※平成 21 年 6 月第 1 期のみ新ワクチン導入
※平成 22 年 3 月 9 日旧ワクチンの製造中止
※平成 22 年度より第 1 期の標準的な接種期間に該当する者（3 歳児に対する初回接種）に対する積極的勧奨が再開
※平成 22 年 8 月 27 日より第 2 期の年齢で第 1 期の未接種分の接種が可能となる特例措置が設けられた。

※平成23年5月20日より勧奨差し控えにより接種を受ける機会を逸した者(平成7年6月1日～平成19年4月1日生）のみ、対象年齢を4歳以上20歳未満とする特例措置が設けられた。

⑫　二種混合（ジフテリア、破傷風）接種状況　（単位：人）

区分／年度	第Ⅰ期（90月未満）			
	第Ⅰ期初回		第Ⅰ期追加	合計
	1回目	2回目		
平成29	0	0	0	0
平成30	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0
令和2	0	0	0	0
令和3	0	0	0	0

第Ⅱ期（満11～13歳未満）			
年度	対象者数	被接種者数	接種率(%)
平成29	2,623	2,003	76.4
平成30	2,671	2,158	80.8
令和元	2,699	2,242	83.1
令和2	2,686	2,333	86.8
令和3	2,744	2,183	79.6

※百日咳に罹患した乳幼児を対象に実施

⑬　子宮頸がんワクチン接種状況　（単位：人）

年度	対象者	被接種者			接種率(%)
		1回目	2回目	3回目	
平成29	1,304	3	4	2	0.1
平成30	1,275	4	4	3	0.2
令和元	1,252	26	22	13	1.0
令和2	1,338	201	152	93	7.1
令和3	1,316	527	505	421	32.0

※平成22年 9月 1日より小学6年生～中学1年生の女子を対象に助成開始。
※平成22年11月26日より助成対象を高校1年生まで拡大する。
※平成25年 4月 1日より予防接種法に基づく法定予防接種に位置づけられた。
※平成22年　小6～高1相当女子が対象
※平成23年中1～高2相当女子が対象
※平成24年　中1～高3相当女子人口
※平成26年6月14日から積極的勧奨を中止
※令和2年10月に接種対象者へ情報提供を実施
※令和3年 5月 小6～高1相当女子へ情報提供を実施

⑭　乳幼児法定外予防接種状況（平成27年6月から）　（単位：人）

年度	ロタウイルス	おたふくかぜ	インフルエンザ	B型肝炎	合計
平成29	2,979	392	390	63	3,824
平成30	3,400	479	567	28	4,474
令和元	3,465	453	674	3	4,595
令和2	2,396	427	534	1	3,358
令和3	0	589	508	0	1,097

第３章
生活への支援

生活保護・生活困窮者支援

日本国憲法第 25 条は「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。

生活保護法は、憲法が保障する生存権を実現するための制度のひとつとして制定されています。その第１条には「この法律は日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とうたわれています。

このように生活保護制度は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的としています。この自立の助長は、最低限度の生活の保障とともに、この制度をつらぬく大原則となっています。

また、生活困窮者自立支援制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために生活困窮者に対して包括的な支援を行うものです。

生活困窮者の自立の尊厳の確保及び生活困窮者を通じた地域づくりを制度の目標に置いており、その具体的な特徴は、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援とされており自治体においては法に基づく事業のほか各種関連制度・機関との連携が求められています。

1　生活保護のしくみ

⑴　保護の種類と範囲

最低生活の保障は、次のように８種類の扶助から構成され、世帯個々の生活維持の必要に応じて行われます。

①　生活扶助　食費や衣類など個人の消費にあてる費用の援助と家具や光熱水費など世帯共通の消費にあてる費用などの援助

②　住宅扶助　家賃や土地代などの住宅費用の援助

③　教育扶助　学級費、給食費、教材代など義務教育に必要な費用の援助

④　介護扶助　介護等を必要とする者に対し、介護サービス（居宅介護・福祉用具・住宅改修・施設介護・移送）のために必要な費用の援助

⑤　医療扶助　病気やケガの治療に必要な費用、メガネ・松葉杖・義肢など医療上必要な治療材料の費用、入院・転医・往診時の移送に必要な費用の援助

⑥　出産扶助　出産のために必要な費用の援助

⑦　生業扶助　技術を身につけたり、仕事につくため、また高等学校等就学に必要な費用の援助

⑧　葬祭扶助　葬儀のために必要な費用の援助

さらに、一時的な需要に応じるための費用の援助として一時扶助があります。

⑵　最低生活費の基準例　（令和 4 年 4 月 1 日現在）

世帯類型 ＼ 基準額等	標準３人世帯	母子３人世帯	高齢２人世帯	高齢１人世帯
	33 歳男（無職） 29 歳女（無職） 4 歳子	30 歳女（無職） 7 歳子 2 歳子	72 歳男（無職） 67 歳女（無職）	70 歳女（無職）
生活扶助 基準生活費加算 教育扶助 住宅扶助（限度額）	141,930 円 児童 10,190 円 — 52,000 円	140,710 円 母子・児童43,980 円 3,680 円 52,000 円	115,890 円 — 48,000 円	71,690 円 — 40,000 円
合計	204,120 円	240,370 円	163,890 円	111,690 円

※ なお、平成 21 年 7 月から小、中、高校生については学習支援費が支給されています。高校生については高校就学費用が別途支給されます。

2　被保護世帯・人員等

⑴　被保護世帯数等の推移

（各年４月現在）

年　度	被保護世帯数(世帯)	保　護　人　員(人)	保　護　率(%)
平成 30	3,977	5,432	1.8
令和元	3,915	5,217	1.8
令和 2	3,897	5,141	1.7
令和 3	3,868	5,076	1.7
令和 4	3,881	5,040	1.7

⑵　世帯類型

（各年４月現在）

年　度	区　分	高齢世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	計
平成 30	世帯数(世帯)	1,977	259	469	833	439	3,977
	比　率（%）	49.8	6.5	11.8	20.9	11.0	100.0
令和元	世帯数(世帯)	2,006	224	466	792	427	3,915
	比　率（%）	51.3	5.7	11.9	20.2	10.9	100.0
令和 2	世帯数(世帯)	2,028	227	460	761	421	3,897
	比　率（%）	52.1	5.8	11.8	19.5	10.8	100.0
令和 3	世帯数(世帯)	2,016	203	461	729	459	3,868
	比　率（%）	52.2	5.2	11.9	18.8	11.9	100.0
令和 4	世帯数(世帯)	2,023	203	465	699	491	3,881
	比　率（%）	52.2	5.2	12.0	18.0	12.7	100.0

⑶　扶助別世帯数及び人員

（各年４月現在）

年　度	区　分	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
平成 30	世帯数(世帯)	3,413	3,562	241	732	3,479	0	96	7
	人員（人）	4,704	4,872	345	766	4,352	0	113	7
令和元	世帯数(世帯)	3,360	3,510	217	759	3,357	0	101	5
	人員（人）	4,514	4,694	309	792	4,088	0	117	5
令和 2	世帯数(世帯)	3,350	3,494	209	792	3,118	0	73	12
	人員（人）	4,473	4,647	308	827	3,620	0	83	12
令和 3	世帯数(世帯)	3,312	3,459	181	800	3,057	0	69	5
	人員（人）	4,386	4,562	279	835	3,532	0	74	5
令和 4	世帯数(世帯)	3,327	3,446	173	828	3,013	0	51	11
	人員（人）	4,360	4,506	260	856	3,462	0	60	11

3　保護の概要

(1)　保護申請等の状況　（単位：件）

年　度	相談件数	開始件数	廃止件数
平成 29	823	408	464
平成 30	742	375	427
令和元	902	407	423
令和 2	991	420	448
令和 3	998	440	423

(2)　扶助費の執行状況

区分 ＼ 年度		平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
生　活	延人員(人)	59,766	58,411	55,624	53,702	53,702	53,250
	金額（千円）	3,045,017	2,920,121	2,700,753	2,540,633	2,540,633	2,516,786
	比率(%)	(33.5)	(31.8)	(30.4)	(30.0)	(30.0)	(29.9)
住　宅	延人員(人)	61,080	59,993	57,350	55,326	55,326	54,404
	金額（千円）	1,524,315	1,503,044	1,460,219	1,443,010	1,443,010	1,435,225
	比率(%)	(16.7)	(16.4)	(16.5)	(17.0)	(17.0)	(17.1)
教　育	延人員(人)	4,886	4,600	3,961	3,316	3,316	3,167
	金額（千円）	56,674	49,436	41,332	32,390	32,390	28,142
	比率(%)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(0.4)	(0.4)	(0.3)
出　産	延人員(人)	1	1	2	1	1	2
	金額（千円）	38	276	161	250	250	615
	比率(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
生　業	延人員(人)	2,090	1,870	1,622	1,250	1,250	1,096
	金額（千円）	38,556	36,407	26,828	19,377	19,377	17,013
	比率(%)	(0.4)	(0.4)	(0.3)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
葬　祭	延人員(人)	81	95	96	124	124	124
	金額（千円）	18,954	21,771	19,836	23,614	23,614	22,677
	比率(%)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.3)	(0.3)	(0.3)
就労自立給付金	延人員(人)	34	49	40	37	37	42
	金額（千円）	2,414	3,197	2,726	1,744	1,744	1,936
	比率(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
進学準備給付金	延人員(人)			22	19	19	10
	金額（千円）			3,200	2,900	2,900	1,200
	比率(%)			(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
施　設	延人員(人)	329	395	347	393	393	423
	金額（千円）	71,103	75,867	68,417	76,809	76,809	83,975
	比率(%)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(0.9)	(0.9)	(1.0)
医　療	延人員(人)	54,265	53,449	50,390	42,426	42,426	41,882
	金額（千円）	4,204,073	4,418,407	4,391,322	4,181,605	4,181,605	4,167,690
	比率(%)	(46.2)	(48.1)	(49.5)	(49.5)	(49.5)	(49.5)
介　護	延人員(人)	8,356	9,429	9,598	9,850	9,850	10,261
	金額（千円）	142,984	150,170	158,626	143,010	143,010	141,713
	比率(%)	(1.6)	(1.7)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(1.7)
合　計	延人員(人)	191,270	188,292	179,052	166,443	166,443	164,661
	金額（千円）	9,100,480	9,178,696	8,873,420	8,465,342	8,465,342	8,416,972
	比率(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
延世帯数（世帯）		48,355	48,167	47,148	46,999	46,608	46,608
延人員数（人）		67,067	66,197	63,503	62,127	61,172	60,612

4　生活困窮者支援の概要

(1)　生活困窮者自立相談支援事業

（単位：件）

生活困窮者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげています。

また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援等を行っています。

年　度	相談件数
平成 29	310
平成 30	320
令和 元	272
令和 2	1,341
令和 3	1,056

(2)　住居確保給付金

（単位：件）

離職・廃業又は個人の責に帰すべき理由・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少したことにより住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。

年　度	支給件数
平成 29	1
平成 30	1
令和 元	2
令和 2	64
令和 3	21

(3)　生活困窮者家計改善支援事業

（単位：件）

失業や債務問題等を抱える生活困窮者に対して、家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計管理に関する相談に応じ、家計管理に係る指導、公的貸付機関の紹介等の支援を行っています。

年　度	申込件数
平成 29	3
平成 30	4
令和 元	14
令和 2	1
令和 3	4

(4)　生活困窮者一時生活支援事業

（単位：人）

住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、一定期間、宿泊場所の提供等を行っています。

年　度	利用人数
平成 29	2
平成 30	3
令和 元	1
令和 2	1
令和 3	2

(5)　生活困窮者学習・生活支援事業

（単位：人）

生活困窮及び生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言等を行っています。

年　度	登録者数
平成 29	40
平成 30	41
令和 元	46
令和 2	37
令和 3	37

(6)　生活困窮者就労準備支援事業

生活リズムが崩れている等就労に向けた準備が必要な生活困窮者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力形成に向けて、計画的かつ一貫した支援を行っています。

（単位：人）

年　度	利用人数
平成 30	2
令和 元	12
令和 2	9
令和 3	2

5　法外援護事業の状況

生活保護世帯生活福祉資金貸付事業

被保護世帯および生活保護申請世帯が臨時的に出費を要する場合等に貸し付けています。

（単位：件・円）

年　度	貸付延人員	貸付延金額
平成 29	354	5,027,000
平成 30	313	4,361,000
令和 元	266	3,913,000
令和 2	308	4,571,000
令和 3	316	4,787,000

6　行旅死亡人等の援護

⑴　行旅死亡人の援護

行旅途中で死亡し引取者がない場合に、縁故者にかわって、死亡人の葬祭執行、遺留金品の保管処分等その他必要な援護を行っています。

（単位：件・円）

年　度	取扱件数	金　額
平成 29	1	243,540
平成 30	0	0
令和 元	0	0
令和 2	2	471,248
令和 3	1	208,503

⑵　旅費困窮者の一時保護

旅費困窮者に対し、隣接市までの旅費（乗車券）を一時的に援護しています。

（単位：件・円）

年　度	取扱件数	金　額
平成 29	52	19,580
平成 30	59	22,630
令和 元	45	17,120
令和 2	51	20,120
令和 3	43	18,290

国民健康保険

国民健康保険は、他の医療保険に加入していない市民などを対象として、病気、ケガ、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度です。

私たちは、毎日元気で暮らしたいと思っていますが、いつ、どこで病気やケガになり費用がいくらかかるかわかりません。

国民健康保険は「もしも・・・」の時に安心して医療が受けられるように、「加入者の皆さんが出し合う保険料」と「国や県・市からの公費など」により医療費をまかなう助け合いの制度です。

1　被保険者

日本では国民皆保険制度により、すべての国民には公的な医療保険への加入が義務づけられています。よって、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している場合や、生活保護を受けている場合を除き、すべての人（※）は国民健康保険（以下「国保」という。）に加入しなければなりません。

国保に加入している人が明石市に転入した場合や、退職や被扶養者の認定の取り消しなどの理由で、職場の健康保険の資格がなくなったことにより国保に加入しなければならない場合、世帯主は事由が発生した日から 14 日以内に届出しなければなりません。

なお、届出が遅れると、明石市に転入した日や職場の健康保険の資格がなくなった日まで遡って加入することとなり、最長で２か年度前からの保険料を納めなければなりません。

また、国保に加入している人が市外に転出する場合や職場の健康保険に加入した場合、世帯主は国保の脱退を届出しなければなりません。

※住民基本台帳法の適用となる外国籍の人（医療や観光等を目的として入国した人などは除く）を含む。

《世帯数及び被保険者数》

	世帯数	被保険者数	（再掲）未就学児	（再掲）前期高齢者	（再掲）70 歳以上
平成 29 年度	39,739 世帯	63,146 人	1,654 人	29,219 人	14,142 人
平成 30 年度	38,750 世帯	60,717 人	1,576 人	28,448 人	14,830 人
令和元年度	37,650 世帯	58,389 人	1,523 人	27,533 人	15,447 人
令和 2 年度	37,451 世帯	57,605 人	1,488 人	27,237 人	16,256 人
令和 3 年度	37,458 世帯	57,116 人	1,409 人	27,197 人	16,988 人

2　保険料

国保に加入した人は、必ず国民健康保険料（以下「国保料」という。）を納付しなければなりません。国保料は世帯単位で賦課され、世帯主が納付義務を負います。

⑴　保険料の計算方法

医療分、支援分、介護分ごとに①～③を被保険者数、加入月数に応じて計算し、その合計が保険料となります。ただし、賦課限度額が保険料の上限となります。

①　所得割 …… 前年中の基準総所得金額×料率

②　均等割 …… 世帯の加入者数に応じて計算される額

③　平等割 …… １世帯当たりの額

《料率一覧》

		応能割	応益割		賦課限度額（円）
		①所得割（%）	②均等割（円）	③平等割（円）	
2018年度	医療分	6.84	27,100	19,220	540,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	190,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	160,000
2019年度	医療分	6.84	27,100	19,220	580,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	190,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	160,000
2020年度	医療分	6.84	27,100	19,220	610,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	190,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	170,000
2021年度	医療分	6.84	27,100	19,220	630,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	190,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	170,000
2022年度	医療分	6.84	27,100	19,220	650,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	200,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	170,000

⑵　保険料の納付方法及び納期

①　保険料の納付方法

・普通徴収（口座振替や納付書払いで納付する方法）

・特別徴収（年金からの天引きで納付する方法）

②　保険料の納期

１年間（４月から翌年３月）の保険料について、普通徴収は７月（第１期）～翌年３月（第９期）の９回に分けて納めます。保険料決定通知書及び納付書は７月に送ります。

特別徴収は４月（特別徴収１期）から翌年２月（特別徴収６期）の６回に分けて世帯主の年金から天引きします。

なお、年度途中から加入の世帯は、資格取得月からの保険料を届出の翌月から３月までに分けて納めます（前年度以前分は届出日の翌月の１回払いとなります）。保険料の納期は、次のとおりです。

《普通徴収の納期限》

期別	納期限
第１期	７月末日
第２期	８月末日
第３期	９月末日
第４期	10月末日
第５期	11月末日
第６期	12月28日
第７期	１月末日
第８期	２月末日
第９期	３月末日

《特別徴収の徴収月》

期別	徴収月
特別徴収１期	４月
特別徴収２期	６月
特別徴収３期	８月
特別徴収４期	10月
特別徴収５期	12月
特別徴収６期	２月

＊納期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります。

⑶　保険料収納率

（現年度決算）

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
普通徴収	調定額(千円)	5,519,051	5,177,337	4,996,116	4,926,823	4,893,958
	収入額(千円)	5,189,048	4,862,295	4,686,880	4,665,679	4,653,866
	収納率(%)	94.02	93.91	93.81	94.70	95.09
特別徴収	調定額(千円)	274,147	246,058	236,842	246,363	241,935
	収入額(千円)	274,147	246,058	236,842	246,363	241,935
	収納率(%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
合計	調定額(千円)	5,793,198	5,423,395	5,232,958	5,173,186	5,135,893
	収入額(千円)	5,463,195	5,108,353	4,923,722	4,912,042	4,895,801
	収納率(%)	94.30	94.19	94.09	94.95	95.32

3　保険給付

国民健康保険では、次のような給付が受けられます。

⑴　療養の給付（療養給付費）

病気やケガで診療を受けるときは、医療機関の窓口で保険証を提示すれば、医療に要した費用の１割から３割を一部負担金として支払うだけで、残りの医療費は国保で負担します。

※　国保で受けられない治療としては次のものがあります。

①　正常な妊娠、出産

②　歯列矯正

③　美容整形

④　健康診断、予防接種

⑤　交通事故等によるケガ（第三者行為）

⑥　仕事中のケガ(労災保険)

⑵　その他の給付

①　入院時食事療養費の給付

入院中の食事については標準負担額(食事代)を支払うだけで、残りは国保から支払われます。市民税非課税世帯の場合は限度額適用・標準負担額減額認定証の医療機関への提示または申請により減額を受けることができます。

②　療養費の支給

急病で保険証を持たずに診療を受けたときなど、費用の全額を支払った場合は、後日申請により保険適用された額の７割から８割が支給されます。

③　高額療養費の支給

医療機関窓口での支払いが自己負担限度額を超えた世帯は、申請をして認められると、その超えた部分が高額療養費として支給されます。

なお、入院時の食事代や差額ベッド代など保険適用外の医療費は合算できません。

④　高額介護合算療養費の支給

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の両方の自己負担（年間）を合算して、その額が高額介護合算の限度額（年間）を超えた場合は、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

⑤　出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、出生児１人につき下記（※）を限度に支給されます。

※出産育児一時金支給額

出産年月日	産科医療補償制度	
	対象	対象外
令和４年１月１日から 令和５年３月 31 日まで	42 万円	40 万８千円
令和３年 12 月 31 日以前	42 万円	40 万４千円

⑥　葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、葬儀を行った人（喪主）に５万円が支給されます。

⑦　移送費の支給

緊急時などやむを得ない事情で、医師の意見書により移送を必要としたとき、申請することにより国保が必要と認めた範囲が移送費として支給されます。

⑧　傷病手当金の支給

給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができないときに傷病手当金が支給されます。

⑨　人間ドック検診費用の助成制度

35 歳から 74 歳までの被保険者を対象に人間ドック検診費用の助成を行っています（定員 700 人）。

《給付状況一覧表》

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
① 高額療養費						
	件数(件)	41,416	46,041	49,759	49,825	53,619
	支給額(千円)	2,381,423	2,499,436	2,443,171	2,385,696	2,507,080
② 高額介護合算療養費						
	件数 (件)	134	61	90	78	87
	支給額 (千円)	2,211	947	1,757	1,727	2,586
③出産育児一時金						
	件数(件)	270	233	207	180	198
	給付額(千円)	113,128	97,668	86,700	75,392	82,936
④葬祭費						
	件数(件)	385	357	359	342	381
	給付額(千円)	19,250	17,850	17,950	17,100	19,050
⑤療養給付費						
	件数(件)	1,143,639	1,112,550	1,081,822	985,374	1,041,017
	費用額(千円)	24,248,890	23,919,225	23,392,429	22,242,985	23,453,126
	給付額(千円)	17,737,818	17,529,128	17,198,695	16,392,106	17,328,040
⑥療養費等						
	件数(件)	32,867	30,677	29,665	26,448	28,422
	費用額(千円)	291,566	272,097	252,945	247,760	262,799
	給付額(千円)	213,205	199,231	185,595	181,812	193,132

《給付状況一覧表 (⑦療養諸費[⑤＋⑥])》

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
費用額(千円)	24,540,456	24,191,323	23,645,375	22,490,745	23,715,925
給付額(千円)	17,951,023	17,728,358	17,384,290	16,573,917	17,521,171
件数(件)	1,176,506	1,143,227	1,111,487	1,011,822	1,069,439
1人当たり費用額(円)	388,630	398,428	404,963	390,430	415,224
1人当たり給付額(円)	284,278	291,983	297,732	287,717	306,765
1件当たり費用額(円)	20,859	21,161	21,274	22,228	22,176
1件当たり給付額(円)	15,258	15,507	15,641	16,380	16,384

戦傷病者・戦没者遺族等の援護

戦傷病者･戦没者の遺族に対しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法などによる給付が行われています。

市では、これらの権利の失権防止に努めるとともに、恩給法に基づくものを除いた各種請求の進達事務等を行っています。

１　戦没者の遺族援護

軍人、軍属が公務傷病により死亡したとき、その遺族に対して、公務扶助料あるいは遺族年金などが支給されます。また、戦没者の妻及び子も孫もいない父母に対して特別給付金が支給されます。なお、公務扶助料などの受給権者がいなくなった遺族には、特別弔慰金が支給されます。

２　戦傷病者等の援護

旧軍人、準軍人、軍属等が公務上の傷病により障害を有することとなった場合は、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、特別傷病恩給又は障害年金が支給されます。また、戦傷病者等の妻等に特別給付金が支給されます。

３　戦没者を追悼し平和を祈念する日の行事

本市の戦没者及び戦災死没者の霊を弔うため、毎年８月１５日に市内５か所の忠魂碑に参拝し、冥福を祈っています。

また、市民、市内の各施設に対し、半旗の掲揚、正午１分間の黙とうを呼びかけ、戦没者、戦災死没者の冥福を祈り、追悼を行っています。

忠　魂　碑	場	所
中　崎　忠　魂　碑	相生町１丁目９	中　崎　遊　園　地
林　忠　魂　碑	宮の上５－１	林　神　社　内
大久保忠魂碑	大久保町大久保町９１０	住　吉　神　社　内
魚　往　忠　魂　碑	魚住町西岡５００－１	魚住市民センター
二　見　忠　魂　碑	二見町東二見１３２４－１	御　厨　神　社　内

４　戦没者及び戦災死没者追悼式

毎年市主催による戦没者、戦災死没者の追悼式（「明石市平和祈念式典（戦没者追悼式）」）を、明石市民会館中ホールで、実施しています。

なお、２０２２年度は、２０２２年６月１１日に実施しました。

（戦没者数２，６４６人、戦災死没者数１，４９６人）

国民年金

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡について年金を支給し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

国民年金のしくみ

1　被保険者

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の人です。

被保険者は次の３種類となります。

⑴　第１号被保険者

日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の自営業者と、その被扶養配偶者・学生・フリーターなど。

⑵　第２号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者

⑶　第３号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人。

＊　任意加入被保険者

・老齢（退職）年金の受給権者で 20 歳以上 60 歳未満の人
・海外に在住している 20 歳以上 65 歳未満の日本人
・日本国内に住所がある 60 歳以上 65 歳未満の人

＊　任意加入被保険者の特例

・昭和 40 年４月１日以前に生まれた人で、日本国内に住所がある 65 歳以上 70 歳未満の人、または日本人で国内に住所がない 65 歳以上 70 歳未満の人
（ただし、老齢基礎年金の受給資格を満たしている人を除く）

加入されると第１号被保険者として取り扱われます。

《加入状況》　（各年度末現在/単位：人）

区分 / 年度	第１号被保険者		３号被保険者	合　計
	強制加入者	任意加入者		
平成 29	33,155	425	25,963	59,543
平成 30	32,786	401	25,634	58,821
令和元	32,264	410	25,065	57,739
令和 2	32,559	405	24,363	57,327
令和 3	32,403	510	23,862	56,775

2　保険料

国民年金は保険料を 20 歳から 60 歳に達するまでの 40 年間、納めることになっています。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低 10 年間以上の保険料を納めることが必要です。（平成 29 年７月までは 25 年間）

第１号被保険者の保険料は年齢、性別、所得に関係なく全国一律です。

・定額保険料　令和４年４月から　　１か月　16,590 円

・付加保険料（第１号被保険者で希望する人）１か月　　400 円

保険料の納付については、平成 22 年１月から日本年金機構が納付書の送付、口座振替等の事務を行っています。

⑴　保険料の免除制度等

第１号被保険者の人（強制加入被保険者に限る）で、所得が低く保険料を納めるのが困難な人は、下記の６種類の免除制度等がありますので、国民年金の窓口へ申請してください。

①　全額免除

保険料を納付することが経済的に困難な場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料の納付が免除されます。この場合、年金を受けるための資格期間には算入されますが、免除期間の年金額は２分の１（平成 21 年３月までは３分の１）に減額されます。しかし 10 年以内であれば遡って保険料を納めること（追納）ができます。

②　４分の３免除

保険料を全額納めることは難しいが、一部でも納めたい場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料の４分の３が免除されます。この場合全額免除と異なるところは、免除期間の年金額が８分の５（平成 21 年３月までは２分の１）となります。ただし、この制度は４分の１の保険料を納めないと未納として扱われます。

③　半額免除

保険料を全額納めることは難しいが、半額でも納めたい場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料が半額免除されます。この場合全額免除と異なるところは、免除期間の年金額が４分の３（平成 21 年３月までは３分の２）となります。ただし、この制度は半額の保険料を納めないと未納として扱われます。

④　４分の１免除

保険料を全額納めることは難しいが、一部でも納めたい場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料

の４分の１が免除されます。この場合全額免除と異なるところは、免除期間の年金額が８分の７（平成 21 年３月までは６分の５）となります。ただし、この制度は４分の３の保険料を納めないと未納として扱われます。

⑤　納付猶予制度

50 歳未満の方が申請し、本人と配偶者の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料の納付が猶予されます。承認された期間は年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしなければ年金額には算定されません。

⑥　学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定以下の場合、申請し承認を受けると保険料の納付を要しません。承認された期間は年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしなければ年金額には算定されません。

３　給付の種類

国民年金では、全国民に共通する給付として、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を支給します。

また、第１号被保険者の独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金を支給します。

⑴　老齢基礎年金

大正 15 年４月２日以降に生まれた人に適用されます。

保険料を納めた期間（保険料の免除期間を含む）が 10 年以上ある人が、65 歳に達したときに受けられるのが老齢基礎年金です。

老齢基礎年金の年金額（令和４年度）

20 歳から 60 歳に達するまでの 40 年間がすべて保険料納付済期間である場合

年額＝777,800 円

＊　老齢基礎年金の計算式（平成２１年３月までの期間）

$$777{,}800\text{円} \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料４分の１免除月数}) \times 5/6 + (\text{保険料半額免除月数}) \times 2/3 + (\text{保険料４分の３免除月数}) \times 1/2 + (\text{保険料全額免除月数}) \times 1/3}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

（昭和 16 年４月２日以降生まれの人の加入可能年数は、40 年となります。）

＊　老齢基礎年金の計算式（平成２１年４月からの期間）

$$777{,}800\text{円} \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料４分の１免除月数}) \times 7/8 + (\text{保険料半額免除月数}) \times 3/4 + (\text{保険料４分の３免除月数}) \times 5/8 + (\text{保険料全額免除月数}) \times 1/2}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

（昭和 16 年４月２日以降生まれの人の加入可能年数は、40 年となります。）

《老齢基礎年金受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

区分 年度	受給権者数	受 給 年 金
平成 29	71,775	46,793,860,101
平成 30	73,278	47,809,947,275
令和 元	74,232	48,560,586,767
令和 2	75,107	49,337,794,647
令和 3	75,627	49,740,855,349

⑵ 障害基礎年金

原則として国民年金加入中に、病気やケガで障害者になったとき、また20歳前の病気やケガによって障害者になった場合に(20歳から)障害基礎年金が支給されます。

＊ 支給が受けられる要件

・ 初診日の前々月までに加入期間の３分の２以上の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)があること。

※ただし初診日が令和８年３月末までにある場合は、初診日の月の前々月までの直近１年間に未納期間がなければよいことになっています。

・ 障害認定日に政令で定められている障害等級表の１級又は２級の障害の状態になっていること。

《障害基礎年金の年金額》（令和４年度）

等 級	年 額
１級障害	972,250 円
２級障害	777,800 円

また、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている 18 歳到達後、最初の３月 31 日までの子（障害者は 20 歳未満の子）があるときは、次の額が加算されます。 （令和４年度）

加算対象の子	年額（１人につき）
１人目・２人目	223,800 円
３人目以降	74,600 円

《障害基礎年金受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

区分 年度	受給権者数	受給金額
平成 29	4,110	3,516,706,750
平成 30	4,243	3,629,289,025
令和元	4,393	3,755,535,125
令和 2	4,530	3,878,842,150
令和 3	4,660	3,981,861,625

⑶　遺族基礎年金

国民年金加入中の死亡、または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したときには、遺族基礎年金が支給されます。

＊　支給が受けられる要件（以下の①～④のいずれかの要件を満たしている人）

次の要件にあてはまる人が死亡した場合に、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者または、子（18歳到達後最初の３月31日までの子、あるいは障害年金の１級，２級障害のある20歳未満の子）に支給されます。

①　国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
②　国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満の人が死亡したとき。
③　老齢基礎年金の受給権者であった人が死亡したとき。
④　老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき。

ただし、①・②の場合、死亡の前日において被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が３分の２以上必要です。なお、令和８年３月31日以前に死亡した場合は、特例として死亡日の属する月の前々月までの１年間に未納期間がなければよいこととなっています。

《遺族基礎年金の年金額》　（令和４年度）

子　の　数	子のある配偶者に支給される年金額（年額）	子のみの場合に支給される年金額（年額）
１人のとき	1,001,600円	777,800円
２人のとき	1,225,400円	1,001,600円
３人目以降のとき	１人につき74,600円を加算	１人につき74,600円を加算

（注）子１人あたりの年金額は、表中「年金額」欄の額を子の数で割った額になります。

《遺族基礎年金受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

区分／年度	受給権者数	受給金額
平成29	466	367,751,414
平成30	485	379,987,518
令和元	485	380,749,100
令和２	352	384,610,400
令和３	453	358,536,613

⑷　第１号被保険者の独自給付

①　付加年金

付加年金は、付加保険料を納めたことがある人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢基礎年金に加算して支給されます。

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

・ 200 円　×　付加保険料納付月数

②　寡婦年金

第１号被保険者として保険料の納付済期間と免除期間を合計して 10 年以上（平成 29 年 7 月 31 日以前の死亡の場合は 25 年以上）ある夫が老齢基礎年金などを受けずに死亡したとき、その夫と継続して婚姻（事実上の婚姻状態を含む）していた期間が 10 年以上あり、死亡当時に妻が生計を維持されていた場合、妻に対して 60 歳の翌月から 65 歳になるまでの間支給されます。

年金額は、夫が受けることができたはずの老齢基礎年金の額の４分の３です。

③　死亡一時金

第１号被保険者として保険料を３年以上納めた人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

《死亡一時金の額》　（単位：円）

保険料納付済期間	金　額
３年以上 15 年未満	120,000
15 年以上 20 年未満	145,000
20 年以上 25 年未満	170,000
25 年以上 30 年未満	220,000
30 年以上 35 年未満	270,000
35 年以上	320,000

（注）　付加保険料納付期間が３年以上あるときは、8,500 円が加算されます。

４　その他（旧国民年金法による給付）

⑴　老齢年金

大正15年４月１日以前に生まれた人で、保険料を納付した期間と免除した期間が、その人の生年月日に応じて一定年数以上ある人が、65 歳になったときに支給されます。

《受給状況》　（各年度末状況/単位：人・円）

区分／年度	受給権者数	受給金額
平成 29	680	353,852,066
平成 30	571	297,185,238
令和元	646	154,435,428
令和 2	396	205,350,766
令和 3	322	165,732,022

⑵　通算老齢年金

大正 15 年４月１日以前に生まれた人で、会社員、公務員、自営業などと職業がかわったような場合は、それぞれ厚生年金保険、共済組合、国民年金というように各

《受給状況》　（各年度末状況/単位：人・円）

区分／年度	受給権者数	受給金額
平成 29	929	216,520,821
平成 30	775	181,255,955
令和　元	469	243,788,858
令和　2	357	92,813,918
令和　3	287	74,261,334

種の公的年金制度に加入することになります。

しかし、ひとつの年金制度で老齢（退職）年金を受ける受給資格期間を満たさなくても、各制度の加入期間を合わせて一定期間以上になれば、それぞれの制度から通算老齢(退職)年金を受けられることになっています。

⑶　障害年金

障害認定日が昭和 61 年３月 31 日以前である人が、一定の納付要件を満たしている場合に支給されます。

《受給状況》　（各年度末状況/単位：人・円）

区分 年度	受給権者数	受給金額
平成 29	52	43,251,150
平成 30	47	39,159,825
令和 元	42	34,909,475
令和 2	35	29,118,325
令和 3	32	26,745,825

⑷老齢福祉年金

拠出制の年金が中心になっている国民年金制度は、昭和 36 年４月１日に発足しましたが、当時すでに高年齢に達していた人は、拠出年金を受けるための受給資格期間を満たすことができませんので、無拠出の老齢福祉年金が支給されます。

《受給状況》　（各年度末状況/単位：人・円）

区分 年度	受給権者数	受給金額
平成 29	0	0
平成 30	0	0
令和 元	0	0
令和 2	0	0
令和 3	0	0

＊　支給を受ける要件

明治 44 年４月１日以前に生まれた人が 70 歳になったとき

5　特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に未加入であったため、障害基礎年金などの受給資格のない障害者に対して、福祉的措置として特別障害給付金が支給されます。

＊　支給が受けられる要件

次の要件にあてはまる障害基礎年金１・２級相当の障害に該当し、障害を原因とする年金給付を受給していない人に特別障害給付金が支給されます。

①　生年月日が昭和 41 年４月１日以前で、20 歳から昭和 61 年３月 31 日までの期間に初診日があり、そのときに被用者年金制度加入者などの配偶者であった。

②　生年月日が昭和 46 年４月１日以前で、20 歳から平成３年３月 31 日までの期間に初診日があり、そのときに任意加入対象の学生であった。

《特別障害給付金の給付額》（令和４年度）

等　級	月　額
１級障害	52,300 円
２級障害	41,840 円

※本人の所得や老齢基礎年金などの他の公的年金の受給状況によって支給が制限されます。
※経過的福祉手当との併給はできません。

災害の援助

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により、一つの市町の区域内において住居の滅失世帯が５世帯以上発生した災害及び県の区域内で災害救助法が適用された災害等で死亡した人に災害弔慰金を支給し、当該災害により負傷し、または疾病にかかり治ったとき(その疾病が固定したときを含む。）に一定の障害がある人に災害障害見舞金を支給し、災害救助法が適用され世帯主が負傷し、１か月以上の治療及び住居に全半壊等の被災があった場合に、災害援護資金の貸付を行っています。

また、市内で 10 世帯以上の全壊被害が発生した場合、被災者生活再建支援金が支給されます。

さらに、本市区域内で発生した、これらの異常な自然現象による災害やその他災害による被災者に対し、災害見舞金等の支給を行っています。

1　災害弔慰金

（令和４年４月１日現在）

区　　分	金　額
死亡者が死亡当時において主たる生計維持者であった場合	500 万円
上記以外の場合	250 万円

2　災害障害見舞金

（令和４年４月１日現在）

区　　分	障害者１人当たりの支給限度額
障害者となった者が、その原因となった傷病発生時に主たる生計維持者である場合	250 万円
上記以外の場合	125 万円

3　災害援護資金

貸付限度額　（令和４年４月１日現在）

被害の種類及び程度	１世帯当たりの貸付限度額	
	世帯主におおむね１か月以上の療養を要する負傷がある場合	世帯主におおむね１か月以上の療養を要する負傷がない場合
家財の価格のおおむね３分の１未満の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円	－
家財の価格のおおむね３分の１以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250 万円	150 万円
住居が半壊した場合	270 万円 （350 万円）	170 万円 （250 万円）
住居が全壊した場合	350 万円	250 万円 （350 万円）
住居の全体が滅失又は流失した場合	－	350 万円

※　（　）内は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合の限度額

貸付けの条件　貸付利率　　据置期間〔３年（規則で定める場合は５年）〕無利子
　　償還方法　　償還期間　10 年　　月賦償還

4　被災者生活再建支援金

支給額（定額）　　（令和４年４月１日現在）

区　分		複数世帯	単数世帯
全　　壊	再建	300万円	225万円
	補修	200万円	150万円
大規模半壊	再建	250万円	187.5万円
	補修	150万円	112.5万円

5　災害見舞金

（令和４年４月１日現在）

	被害状況	世帯構成	支給金額
災害見舞金	住家の全壊･全焼又は流失	単身世帯	２万円
		２人以上の世帯	４万円
	住家の半壊又は半焼	単身世帯	１万円
		２人以上の世帯	２万円
	住家にかかる床上浸水	１世帯につき	１万円
災害弔慰金	死亡１人につき		３万円

6　災害見舞金等取扱件数

（単位：円）

項目／年度	発生件数	被災世帯	人員	内訳 全焼（壊）	内訳 半焼（壊）	内訳 床上浸水	災害弔慰金支給額	災害見舞金支給額	計
平成 29	5	18	36	18	0	0	150,000	540,000	690,000
平成 30	5	5	8	4	1	0	30,000	140,000	170,000
平成 31	5	7	12	6	1	0	0	200,000	200,000
令和 2	5	5	10	4	1	0	0	180,000	180,000
令和 3	5	5	6	5	0	0	0	120,000	120,000

7　日本赤十字社による災害見舞品の支給

⑴　災害見舞金の支給

災害救助法の適用を受けていない災害により死亡した方の遺族に対し、死亡者１名につき 20,000 円を支給

⑵　救援物資の支給

災害に対する警戒による避難者や被災直後の生活困難者を対象に、救援物資を必要とされる方へ毛布と緊急セットを支給

第４章
障害者への支援

障害者の健康福祉

障害のある人もない人も、その個性を互いに尊重し合い、安心して暮らしていくことができる共生社会の実現を目指し、平成 18 年度には「障害者自立支援法」、平成 25 年度には「障害者総合支援法」が施行され、現在も様々な制度改正が行われています。

明石市においては、「誰もが地域で安心していきいきと暮らせる支えあいによる共生のまちづくりの実現」を基本理念とし、障害者施策を総合的に推進するための基本方針として「明石市障害者計画」を、また障害福祉サービス等にかかる給付やその他支援施策の方向性及び目標を定めた「明石市障害福祉計画・明石市障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、各種の障害福祉施策を推進しています。

1　障害者福祉推進事業

障害者に対する福祉サービス、保健・医療・教育及び市民啓発等の各事業を総合的に協議し、障害者の住みよいまちづくりを推進するために、行政と市民が一体となって事業の推進を図っています。

⑴　明石市地域自立支援協議会

障害者施策の推進を図るため、市民及び行政の代表による協議会を設けています。

⑵　障害者就労・生活支援事業

平成 21 年 10 月から事業委託により「障害者就労・生活支援センター　あくと」を開設し、障害のある方の就労を促進し、職業生活における自立を図るため、対象者やその家族に対する指導・助言等の支援のほか、障害者を雇用しようとする事業主の開拓などを行っています。

〔事業概要〕

①	名　　称	障害者就労・生活支援センター　あくと
②	所　在　地	明石市東仲ノ町 3-25　アスピア明石東館 207
③	事業受託者	社会福祉法人明桜会
④	開 所 時 間	月曜日から金曜日　午前 9 時から午後 5 時まで (祝日、12/29～1/3 休)

⑶　ふれあいの旅事業

障害者（児）及びその保護者がボランティア等と共に集い、相互の理解と親睦を深める交流活動を支援し、障害者（児）の社会参加の促進を図っています。

2　相談業務

⑴　福祉事務所

障害者の総合的な窓口として相談・助言にあたるほか、関係機関への紹介などの業務を行っています。

⑵　相談員

家庭における養育、生活、施設入所などの相談を受け、適切な指導や助言を行い、必要な場合には、関係機関に連絡、調整を図っています。

① 身体障害者相談員の相談件数 （単位：件）

内容／年度	相談員数（人）	手帳申請	更生医療	補装具	施設入所	職業	結婚	障害年金	税の減免	生活	医療保険	資金その他	計
平成 29	27	135	34	107	34	27	17	49	54	873	120	70	1,520
平成 30	27	121	43	97	38	24	13	60	45	893	109	47	1,490
平成 31	27	117	35	68	37	25	7	55	57	790	128	68	1,387
令和 2	26	124	51	39	49	10	15	59	26	539	129	92	1,133
令和 3	25	106	24	37	10	16	3	22	22	529	61	108	938

② 知的障害者相談員の相談件数 （単位：件）

内容／年度	相談員数（人）	養育	生活	施設入所	就学	就職	家族関係	その他	計
平成 29	6	6	14	11	0	0	19	1	51
平成 30	6	0	13	20	0	0	22	3	58
平成 31	6	5	25	10	0	0	13	11	64
令和 2	6	0	1	0	0	0	1	8	10
令和 3	6	0	0	1	0	0	0	1	2

③ 精神障害者相談員の相談件数 （単位：件）

内容／年度	相談員数（人）	家族・家庭	法律	経済	生活	福祉サービス	社会復帰・参加	健康・医療	計
平成 29	14	288	16	106	224	149	191	240	1,214
平成 30	16	312	8	66	203	210	227	230	1,256
平成 31	17	122	10	37	85	116	181	119	670
令和 2	17	138	9	45	115	137	102	123	669
令和 3	15	85	8	56	105	81	135	113	583

3 障害者手帳の交付

⑴ 身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能に障害のある人に交付します。手帳は、障害の程度により１級から６級までの区分があります。

本市における身体障害者手帳の所持者数は、令和 4 年 3 月 31 日現在 11,067 人です。内、18 歳以上は 10,836 人、18 歳未満は 231 人です。

① 身体障害者手帳所持者数（障害・程度別）（令和 4 年 3 月 31 日現在/単位：人）

等級／障害	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障害	2194	2693	461	491	1301	470	7579
聴覚・平衡機能障害	531	1639	964	2422	70	4169	9825

音声・言語・そしゃく機能障害	10 0	7 0	67 0	53 0	－	－	137 0
肢体不自由	930 62	1094 34	973 12	1668 11	608 3	318 4	5,591 126
心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害	1,934 49	65 1	647 13	724 8	－	－	3,370 71
計	3,146 116	1,602 47	1,832 30	2,730 21	745 4	781 13	10,836 231

*上段は 18 歳以上、下段は 18 歳未満の数です。

② 動態調　（単位：人）

区分 年度	前年度3月末累計 A	新規交付数 a	転入数 b	転出・返還数 c	差引計 A+(a+b−c)
平成 29	11,662	663	129	812	11,642
平成 30	11,642	763	138	1,068	11,475
令和元	11,475	689	115	958	11,321
令和 2	11,321	657	106	871	11,213
令和 3	11,213	596	103	845	11,067

⑵ 療育手帳

療育手帳は、発達途上（おおむね 18 歳未満）において、何らかの原因によって脳の発達がうまくいかなかったことや、脳に障害を受けたことを原因として、知能の働きが弱く、自己の身辺の事柄の処理及び社会生活への適応が困難な状態にある人に、本人又は保護者の申請に基づき交付しています。

手帳は、障害の程度により、Ａ（重度）、Ｂ１（中度）、Ｂ２（軽度）の３段階に区別されています。

本市における療育手帳の所持者数は、令和４年３月 31 日現在 3,307 人です。内 18 歳以上は 2,043 人、18 歳未満は 1,264 人です。

療育手帳所持者数（程度別）　（各年度３月 31 日現在/単位:人）

年度	区分＼程度	Ａ（重度）	Ｂ1(中度)	Ｂ2(軽度)	計
平成 29	18 歳未満	201	113	611	925
	18 歳以上	754	548	431	1,733
	計	955	661	1,042	2,658
平成 30	18 歳未満	208	132	665	1,005
	18 歳以上	763	560	485	1,808
	計	971	692	1,150	2,813
令和元	18 歳未満	192	140	756	1,088
	18 歳以上	791	578	530	1,899
	計	983	718	1,286	2,987
令和 2	18 歳未満	196	148	832	1,176
	18 歳以上	809	602	570	1,981
	計	1,005	750	1,402	3,157
令和 3	18 歳未満	203	171	890	1,264
	18 歳以上	810	618	615	2,043
	計	1,013	789	1,505	3,307

⑶　精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に対して手帳の取得は、福祉的サービスが受けやすくなり、自立と社会参加を促進する手助けとなるため、本人の申請に基づき手帳を交付しています。

手帳は、障害の程度により、1級から3級の3段階に区分されています。

本市における精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和4年3月 31 日現在で、1級 259 人、2級 1,759 人、3級 1,051 人の合計 3,069 人です。

精神障害者保健福祉手帳所持者数　（各年度 3 月 31 日現在/単位:人）

等級／年度	1　級	2　級	3　級	計
平成 29	271	1,526	652	2,449
平成 30	298	1,642	792	2,732
令和元	306	1,722	892	2,920
令和 2	266	1,682	925	2,873
令和 3	259	1,759	1,051	3,069

4　医療費の助成

⑴　自立支援医療

障害部位の除去または障害程度を軽減し、障害者や障害児の生活能力、職業能力の向上を図るための医療費を助成しています。

①更生医療（18 才以上）　（単位:円）

年　度	件数	更生医療支給額
平成 29	200	281,127,807
平成 30	208	275,929,147
令和元	255	284,835,915
令和 2	267	310,505,759
令和 3	233	325,643,296

②育成医療（18 才未満）　（単位:円）

年　度	件数	育成医療支給額
平成 29	37	1,901,214
平成 30	45	1,982,409
令和元	40	1,806,866
令和 2	26	1,221,385
令和 3	18	1,220,046

⑵　重度障害者医療

重度障害者の医療費の一部(保険診療の自己負担分から一部負担金を控除した額)を助成しています。

―対象となる人―

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B1 又は精神障害者保健福祉手帳

１、２級の所持者で本人、配偶者及び扶養義務者の市民税所得割額の合計額が２３万５千円未満である者。ただし、身体障害者手帳３級で、視覚、聴覚、平衡、肢体、音声、言語、そしゃくなどの外部障害の者は、本人、配偶者、扶養義務者、及び同一世帯員に市民税の所得割が課せられていない者。

５　年金・手当等

生活上の経済的不安を軽減するため、国民年金に定める障害基礎年金のほか、次の施策を行っています。

⑴　重度心身障害者介護手当

居宅で６か月以上ねたきりの状態等にある重度心身障害者を常時介護している人に給付します。

区分 年度	対　象　者	受給者数（人）	件　数（件）	年　額（円）	合計金額（円）
平成 29	身体障害者	6	81	100,000	675,000
	知的障害者	4	49		408,333
	重複障害者	3	51		425,000
	計	13	181		1,508,333
平成 30	身体障害者	2	59	100,000	491,666
	知的障害者	3	40		333,333
	重複障害者	2	19		158,333
	計	7	118		983,332
令和 1	身体障害者	2	34	100,000	300,000
	知的障害者	4	39		308,332
	重複障害者	1	12		100,000
	計	7	87		708,332
令和 2	身体障害者	2	24	100,000	216,666
	知的障害者	3	37		333,333
	重複障害者	1	12		100,000
	計	6	73		649,999
令和 3	身体障害者	2	24	100,000	200,000
	知的障害者	3	36		300,000
	重複障害者	1	12		100,000
	計	6	72		600,000

＊　受給者数は、各年度末の数値です。

⑵　特別障害者手当等

①　特別障害者手当

身体障害者手帳２級以上、重度の精神障害等が重複し、在宅で日常生活において常時介護を必要とする 20 歳以上の人に給付します。

※受給者数は、各年度末(3 月 31 日現在)の数値です。

区分 年度	受給者（人）	件数（件）	最終月額（円）	合計金額（円）
平成 29	262	2,998	26,810	80,386,100
平成 30	273	3,174	26,940	85,439,960
令和元	286	3,308	27,200	89,836,420
令和 2	296	3,430	27,350	93,726,500
令和 3	306	3,552	27,350	97,147,200

② 障害児福祉手当

在宅の重度障害児(身体障害者手帳１級及び２級の一部、最重度知的障害)で、日常生活において常時介護を要する 20 歳未満の人に給付します。

※受給者数は、各年度末(3 月 31 日現在)の数値です。

区分 年度	受給者（人）	件数（件）	最終月額（円）	合計金額（円）
平成 29	175	2,006	14,580	29,254,060
平成 30	170	1,987	14,650	29,085,960
令和元	175	2,067	14,790	30,525,150
令和 2	193	2,193	14,880	32,600,160
令和 3	202	2,428	14,880	36,128,640

③　経過的福祉手当

在宅の重度障害者(身体障害者手帳１級及び２級の一部、重度知的障害)で日常生活において常時介護を必要とし、障害を事由とする年金等を受給していない20歳以上の人で、昭和 61 年 3 月 31 日までに申請した人に支給しています。

※受給者数は、各年度末(3 月 31 日現在)の数値です。

区分 年度	受給者（人）	件数（件）	最終月額（円）	合計金額（円）
平成 29	6	91	14,580	1,327,100
平成 30	5	71	14,650	1,039,310
令和元	4	55	14,790	812,050
令和 2	4	48	14,880	713,520
令和 3	4	48	14,880	714,250

⑶　特別児童扶養手当

障害を有する 20 歳未満の児童を扶養している親又は養育者に給付します。(P 21 参照)

⑷　心身障害者扶養共済

身体障害者（１級～３級)、知的障害者又は精神障害者の保護者が毎月掛金を払い込み、保護者が死亡又は重度の障害者となったときは、残された障害者の生存中、年金を支給します。

＊ 年金額は、月額 20,000 円です。

（各年 4 月 1 日/単位：人）

区分 年度	加入者数	年金支給者
平成 30	77	83
令和元	76	85
令和 2	76	86
令和 3	72	84
令和 4	79	82

6　日常生活の援護

⑴　補装具

身体的な障害を補い、あるいは残存機能を最大限に活用して、日常生活を容易にさせるための用具の費用（購入、修理等）を支給しています。

（単位：件・円）

年　度	助成対象件数	補装具費支給額
平成 29	652	71,569,093
平成 30	704	75,245,174
令和元	735	92,547,343
令和 2	665	76,326,399
令和 3	726	69,070,282

⑵　日常生活用具

障害者が、日常生活の動作をより円滑に行えるようにするため、必要な生活用具を給付しています。

（単位：件・円）

年　度	給付対象件数	日常生活用具給付額
平成 29	6,092	70,028,594
平成 30	6,401	72,739,558
令和元	6,597	75,714,073
令和 2	6,765	75,560,809
令和 3	6,901	75,474,178

⑶　障害者総合支援法による障害福祉サービス

平成 25 年度より障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に新たに難病患者等の方々が加わりました。

障害福祉サービスは、居宅介護などの「自立支援給付」と移動支援などの「地域生活支援事業」で構成されており、個々の障害のある方の障害程度やその他の諸事情を踏まえ支給決定します。

⑷　手話通訳者の設置

市役所開庁日に手話通訳者を設置し、窓口に来られる聴覚・言語障害者の手話通訳を行っています。

平成 29 年度より設置手話通訳者として、4 名を任期付職員として採用。

⑸　要約筆記者の派遣

聴覚･言語障害者が外出する際に､要約筆記者の派遣を行っています。(平成 29 年度からは、障害福祉課以外の課での行事派遣も含む実

（単位：人・時間・円）

年　度	登録人員	活動時間	合計金額
平成 29	22	1,171.0	2,046,170
平成 30	23	1,504.0	2,670,410
令和元	22	1,536.0	2,925,150
令和 2	20	445.0	811,680
令和 3	19	731	1,356,040

績を記載）

⑹　手話通訳者の派遣

聴覚･言語障害者が外出する際に、手話通訳者の派遣を行っています。（平成 29 年度からは､障害福祉課以外の課での行事派遣も含む実績を記載）

（単位：人・時間・円）

年　度	登録人員	活動時間	合計金額
平成 29	30	2,687.0	5,063,440
平成 30	30	2,624.0	4,991,560
令和元	30	2,346	4,350,580
令和 2	30	1,028	1,955,584
令和 3	29	1,214	2,309,770

⑺　自動車改造費の助成

重度の肢体障害者が、仕事や通勤のために購入する自動車のアクセル、ブレーキ、ハンドル等の改造費の助成を行っています。

（単位：人・円）

年　度	助成対象者数	改造助成額
平成 29	7	700,000
平成 30	4	400,000
令和元	3	300,000
令和 2	5	410,006
令和 3	4	400,000

⑻　自動車運転免許取得費の助成

障害者手帳を所持する者が、就労と行動範囲拡大のため、自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部を助成しています。

（単位：人・円）

年　度	助成対象者数	免許取得助成額
平成 29	6	600,000
平成 30	10	1,000,000
令和元	7	700,000
令和 2	10	1,000,000
令和 3	12	1,200,000

⑼　障害者優待乗車券等の交付

身体障害者、知的障害者又は精神障害者に対して、障害者優待乗車券等を交付しています。（次の中からいずれか一つを選択）

①介護付バス共通優待乗車証（シール）

明石市内の神姫バス･山陽バス･たこバスに、本人及びその介護者(1 名)が無料乗車できます。

＜対象者＞　身体障害者　第 1 種
知的障害者　第 1 種(A 判定)
精神障害者　1 級

（単位：枚）

年　度	交付数
平成 29	2,599
平成 30	2,686
令和元	2,814
令和 2	2,843
令和 3	2,852

②福祉タクシー利用券（チケット）

明石市内で指定のタクシー事業者を利用した場合に使える割引チケットを交付しています。(1 枚 500 円の券を年 48 枚交付)

＜対象者＞　身体障害者　1･2 級
知的障害者　第 1 種(A 判定)
精神障害者　1 級

（単位：冊）

年　度	交付数
平成 29	3,861
平成 30	3,916
令和元	3,977
令和 2	3,874
令和 3	3,834

③単独バス共通特別乗車証（シール）

明石市内の神姫バス・山陽バス・たこバスに、本人が無料乗車できます。

＜対象者＞　身体障害者　第２種
知的障害者　第２種(B1･B2 判定)
精神障害者　2・3 級

（単位：枚）

年　度	交付数
平成 29	7,878
平成 30	8,135
令和元	8,410
令和 2	8,608
令和 3	8,897

⑽　ボランティア養成講座

市内在住又は在勤でボランティアを志す人を対象に、手話奉仕員、点訳、朗読奉仕の養成講座を行っています。

（単位：人）

年　度	手話	点訳	朗読奉仕
平成 29	46	9	10
平成 30	39	7	6
令和元	35	4	8
令和 2	0	0	0
令和 3	23	8	10

⑾　手話通訳者・要約筆記者の養成講座

明石市登録手話通訳者及び登録要約筆記者を目指す人を対象に、手話通訳者、要約筆記者の養成講座を行っています。

（単位：人）

年　度	手話通訳者	要約筆記者
平成 30	15	4
令和元	9	7
令和 2	0	0
令和 3	6	11

7　施設等への入所等

身体障害者及び知的障害者が、必要な訓練などを受けるため、次のような施設へ入所しています。

⑴ 障害者支援施設(身体)　（令和 4 年 3 月 31 日現在）

施設名	所在地	入所者数
自立生活訓練センター	神戸市	11
西はりまリハビリテーションセンター	たつの市	3
ワークホーム明友	神戸市	2
愛光園	姫路市	2
希望の家サンホーム	宝塚市	~~2~~
小野起生園	小野市	1
いこいの村・栗の木寮	京都府・綾部市	1
恵生園	朝来市	3
三愛園	姫路市	2
博由園	明石市	25
三田療護園	三田市	6
シャイン	〃	5
茨木療護園	大阪府・茨木市	1
ライフガーデン加古川	加古川市	4
リバティ神戸	神戸市	6
むさしの里	高砂市	2

カトレアの園	西宮市	1
オレンジ西宮	〃	1
ナーシングピア加西	加西市	1
兵庫中央病院	三田市	2
さざんか療護園	神戸市	3
フローラ・ほくだん	淡路市	2
光道園	福井県・鯖江市	1
のぎく療育園	多可郡	1
兵庫あおの病院	小野市	6
医療福祉センターさくら	三田市	10
千種川リハビリテーションセンター	佐用町	2
みどりの里	鹿児島県・日置市	1
鈴鹿病院	三重県・鈴鹿市	2
西宮すなご医療福祉センター	西宮市	1
国立神戸視力障害センター	神戸市	1
二郎苑	神戸市	1
姫路聖マリア病院	姫路市	1
夢前リハビリセンター	姫路市	2
希望の家グリーンホーム	宝塚市	1
計		116

⑵　障害者支援施設（知的）　（令和４年３月31日現在）

施設名	所在地	入所者数
あゆみの里	神戸市	4
あさぎりの里	〃	2
上野丘更生寮	〃	1
神戸明生園	〃	1
ひふみ園	〃	2
よろこび荘	〃	1
とこはの家	〃	1
陽気寮	〃	1
姫路学園	姫路市	1
ゆめさきの家	〃	2
大地の家	明石市	42
ななくさ育成園	西宮市	1
芦屋翠ホーム	〃	1
若狭野荘	相生市	2
生活支援センター	加古川市	2
ハピネスさつま	〃	11
赤穂精華園成人寮	赤穂市	9
赤穂精華園授産寮	〃	3
三木精愛園	三木市	9
三田こぶしの園	三田市	5
希望の郷	加西市	2
ふるさと寮	多可町	2
ひのもと青年寮	〃	2
もちの木園	福崎町	3
協和学園	たつの市	4
栗の木荘	〃	7
アルーラ	〃	1
パレットたつの	〃	2
愛心園	上郡町	5
いちょう園	佐用町	1
播磨園	〃	3

三原ホーム	〃	1
春日育成苑	丹波市	1
五色精光園	洲本市	1
しそう自立の家	宍粟市	1
出石精和園（成人寮）	豊岡市	1
出石精和園（第３成人寮）	豊岡市	2
止揚学園	滋賀県・東近江市	1
リーブ・フルーリー	西宮市	1
蒜山慶光園	岡山県・真庭市	1
笠置寮	福岡県・飯塚市	1
魁	京都府・城陽市	1
いちれつ学園	多可町	2
住倉学園	岡山県・倉敷市	3
さわらび学園（児）	神戸市	2
五色精光園第２成人寮	洲本市	3
上野丘学園	神戸市	0
障がい者支援センターてらだ	加古川市	1
やすらぎの郷	福井県小浜市	1
中辺路白百合学園	和歌山県・田辺市	1
計		158

(3)　障害児（者）通園費の助成

障害児（者）通園施設等に通園する障害児（者）及びその付添者に対し、通園に係る交通費の助成を行っています。

年　度	助成費（円）	対象者数（人）
平成 29	31,725,370	557(延 1,102)
平成 30	33,282,180	651(延 1,165)
令和元	36,650,950	646(延 1,295)
令和 2	36,486,620	654(延 1,240)
令和 3	37,999,210	689(延 1,297)

8　明石市立木の根学園

⑴　設置目的

知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行っています。

⑵　施設の概要

①　所在地　明石市大久保町大窪 2752

②　沿　革

昭和 43 年５月　藤江母子寮内で開園、明石地区手をつなぐ親の会が運営
昭和 46 年４月　市の施設となる
昭和 49 年４月　厚生省認可、知的障害者通所授産施設・明石市立木の根学園として、現在地に園舎新設（定員 40 名）
昭和 53 年４月　定員 45 名となる
昭和 54 年４月　定員 50 名となる

昭和 57 年４月　通所更生施設（定員 40 名）を新設、授産施設が定員 40 名となる
昭和 61 年４月　更生施設が定員 50 名となる
昭和 62 年４月　授産施設が定員 50 名となる
平成 11 年５月　更生施設・授産施設の一体化運営を始める
平成 12 年４月　施設名称を「ひまわり工房」「たんぽぽ工房」に変更する
平成 23 年４月　障害者自立支援法による新体系の事業所に移行する
平成 24 年４月　指定管理者制度の導入により「社会福祉法人　明桜会」が運営を行う
平成 24 年 10 月　事務所棟を建設、「たんぽぽ工房」「ひまわり工房」の各定員 52 名になる
平成 25 年４月　「たんぽぽ工房」「ひまわり工房」の各定員 54 名になる
平成 26 年４月　「たんぽぽ工房」「ひまわり工房」の各定員 56 名になる
平成 27 年４月　「たんぽぽ工房」「ひまわり工房」の各定員 58 名になる
平成 28 年４月　「たんぽぽ工房」「ひまわり工房」の各定員 60 名になる
短期入所施設を開設　定員男女各３名 緊急用１名(男女兼務)
平成 29 年４月　以降５年間の指定期間について「社会福祉法人　明桜会」が運営を行う
令和３年６月　新型コロナ拡大に伴い指定期間を令和５年３月末まで延長

③　規　模

敷地面積　11,322 ㎡

建物の構造及び面積

・ひまわり工房：鉄筋コンクリート造平屋建　918 ㎡
・たんぽぽ工房：鉄筋コンクリート造平屋建　825 ㎡
・短期入所施設：軽量鉄骨造平屋建　294 ㎡
・事務所（管理）棟：軽量鉄骨造２階建　210 ㎡（延床面積 420 ㎡）
・保護者控室：軽量鉄骨造平屋建　91 ㎡

④　定　員

ひまわり工房　60 人
たんぽぽ工房　60 人

⑶　事業概要

①　指定管理者　社会福祉法人 明桜会（明石市大久保町大窪 2752-1）

②　日課（標準）

	9:00～	10:00～	12:00～	PM1:00～	2:45～	3:05～	3:35
日課	登園 更衣 朝礼 体操	作業 活動	昼食 歯磨き 休憩	作業 活動	清掃 更衣	終礼	降園

③　主な年間行事

4月	始園式・個別懇談
5月	ハイキング・ゆうあいスポーツ大会・健康診断
6月	ばんたん親善運動会・障害者交流運動会・内科検診
7月	エンパワメント活動
8月	
9月	研修旅行
10月	研修旅行
11月	歯科検診・ばんたんゆうあい文化祭
12月	育成会クリスマス会
1月	新年会・内科検診
2月	合同講演会
3月	木の根のつどい

④　主な作業内容

	自主作業	下請作業	委託作業
ひまわり工房	・さをり織 ・結び織 ・マット編み	・ハンガー再生	・公園の灌水 ・清掃
たんぽぽ工房	・焼き菓子 ・マット編み ・マフラー編み ・農園	・箱折り ・軽作業	・公園の灌水 ・清掃

発達支援

平成１７年４月に施行された「発達障害者支援法」や平成１９年４月から全国の小中学校で始まった「特別支援教育」など『発達障害』を取り巻く環境は大きく変化し、社会的に発達障害の認知が広まってきました。

こうした背景のもと、明石市では、発達障害のある方々のライフステージを通じた支援策を検討し、その支援の拠点として平成２１年４月に発達支援センターを開設しました。

『発達支援センター』では、幼児期から小中学校に通う学齢期、そして高校、大学から成人期に至るまで、ライフステージを通じた支援を行っています。本人はもちろん、家族、学校園の教職員からの相談にも応じ、助言や関連情報の提供などを行っています。また、関係者を対象とした研修会の開催や発達障害にかかる様々な情報の提供を行うとともに、保護者の団体をはじめ関係機関とも十分な連携を図っています。

こうした活動を通じて、発達支援センターは、発達障害をはじめ、支援を必要としている方やそのご家族への支援の拠点となるよう努めています。

≪参考≫　発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害など、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、学習障害（ＬＤ）その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」としている。

医療型児童発達支援センター『ゆりかご園』（定員４０人）では、就学前の肢体不自由児等を対象に身体的･精神的な自立に向けた療育をしています。また、卒・退園児を中心とした外来リハビリテーションも実施しています。

児童発達支援センター『あおぞら園』（定員３０人）では、知的発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、集団での保育や個別の訓練などの療育を通じて社会性や適応力が育つよう支援しています。

児童発達支援事業『きらきら』（定員１０人）では、知的発達支援が必要な就学前の児童を対象に、保護者同伴か単独通園による療育を実施し、親子の関わり方や集団でのルールやコミュニケーションを学べるよう支援しています。

1　発達支援センター

⑴　設置目的

発達障害児者等に関する相談、助言、情報提供その他必要な援助を継続的に行うことにより、発達障害児者等及びその家族の生涯にわたる支援を図ります。

⑵　施設の概要

①　名称

明石市立発達支援センター

②　所在地

明石市相生町2丁目5-15　北庁舎2階

③　受付日時

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時

⑶　事業の概要

①　個別相談

専門スタッフが面接による日常生活や発達支援、就労などに関する相談に対応します。

（ア）面接相談

【相談件数】　（単位：件）

		就学前	小学生	中学生	高校生	成人	合計	
平成29	初回	38	70	14	8	31	161	1,074
	継続	75	442	135	78	276	1,006	
平成30	初回	56	67	27	6	33	189	1,167
	継続	94	487	212	89	271	1,153	
令和元	初回	76	79	15	7	25	202	1,568
	継続	221	579	184	93	289	1,366	
令和２	初回	65	44	8	3	20	140	1,566
	継続	231	559	183	91	362	1,426	
令和３	初回	61	74	11	4	35	185	1,678
	継続	257	586	146	82	422	1,493	

（イ）就労支援活動

【内容】　（単位：回）

	職場訪問	ケース会議	関係機関同行訪問	関係機関連携会議	その他	合計
平成29	1	21	23	39	4	88
平成30	1	16	14	37	4	72
令和元	1	12	16	16	4	49
令和２	2	25	25	9	6	67
令和３	3	9	25	0	21	58

②　訪問相談（のべ件数）

担当相談員が相談者の所属する保育施設、幼稚園、学校、事業所などへ、依頼に応じて訪問を行い、行動観察をはじめ、個別の支援会議の実施、教員や保育士等への対応助言を行っている。

また、相談者に関わっている医療機関、相談機関、関係課への同行訪問や、関係者間の支援会議も実施している。

	保育施設幼稚園	小学校	相談機関	医療機関	事業所	自宅	その他	合計
平成28年度	52	71	11	3	21	3	23	184
平成29年度	33	43	18	6	31	12	30	173
平成30年度	38	51	16	13	18	11	17	164
令和元年度	41	34	18	7	15	8	18	141
令和２年度	34	36	33	7	23	13	11	157
令和３年度	20	52	22	8	15	27	8	152

③　啓発活動、研修

発達障害に関する正しい理解や支援の方法を広めるために、情報の収集を行うとともに講演会、研修会を企画開催しています。

発達障害児者に関わる支援機関やサービスに関する情報をまとめた「療育・就労支援ガイドブック」や、発達障害児者の保護者と支援者等の連携のため生育歴や支援内容の記録が可能な「サポートノート」を作成するほか、「発達障害の理解のために」パンフレットの活用をはじめ、発達障害に関する図書の貸し出しやホームページによる啓発も行っています。

【研修会等】　（単位：回・人）

	開催回数	参加者人数（概数）	対象者（回数）＊重複あり				
			保育士幼稚園教諭	小学校中学校教諭	保護者一般	福祉関係者	その他
平成29	53	1,204	8	5	16	8	5
平成30	52	1,152	12	6	18	22	2
令和元	38	900	9	5	18	6	3
令和２	21	225	0	0	18	1	2
令和３	35	1,598	4	6	19	14	1

④　関係機関との連携

ひょうご発達障害者支援センタークローバーをはじめ、県立こども発達支援センターや相談支援事業所、関係行政機関との連携を図るとともに、兵庫教育大学との連携協定に基づき、より効果のある支援をめざしています。

２　医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」

⑴　設置目的

児童福祉法に規定された医療型の児童発達支援センターです。

身体に障害や発達に遅れのある就学前の乳・幼児が保護者とともに通園し、理学療法や作業療法、言語聴覚療法、保育、日常生活指導などにより、将来的な自立の基礎を養います。

また、学齢期以降も利用者からの希望があり、医師が必要と判断した場合はリハビリテーションを外来診療により２２歳まで継続しています。

⑵　施設の概要

①　所在地

明石市大久保町大窪2752番地

②沿革

昭和44年10月　藤江母子寮内で開園し、明石市肢体不自由児父母の会が運営する

昭和46年4月　市の施設となる

昭和48年4月　現在地に園舎を新設移転し、肢体不自由児通園施設として厚生省の認可を受ける

医療法の診療所としての認可を受ける

平成6年5月　外来（主に卒・退園児中心）のリハビリテーションを開始する

平成7年2月　理学療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される

平成9年5月　　作業療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される
平成14年4月　言語聴覚療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される
平成18年4月　障害児（者）リハビリテーション料の施設基準の届出受理される
平成24年4月　改正児童福祉法の規定により医療型児童発達支援センターとしてみなし指定を受ける
平成25年4月　児童福祉法の規定により医療型児童発達支援センターとして指定を受ける
平成26年4月　児童福祉法の規定により保育所等訪問支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の指定を受ける

③　規模
敷地面積　2,847㎡
建物の構造及び面積　鉄筋コンクリート造平屋建て　632.88㎡
定員　40人

④　開園日
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
年少組（0～2歳児）9時20分～13時20分
年長組（3～5歳児）9時20分～15時

⑶　指導目標と内容
子どもたちへは自分らしくいきいきと主体的に地域で生活していける人に育つよう、保護者へは子どもとともに地域で生活していく力を培えるよう、ニーズに応じて各部門が連携しながら療育を進めます。

①　医療指導
小児科医や整形外科医の診療による医療指導を行います。
看護師が日常的な健康管理や健康指導を行います。

②　保育
子ども１人ひとりを大切にし、遊びの中で自立に向けて日常生活や社会性を身につけていけるよう援助します。必要に応じて育児支援も行います。

③　リハビリテーション
医師の指示により子どもの心身両面の発達向上のための療育を行います。
理学療法士や作業療法士が障害の程度に応じた個別療法を行うとともに、保護者（付添者）に家庭での日常生活動作などについて指導し

ます。

言語聴覚士が食べることや口腔機能の向上、コミュニケーション能力の向上などの指導を行います。

④　療育相談

療育上のさまざまな問題について、各部門の職員が必要に応じた療育相談を行います。

⑤　関係機関との連携

学校・幼稚園や保育所等と連携し、本人やスタッフに対する支援を行います。また、必要に応じ、机や椅子の改造などの提案や協議を行います。

⑥　補装具等の製作

医師の指示を受け、補装具製作を行います。また、保護者の介助負担軽減や子どもの生活向上のため、日常生活用具や移動介助用具等の製作・補修なども行います。

⑷　園児の現状

疾病や障害が多様化、重度化するなか、園児にも重複障害児や超重症児が見られるようになってきました。

医療機関や乳幼児健康診査からの紹介などで、０歳児からゆりかご園に相談に訪れる子どもも多くなり、状況により入園または外来で療育を行っています。また、ゆりかご園に在園しながら地域の幼稚園や保育所に入園する子どもも増え、地域との連携が必要となっています。

①　入・退園児の状況　（令和3年度／単位：人）

年度初日在籍数	年度初日入園児数	年度途中入園児数	年度途中退園児数	年度末退園児数	年度末在籍数
24	0	13	3	6	34

②　延出席数の推移　（単位：人）

項目＼年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
延出席数	2,010	2,051	2,342	1,898	1,868
開園日数	226	221	225	222	218

※　開園日数は警報等による臨時休園を除く。

③　卒・退園児の進路　（単位：人）

進路＼年度		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
学齢児	明石養護学校	1	1	6	3	1
	神大附属特別支援学校					
	神戸市内養護学校				1	
	その他特別支援学校	1				
	明石市内普通校	1			3	3
	神戸市内普通校					
その他	保育所		1		1	
	幼稚園	1		1	2	2
	在宅					
	入院					
	他施設	3	2	1	3	
	その他			1		
合　計		7	4	9	13	6

※　その他には転居・死亡等を含む。

⑸　保育所等訪問支援事業

平成２６年度から保護者からの要望に応じて、学校・幼稚園・保育所等へ訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業を開始しています。

（単位:件）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
訪問件数	11	14	16	8	13

⑹　相談支援事業

平成２６年度から福祉サービスの利用を調整し、サービス等利用計画を作成する相談支援事業を開始しています。

（単位:件）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
利用件数	213	192	191	206	260

⑺　外来リハビリテーション

卒・退園児等の保護者からの要望に応じて、外来診療のリハビリテーションを行っています。

（単位：人）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
延人数	2,027	1,754	1,782	1,731	1,713

3　児童発達支援センター「あおぞら園」

⑴　設置目的

児童福祉法に規定された児童発達支援センターです。障害児について日常生活や社会生活に必要な知識技能の習得を支援します。

⑵　施設の概要

①　所在地

明石市二見町東二見1836番地の１　ふれあいプラザあかし西2階

②　沿革

平成20年6月　「知的障害児通園療育施設条例」が制定される

平成20年12月　施設の指定管理者として社会福祉法人三田谷治療教育院が決まる

平成21年4月　明石市立「あおぞら園」として運営がはじまる

平成24年4月　改正児童福祉法の規定により児童発達支援センターとしてみなし指定を受ける

平成25年4月　児童福祉法の規定により児童発達支援センターとして指定を受ける

平成26年4月　児童福祉法の規定により保育所等訪問支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の指定を受ける

③　規模

建物面積　865.55㎡　ふれあいプラザあかし西2階

定員　30人

④　開園日

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時30分～午後2時30分

⑤　指定管理者

社会福祉法人三田谷治療教育院（芦屋市楠木町16番5号）

⑶　事業概要

①　通所事業

知的発達に支援が必要な就学前の児童が、通園バスにより単独で通園します。

②　運営方針

成長が著しい幼児期に個別的な発達援助のための様々な訓練や保育を行い、地域社会への参加や適応を支援します。

③　施設利用者数の推移　（各年度3月31日現在　単位：人）

年　度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３
契約数	31	30	30	30	30
延人数	6,541	6,445	6,319	6,637	6,503

④　保育所等訪問支援事業

保護者からの要望に応じて学校や幼稚園、保育所などへ訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業を平成２６年度から行っています。

（単位：件）

年度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３
訪問件数	90	88	71	43	24

⑤　障害児相談支援事業

児童通所支援等の福祉サービスの利用を調整し、サービス等利用計画を作成する障害児相談支援事業を平成２６年度から行っています。

（単位：件）

年度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３
利用件数	388	410	475	499	490

４　児童発達支援事業「きらきら」

⑴　事業概要

就学前の児童を対象とし、1部は保護者同伴で通園し、お子さんへの家族の関わり方を実際の療育を通じて学んでもらうとともに、相談を通じた家族支援を行っています。2部は単独で通園し、小集団での療育を通じて、集団でのルールやコミュニケーションを学べるよう支援してい

ます。

① 開園日

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）、週1回から2回の利用

1部　午前10時～午後2時、2部　午後2時～午後4時

② 定員

10人（1部2部あわせて）

③ 指定管理者

社会福祉法人三田谷治療教育院

④ 利用者の推移　（各年度3月31日現在　単位：人）

年　度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３
契約数	47	47	46	46	47
延人数	1,908	1,971	1,995	2,027	1,779

障 害 者 施 策

～障害のある人もない人もともに暮らすまちづくり～

国連障害者権利条約の批准を目的とした国における障害者制度改革の動向を踏まえ、障害のある人への差別を解消し、障害のある人もない人もお互いに理解し合い安心して暮らせる共生のまちづくりの実現を目的に、市としての条例づくりと条例にもとづく施策を進めるための業務を行っています。

1　手話言語・障害者コミュニケーション条例について

⑴　条例制定までの経過

平成 26 年 9 月に障害者（ろう者・難聴者・視覚障害者）と各コミュニケーション支援従事者や学識経験者からなる検討委員会を設置し、11 月までの間に 4 回開催しました。さらに、上記委員以外のコミュニケーションが困難な障害者からもヒアリングを実施するなど、障害当事者の方の声を聞き取った上で、条例案のとりまとめを行いました。

検討委員会で話し合った項目は、以下のとおりです。

① 第 1 回検討委員会（平成 26 年 9 月）
- 条例の趣旨と位置づけ
- 関係法令の動向（障害者権利条約、障害者基本法、他都市の手話言語条例等）
- 委員からの意見をもとに、委員相互のコミュニーションの現状と課題の確認
- 明石市における障害者手帳所持者数の現状と条例対象者の把握

② 第 2 回検討委員会（平成 26 年 10 月）
- 委員以外の個別当事者（盲ろう者、喉頭摘出障害者、知的障害者）からのヒアリングの実施
- コミュニケーション手段の利用促進に関する課題の整理

③ 第 3 回検討委員会（平成 26 年 11 月）
- 条例概要案（素案）の提示と質疑
- 発達障害に関するコミュニケーション手段
  （発達支援センター相談員からのヒアリングの報告）

④ 第 4 回検討委員会（平成 26 年 11 月）
- 条例素案の提示と承認
- 障害者を含めたすべての市民への条例の周知方法の検討

⑵　条例の制定及び施行

上記委員会等における検討を受け、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」は、平成 27 年 3 月 31 日に制定されました。（同年 4 月 1 日より施行）

⑶　条例に基づく取組

① 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）の要綱を改正し、派遣内容の制限や手帳所持の要件をなくすなど大幅に見直しを行いました。

② 手話検定等を活用した職員研修を実施しました。

③　平成 27 年度から 29 年度までは３年間で、平成 30 年度及び令和元年度は２年間で、市内の全市立小学校（28 校）を対象に手話体験教室を実施しました。

④　視覚障害者用の情報入手支援にかかる日常生活用具を支給対象としました。（災害情報への迅速なアクセス用に地デジラジオの給付の拡大）

⑤　知的障害・発達障害のある人を含めて、多くの市民が利用できる条例の「わかりやすい版」パンフレットを作成しました。

⑥　障害者施策や事業の体制をさらに充実させるため、手話通訳士等の資格を有する任期付職員を採用しました。

⑦　本庁と総合福祉センター、総合福祉センター新館、あかし総合窓口、市民センター（３カ所）、あかし案内所及びふれあいプラザあかし西との間で、タブレットを使用した聴覚障害者向けの遠隔手話通訳対応ができるようになりました。

⑧　市後援行事で手話通訳者・要約筆記者を配置する際の必要な費用の半額を助成する制度を創設しました。

⑨　点字プリンターの導入により、点字を希望する視覚障害者に対して、市政情報等に関する文書等について点字対応を行うことができるようになりました。

⑩　市立図書館に、拡大読書機、録音図書再生機等を配備し、読書しやすい環境づくりを推進しました。

⑪　既存のハザードマップの音訳版を基に、可能な限り災害時避難情報等を点訳することで、視覚障害者に対する伝達手段を充実しました。

⑫　聴覚障害者が手話で利用できる公衆電話ボックス「手話フォン」を日本財団の協力により、平成 30 年 2 月にあかし市民広場に設置し、自治体としての設置は全国初となりました。

⑷　施策推進協議会の設置

障害当事者や支援事業者、有識者等の声を十分に聴き、当事者目線でコミュニケーション施策を推進することにより、条例を実効性のあるものにしていくために明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会を設置しました。

（参考）施策推進協議会開催回数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
2 回	1 回	1 回	1 回	1 回

障害者コミュニケーション関連施策の進捗状況と実績の報告

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（個人派遣）

年　度	手話通訳	要約筆記
平成 29	783 件	142 件
平成 30	742 件	186 件
令和元	596 件	177 件
令和 2	362 件	107 件
令和 3	404 件	116 件

② 市主催行事及び市後援行事における手話通訳者･要約筆記者の配置状況

年　度	手話通訳	要約筆記
平成 29	148 件	142 件
平成 30	173 件	192 件
令和元	206 件	207 件
令和 2	33 件	27 件
令和 3	40 件	68 件

※平成 28 年度までは件数でカウント。平成 29 年以降は派遣人数でカウント

③ 市後援行事助成

年　度	件　数	助成額
平成 29	2 件	38,900 円
平成 30	3 件	65,445 円
令和元	3 件	71,130 円
令和 2	0 件	0 円
令和 3	0 件	0 円

④ 市立小学校での手話教室の開催

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
9 校	19 校	22 校	―	2 校

※明石小学校難聴学級（対象：児童、保護者）においては平成 27 年 6 月から平成 29 年 3 月まで概ね月 1 回開催し、平成 29 年度は 4 回、平成 30 年度は 3 回、令和元年度は 2 回開催しました。

※令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響により開催できなかったため、学習用ＤＶＤを作成し、市立小学校及び養護学校に配付しました。

⑤ 職員研修の実施等

年　度	手話基本研修	手話中級研修	手話検定の受験料助成
平成 29	107 名	―	32 名
平成 30	100 名	15 名	25 名

令和元	119 名	11 名	15 名
令和 2	―	―	―
令和 3	―	―	―

※令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響により、研修及び手話検定の受験料助成は実施しませんでした。

⑥ タブレット端末による遠隔手話通訳サービス

総合福祉センター、総合福祉センター新館、あかし総合窓口、市民センター（３カ所）、あかし案内所及びふれあいプラザあかし西にタブレット端末を設置し、障害福祉課の手話通訳者が遠隔手話通訳で対応しました。

【遠隔手話通訳利用件数】

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
59 件	57 件	54 件	44 件	42 件

2　障害者配慮条例について

⑴　条例制定までの経過

国の障害者差別解消法の施行（平成 28 年４月１日）に合わせて、市の障害者差別解消に関する条例の成立を図ることを目標に、平成 27 年５月から 11 月までに４回の検討会を実施しました。検討会は、障害種別ごとの団体や福祉・医療・教育関係者、商店街を代表する事業者や交通事業者、学識経験者、法律関係者、行政関係者、公募市民など 26 名の委員により熱心な議論を行いました。

検討会で話し合った項目は、以下のとおりです。

① 第１回検討会（平成 27 年５月）

・障害者差別解消法施行に向けた動向

・障害を理由とした差別と思われる事例収集の報告

第２回検討会に向けた取組

・「障害のある人もない人も共に暮らすまちづくり」フォーラムの開催（６月）

・タウンミーティングの実施（市内２か所）（７月）

・事業者アンケートの実施（明石市商工会議所の協力）

アンケート送付 579 件に対し、回答は 157 件でした。（８月）

---

② 第２回検討会（※第１回モデル会議として開催）（平成 27 年８月）

・タウンミーティングと事業者向け書面ヒアリング結果の報告

・地域協議会の在り方について（内閣府アドバイザーによる説明）

③ 第３回検討会（第２回モデル会議）（平成 27 年 10 月）

・条例（素案）の検討

④ 第４回検討会（第３回モデル会議）（平成 27 年 11 月）

・条例（素案）のまとめ

※「モデル会議」は、内閣府の「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業」の指定を受けて実施したものです。

⑵ 条例の制定及び施行

上記検討会等における検討を受け、「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例(以下「障害者配慮条例」という。)」は、平成 28 年３月 24 日に制定されました。(同年４月１日より施行)

⑶ 条例の特徴

① 合理的配慮の提供支援

小規模な民間の商業者や地域の自治会、サークルなどが合理的配慮の提供で発生する費用の負担感を和らげるために、全国で初めて創設された「合理的配慮の提供を支援する助成制度」を実施します。また、商業者等がすでに実施している障害の状態に応じた工夫や変更、調整等の好事例を参考に、助成制度のさらなる活用について検討していきます。

② 相談・助言の対応

差別と思われる事案が起きてしまったときのために、障害のある人やご家族、支援者、相手方の事業者からの相談を受け、相談・調整を行う窓口を設けて、必要な情報共有と連携を図ります。

③ 障害理解の研修・啓発などの普及

障害のある人に対する誤解や偏見、無理解や、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する差別を解消していくために、地域の実情を踏まえた障害理解に関する研修・啓発等の取組を行います。

⑷ 地域づくり協議会の設置

障害のある人への差別をなくす取り組みを地域全体で進めるために、障害者配慮条例に基づいて「明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会（以下「地域づくり協議会」という。)」を設置しました。

合理的配慮の提供支援、相談事例への対応、障害理解の研修啓発などをはじめ差別をなくすための様々な取り組みについて､障害のある人や福祉･医療・教育に携わる関係者、民間事業者や学識経験者、法律関係者、行政関係者、公募市民等の方々と協議を行っています。

地域づくり協議会は市長の附属機関であり、相談事案に関するあっせん

の申立てに対応するあっせん部会を設置しています。また、必要がある場合には、差別の解消に関する案件について地域づくり協議会でとりまとめた意見を市長に提出することができます。

（参考）地域づくり協議会開催回数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
4 回	2 回	2 回	1 回	1 回

⑸　条例に基づく取組

①　合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度

障害者配慮条例に基づき、「合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度」を創設しました。民間事業者や自治会等が障害のある人への配慮を提供するための環境整備に係る費用を助成するだけでなく、制度利用を通じて事業者等の障害理解の促進を目指す制度として実施しています。

平成 29 年度から令和３年度までの５年で点字メニューの作成や筆談ボードの購入など合計 501 件の申請があり、12,697,752 円を助成しました。

年　度	件　数	助成額
平成 29	121 件	1,529,461 円
平成 30	88 件	3,649,184 円
令和元	78 件	2,418,650 円
令和２	64 件	2,291,338 円
令和３	20 件	2,036,848 円

②　啓発の取組

平成 28 年７月下旬から８月上旬にかけて、障害のある人とない人の交流の機会として、条例の考え方等の共有と意見交換を目的とした市民タウンミーティングを市内４か所（本庁地区、大久保地区、魚住地区、二見地区）で開催し、95 名の市民に参加いただきました。また、その後も事業者やサークル、地区社協など幅広い対象者から申請いただき、障害者配慮条例や共生のまちづくりについてわかりやすくお伝えする出前講座を実施しています。

平成 29 年度からは、障害のある人とない人が体験交流できるイベントとして「こどもユニバーサル交流会」（平成 30 年度・令和元年度は「あかしユニバーサル交流会」として実施）や「春旬祭」での車いす・アイマスク体験の実施。障害者スポーツを体験できる市民参加型交流イベント「パラスポーツスタジアム」（平成 29 年度実施）を開催しました。令和元年度は、「市民みんなで考えるフォーラム in あかし」を開催し、

183 名の市民に参加いただきました。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、体験交流は行わず、障害当事者などが出演するユニバーサル社会に向けた啓発動画の上映や展示を行う「明石に集まれ！みんな本気フェスタ」を開催しました。

③　研修の実施

市職員研修としては「対応要領を周知する研修」「ユニバーサルマナー研修」のほか、それぞれの障害に特化し、視覚障害・知的障害・精神障害・発達障害の理解研修、車いす体験研修を実施しました。新人研修では、カリキュラムの中に「障害理解」をテーマとした内容を組み込んで実施しました。また、ユニバーサルマナー研修は民間事業者や高校生も対象として実施しました。その他民生児童委員の障害福祉専門部会の中でも障害者配慮条例や合理的配慮について具体的に伝える内容の研修を実施しました。

④　相談対応

障害者配慮条例に基づき 4 つの相談窓口（福祉総務課障害者施策担当、障害福祉課、基幹相談支援センター、発達支援センター）を設け、障害を理由とした差別に関連する相談を受けました。いずれの相談も、あっせん申立てや調整会議の開催には至らず、相手方との調整を希望しない案件が多数を占めました。

相談件数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
10 件	3 件	18 件	6 件	7 件

第５章
高齢者への支援

高齢者の健康福祉

本市における総人口は平成 10(1998)年 290,754 人で、そのうち高齢者人口（65 歳以上）は、38,509 人、総人口の 13.24%であったものが、令和４年４月１日現在には、79,938 人、総人口の 26.22%に達し、今後も高齢化がますます進行するものと見込まれています。

また、人口構造の大きな変化やひとり暮らし高齢者の増加、地域コミュニティの弱まりといった、これまでの高齢者をとり巻く社会環境に大きな変化が生じ、これらに伴い社会保障関係経費が増大するとともに、今後さらに新たな課題への対応が求められることが予想されています。

このような中、本市では、「高齢者いきいき福祉計画」に基づき、支援や配慮が必要な方も、お元気に地域で活躍されている方も、すべての高齢者お一人お一人を支援、応援する取り組みを進め、高齢者が安心して暮らせる「やさしい地域共生社会」づくりを目指してまいります。

1　高齢者人口の推移

（各年４月１日現在）

年　度	総人口［人］	60歳以上［人］	総人口に占める60歳以上［％］	65歳以上［人］	総人口に占める65歳以上［％］	70歳以上［人］	80歳以上［人］	90歳以上［人］	ひとり暮らし高齢者台帳登録者数［人］
平成24	293,273	87,830	29.94	63,731	21.73	45,283	15,834	2,504	7,767
平成25	296,211	89,899	30.35	67,432	22.76	47,637	16,995	2,677	7,834
平成26	296,720	91,135	30.71	70,502	23.76	49,603	17,811	2,852	7,915
平成27	297,341	91,974	30.93	73,018	24.56	50,960	18,635	3,058	8,033
平成28	297,693	92,815	31.18	75,036	25.21	51,640	19,770	3,305	8,039
平成29	298,878	93,314	31.22	76,460	25.58	53,257	20,653	3,521	8,158
平成30	301,199	93,972	31.20	77,677	25.79	56,145	21,790	3,755	8,031
平成31	302,965	94,736	31.27	78,612	25.95	58,815	22,401	3,946	8,430
令和2	303,587	95,246	31.37	79,219	26.09	61,015	23,119	4,185	8,601
令和3	304,189	95,876	31.52	79,741	25.23	62,600	24,234	4,442	8,720
令和4	304,838	96,411	31.63	79,938	26.22	63,681	25,781	4,746	

2　高齢者の生きがい推進事業

⑴　高年クラブの育成事業

高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保険福祉の向上に資することを目的として、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である高年クラブに運営助成をしています。

（助成実績）

区分／年度	適合高年クラブ		中規模高年クラブ		小規模高年クラブ	
	高年クラブ数	会員数（人）	高年クラブ数	会員数（人）	高年クラブ数	会員数（人）
平成29	192	9,242	1	26	—	—
平成30	185	8,629	0	0	—	—
平成31	178	8,219	0	0	2	31
令和2	170	7,596	3	79	4	55
令和3	156	6,799	4	104	5	69

適合高年クラブ　　会員数30名以上
中規模高年クラブ　会員数25名以上30名未満
小規模高年クラブ　会員数10名以上25名未満

小学校区年齢別人口及び高年クラブ一覧表

（令和４年３月31日現在）

小学校区	（※1）60歳以上	適合高年クラブ		中規模高年クラブ		小規模高年クラブ	
		高年クラブ数	会員数（人）	高年クラブ数	会員数（人）	高年クラブ数	会員数（人）
松が丘	4,034	1	40	0	0	0	0
旧松が丘南		2	80	0	0	0	0
朝霧	4,174	10	495	0	0	0	0
人丸	4,869	8	351	0	0	0	0
中崎	2,481	8	294	0	0	0	0
明石	3,221	7	272	1	29	0	0
大観	2,475	9	359	0	0	0	0
王子	2,508	6	208	0	0	1	13
林	3,238	5	209	1	25	1	17
藤江	4,925	9	416	0	0	0	0
貴崎	2,231	1	67	0	0	0	0
花園	2,928	5	226	0	0	0	0
和坂	2,820	7	260	1	25	0	0
鳥羽	3,160	5	330	0	0	0	0
沢池	3,059	7	322	0	0	0	0
大久保	3,334	7	295	0	0	0	0
大久保南	3,735	3	113	0	0	1	11
高丘東	2,776	4	241	0	0	0	0
高丘西	3,628	4	177	0	0	0	0
山手	4,248	7	285	0	0	0	0
谷八木	2,639	1	54	1	25	0	0
江井島	4,810	6	259	0	0	0	0
魚住	4,028	6	276	0	0	0	0
清水	4,173	8	404	0	0	1	18
錦が丘	2,828	4	156	0	0	0	0
錦浦	4,684	8	315	0	0	0	0
二見	2,795	5	169	0	0	0	0
二見北	3,902	2	78	0	0	0	0
二見西	2,708	4	174	0	0	0	0
合計	96,411	159	6,925	4	104	4	59

※１については令和４年４月１日現在

・　高年クラブ連合会助成事業

高年クラブの連合団体である明石市高年クラブ連合会に運営助成し、単位高年クラブが行う活動の連携や、より一層の活性化を図っています。

〔事務局〕明石市相生町２丁目７－12　明石市高年クラブ連合会

⑵　高齢者スポーツ大会開催事業

高年クラブ連合会に委託して、市内のおおむね60歳以上の高齢者がスポーツを通じて、健康の増進を図るとともに、相互の親睦を深めるため、小学校区ごとにチームを編成し、春・秋の２回開催しています。

（単位：人）

大　会　名	令和３年度 参加延人員
輪投げ大会	160
ペタンク大会	126
グラウンドゴルフ大会	821
ターゲットバードゴルフ大会	33

※令和３年度は、輪投げ・ペタンク・ターゲットバードゴルフは秋のみ開催。

⑶　高齢者パスポート交付事業

（単位：枚）

年　度	交付枚数
平成31	3,937
令和２	3,825
令和３	3,622

市内居住の65歳以上の高齢者に、市内の公共施設や商店等に提示することにより、無料や割引等の特典を受けることができる「シニアいきいきパスポート」を交付しています。

パスポートには、外出先などで急病等になった時のための緊急連絡先などが記入できます。

⑷　はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

（単位：枚）

年　度	交付枚数
平成29	10,844
平成30	9,596
平成31	9,008
令和２	8,016
令和３	7,484

１月１日から引き続き市内在住で、４月１日現在、75歳以上の高齢者の健康の保持増進に寄与するため、保険診療以外のはり・きゅう・マッサージ施術を受けたとき、１回につき1,000円（１人４回まで）を助成しています。

⑸　敬老優待乗車券交付事業

市内在住で、４月１日現在、70歳以上の高齢者に対し、敬老優待乗車券を交付しています。（ただし、寿タクシー利用券については、１月１日から引き続き市内在住の方に限る）

（単位：枚）

年　度	申請者数（人）	共通優待乗車証	寿タクシー利用券
平成29	48,525	44,321	48,257
平成30	50,951	46,698	50,728
平成31	54,699	50,700	50,755
令和２	59,358	54,949	55,718
令和３	－	56,248	56,776

⑹　シルバー人材センター運営補助事業

健康で働く意欲のある60歳以上の高齢者を対象に、長年培った経験や技能を活かし、自らの健康を保持しながら地域社会に積極的に参加していくことができるよう、就業機会の提供等を行う、一般社団法人明石市シルバー人材センターの運営を支援しています。

〔所在地〕明石市船上町5－2　(一社)明石市シルバー人材センター　TEL 078(922)5000

⑺　敬老会開催補助事業

高齢者に対し敬老の意を表し、長寿を祝福するため、校区（地区）連合自治会等が開催する敬老会に補助金を交付しています。

⑻　長寿写真贈呈事業

市内に居住する80歳の高齢者の傘寿を祝して、希望者に長寿写真を撮影し、贈呈しています。

（単位：人）

年　度	撮影人数
平成29	1,018
平成30	873
平成31	821
令和2	1,041
令和3	1,298

⑼　敬老見守り訪問

7月31日現在市内に居住し、9月15日現在77歳の人に5,000円、88歳の人に10,000円、100歳の人に30,000円の敬老祝い金を訪問して本人に直接支給することにより、安否確認および見守り支援につなげています。

（単位：人）

年　度	支給人数
平成29	4,041
平成30	4,674
平成31	4,945
令和2	4,785
令和3	4,948

⑽　市内公衆浴場等の割引

健康増進と地域とのふれあいを図るため、65歳以上の高齢者に対し、毎週木曜日に、市内の公衆浴場等で1回120円の自己負担で利用できたり、300円割引で利用することができます。

3　介護や支援が必要な要配慮高齢者のために

65歳以上で認知症などの要介護状態の高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に種々の援護施策を進めています。

⑴　日常生活用具給付事業

65歳以上で認知症などの要介護状態のひとり暮らし高齢者等に対し、電磁調理器等の日常生活用具の給付を行います。(所得制限あり)

（単位：台）

種目＼年度	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3
電磁調理器	14	13	7	12	12
火災警報器	7	6	5	12	6
自動消火器	9	5	2	12	7

⑵　福祉電話貸与事業

ひとり暮らし高齢者の安否確認及び緊急時の連絡のため、電話のない方に対し、電話機の貸与及び設置工事費の補助を行います。（所得制限あり）

（単位：台）

年　度	貸与台数
平成 29	30
平成 30	40
平成 31	42
令和 2	39
令和 3	38

⑶　緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者や重度身体障害者、高齢者世帯でねたきり高齢者を抱える介護者等を対象に、緊急時にボタン一つで受信センターへ通報する緊急通報発信装置（安心コール）を貸与します。

（各年度3月31日現在/単位：台）

年　度	貸与台数
平成 29	654
平成 30	646
平成 31	604
令和 2	575
令和 3	565

⑷　友愛訪問（高齢者に関する相談・支援）

ひとり暮らし高齢者宅へ訪問することにより、高齢者の孤独感を和らげるとともに安否の確認を目的として実施します。

①　ひとり暮らし高齢者実態調査

民生委員・児童委員が、65歳以上のひとり暮らし高齢者の実態を調査します。

②　友愛訪問

民生委員・児童委員が、各種相談や社会参加を促し、高齢者自身の孤独感を和らげることを目的として、65歳以上のひとり暮らし高齢者宅へ随時訪問します。

⑸　安否確認事業（保健飲料の配付）

75歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認等を目的として、保健飲料をひとり暮らし高齢者宅へ、週１回２本配付します。

（各年度3月31日現在/単位：人）

年　度	配付者数
平成 29	3,682
平成 30	3,721
平成 31	3,811
令和 2	3,801
令和 3	3,835

⑹　高齢者等住宅改造費助成事業

日常生活に介護を要する高齢者や障害者に対して、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるように、住宅を改造する費用を助成します。（所得制限あり）

（単位：件）

年　度	件　　数
平成 29	91
平成 30	49
平成 31	76
令和 2	71
令和 3	92

⑺　ふれあい会食事業

高齢者の孤食と閉じこもり予防を目的として、65 歳以上のひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者世帯を対象に、１食 400 円の自己負担で月２回の会食を実施します。

（各年度 3 月 31 日現在）

区分／年度	利用者数（人）	延食数（食）
平成 29	376	9,563
平成 30	389	9,011
平成 31	397	7,978
令和 2	370	3,261
令和 3	369	4,493

⑻　介護用品の支給

在宅ねたきりや認知症高齢者（要介護認定「要介護 3～5」の方）を介護する家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品の支給を行います。（所得制限あり）

⑼　通院支援事業

介護保険の要介護１以上で、一般の公共交通機関を利用することが困難な在宅の 65 歳以上の高齢者に対して、通院のためのタクシー利用券を交付します。

⑽　高齢者短期入所生活介護（ショートステイ）事業

社会適応の困難な高齢者が養護老人ホームに短期間（原則７日以内）入所し、生活習慣等の指導を受けることができます。

実施施設　養護老人ホーム　　令和４年４月１日現在

高岡園	（明石市大久保町大窪 2603-208）
明石愛老園	（明石市魚住町錦が丘２丁目 6-8）
鶴林園	（加古川市志方町細工所 1086）
楽久園	（多可郡多可町八千代区俵田 111-27）
千山荘（盲）	（神戸市灘区鶴甲５丁目 1-50）
高砂荘	（高砂市北浜町北脇 544 番地の１）

⑾　家族介護手当支給事業

65 歳以上のねたきり高齢者や認知症高齢者（要介護認定「要介護 4・5」の方）を介護保険等のサービスを利用せず、在宅で介護する人に精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、年額 100,000 円の介護手当を支給します。（支給要件あり）

（各年度3月31日現在/単位：人）

年　度	受給者数
平成 29	0
平成 30	0
平成 31	1
令和 2	2
令和 3	2

⑿　高齢者特別給付金支給事業

国民年金制度上、国籍要件のため年金の受給資格を得ることができなかった外国人等、年金制度の有する被保険者資格の理由により老齢年金等を受給できない高齢者に対し、特別給付金として月額 33,341 円（令和 3 年 4 月より）を支給します。

（各年度3月31日現在/単位：人）

年　度	受給者数
平成 29	5
平成 30	3
平成 31	0
令和 2	0
令和 3	0

⒀　居場所検索用端末機の貸与

行方不明のおそれのある認知症高齢者を介護する家族に居場所検索用端末機を貸与し、認知症高齢者の居場所の早期発見を図ります。

⒁　認知症カフェ助成金交付

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするとともに、認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症カフェを運営する団体に対して運営費の一部を助成しています。

⒂　オレンジサポーター養成講座（認知症サポーター養成講座）

講師となるキャラバン・メイトが市内各地に出向いて講座を開催し、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する「オレンジサポーター」を養成しています。

⒃　認知症早期支援事業

認知症の早期診断、早期対応を図るため、65 歳以上の方にチェックシートを提出してもらい、認知機能低下の疑いがある人に対して、医療機関での認知症診断にかかる受診費用を全額助成しています。

⒄　認知症あんしんプロジェクト事業

医療機関で認知症と診断され、在宅で生活している方に対して、1 人あたり 20,000 円の認知

（各年度3月31日現在/単位：人）

年　度	受給者数
令和 2	2,493
令和 3	391

症サポート給付金を給付しています。さらに、認知症サポート給付金の給付を受けた人に、あかしオレンジ手帳（認知症手帳）及びあんしんチケット（あかしオレンジ弁当券・寄り添い支援サービス券・お試しショートステイ券）の交付を行い、認知症の人やその家族の介護の負担軽減を図るとともに、包括的・継続的支援を展開しています。

⒅　高齢者補聴器購入費助成事業

（各年度3月31日現在/単位：人）

年　度	受給者数
令和 3	222

難聴により生活に支障が生じている 65 歳以上の方（聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方）に対して、新たな補聴器の購入費用の一部（上限 20,000 円）を助成しています。

⒆　みんなの給食事業

（各年度3月31日現在）

区分／年度	開催回数（回）	参加者数（人）
平成 30	44	488
平成 31	110	1,002
令和 2	31	251
令和 3	41	280

高齢者の社会的孤立の防止や食に対する楽しみを持ってもらうことを目的として、65 歳以上の高齢者を対象に月１回程度、中学校区コミュニティ･センターで昼食(中学校給食）を提供しています。（1人 400 円）

4　高齢者の健康を守るために

⑴　高齢期移行者医療費の助成

65～69 歳の方に、医療費の一部（保険診療の自己負担分から一部負担金を控除した額）を助成しています。

対象となる方は、市民税非課税世帯（世帯主及びすべての世帯員に市民税が課税されていない世帯）に属し、世帯員全員に所得がない方（公的年金収入８０万円以下かつ所得なし)。又は市民税非課税世帯に属し、本人の公的年金収入とその他の所得の合計が８０万円以下で要介護２以上の認定を受けられている方です。

⑵　高齢重度障害者医療費の助成

後期高齢者医療制度に加入している 65 歳以上の高齢者で､身体障害者手帳１～３級、精神障害者保健福祉手帳１・２級、または療育手帳Ａ・Ｂ１判定の方に、医療費の一部（保険診療の自己負担分から一部負担金を控除した額）を助成しています。

対象となる方は、本人および配偶者、扶養義務者の市民税所得割額の合計額が２３万５千円未満の方です。ただし、身体障害者手帳３級で、内部障害（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）以外の方は、本人、配偶者、扶養義務者及び同一世帯員に市民税の所得割が課せられていない方のみ対象となります。

⑶　後期高齢者医療制度

①　運営主体（保険者）

後期高齢者医療制度の運営主体（保険者）は、41 市町が加入する兵庫県後期高齢者医療広域連合です。広域連合は保険料の決定、被保険者証の発行などを行い、市は後期高齢者医療制度に関する申請や届出の受付け、保険料の徴収などを行っています。

②　被保険者

75 歳以上の方全員と 65～74 歳で一定の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方が後期高齢者医療制度の被保険者り広域連合の認定を受けた方が後期高齢者医療制度の被保険者となります。

被保険者数　（年間平均／単位：人）

年　度	75 歳以上	65～74 歳	合　計
平成 29	35,526	1,109	36,634
平成 30	37,097	1,050	38,147
令和元	38,475	959	39,434
令和 2	39,167	862	40,029
令和 3	39,680	749	40,429

③　保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対し、保険料が賦課されます。

≪計算方法≫

年間の保険料は、被保険者に均等に賦課される均等割額と前年の所得に応じて賦課される所得割額の合計となります。均等割額と所得割率は 2 年ごとに見直され、兵庫県内で原則均一となります。

保険料額（年額）＝均等割額＋所得割額（基準総所得金額×所得割率）

年　度	均等割額	所得割率	限度額
平成 30・令和元年	48,855 円	10.17%	620,000 円
令和 2・3 年	51,371 円	10.49%	640,000 円
令和 4・5 年	50,147 円	10.28%	660,000 円

≪納付方法≫

保険料の納付方法は、一定額以上の年金受給者は原則年金からの引去り（特別徴収）となります。それ以外の方は口座振替や納付書による納付（普通徴収）となります。

≪納期≫

1年間（4月から翌年3月）の保険料を、普通徴収は7月（第1期）から翌年3月（第9期）の9回に分けて納期限までに納めます。特別徴収は4月（第1期）から翌年2月（第6期）の6回に分けて年金から引去りします。

後期高齢者保険料収納状況　（現年度決算）

年　度	区　分	調定額(千円)	収納額(千円)	収納率(%)
平成29	特別徴収	1,794,672	1,794,672	100.00
	普通徴収	1,152,759	1,139,096	98.81
	合　計	2,947,430	2,933,767	99.54
平成30	特別徴収	1,906,208	1,906,207	100.00
	普通徴収	1,212,840	1,198,411	98.81
	合　計	3,119,048	3,104,618	99.54
令和元	特別徴収	2,011,332	2,011,332	100.00
	普通徴収	1,228,964	1,214,708	98.84
	合　計	3,240,296	3,226,040	99.56
令和2	特別徴収	2,194,079	2,194,079	100.00
	普通徴収	1,241,665	1,227,737	98.88
	合　計	3,435,744	3,421,816	99.59
令和3	特別徴収	2,217,290	2,217,290	100.00
	普通徴収	1,224,332	1,211,344	98.94
	合　計	3,441,622	3,428,634	99.62

④　受けられる給付

病気やケガで診療をうけるときは、被保険者証を医療機関等の窓口に提示して、かかった医療費の1割または2割を一部負担金として自己負担します。残りは後期高齢者医療制度で負担します。

≪その他のおもな給付≫

・療養費

医療費などを全額自己負担したときに、一部負担金を除いた額が支給されます。

・高額療養費

1か月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた額が支給されます。

対象者には広域連合より申請書が送付されます。申請は初回のみで、2回目以降は登録口座に振り込まれます。

なお、同一の医療機関の窓口でのお支払は月ごとの限度額までと

なります。

・高額介護合算療養費

介護サービスの利用料と医療費の自己負担額の年間合計額が高額になったときに、定められた限度額を超えた額が支給されます。

・葬祭費

被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った方（喪主）に、5 万円が支給されます。

5　施設への入所措置

環境上及び経済上の理由により家庭で養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者に対し、健全な日常生活の確保を図るため、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

養護老人ホームへの入所状況（令和4年4月1日現在）　（単位：人）

施設名	入所者
明石愛老園（明石市）	43
高岡園（〃）	40
鶴林園（加古川市）	17
さつき園（三木市）	1
五色園（洲本市）	2
神港園（神戸市）	1
千山荘（神戸市）	2
楽久園（多可郡）	8
慈母園（奈良県高市郡）	1
栗栖の荘（たつの市）	6
計	121

6　高齢者のための施設

⑴　高齢者ふれあいの里「中崎」「大久保」「魚住」「二見」

高齢者の心身の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための場を総合的に提供しています。

施設名	施設概要								
	構造	規模		室名		定員（人）	利用時間及び使用料	開館日	設備等
		敷地（㎡）	建物（㎡）						
明石市立 高齢者ふれあいの里　中崎 （所在地） 明石市中崎 1丁目 2-22 ℡913-6200	鉄筋コンクリート造 2階建 ＊　一部 3階建	382.87	665.07	大広間		60	・利用時間 午前9時 ～午後4時 （平成22年度から 7月1日～ 8月31日は 午前 9 時～ 午後4時30分） ・利用料 60歳以上の高齢者は 無料	昭和57年 4月1日	ヘルストロン 各種トレーニング機器 図書コーナー 囲碁・将棋
				集会室	洋	24			
					洋	20			
				トレーニング室		20			
明石市立 高齢者ふれあいの里　大久保 （所在地） 明石市大久保町 大窪 3423 ℡936-5048	鉄筋コンクリート造 2階建	1,154.92	936.09	多目的ルーム		100		平成11年 6月28日	ヘルストロン 各種トレーニング機器 図書コーナー 囲碁・将棋
				集会室	洋	24			
					洋	24			
				大広間		40			
明石市立 高齢者ふれあいの里　魚住 （所在地） 明石市魚住町 西岡 367-4 ℡947-1202	鉄筋コンクリート造 2階建	988.50	583.85	大広間		60		昭和60年 4月15日	ヘルストロン 各種トレーニング機器 図書コーナー 囲碁・将棋
				集会室	和	20			
					洋	30			
				機能回復訓練室		10			
明石市立 高齢者ふれあいの里　二見 （所在地） 明石市二見町 西二見 605-1 ℡943-4001	鉄筋コンクリート造 2階建	2,092.78	604.60	大広間		60		昭和62年 4月16日	作業所 ヘルストロン 各種トレーニング機器 図書コーナー 囲碁・将棋
				集会室	和	20			
					和	16			
				機能回復訓練室		10			
				作業所		45			

7　小学校区別高齢者人口、ひとり暮らし高齢者台帳登録者数

（令和４年４月１日現在）　　（単位：人）

小学校区名	65歳以上	ひとり暮らし高齢者台帳登録者数	小学校区名	65歳以上	ひとり暮らし高齢者台帳登録者数
松が丘	3,396	626	大久保	2,788	233
朝霧	3,472	346	大久保南	2,860	247
人丸	3,983	430	高丘東	2,491	253
中崎	2,065	259	高丘西	3,232	263
明石	2,685	364	山手	3,573	308
大観	2,090	321	谷八木	2,199	211
王子	2,141	319	江井島	3,854	343
林	2,686	321	魚住	3,330	368
藤江	4,129	482	清水	3,520	355
貴崎	1,916	248	錦が丘	2,363	264
花園	2,246	246	錦浦	3,808	380
和坂	2,381	251	二見	2,336	274
鳥羽	2,567	291	二見北	3,112	300
沢池	2,565	257	二見西	2,150	239
			合　　計	79,938	8,799

介護保険

介護保険は、元気な人がなるべく介護が必要な状態にならないように、また、介護が必要な状態になっても地域で自立した生活ができるように、高齢者を支える制度です。

介護保険のしくみ

1　保険者

介護保険制度の実施主体（保険者）は、明石市です。

2　被保険者

40歳以上の方が介護保険の被保険者となります。第１号被保険者と第２号被保険者の２種類があり、保険料の額や納付の方法、サービスを受けるための条件が異なります。

⑴　被保険者の種類と介護保険料

	第１号被保険者	第２号被保険者
有資格者	市内に住所を有する65歳以上の方	市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者
給付対象者	○要介護１～５の方 ○要支援１・２の方	左のうち、初老期の認知症、脳血管疾患などの特定疾病(16種類)が原因である方
保険料負担	市が徴収	医療保険者が医療保険料と併せて徴収
賦課・徴収方法	○所得段階別（14段階）定額保険料 ○一定額以上の年金受給者は年金から天引き（特別徴収）、それ以外は口座振替や納付書による納付（普通徴収）	○健康保険、共済組合加入者 ・標準報酬×介護保険料(掛金)率（事業主負担あり） ・健康保険料（掛金）として一括徴収 ○国民健康保険加入者 ・所得割、均等割等に按分（国庫負担あり） ・国民健康保険料として一括徴収

⑵　第１号被保険者保険料収納状況　　（単位：千円）

年度	項目	調定額	収納額	収納率（%）
平成29	普通徴収	400,048	349,698	87.41
	特別徴収	4,357,943	4,357,943	100.00
	合計	4,757,991	4,707,641	98.94
平成30	普通徴収	410,633	365,654	89.05
	特別徴収	4,838,489	4,838,489	100.00
	合計	5,249,122	5,204,142	99.14
令和元	普通徴収	387,807	349,645	90.06
	特別徴収	4,773,722	4,773,722	100.00
	合計	5,161,529	5,122,967	99.25
令和２	普通徴収	374,306	344,301	91.98
	特別徴収	4,684,581	4,684,581	100.00
	合計	5,058,887	5,028,882	99.41
令和３	普通徴収	419,085	392,867	93.74
	特別徴収	4,664,481	4,664,481	100.00
	合計	5,083,566	5,057,348	99.48

注）　1.収納状況は毎年度末の数値です。
　　2.調定額、収納額は千円未満の端数切り上げの為合わないときがあります。

3　要介護認定の申請件数及び認定者数・認定率

要介護度は被保険者の申請により、市等からの訪問調査と主治医の意見書に基づき、第三者機関である「明石市介護認定審査会」で審査・判定を行い、保険者（明石市）が決定します。

⑴　申請件数　（単位：件）

年　度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
申請件数	13,747	11,526	13,768	9,421	12,748

注）件数は毎年度末の数値です。

⑵　要介護等認定者数・認定率　（単位：人）

年度＼介護度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	認定率（%）
平成 29	認定者数	2,420	2,847	2,057	2,112	1,693	1,641	1,262	14,032	18.05
	割合（%）	17.25	20.29	14.66	15.05	12.07	11.69	8.99	100	
平成 30	認定者数	2,688	2,998	2,024	2,083	1,751	1,674	1,232	14,450	18.38
	割合（%）	18.60	20.74	14.01	14.42	12.12	11.58	8.53	100	
令和元	認定者数	2,656	3,162	2,087	2,122	1,745	1,746	1,241	14,759	18.62
	割合（%）	18.00	21.42	14.14	14.38	11.82	11.83	8.41	100	
令和 2	認定者数	2,785	3,254	2,235	2,175	1,786	1,854	1,199	15,288	19.16
	割合（%）	18.22	21.28	14.62	14.23	11.68	12.13	7.84	100	
令和 3	認定者数	2,894	3,309	2,309	2,213	1,832	1,954	1,164	15,675	19.59
	割合（%）	18.46	21.11	14.73	14.11	11.69	12.47	7.43	100	

注）人数は毎年度末の数値です。認定率は、合計認定者数を第 1 号被保険者数で割った数値です。

4　介護保険で利用できるサービス

⑴　要支援1･2の認定を受けた方

地域総合支援センター（指定介護予防支援事業所）等が作成する「介護予防サービス計画」に基づき下記の介護予防サービスが利用できます。

※ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成 29 年度から後述の地域支援事業に移行しました。

■介護予防サービス

①介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車等が家庭を訪問し、利用者のできる範囲で行う入浴を手伝う。
②介護予防訪問看護	看護師等が家庭を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助などを行う。
③介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士等の専門家が家庭を訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリテーションなどの指導を行う。
④介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行う。
⑤介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設などで介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練を受ける。
⑥介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期入所し、入浴・食事などや生活機能の維持向上のため機能訓練を受ける。
⑦介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練を受ける。
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで入浴・食事などや生活機能の維持向上のための機能訓練を受ける。

⑨介護予防福祉用具貸与	歩行器及び歩行補助つえ等を貸与する。
⑩介護予防福祉用具購入費	入浴または排泄の用等に供する福祉用具の購入費の一部を支給する。
⑪介護予防住宅改修費	住宅の手すりや段差の解消等小規模な住宅改修の費用の一部を支給する。

■地域密着型介護予防サービス

①介護予防認知症対応型通所介護	居宅の認知症の状態にある高齢者がデイサービスセンターに通所し、入浴、食事等の介護その他の日常生活の支援や機能訓練を受ける。
②介護予防小規模多機能型居宅介護	デイサービスを中心として、要支援の状態や希望に応じて訪問介護やショートステイを組み合わせ、入浴・食事などの支援を受ける。
③介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援認定者で、かつ認知症の状態にある高齢者で、少人数での共同生活を営むことに支障がない人が共同生活を行いながら入浴・食事等の日常生活の支援や機能訓練を受ける。

⑵ 要介護1～5の認定を受けた方

指定居宅介護支援事業者が作成する「居宅介護サービス計画」や介護保健施設等での「施設サービス計画」に基づき、下記の居宅サービス等が利用できます。

■居宅サービス

①訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護など日常生活上の世話を行う。
②訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車等が家庭を訪問し、入浴サービスを行う。
③訪問看護	看護師等が家庭を訪問して、看護(療養上の世話や診療の補助)を行う。
④訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などの専門職が家庭を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
⑤居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し療養上の管理や指導を行う。
⑥通所介護	デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供等を受ける。
⑦通所リハビリテーション	主治医の判断に基づき介護老人保健施設や医療機関に通い、リハビリテーションを受ける。
⑧短期入所生活介護	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を受ける。
⑨短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を受ける。
⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練などを受ける。
⑪福祉用具貸与	車椅子や特殊寝台等の福祉用具を貸与する。
⑫福祉用具購入費	入浴または排泄の用に供する福祉用具の購入費の一部を支給する。
⑬住宅改修費	住宅の手すりの設置や段差の解消などの小規模な住宅改修の費用の一部を支給する。

■地域密着型サービス

①小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの支援や介護を受ける。
②認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が共同で生活できる場で食事、入浴などの支援や介護、機能訓練を受ける。
③夜間対応型訪問介護	ホームヘルパーが夜間の定期巡回を行う。また、緊急時に対応できるように随時訪問する。

④認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が食事、入浴などの支援や介護、機能訓練を受ける。
⑤看護小規模多機能型居宅介護	利用者の状況に応じて、小規模な住居型施設への「通い」、「宿泊」、自宅への「訪問」(介護と看護)などを合わせて支援や介護を受ける。
⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護師が連携し、定期的に訪問を行う。また、利用者の通報により随時訪問する。
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 30 人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護が健康管理が受けられます。
⑨地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供等を受ける。

■施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所し、機能訓練、健康管理および療養上の管理及び介護などの日常生活上の世話を受ける。
②介護老人保健施設（老人保健施設）	病気やけがなどの治療後、リハビリテーションなどを必要とする方が入所し、医学的管理下における、介護、看護及びリハビリテーション、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を受ける。
③介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な方が入所し、日常的な医学的管理や看護、医学的管理の下に行われる介護や機能訓練、その他必要な日常生活上の世話を受ける。

5　地域支援事業

⑴　介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、高齢者すべてに対して介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成されます。

①　介護予防・生活支援サービス事業

ア　訪問型サービス

これまでの介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、一部基準を緩和し、生活援助のみを提供するサービスを実施します。

イ　通所型サービス

これまでの介護予防通所介護に相当するサービスのほか、リハビリテーション専門職等により短期的・集中的に運動プログラム等を提供するサービスを実施します。

②　一般介護予防事業

ア　介護予防把握事業

フレイル予防や介護予防の取組を必要とする高齢者を把握し、個別相談や介護予防事業への参加につなげます。

イ　介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、団体からの依頼を受けて自治会館や公民館、コミュニティ・センター等で介護

予防教室を開催します。また、パンフレット等の作成・配布を行います。

ウ　地域介護予防活動支援事業

自治会館などの身近な場所での体操などを通じた自主グループ活動の支援を行う自主グループ活動支援事業や、元気な高齢者が自主的に運営し、高齢者などの居場所や活動の拠点を提供する取組に対して、経費の一部を補助するシニア活動応援事業等を実施します。

エ　地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が自主グループ活動を支援したり、地域ケア会議へ参画・助言するなど、自立支援に役立つ取組を促す仕組みを構築します。

⑵　包括的支援事業

地域総合支援センター（※）の運営のほか、認知症施策の推進（認知症初期集中支援チームの実施、認知症地域支援推進員の配置等）、生活支援サービスの体制整備（生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等）、在宅医療・介護連携の推進（在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、医療・介護関係者の研修等）等を実施します。

※　地域総合支援センターついては、第６章地域共生社会づくり（地域総合支援センター）を参照

⑶　任意事業

介護給付等費用適正化事業（認定調査状況チェック、ケアプランの点検、介護給付費通知等）のほか、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、地域自立生活支援事業等を実施します。

６　介護給付費の負担

介護保険給付費の負担割合は以下のとおりです。

国	県	市	第１号被保険者	第２号被保険者
25%	12.5%	12.5%	23%	27%

公　費　50%　　保　険　料　50%

注）　施設サービスの負担割合は、国 20%、県 17.5%です。国負担分のうち５%は調整交付金のため、高齢化率、所得状況等により変動します。

7　介護保険事業計画

⑴　計画の趣旨

介護保険事業計画は３か年を１期として、介護保険事業を円滑に推進するため、過去の給付実績などをもとに、2021～2023年度の介護保険事業におけるサービスの見込量と、その確保の方策について定めています。

⑵　計画期間

2021年度から2023年度までの３年間を第８期の計画期間としています。

⑶　基本理念

「地域で支えあい　安心して暮らせるまちづくり～地域共生社会の実現に向けて～」を基本理念として、その実現のために次に掲げる施策に基づき、事業を運営します。

《施策》

① 地域ネットワークの充実
② 認知症の人や家族への支援の充実
③ 権利擁護の取組の充実
④ 災害・感染症に対する体制整備の推進
⑤ 介護保険サービスの充実
⑥ 高齢者の活躍できる場の充実と社会参画の推進
⑦ 健康づくりの推進
⑧ 地域づくりの支援

⑷　日常生活圏域

認知症の人やひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するため、中学校区を日常生活圏域と設定しています。

⑸　事業計画の概要

①　被保険者数　（単位：人）

項目＼年度	2021	2022	2023
第１号被保険者	79,462	79,467	79,468
総　人　口	304,385	304,440	304,494
高齢化率	26.1%	26.1%	26.1%

注）人口推計については、住民基本台帳人口をもとに推計を行いました。

注）高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合です。

② 要介護等認定者数の推移

（単位：人）

項目＼年度	2021	2022	2023
65歳以上人口	79,462	79,467	79,468
要支援1	2,835	2,872	2,953
要支援2	3,326	3,357	3,451
要介護1	2,321	2,323	2,397
要介護2	2,181	2,314	2,397
要介護3	1,817	1,931	2,003
要介護4	1,891	1,914	1,976
要介護5	1,164	1,346	1,398
小計	15,535	16,057	16,575

注)各年度9月末日現在

③ 介護保険事業費の見込額

（単位：千円）

	2021年度	2022年度	2023年度
標準給付費見込額	21,492,115	22,749,763	23,936,027
保険給付費見込額	21,468,031	22,724,869	23,910,323
総給付費	20,220,671	21,523,896	22,670,104
介護給付費	19,141,394	20,403,718	21,503,503
予防給付費	1,079,277	1,120,178	1,166,601
特定入所者介護サービス費等給付費	582,733	540,905	558,580
高額介護サービス費等給付額	569,607	561,800	580,159
高額医療合算介護サービス費等給付額	95,019	98,268	101,479
審査支払手数料	24,084	24,894	25,704
地域支援事業費見込額	1,721,397	1,765,751	1,815,872
保健福祉事業費見込額	112,889	112,889	112,889

④ サービス利用者数見込

（人）

サービス種類 ＼ 年度		2021	2022	2023
介護予防サービス	介護予防支援	32,616	32,784	33,120
	介護予防訪問入浴介護	24	24	24
	介護予防訪問看護	6,648	6,744	6,816
	介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	1,536	1,560	1,584
	介護予防居宅療養管理指導	3,096	3,168	3,252
	介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	6,660	6,804	6,924
	介護予防短期入所生活介護	372	384	396
	介護予防短期入所療養介護	36	36	36
	介護予防福祉用具貸与	25,296	25,752	26,232
	介護予防住宅改修費	684	696	720
	介護予防福祉用具購入費	456	480	492
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,476	1,740	2,004
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	48	48	48
	介護予防小規模多機能型居宅介護	300	444	588
	介護予防認知症対応型共同生活介護	96	72	72
居宅サービス	居宅介護支援	63,660	64,380	66,672
	訪問介護	26,088	26,364	27,336
	訪問入浴介護	1,548	1,536	1,608
	訪問看護	16,704	16,812	17,484
	訪問リハビリテーション	2,412	2,448	2,496
	居宅療養管理指導	19,848	19,956	20,736
	通所介護	26,904	27,228	28,188
	通所リハビリテーション	11,148	11,268	11,688
	短期入所生活介護	8,376	8,412	8,748
	短期入所療養介護	1,344	1,356	1,404
	福祉用具貸与	44,268	44,628	46,308
	居宅介護住宅改修費	756	756	792
	居宅介護福祉用具購入費	768	768	804
	特定施設入居者生活介護	5,376	6,312	7,248
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	1,680	1,704	1,740
	小規模多機能型居宅介護	2,004	2,904	3,804
	認知症対応型共同生活介護	4,296	4,536	4,752
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,044	1,740	1,740
	看護小規模多機能型居宅介護	1,332	2,028	2,724
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	768	1,452	2,160
	地域密着型通所介護	7,704	7,800	8,064
施設サービス	介護老人福祉施設	14,160	15,240	15,240
	介護老人保健施設	8,112	8,112	8,112
	介護医療院（介護療養型医療施設含む）	60	60	60

第６章

地域共生社会づくり

地域総合支援センター

地域総合支援センターは、高齢者介護を中心とする地域包括ケアシステムを発展させ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、高齢者や障害者、子どもを含め広く地域の総合的・包括的な相談対応を行う拠点です。

１　設置目的

高齢や障害による心身の機能低下、子育ての悩み、様々な理由による社会復帰への不安等、生活のしづらさを抱える人が、家族や地域とのつながりを持って、本人らしく暮らせるよう、地域住民による支え合いと公的支援とが連動し、生活のしづらさを抱える人やその家族から広く相談を受け、更生支援を含む総合的かつ包括的な支援を行う拠点として設置します。

２　実施主体等

実施主体　/　明石市
運営主体　/　明石市社会福祉協議会

３　センター名称等

センター名称	担当中学校区	場所	電話番号 ファックス
あさぎり・おおくら	朝霧・大蔵	あさぎり福祉センター内 （松が丘５丁目７-22）	915-0091 915-0092
きんじょう・きぬがわ	錦城・衣川	明石市役所北庁舎（旧保健センター） １階（相生町２丁目５-15）	915-2631 915-2632
にしあかし	望海・野々池	総合福祉センター１階 （貴崎１丁目５-13）	924-9113 925-2799
おおくぼ	大久保・大久保北 江井島・高丘	夜間休日応急診療所２階 （大久保町八木 743-33）	934-8986 934-8987
うおずみ	魚住東・魚住	魚住市民センター２階 （魚住町西岡 500-１）	948-5081 948-5082
ふたみ	二見	ふれあいプラザあかし西１階 （二見町東二見 1836-１）	945-3170 945-3171

開所時間　月～金　午前８時 55 分～午後５時 40 分
夜間・休日の緊急相談専用電話　078-924-4567

4　職員体制

原則、次に掲げる職種を常勤専従職員として配置しています。

①　保健師又は看護師
②　社会福祉士
③　主任介護支援専門員
④　生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）
⑤　就労的活動支援コーディネーター
⑥　総合相談支援員
⑦　介護支援専門員

5　主な業務内容

⑴　複合的な相談を受け、必要な支援を行う業務

①　複合的な課題を抱える相談者等（※）に対する支援の実施
②　相談支援機関とのネットワークの構築
③　更生支援に係る福祉サービス等についての相談支援業務の実施等

※相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える人が複数人存在するケース等

⑵　地域住民同士の支え合い体制を構築する業務

①　地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
②　地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
③　関係者のネットワーク化
④　目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
⑤　生活支援の担い手の養成やサービスの開発
⑥　ニーズとサービスのマッチング
⑦　役割がある形での高齢者の社会参加等の促進　等

⑶　第１号介護予防支援事業

基本チェックリスト該当者に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

⑷　一般介護予防事業

①　介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催

②　介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援

③　社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施　等

⑸　包括的支援事業

①　総合相談支援事業

（ｱ）初期段階での相談対応

（ｲ）継続的・専門的な相談支援

（ｳ）上記の実施に当たって必要となるネットワークの構築　等

②　権利擁護事業

（ｱ）成年後見制度の活用促進

（ｲ）老人福祉施設等への措置の支援

（ｳ）高齢者虐待への対応

（ｴ）困難事例への対応　等

③　包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

（ｱ）包括的・継続的なケア体制の構築

（ｲ）地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用

（ｳ）介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談

（ｴ）地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言　等

④　在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けるほか、地域のケアマネジャー等の介護職や看護師等の医療職との連携強化を図る多職種連携学習会の開催等を行う。

⑤　認知症総合支援事業

（ｱ）認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、医療・介護サービスの利用に至るまでの支援等の実施

（ｲ）地域における認知症の人とその家族を支援する体制の構築等

更生支援

～安全でやさしい社会をめざして～

罪に問われた人や罪を償った人も釈放されれば市民の一員です。しかしながら、このような人たちは、いったん地域での生活が途絶えてしまったことにより、地域に溶け込むことが難しくなって孤立し、再び罪を犯してしまうことが近年問題になっています。

また、平成 28 年 12 月に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、地方公共団体においても再犯防止の施策を策定・実施する責務を有することが規定されています。

市では、平成 30 年 12 月に「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」を制定し、このような人が再犯を繰り返してしまう悪循環を断ち切り、立ち直りを支援していくため、①つなぐ（関係機関によるネットワークの構築）、②ささえる（対象者に対する多機関による継続的支援のコーディネート）、③ひろげる（市民への理解促進）の３つを柱とした更生支援の事業に取り組んでいます。

１　更生支援ネットワーク会議・・・「つなぐ」

刑事司法関係機関を始め、専門職団体、当事者団体、支援機関等の 37 機関・団体で構成し、各機関・団体や市からの取組等の報告や意見交換等を行い、罪に問われた人等の更生支援・再犯防止に向けた連携や支援の在り方を検討・協議しています。

２　更生支援コーディネート事業・・・「ささえる」

⑴　事業の概要

更生支援対象者の個別的な支援の相談について、社会福祉士が対象者と事前に面談し、明石市で生活するうえで必要なアセスメント（情報収集）と、アセスメントに基づく支援コーディネート（調整）に取り組んでいます。明石市更生支援ネットワーク会議で共有された情報と、専門機関の連携を活用しながら、平成 28 年から実際のケース対応（対象者支援）を進めています。

⑵　相談実績

刑事司法関係機関等からの相談に対し、入口支援（捜査・公判段階の人に対する支援）・出口支援（刑務所等から出所する人に対する支援）・その他支援（入口支援・出口支援に該当しないもの）として、就労の支援や住宅の確保等の支援、福祉サービス等の提供による支援等を行っています。

相談実績内訳　　（単位：件）

年度	事件種別	警察署	検察庁	刑事施設	保護観察所	弁護人	障害者支援施設	社会福祉協議会	地域生活定着支援センター	発達支援センター	市役所内他部署	本人・家族	その他	小計	合計
H29	入口	1	4			1	1	2			3	1		13	
	出口			14	1			2	1					18	
	その他										1	1		2	33
H30	入口	2	10			1	1	2			3	2		21	
	出口			5							2	2		9	
	その他							2			2	1	1	6	36
R1	入口	3	4			1	1	9			1	1		20	
	出口			3				1			1	1		6	
	その他	2	2	2	1			4				3		14	40
R2	入口	2	7			1		3						13	
	出口			5	1	1	1							8	
	その他		2					2			3	1	1	9	30
R3	入口		4			5		3			2		1	15	
	出口		1	3				1				1		6	
	その他										1	1		2	23
	計	10	34	32	3	10	4	31	1	0	19	15	3	162	162

3　あかし更生支援フェアの開催・・・「ひろげる」

⑴　目的

罪を犯した人が、地域に帰った後も孤立することなく地域の中で安定した生活を送るためには、地域（周囲の人々）の理解が不可欠です。そこで、市民の皆様に更生支援に対する理解をより深めていただき、皆様とともにこの問題について考えていくことを目的として「あかし更生支援フェア」を開催しています。（平成30年度は西日本豪雨の影響による警報発令、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。）

⑵　内容

①　更生支援フォーラム

（ア）明石市の取組の紹介

（イ）有識者による講演会

（ウ）支援者、市職員（弁護士）を交えたシンポジウム　など

②　えきまえ矯正展 ＆ 展示ブース

（ア）神戸刑務所・加古川刑務所・神戸少年鑑別所による矯正展

（刑務所作業製品の展示・即売会、性格検査体験コーナー）

（イ）更生保護女性会・障害者支援団体による物品販売

（ウ）播磨社会復帰促進センター・社会を明るくする運動による啓発活動・パネル展示　など

③　あかし市民図書館の特設ブース設置

（ア）更生支援関連図書の紹介

（イ）啓発パネルの展示

（ウ）刑務所作業製品の展示　など

第７章
未来を見据えた福祉環境の整備

総合福祉センター

障害者（児）、高齢者、母子家庭・父子家庭及び寡婦等福祉関係並びに市民福祉の向上と、地域福祉活動の増進及び誰もが互いに支え合うことのできる共生の社会づくりの推進に寄与するための市の施設です。

平成20年4月より、社会福祉法人明石市社会福祉協議会が指定管理者として、施設を管理運営しています。

1　施設の概要

所　在　地

本館及び別館　明石市貴崎１丁目５-13
TEL 078(918)5660　FAX 078(918)5661

新館　明石市貴崎１丁目５-46
TEL 078(927)1125　FAX 078(927)1126

建設年月

本館及び別館　平成３年４月

新館　平成 31 年４月

構造・延床面積

本館　鉄筋コンクリート造　地上３階、地下１階　3,329.31 ㎡

別館　鉄筋コンクリート造　地上２階　1,141.52 ㎡

新館　軽量鉄骨造　地上２階　507.44 ㎡

総事業費

本館及び別館　約 14 億 7,200 万円
年金積立金還元融資施設

新館　約 2 億 3,300 万円

各 階 の 案 内　(2021 年(令和 3 年)4 月現在)

	本　　館	別　館	新　館
3階	大会議室、教養室(和室１・２) 技能習得室１、技能習得室２(料理室) 和室(配膳室)、保育室 母子・父子福祉センター兼相談室兼対面朗読室 理事長室		
2階	視聴覚室、社会適応訓練室 ボランティア活動室、福祉団体活動室 明石市社会福祉協議会事務局 明石市保護司会更生保護サポートセンター 交流スペース	多目的体育室	交流スペース兼飲食スペース 会議室 打合室
1階	総合福祉センター受付 日常生活訓練室 作業室、総合相談室 総合相談窓口（明石市後見支援センター、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、にしあかし総合支援センター、認知症総合相談窓口）	温水プール 陶芸窯室	多目的ホール 事務室

― 障害者への主な配慮 ―

- 館内誘導点字ブロック、視覚障害者歩行誘導ソフトマット
- 点字案内板
- 廊下、階段の手すり(館内案内点字付)
- 障害者用トイレ（オストメイト対応　本館及び別館１階、新館）
- 救急コール（更衣室・トイレから事務室へ）
- 利用者出入口の引違い戸
- 障害者用エレベーター
- 屋外避難用滑り台（本館及び別館)、垂直式救助袋（新館）
- プールの入水用昇降リフト
- 集団補聴設備(電磁誘導ループ装置)
- ＩＰＴＶ「目で聴くテレビ」
- ＡＥＤ設置
- 障害者等専用駐車場 11 台
- 車いす貸出
- 聴覚障害者呼出表示（青ランプ）
- 筆談ボード
- 遠隔手話通訳用タブレット
- 館内貸出用信号装置（新館）
- 非常用階段避難車（新館）
- 車いす対応エントランススロープ（新館）

2　利用案内

利用時間　　午前９時から午後９時まで。
日曜日及び祝日は、午前９時から午後５時まで。
（ただし、温水プールの利用は午前１０時から午後４時まで、日曜日及び祝日は利用できません。）

休　館　日　　１２月２９日～1月３日(臨時休館になることもあります。)

使用申込と受付時間　　所定の申請書により申込みください。
次の方が使用される場合は、使用日の１か月前から申し込みができます。なお、使用料は無料。

本館の施設
(ｱ)市内に住所を有する 60 歳以上の者及びその介助者
(ｲ)市内に住所を有する障害者等及びその介助者
(ｳ)市内に住所を有する母子家庭の母子、父子家庭の父子又は寡婦で構成する団体
(ｴ)市内でボランティア活動を行う団体
(ｵ)その他市内に事務所を有する福祉団体

新館の施設
市内で共生の社会づくりの推進に関する事業を行う個人又は団体

・上記以外の方が使用される場合は 2 週間前から申し込みとなります。使用料は次のとおりです。

・受付時間は、日曜日及び祝日を除いて毎日午前９時から午後５時３０分まで。

使用料（有料の場合）

会議室等使用料

		面積（㎡）	定員（人）	時間区分（円）					
				午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~21:00	午前・午後 9:00~17:00	午後・夜間 13:00~21:00	全日 9:00~21:00
大会議室		143.01	70	1,800	2,400	2,100	4,100	4,400	6,200
技能習得室１		70.51	25	1,000	1,300	1,100	2,200	2,300	3,300
技能習得室２		104.46	30	1,300	1,700	1,500	2,900	3,100	4,400
和室(配膳室)		79.77	33	1,100	1,400	1,200	2,400	2,500	3,600
教養室（和室）	全面	33畳	40	1,300	1,700	1,500	2,900	3,100	4,400
	半面大	18畳	20	700	900	800	1,600	1,700	2,400
	半面小	15畳	20	600	800	700	1,300	1,400	2,000
多目的体育室		374.80	－	1,700	2,200	1,900	3,800	4,000	5,700
多目的ホール		78.66	50	1,000	1,300	1,100	2,200	2,300	3,300
新館会議室		41.59	30	500	700	600	1,100	1,200	1,700

３　事業内容

⑴　地域活動支援センター事業

①　創作・教養・生活訓練教室

市内在住の身体障害者手帳所持者等のうち、当センターの利用登録を行った対象者に、下記の教室を行っています。

＜教室名＞

点字、料理、編物、生花、陶芸、写真、書道、囲碁・オセロ、手話、ししゅう、パッチワーク、童謡・唱歌、体操、パソコン、プリザーブドフラワー、絵手紙、スポーツ（ボッチャ）、短歌、折紙細工

（単位：人）

区分／年度	延人数
平成 29	4,784
平成 30	4,414
令和 1	3,606
令和 2	1,691
令和 3	2,361

② プール教室

市内在住の 18 歳以上で、身体障害者手帳所持者等のうち、当センターの利用登録を行った対象者に、プールでの機能訓練やレクリエーションを行っています。

区分 年度	回数 （回）	参加実人数 （人）	参加延人数 （人）
平成 29	36	6	157
平成 30	30	6	124
令和 1	31	6	117
令和 2	0	0	0
令和 3	0	0	0

※令和 2～3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

⑵ 総合福祉センター新館

本市の「やさしいまちづくり」や「共生社会ホストタウン」の発信拠点として､全ての市民が包摂的に共存するインクルーシブの理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取り組みを行っています。

① 各種障害者スポーツの体験イベント等の実施
② 障害者を雇用し、交流スペースにおいて喫茶軽食類を提供
③ 「食」を通して気づきと支え合いを育む『みんな食堂』の開催
④ 地域福祉の担い手となるボランティアへの活動支援の実施
⑤ センター利用者に対する啓発展示、障害者等の作品展示等の実施
⑥ 様々な福祉的課題に対する講演や研修会等の実施

4　利用状況

部屋名等		年度	平成29		平成30		令和1		令和2		令和3	
			使用回数（回）	利用人数（人）	使用回数（回）	利用人数（人）	使用回数（回）	利用人数（人）	使用回数（回）	利用人数（人）	使用回数（回）	利用人数（人）
1F	日常生活訓練室	事業分	188	1,204	267	1,331	253	1,893	260	1,058	294	1,232
		貸出分	2	20	2	10	2	13	0	0	0	0
	作業室	事業分	220	2,676	216	2,337	222	2,308	169	1,225	218	1,693
	総合相談室	事業分	170	1,092	153	891	130	965	200	900	219	1
		貸出分	261	1,931	365	2,479	285	2,406	119	620	132	1,014
2F	社会適応訓練室	事業分	174	2,578	164	2,443	136	2,320	108	1,142	143	706
		貸出分	271	4,708	366	5,382	302	5,748	199	2,466	210	1,549
	視聴覚室	貸出分	340	2,015	646	2,247	327	2,141	203	816	223	1,00
	福祉団体活動室	事業分							218	1,521	242	1,683
		貸出分	147	1,216	257	1647	131	1,417	8	50	14	90
3F	技能習得室１	事業分	115	1,616	90	934	94	1,566	86	690	104	869
		貸出分	367	4,974	424	4940	299	4,513	187	1,904	249	2,938
	技能習得室２和室(配膳室)	事業分	74	727	131	726	72	652	25	108	60	262
		貸出分	148	1,873	235	1,604	144	1818	66	433	60	638
	大会議室	事業分	146	3,005	153	2,764	139	3,334	108	1,901	170	2,844
		貸出分	204	6,260	287	6,486	185	6,105	169	4,096	168	3,973
	教養室	事業分	28	399	30	300	9	139	19	121	13	89
		貸出分	194	2,665	283	2,739	217	3,154	151	1,888	148	1,890
	保育室	事業分	6	8	68	68	47	103	132	398	7	32
		貸出分	108	603	114	578	211	978	103	471	221	881
	相談室・対面朗読室	事業分	41	126	129	235	0	0	0	0	8	15
		貸出分	109	329	138	398	0	0	0	0	99	282
別館	温水プール	事業分	1,343	18,812	68	1,512	1,028	13,825	41	763	1,006	6,866
		貸出分	80	1,700	724	14,005	54	1,370	676	10,823	37	450
	多目的体育室	事業分	60	1,201	1,215	17,377	61	1,561	782	5,491	42	742
		貸出分	754	14,021	65	1,400	776	15,477	21	209	704	11,291
合計		事業分	2,565	33,444	2,688	30,957	2,189	28,666	2,148	15,318	2,527	18,892
		貸出分	2,985	42,315	3,902	43,876	2,933	45,140	1,902	23,776	2,264	27,094
		指定管理者自主事業分		2,848		2,595		1,446		393		466
		計	5,550	78,607	6,590	77,428	5,122	75,252	4,050	39,487	4,791	46,452

対面朗読室は、平成29年度より室名が、相談室・対面朗読室に変更になりました。

ふれあいプラザあかし西

市民の健康づくりや子育て世代への支援、また高齢者、障害者(児)及び市民の交流と市の福祉の向上並びに地域福祉活動の拠点としての市の施設です。

平成２１年４月から、「ハートフルしんき」が指定管理者として施設を管理運営しています。

1　施設の概要

所　在　地　　明石市二見町東二見 1836 番地の１　TEL078(945)0294　FAX078(945)0295
建 設 年 月　　平成 21 年 4 月
構造、延床面積　　鉄筋コンクリート造　地上 3 階、地下 1 階　5,598.34 ㎡
付 属 施 設　　駐車場、駐輪場
総 事 業 費　　約 17 億 4,800 万円

各階の案内　　※貸館等事業

<table>
<tr><th colspan="2">施設名</th><th colspan="2">利用時間</th><th>お問い合わせ先</th></tr>
<tr><td colspan="2">ふれあいプラザあかし西</td><td colspan="2">午前 9 時～午後 9 時まで</td><td rowspan="2">［指定管理者］ハートフルしんき
TEL：(078)945-0294
FAX：(078)945-0295</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3
階</td><td>運動室（A・B）
調理室、食事室　※</td><td colspan="2">午前 9 時～午後 9 時まで</td></tr>
<tr><td>ボランティア活動室</td><td>［事務窓口］
午前 9 時 30 分
～午後 4 時 30 分
［ボランティア相談］
午後 1 時～午後 4 時
［活動室利用］
午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分</td><td>休館日及び日曜・
月曜日、祝日休み
［ボランティア相談］
木曜・土曜日のみ</td><td>社会福祉法人
明石市社会福祉協議会
TEL：(078)924-9105
FAX：(078)924-9109</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2
階</td><td>あおぞら園
(児童発達支援センター)
きらきら
(児童発達支援事業)</td><td>受付時間
午前 9 時～午後 5 時
開園時間
午前 10 時～午後 2 時</td><td rowspan="2">休館日に加え
土・日曜日、祝日
休み</td><td>［指定管理者］
社会福祉法人 三田谷治療教育院
TEL：(078)945-0280
FAX：(078)945-0281</td></tr>
<tr><td>発達支援センター</td><td>午前 9 時～午後 5 時
※電話予約が必要</td><td>明石市立発達支援センター
TEL：(078)918-5841
FAX：(078)918-5843</td></tr>
<tr><td rowspan="5">1
階</td><td>ふたみ総合支援センター</td><td>午前 8 時 55 分
～午後 5 時 40 分</td><td>休館日に加え
土・日曜日、祝日
休み</td><td>ふたみ総合支援センター
TEL：(078) 945-3170
FAX：(078) 945-3171</td></tr>
<tr><td>子育て支援センター
（プレイルーム・
子ども図書コーナー）</td><td colspan="2">午前 9 時～午後 5 時</td><td>［指定管理者］ハートフルしんき
TEL：(078)945-0296
FAX：(078)945-0297</td></tr>
<tr><td>健康相談コーナー</td><td colspan="2">午前 9 時～午後 5 時</td><td rowspan="4">［指定管理者］ハートフルしんき
TEL：(078)945-0294
FAX：(078)945-0295</td></tr>
<tr><td>多目的室（A～F）
相談室（A・B）※</td><td colspan="2">午前 9 時～午後 9 時</td></tr>
<tr><td>フリースペース</td><td colspan="2">午前 9 時～午後 5 時</td></tr>
<tr><td>地
階</td><td>駐車場（有料）
駐輪場（無料）</td><td colspan="2">午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分</td></tr>
</table>

－障害者への主な配慮―

敷地内誘導点字ブロック、点字案内板、廊下・階段・ロビーの手すり、屋外避難用スロープ

多目的トイレ（オストメイト、多目的シート、ベビーシート、救急コール等）

障害者対応公衆電話、公衆ファックス、ＣＳ放送「目で聴くテレビ」、難聴者用ループコイル設備

障害者対応エレベーター、障害者対応自動販売機、障害者用シャワー室

車椅子対応ローカウンター、車椅子対応水飲み場、車椅子対応の高さ調整機能付きＩＨ調理台（２台）

車椅子４台設置、車椅子用スロープ２台常備、車椅子用駐車場の設置（５台）、ＡＥＤ設置

２　利用案内

利 用 時 間　　午前９時から午後９時まで（貸室等）
（但し、子育て支援センターの利用時間は、午前９時から午後５時まで）
駐車場の利用は、午前８時３０分から午後９時３０分まで

休　館　日　　毎月第４日曜日及び１２月２９日から翌年１月３日まで

貸室の使用申込と受付時間　　所定の申請書により申込ください。
次の方が使用される場合は、使用日の２ヶ月前の月の初日から申し込みができます。なお、使用料は減免となります。
①市内に住所を有する障害者(児)及びその介助者で構成する団体
②市内に住所を有するおおむね６０歳以上の者で構成する団体
③市内でボランティア活動を行う団体
④その他市内に事務所を有する福祉団体
・上記以外の方が使用される場合は、使用日の１ヶ月前の月の初日から申し込みができます。なお、使用料は下記のとおりです。
・受付時間は、休館日を除き午前９時から午後５時まで

利用許可の制限　　次の場合は、利用許可できません。
①公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき
②施設・設備をき損するおそれがあるとき
③管理上支障があるとき
④専ら営利を目的としたものであるとき
⑤その他使用を不適当と認めるとき

使用料

施設使用料

			面積（㎡）	定員（人）	時間区分（円） 午前 9：00～12：00	午後 13：00～17：00	夜間 18：00～21：00	午前・午後 9：00～17：00	午後・夜間 13：00～21：00	全日 9：00～21：00	備考（※1）
1階	多目的室	全面	333	270（※2）	8,900	11,800	8,900	20,700	20,700	29,600	2,950
		A～F	43	30	1,300	1,700	1,300	3,000	3,000	4,300	420
	相談室A		43	30	1,300	1,700	1,300	3,000	3,000	4,300	420
	相談室B		33	16	1,000	1,300	1,000	2,300	2,300	3,300	320
3階	調理室		113	35	3,400	4,500	3,400	7,900	7,900	11,300	1,120
	食事室		94	48	2,800	3,800	2,800	6,600	6,600	9,400	950
	運動室A		102	－	3,100	4,100	3,100	7,200	7,200	10,300	1,020
	運動室B		94	－	2,800	3,800	2,800	6,600	6,600	9,400	950

※1　使用時間については許可された時間を超えないように十分ご注意下さい。

万一、許可された時間を超えてご使用の場合、1時間につき備考欄の金額を別途お支払いただきます。

（1時間未満の端数がある時は、30分以上は1時間、30分未満は切り捨てとします。）

※2　多目的室を椅子席で全面使用する場合の定員は300人になります。

附属設備使用料

付属設備		単位	使用料（円）
音響設備	ワイヤレスマイクセット	1式	1,500
	カセットプレイヤー	1台	1,000
映写設備	プロジェクター	1台	1,000
	DVDプレイヤー	1台	1,000
	VHSプレイヤー	1台	1,000
	スクリーン	1台	500
その他	アップライトピアノ	1台	2,000
	展示パネル	1区画1日	300
	卓球台	1式1時間	200

駐車場使用料

1台1時間につき100円（1時間未満は切り上げ）。 ただし、1日1回あたりの額が1,000円を超える場合は、1,000円。	
※　次に該当する方は駐車場使用料の減免がありますので、1階事務所までお申し出下さい。	
貸室（多目的室等）の使用者が行事のために使用する場合	自動車2台以内に限り全額
優先利用者（ご利用案内「使用の申し込み 1」参照）が貸室（多目的室等）を使用する場合	入庫から3時間までの駐車場の使用料に相当する額
貸室（多目的室等）の申請のために使用する場合	入庫から1時間までの駐車場の使用料に相当する額
知的障害児通園施設、発達支援センター、子育て支援センター、ボランティア活動室、ふたみ総合支援センターを利用する場合	入庫から3時間までの駐車場の使用料に相当する額

３　事業内容

⑴　自主事業

障害者、高齢者、施設利用者、地域住民の方々などの参加型交流事業

・わくわくオータムフェスタの開催　１０月下旬（１回／年）

・さざなみコンサートの開催　毎月第２又は第３日曜日を基本とします。（１２回／年）

・ふたみん卓球交流会の開催　９月（１回／年）

・てくてくウォークラリー（１回２０名程度、１回／年）

・地域子育て応援ボランティア育成講座（１回１５名程度、１回／年）

・オープン健康チェック（６月、１０月、１２月、２月、４回／年）

⑵　障害者及び高齢者等の福祉の増進事業

障害者や高齢者等の生きがいづくり、健康づくり、友達づくりの場の提供

・ふれあいカルチャー教室の開催（１回１５名程度　４８回/年）

（料理教室、卓球・体操教室、陶芸教室、絵手紙教室、知的障がい児運動教室など）

・ＪＯＹくらぶの開催（８回/年）

（室内レクリエーション、文化・創作活動など）

⑶　地域福祉活動推進事業

福祉への理解とボランティア活動参加へのきっかけづくりの場の提供

・ボランティア体験教室（点字、手話、要約筆記など）の開催（１２回／年）

・アクティブシニアボランティア養成講座（２回／年）

⑷　健康づくり事業

市民の健康増進・仲間づくりの場の提供

・すまいる体操教室（１回４０名、６～７回／週）

（柔軟、筋トレ、有酸素をバランス良く取り入れた体操教室）

・年齢別運動教室（１回２０～４０名、４～５回／月）

（小学生、65 歳未満、65 歳以上の各年齢に応じた運動教室）

・健康講座（１回３０名、昼６回／年、夜２回／年）

（健康維持・増進を目的とした講話や食育および運動など）

・すくすく計測（６回／年）

（乳幼児の計測と成長発達の相談、離乳食などの栄養相談、育児相談など）

・ほっとかい護（１回３０名程度、３回／年）

（介護予防に役立つ講話、運動、情報提供など）

・はっぴぃ交流会（１回５０名程度、１回／年）
（日頃は異なる教室の参加者が一堂に会し、交流を行う場）
・ふれあい親子陶芸教室（１回８組程度、１回／年）
（親子で体験できる陶芸教室）
・幼児の健康づくり教室（１回２５名程度、３回／年）
（幼児を対象とした身体に良いおやつづくりや講話）
・エンジョイ☆クッキング（１回３０名程度、２回／年）
（小学生を対象とした、調理実習を通じた食育）
・健康レストラン（１回３５名程度、３回／年）
（健康に関するテーマに沿った食事の提供や講話）
・健康クッキング（１回２５名程度、７回／年）
・男性料理教室（１回１５名程度、２回／年）
（栄養士による料理教室、テーマを決めた調理実習など）
・スポーツ講習会（１２回／年）
（効果的で安全な運動、健康づくりに役立つ内容で各分野の専門家より講義、
実技を行う）
・ふれあいウォーキング「あかしを歩こう」（１回３０名程度、１回／年）
（生活の中にウォーキングを取り入れて貰えるようその魅力を伝えます。）
・体力測定会（１回４０名程度、２回／年）
（健康維持・増進のための講座と体力測定）
・スポーツ障害相談
・自主グループ活動支援型教室
（自主的に運動や体操をテーマに活動している団体への指導、助言）
・健康相談（生活習慣病の予防など、個別の健康相談に対する指導、助言）
・ハートフルＳＯＮＧ♪（1 回 30 名、２回/年）
（音楽の特性を活かした心身の健康づくり）
・元気アップ講座（１回３０名、５回／年）
（体操に加えて文化的な講座で心身共に健康づくり）
・ふたみん卓球教室（１回２０名程度、６回／年）
（卓球を通じて仲間づくり健康づくりを行います）

⑸　子育て支援事業
親子が気軽に集い、交流し、情報交換ができる場の提供
・子育て相談
・プレイルームの運営
・子育て支援教室の開催（ふれあいオープンルーム、にこにこおしゃべり（毎週）、わらべ

っこあつまれ、ふたみんクラブ、ねえねえ一緒に遊ぼうよ、トイレトレーニングのはなし、ママのほっとタイム、はじめましての会など）

・子ども図書コーナーの運営（わらべっこのおはなし会、おはなし会等　複数回／月）

⑹　フリースペース（交流と休息の場）の活用事業

活動の合間での休息と、施設利用者の相互の交流と憩いの場の提供

・毎週２～３回（８回／月）障がい者就労支援施設が授産品を販売

・障がい者の創作品を展示（春・秋・冬の３回／年程度）

・市民の趣味の創作品を展示（随時）

４　利用状況

⑴　貸室の利用状況

年度 / 部屋名等			平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
			利用区分（回）	利用人数（人）	利用区分（回）	利用人数（人）	利用区分（回）	利用人数（人）	利用区分（回）	利用人数（人）	利用区分（回）	利用人数（人）
1F	多目的室A	事業分	312	4,094	328	4,199	336	3,958	299	1,571	310	1,642
		貸出分	328	1,405	294	1,243	279	1,174	255	818	302	962
	多目的室B	事業分	310	4,028	328	4,151	336	3,914	299	1,522	310	1,597
		貸出分	319	1,255	278	1,024	276	1,083	255	765	300	900
	多目的室C	事業分	310	3,968	328	4,092	336	3,859	299	1,484	310	1,536
		貸出分	316	1,180	275	939	265	909	255	727	300	868
	多目的室D	事業分	304	3,893	328	4,039	336	3,822	299	1,449	310	1,497
		貸出分	278	967	250	765	251	801	242	638	291	738
	多目的室E	事業分	304	3,842	328	3,998	336	3,784	299	1,397	310	1,439
		貸出分	278	919	250	720	252	787	242	606	291	703
	多目的室F	事業分	303	3,766	327	3,914	336	3,732	299	1,344	310	1,399
		貸出分	279	915	252	747	252	769	242	569	291	675
	相談室A	事業分	25	242	25	246	24	209	12	71	10	92
		貸出分	567	2,497	554	2,458	541	2,579	460	1,635	527	1,869
	相談室B	事業分	25	234	25	236	24	199	12	70	10	88
		貸出分	579	2,349	561	2,269	547	2,396	470	1,530	537	1,710
3F	調理室	事業分	49	298	52	332	55	296	50	76	41	59
		貸出分	353	2,835	399	3,129	308	2,223	167	807	130	626
	食事室	事業分	49	324	50	288	51	270	48	65	40	64
		貸出分	390	3,224	415	3,457	378	2,894	304	2,054	389	2,715
	運動室A	事業分	152	1,367	139	1,148	137	1,081	106	655	101	610
		貸出分	839	5,414	837	5,180	824	5,026	730	4,263	733	4,231
	運動室B	事業分	153	1,292	139	1,090	112	874	85	491	82	441
		貸出分	858	5,349	869	5,350	874	5,432	764	4,796	766	4,764
合計		事業分	2,296	27,348	2,397	27,733	2,419	25,998	2,107	10,195	2144	10,464
		貸出分	5,384	28,306	5,234	27,281	5,047	26,073	4,386	19,208	4857	20,761
		－	7,680	55,657	7,631	55,014	7,466	52,071	6,493	29,403	7001	31,225

⑵　その他の利用状況

年度 部屋名等	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
	利用人数 （人）	利用人数 （人）	利用人数 （人）	利用人数 （人）	利用人数 （人）
子育てプレイルーム	22,233	21,859	17,754	12,722	11.473
図書コーナー	5,823	9,522	8,477	4,860	4,433
健康相談等	2,145	2,202	2,429	4,817	11,565

福祉施設の整備と
施設で働く人材確保及び人材育成

高齢者や障害者を対象とした福祉施設においては、一部施設で待機者が発生するなど、更なる整備が求められているものがあります。特に整備が必要な施設について、整備を促進するための施策を実施しています。

また、介護分野などでは、業務負担や処遇の面などから離職率が高く慢性的な人材不足に陥っており、施設サービスの提供に支障をきたす恐れが生じていることから、福祉人材の量の確保と質の向上を図ることが喫緊の課題となっているため、市が事業者等に対し、人材確保・育成のための各種支援を実施しています。

1　施設整備に関する支援

介護分野では、特別養護老人ホームについて、入所待機者が一定数存在することから、この整備を進めていくことが引き続きの課題となっています。

また、障害分野では、障害のある人の地域生活を支える生活基盤の整備が求められていることから、引き続きグループホームの更なる整備を行っていく必要があります。

※令和３年１月より施設整備・人材育成室を新設し、整備補助額の増額や市有地の提供等により、整備を促進しています。

■更なる整備が必要な施設の新規整備実績

	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
特別養護老人ホーム（広域型／地域密着型）			0 施設	0 施設	0 施設
障害者グループホーム			52 人分	25 人分	44 人分

2　人材確保・育成に関する支援

福祉分野での就業を目指す人を増やすとともに、離職率の低下を図ることにより、働く人を安定的に確保し、各福祉施設が質の高い福祉サービスを提供できるよう研修受講に対する支援などを実施しています。

※令和３年５月より障害福祉分野にも対象を拡大しています。

■補助実績

	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
介護職員初任者研修			4 件	12 件	54 件
介護福祉士実務者研修			17 件	14 件	42 件
高齢者就労支援助成			6 件	1 件	3 件

社会福祉法人・事業所などの指導監査

社会福祉法人や社会福祉施設、事業所は、支援を必要とする市民に福祉サービスを提供する重要な役割を果たしています。制度に則った利用者本位のサービス提供体制を確保するため、市が事業者に対する指導監査を行っています。

1　社会福祉法人の指導監査

⑴　社会福祉法人

①　社会福祉法人とは

社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人です。

②　明石市が所管する社会福祉法人

主たる事務所が明石市内にあり、明石市内のみで事業を行う法人で、令和4年4月1日現在38法人です。

⑵　指導監査

①　指導監査の概要

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として行っています。

指導監査の類型として、一定の周期で実施する一般監査と、運営等に重大な問題があると見込まれる法人を対象とする特別監査があります。

②　指導監査の実施状況

類型 年度	一般監査	特別監査
平成29	11	0
平成30	13	0
令和元	13	1
令和2	7	0
令和3	21	0

2　社会福祉施設等の指導監査

⑴　指導監査の概要

平成30年度より、明石市の区域内に所在する社会福祉施設等（保育所、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等）に対する指導監査を実施しています。指導監査は児童福祉法、介護保険法及び障害者総合支援法等の関係法令に基づき、社会福祉施設等の適正な運営の確保、利用者の保護及び給付費の適正化を図ることを目的として行います。

⑵　指導監査の実施状況

類型 年度	保育所等	介護保険サービス事業者等	障害福祉サービス事業者等
平成 30	42	45	19
令和元	69	57	40
令和 2	64	17	21
令和 3	144	45	32

第８章

福祉に関係する団体

その他の福祉

社会福祉法人　明石市社会福祉協議会

一般社団法人　明石市シルバー人材センター

民生委員・児童委員

公益財団法人　こども財団

1　社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域で生活する住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設などの関係者が協力し合いながら、こどもから高齢者までの様々な福祉の問題の解決を通じて、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」をめざす社会福祉法で定められた民間の組織で、全国、都道府県・指定都市、市区町村に設置されています。

社会福祉協議会を略して「社協（しゃきょう)」と呼ばれています。

明石市社会福祉協議会（市社協）は、昭和 26 年 6 月 20 日に設立し、昭和 29 年 5 月 4 日に社会福祉法人として認可されました。

○　所 在 地 等

明 石 市 貴 崎 1 丁 目 5 番 13 号　　明石市立総合福祉センター内

Tel （078） 924－9105　　Fax （078） 924－9109

ホームページ https://www.akashi-shakyo.jp/

○　機構図と事務局の分掌事務

《 執行機関 》　　《 重要事項を議決する機関 》

理事会（13 名）
理事長　1名
副理事長　2名
常務理事　1名
理事　9名

監事　3名

評議員会（21 名）
地区社会福祉協議会代表、民生児童委員協議会代表、社会福祉施設団体の代表、社会福祉事業関係団体の代表、関係行政職員　など

事務局	○地域福祉推進室	法人運営課	企画経営係	理事会･評議員会･委員会の議事、協議会の事業の総合企画･運営調整、協議会会員の会費管理、共同募金事業の協力、善意銀行の運営、福祉団体等への支援･協力、広報活動、職員の人事･給与、局･室･課の庶務
			総合福祉センター	明石市立総合福祉センター本館及び新館の管理運営、地域活動支援センター事業
		地域支援課	地域福祉係	地域福祉活動の推進、ボランティアセンター運営、ふれあい会食、ふれあい訪問、福祉学習推進、要援護者見守り SOS ネットワーク事業
			在宅福祉係	介護保険事業、障害福祉サービス事業、車いす貸出事業、福祉機器リサイクル事業
	○総合相談支援室	権利擁護支援課	後見相談支援係	後見・権利擁護に関する相談と支援、後見制度の広報・啓発及びネットワークづくり、市民後見人等の養成と活動の支援、後見申立の支援や日常生活自立支援事業、罪に問われた人達の社会復帰に関する相談と支援
			障がい者相談支援係	障害のある方の生活に関する相談、障害のある方への虐待に関する通報や届け出の受理
		地域総合支援センター		包括的支援事業(総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的･継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント事業)、地域連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、一般介護予防事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業、指定介護予防支援事業

⑴　地区社会福祉協議会（地区社協）

地域福祉活動の推進を図るため、次表のとおり地区社協が設置されています。

地区社協は、各地区の自治会(町内会)や地区民生児童委員協議会をはじめ、高年クラブ、こども会などの各種団体によって構成されており、連携して地域の福祉課題に取り組んでいます。

地区社協の名称	構成団体等
松が丘小、朝霧小、人丸小、中崎小、錦城、大観小、王子小、林小、貴崎小、花園小、藤江小、和坂小、鳥羽小、沢池小、大久保、大久保小、山手小、江井島、高丘、魚住東、魚住、二見	自治会(町内会)、地区民生児童委員協議会、地区高年クラブ、地区こども会、地域ボランティアグループ、PTA などの各種団体

地区社協によって、次表のような事業が取り組まれています。

事業項目	事業内容
高齢者対象の事業	見守り活動、友愛訪問、ふれあい会食、ミニケア・ふれあいサロン、敬老会 など
青少年対象の事業	あいさつ運動の推進、小･中学校との交流、高齢者とこどものふれあい、福祉の体験学習、こども会活動の支援 など
子育て支援の事業	福祉スクール、ふれあい子育てサロン など
地域住民対象の事業	世代間交流、福祉講演会、研修会、視察研修、ふれあい訪問 など
広報活動	地区社協だよりの発行 など

⑵　明石市ボランティアセンター

①　明石市ボランティアセンターの活動内容

ボランティアセンターは、「総合福祉センター」と「ふれあいプラザあかし西」に開設しているボランティア活動室を中心に、次のような活動を行っています。

○　ボランティア活動に関する情報・資料の収集と提供、相談
○　パンフレット・広報紙によるボランティア活動の啓発
○　児童・生徒・青年・企業人のボランティア活動の推進、啓発
○　ボランティアの依頼に対して、依頼内容に応じたボランティアの需給調整
○　ボランティア活動に対して、資金面での援助、必要な場や機材の提供

2021 年度 ボランティア講座一覧表

講座名	内容 8/50	年間
朗読（音声訳）ボランティア養成講座	視覚障がい者への音声による情報提供の充実と社会参加を促進するため、朗読技術を基礎から学び支援活動を行う朗読ボランティアの養成講座	10 回
点訳ボランティア養成講座	視覚障がい者への情報提供の充実と社会参加の促進を目的とした点訳ボランティアの養成講座	8 回

外出応援（車いす）ボランティア養成講座（車いす介助、視覚障がい者ガイド）	体の不自由な人が外出する際の車いす介助や移動介助の技術や心構えの習得を目指すボランティアの養成講座	6 回
声で寄り添う音声訳ボランティア養成講座	視覚障がい者への音声による情報提供と社会参加の促進をめざし、朗読技術を基礎から学び、支援活動に取り組むボランティア養成講座	5 回
寄り添いボランティア養成講座	精神障がいのある方への理解を深め、精神障がい者が憩うサロンでの活動を支援するボランティア養成講座	3 回
おさらいの手話ボランティア養成講座	過去に手話（入門・基礎）講座を学んだ方を対象に、改めて手話を学び、ボランティア活動への参加のきっかけとなることを目指したボランティア養成講座	4 回
はじめての手話ボランティア養成講座	コミュニケーション手段の一つである手話を体験し、聴覚障がい者に対する理解を深めるボランティア養成講座	4 回
ボランティア養成講座「体を動かして楽しくボランティアしてみよう」	盆踊りという身近な踊りを通じて、体を動かす楽しさや、地域や施設などで行えるボランティア活動の周知を目指した養成講座	2 回
入門講座「はじめての要約筆記」	聴覚障がい者（中途失聴・難聴者）に話の内容や情報を文字で書いて伝える要約筆記ボランティアの養成講座	4 回

※2020 年度は新型コロナ緊急事態宣言により実施できず

② 登録ボランティアグループの状況

ボランティアセンターに登録されている団体は 86 グループ（1,826 名）です。

分野ごとに分類すると、技術分野は 13 グループ、地域分野は 32 グループ、施設･環境分野は 17 グループ、教育分野は 7 グループ、文化･健康分野は 17 グループとなっています。

詳細は、資料編（P.188～194）に記載しています。

③ 災害ボランティアの登録と被災地支援

本市が被災した場合の災害ボランティアセンターの運営支援を行うとともに、県内外で発生する災害で、被災した地域の住民支援と現地ボランティアセンターの援助等を目的に、広く市民へのボランティア参加を呼びかけ、活動を行っています。

④ 福祉学習・福祉スクール

児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす、手話、点字、要約筆記、音声訳などの体験や障がい当事者との交流学習を行っています。

⑤ 明石市ボランティア連絡会との共催イベント

○あかしボランティアフェスタの開催

○校区ボランティア交流会の開催

⑶ 地域福祉活動推進事業

ふれあい活動、日常援助活動、ミニケア･ふれあいサロンを通して、高齢者や障害者が安心し

て暮らせるまちづくりのために、市内各地区での小地域の助け合い活動を推進しています。

○　地域ボランティアグループ ・・・・ 32 グループ

○　ミニケア･ふれあいサロン ・・・・・・ 183 か所

⑷　生活福祉資金－自立更生の経済援助のための資金貸付事業－

この貸付制度は、他からの資金の利用が困難な低所得世帯や身体障害者世帯等の方々に対して低利で資金を貸し付けることで、世帯の経済的自立を図るとともに、在宅福祉の推進と社会参加の促進を図り、地域社会での安定した生活を支援することを目的とした兵庫県社会福祉協議会が実施する制度です。

この制度の特徴は、単に資金を貸し付けるものではなく、民生･児童委員による相談・援助のもと、相談に始まり、申込みから償還完了まで進めていくことにあります。

なお、新型コロナウイルス感染症による収入の減収等に対する特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）を令和２年３月より実施しています。

貸付資金の種類、貸付限度額などは、資料編（P. 186）に記載しています。

⑸　日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある認知症高齢者や、知的・精神障害者が地域で安心して生活できるように、福祉サービス利用についての援助や日常の金銭管理援助を行っています。

⑹　善意銀行

広く、市民、企業や団体から、善意の預託を受け、これを効果的に社会に還元し、社会福祉の増進に寄与しようとするものです。

預託の方法	社協の窓口へお越しいただくか、お電話にてご連絡ください。金銭についてはお振込みも可能です。物品については、商品を確認後、お預かりを決定します。
払い出し	お預かりした善意は、公募したうえで募金等配分検討委員会の審査を経て払い出しします。払い出しのご希望を調べ、預託者のご意志を十分考慮した上で責任をもって払い出します。

⑺　福祉団体への活動助成

共同募金等の財源を活用し、地域福祉を推進する福祉団体やボランティアグループの活動を促進するための支援を行っています。

⑻　その他の運動と活動

「善意の日」の運動	6 月 1 日は善意の日です。「まず隣から ひろげよう たすけあい」をメインテーマに市民一人ひとりの善意のもと、福祉の心が息づく健やかな社会を目指して、市とともに、啓発活動を展開しています。
社会を明るくする運動	7 月 1 日から 7 月 31 日までを強調月間とし、すべての市民が力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築くための啓発活動などを地区実行委員会の

	一員として行っています。
共　同　募　金 （赤い羽根募金）	10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを運動期間として、都道府県ごとに設置する共同募金会が実施する社会福祉法に定められた募金です。 募金の強化月間は 10 月で、集められた募金は県内で地域福祉事業を実施する民間団体や市内の社会福祉事業実施の諸団体に配分されています。
歳末たすけあい運動	12 月 1 日から 12 月 31 日までを運動期間とし、新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民の参加や理解を得て、様々な福祉活動を推進するために実施しています。
車いすの貸出し	車いすを無料で貸出しています。（貸出期間の制限あり）
福祉機器のリサイクル	家庭で不用となった福祉機器を譲り受けて点検整備し、必要とする高齢者や障害者等に無償で提供するリサイクル事業を行っています。

⑼　総合福祉センター本館及び新館の管理運営

市社協では、平成 20 年度に総合福祉センターの指定管理を受け、センターの管理運営を行っています。

なお、総合福祉センターの施設の概要、利用案内、事業内容などの詳細は、「第 13 章 総合福祉センター」（P. 126～131）に記載しています。

⑽　地域総合支援センター

市社協では、明石市から地域総合支援センター運営事業を受託し、高齢者だけでなく、障害者、こどもを含む様々な支援を必要とする方やその家族に対して、総合的・包括的な相談対応ができる拠点を市内 6 カ所に開設しています。なお、地域総合支援センターの事業内容などの詳細については、「第６章 地域共生社会づくり（地域総合支援センター）」（P. 139～P. 142）に記載しています。

⑾　介護保険・障害福祉サービス事業所

要介護者の居宅生活を支援するため、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成やホームヘルパーの派遣を行っています。また、障害者（児）の家事援助、身体介護、外出支援をするため、ホームヘルパーやガイドヘルパーの派遣や障害者の生活に必要に応じたケアプラン（サービス等利用計画）の作成を行っています。

⑿　基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター

基幹相談支援センターは、障害のある方の総合相談窓口です。障害の種別を問わず、ご本人やご家族、関係機関などからの相談をお受けします。電話相談や来所相談、必要に応じて訪問による相談を行います。

また障害者虐待防止センターでは、障害のある方への虐待に関する通報や届出の受理を行っています。

⑬　後見支援センター

後見支援センターは、認知症や知的障害等により、判断能力が不十分になった人やその家族を対象に、後見制度に関する相談や申立の支援、関係機関の紹介などを行います。主な活動は以下のとおりです。

◆後見・権利擁護に関する相談と支援　　◆後見制度の広報・啓発、ネットワークづくり

◆市民後見人などの養成と活動支援　　◆後見申立の支援や日常生活自立支援事業

２　一般社団法人　明石市シルバー人材センター

⑴　センターの目的及び所在地

当センターは、定年退職者などの高年齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に寄与することを目的としています。

◎　所在地　明石市船上町 5-2

TEL 078(922)5000　　FAX 078(922)5040

⑵　センターのあらまし

①　仕事の受注　それぞれの経験、能力を生かして社会のために役立ちたいと思う健康な高齢者のために、民間事業所や官公庁・一般家庭などから、臨時的・短期的な仕事又はその他軽易な業務を引き受けこれを会員の希望に応じて提供します。

②　就業の特色　会員に雇用職業紹介をするものではありません。
仕事の契約はすべてセンターと発注者との間で結びます。そのため、仕事の発注者と仕事をする会員との間はもちろん、センターと会員の間にも雇用関係はありません。

③　傷害保険に加入　会員一人ひとりに傷害保険が適用されます。万一、会員が仕事中にケガなどをしたときは、一定の範囲内で保険の給付を受けることができます。

④　仕事の代金　仕事の代金は、センターが一括して発注者から受けとり、仕事をした会員へ配分金として支払います。「生きがいを得るための就業」を目的としていますので、一定した収入（配分金）の保障はありません。

⑤ 公共的な団体　国・市から補助金と協力を受けて、営利を目的とせず、「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営する一般社団法人として活動しています。

⑶　センターの仕組み

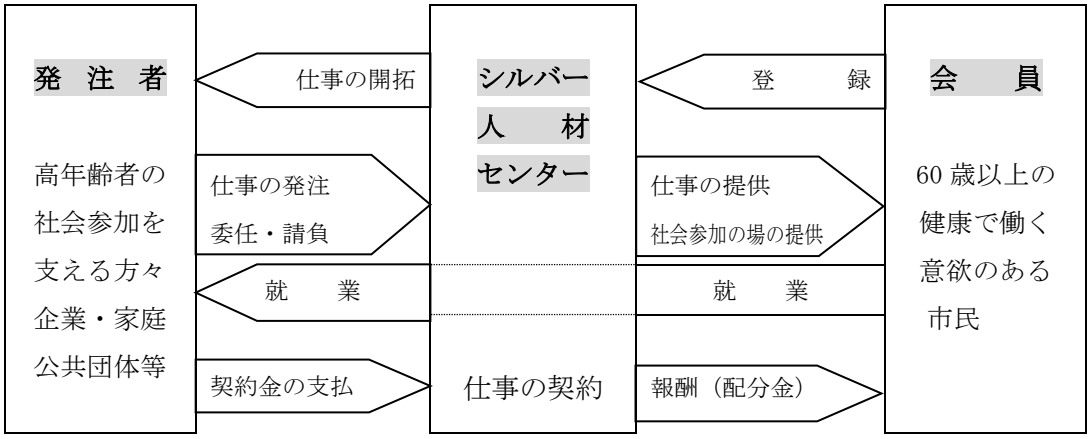

① 会員になるには　市内に居住する、60 歳以上の働く意欲のある健康な人なら、どなたでも会員になれます。

② 仕事をするのは　入会時に自分の希望する職種を登録し、センターで引き受けた仕事の範囲で働くことになります。

③ 仕事の対価は　あらかじめ働く仕事の内容に応じて対価（配分金）を決めて仕事をし、働いた月の翌月の 15 日(1 月・5 月は 20 日)に配分金が支払われます。

④ 仕事を頼むには　仕事を依頼したい時は、まず電話でセンターへご連絡してください。

⑷　仕事の内容

② 技　　術　自動車運転、経理事務、ボイラー保守管理など
② 技　　能　植木の剪定、障子・網戸の張替、家具や建物の営繕、塗装など
③ 事務整理　一般事務、宛名書き、筆耕、毛筆、調査事務など
④ 管　　理　施設の管理、駐車場の管理、商品管理、守衛、宿直など
⑤ 折衝・外交　広報誌等の各戸配布、店番、販売員、配達、集金など
⑥ 軽作業　屋内外の清掃、除草、草刈、雑役、荷造り、屋内整理など
⑦ サービス　家事援助（家庭内清掃・食事の支度等）、病人・老人の介助、子育て支援など

⑸　会員登録及び就業状況

①　会員登録数の推移（各年 3 月 31 日現在/単位：人）

区分 年度	男	女	計
平成 29	941	478	1,419
平成 30	924	490	1,414
令和元	906	496	1,402
令和 2	878	504	1,382
令和 3	878	499	1,377

②　就業状況の推移　（単位：人）

区分 年度	就業実人数	就業延日人数
平成 29	1,174	170,441
平成 30	1,197	164,185
令和元	1,158	159,488
令和 2	1,124	148,401
令和 3	1,098	144,899

⑹　契約件数　（単位：件）

年度	区分 公私	技 術	技 能	事務整理	管 理	折衝・外交	軽作業	サービス	その他	計
平成 29	民間	114	2,099	218	687	49	4,381	995	—	8,543
	公共	4	7	59	95	10	934	126	—	1,235
	計	118	2,106	277	782	59	5,315	1,121	—	9,778
平成 30	民間	103	2,106	216	693	54	4,462	1,034	—	8,668
	公共	3	6	56	87	11	802	124	—	1,089
	計	106	2,112	272	780	65	5,264	1,158	—	9,757
令和元 1	民間	93	1,909	246	675	52	4,417	1,015	—	8,407
	公共	4	3	70	72	10	760	257	—	1,176
	計	97	1,912	316	747	62	5,177	1,272	—	9,583
令和 2	民間	56	1,698	210	631	28	4,063	1,036	—	7,722
	公共	2	3	62	51	10	756	365	—	1,249
	計	58	1,701	272	682	38	4,819	1,401	—	8,971
令和 3	民間	61	1,687	202	635	13	3,974	1,136	—	7,708
	公共	2	4	63	48	10	757	465	—	1,349
	計	63	1,691	265	683	23	4,731	1,601	—	9,057

⑺　一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の実施

事業所の社員と混在して就業する仕事や発注者の指揮命令を必要とする仕事などの場合、一般労働者派遣事業や有料職業紹介事業を活用いただきます。

３　民生委員・児童委員

⑴　沿革と目的

民生委員は、民生委員法によって、社会福祉の増進に熱意をもっている人の中から推薦されて、厚生労働大臣の委嘱を受けた社会奉仕者であり、その職務は、社会福祉、児童福祉に協力するとともに、ひろく地域社会の福祉増進のために、自主的な活動を行うこととされています。

民生委員・児童委員制度は、昭和 11 年に方面委員令の公布によって全国的制度として発足しましたが、その後昭和 21 年に方面委員の名称は、民生委員と改められ、さらに昭和 22 年の児童福祉法の制定に伴い、民生委員は同時に児童委員を兼任することになりました。

平成６年１月には、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が新たに設置され、従来の区域を担当する児童委員と一体となって、明石市域全体における児童福祉活動を展開しています。

⑵　現　　況

本市の民生委員･児童委員の定数は、区域担当 382 人、主任児童委員 29 人の合計 411 人で、令和４年４月１日現在、男性 128 人、女性 278 人（欠員５人）となっています。

各区域担当民生委員･児童委員の受け持つ平均世帯数は約 350 世帯となっており、主任児童委員は、小学校区毎に１名配置されています（大久保小学校区は大久保地区と大久保北地区にまたがるため、各地区に１人、計２人配置)。また、全委員の平均年齢は 67.2 歳となっています。

法定の民生児童委員協議会は１つですが、運営は中学校区（13 地区）ごとに地区民生児童委員協議会を設け、それぞれ活動しています。

○　区域担当（地区別）委員数　　（令和４年４月１日現在）

地区民生児童委員協議会	地　　域	委員数	男　女　別	
			男	女
朝霧地区	朝霧中学校区	31	8	23
大蔵地区	大蔵中学校区	31	6	25
錦城地区	錦城中学校区	14	1	13
衣川地区	衣川中学校区	42	22	20
望海地区	望海中学校区	40	6	34
野々池地区	野々池中学校区	33	18	15
大久保地区	大久保中学校区	31	10	21
大久保北地区	大久保北中学校区	29	11	18
江井島地区	江井島中学校区	16	6	10
高丘地区	高丘中学校区	19	5	14
魚住東地区	魚住東中学校区	28	8	20
魚住地区	魚住中学校区	29	16	13
二見地区	二見中学校区	34	11	23
合　　計		377	128	249

○主任児童委員数　　（令和４年４月１日現在/単位：人）

担当区域	委員数	男女別	
		男	女
明石市	29	0	29

⑶　職　　務

民生委員・児童委員は、地域の住民からの相談に対し、必要に応じて行政等関係機関を紹介し、橋渡しをしています。さらに、関係機関と連携しながら、福祉に関わる様々な支援を行うことによって、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりをめざしています。

民生委員・児童委員には、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員があります。

区域担当民生委員・児童委員は、幅広く福祉全般に関する事項を担当し、担当区域の住民の個別支援を中心に活動する委員です。主な職務として、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動や、支援を必要とする子どもや子育て家庭に対する相談・援助、行政の補完としての状況確認（証明）事務等があります。

主任児童委員は、児童問題が複雑・多様化するなか、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域担当民生委員・児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域担当民生委員・児童委員の児童問題に関わる活動に協力しています。

○　区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員との関係

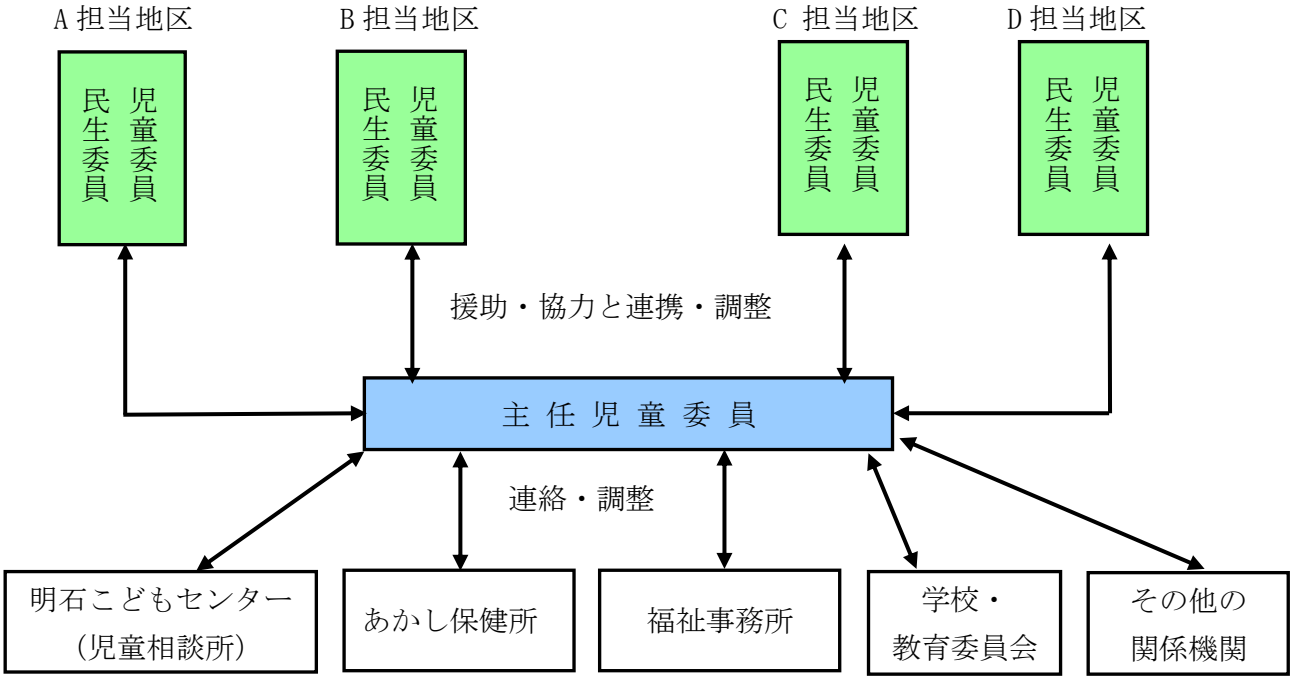

○区域担当民生委員・児童委員及び主任児童委員の役割

種別	区域担当民生委員・児童委員		主任児童委員
	民生委員	児童委員	
根拠	民生委員法第5条及び第29条の規定に基づき、明石市長の推薦によって、厚生労働大臣より委嘱されます。	児童福祉法第16条の規定に基づき、民生委員を兼ねた者として厚生労働大臣より委嘱されます。	児童委員のうちから、児童福祉に関することを専門的に担当する者として、厚生労働大臣より指名されます。 児童福祉法の一部改正（平成13年11月30日）により主任児童委員が法定化されました。
職務	①住民の生活状況を、必要に応じて適切に把握 ②要支援者からの相談に応じて、助言その他の援助 ③要支援者への必要な情報提供及びその他の援助 ④社会福祉活動を行う事業経営者等と連携を図り、その事業又は活動を支援 ⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力	児童及び妊産婦の福祉の増進を図るため、その生活・環境把握に努めるとともに、必要な情報の提供、その他の援助、指導等を行います。	児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助、協力を行います。
活動事例	・ひとり暮らし高齢者等の見守り活動 ・行政の補完としての状況確認（証明）事務 ・必要に応じ、住民の福祉の増進を図るための活動 ・その他福祉に関わる身近な心配ごと相談に応じ、専門家や福祉サービスなどを紹介したり、必要な福祉サービスが受けられるよう、関係機関との「つなぎ役」を担っています。	・支援を必要とする子どもや子育て家庭に対する相談及び援助 ・子どもの非行防止など、子どもの健やかな成長を促す生活環境の改善	・小学校、中学校や児童福祉関係機関への訪問 ・子育て家庭への訪問 ・児童虐待、いじめ、非行問題に関して明石こどもセンター（児童相談所）などの関係機関に協力
守秘義務	民生委員法第15条に「守秘義務」の規定があり、相談内容等、活動上知り得た情報は、その秘密を厳守します。		

４　公益財団法人　こども財団

⑴ 設立の目的

「こどもを核としたまちづくり」をさらに加速させるため、子どもを核としたまちづくり行政と地域の連携及び協働の要となる、こども支援に特化した新たな中間支援組織「一般財団法人あかしこども財団」が平成３０年５月１日に設立されました。更なる発展をめざし、令和４年９月１日に公益認定を受け、法人名を公益財団法人こども財団に改め、より子どもに近い目線で、市民、活動団体、企業、行政等が一丸となって地域の子どもたちを応援するための様々な活動を機動的にサポートし、市がすすめるこども総合支援の推進を図っていきます。

⑵ 所在地

明石市大久保町ゆりのき通１丁目４－７　西日本こども研修センターあかし

電話　078-920-9670　078-920-9675（西日本こども研修センターあかし）　FAX　078-920-9671

ＨＰ　https://akashi-kodomo-zaidan.jp

⑶ 組織体制

理事会（６名）

　理事長　津久井進(弁護士)

　理　事　（５名）

評議員（６名）

監　事（２名）

事務局　○こども支援担当

　　○研修センター担当

　　○放課後児童クラブ担当

合支援を推進していきます。

人材育成

啓発活動や研修などを通して、子ども支援に関わる地域の人を増やし、育成していきます。

地域活動支援

子ども・子育て支援に関わる団体の立ち上げ、活動継続のサポート、企業による子ども支援を促進します。

ネットワークづくり

市や学校、子どもに関わる取組みを進める団体、地域企業間での情報共有を図り、各活動を総合的に支援します。

⑷ 主な事業（2022 年度）

事　　業	内　　容
こどもの居場所づくり事業	全小学校区に開設されたこども食堂が、コロナ禍においても継続した運営がなされ、その活動が広がり、気づきの地域拠点として関係機関とつながっていくよう、こども食堂を運営する団体の特性に応じた支援を行います。
地域活動支援事業	児童健全育成、子育て支援に取り組む団体、こども夢文庫を運営する団体を支援することにより、地域で子育てを支援する基盤を形成するとともに、地域の子育て力の拡大、地域コミュニティの意識醸成を図ります。
子育て応援企業連携事業	あかし子育て応援企業との連携により、地域全体で子どもを見守る機運を高め、子ども・子育て支援への取組を促進し、すべての子どもたちが健やかに育つまちづくりを進めます。
放課後児童健全育成事業	保護者が就業等により昼間家庭にいない児童等を対象として、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内小学校区の放課後児童クラブの運営を行います。また、放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要な知識及び技能を習得するための放課後児童支援員認定資格研修を実施します。
こども研修センター運営事業	児童相談所や児童福祉施設など、全国の子ども虐待対応機関の職員等を対象として、その専門性の向上を図るため、高度専門的な研修を実施します。また、全国の市町村の子どもとその家庭及び妊産婦等を支援する体制の強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置を支援するアドバイザーの派遣事業、全児童相談所の中核を担う職員の資質向上を図るため、全国７ブロックにて研修を実施します。
こども財団運営事業	適切かつ健全な組織運営を行うため、法令等遵守や業務の適正を確保するとともに、積極的な広報活動や子育て支援に資する自主事業を実施します。
こどもの権利擁護事業	一時保護された子どもの権利を守るため、一時保護されたすべての子どもと速やかに面会し、子どもの声を聴き、必要に応じて明石こどもセンターへ意見を通知するなどを行います。
こどもの居場所設置・運営事業	学校になじめない等の事由を抱えた子どもたちが、安心して学び、遊び、過ごし、健やかな成長ができるように、学習支援や相談支援等を実施し、子どもの自主性を尊重し、自己肯定感を育むことができる居場所を設置し、運営します。

資 料 編

資料１　社会福祉関係貸付金一覧表

⑴　市の貸付制度

社会福祉資金

問合せ先は…生活福祉課（貸付は社会福祉協議会）

名　　称	貸　付　対　象	貸付の種類及び限度額	償還期限 {据置期間}	利率
社会福祉資金	（生活保護家庭福祉資金） 生活保護を受給中の家庭	15,000 円以内	5 か月以内 {なし}	無利子

母子父子寡婦福祉資金貸付金

貸付対象者は…母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のない 20 歳未満の子ども等

償　還　方　法…月賦の元利均等償還

連 帯 保 証 人…原則として同一区域内の親族で保証能力のある方１名

問　合　せ　先…児童福祉課（相談は母子父子自立支援員）

貸付金の種類	内　　容	貸付限度額		償還期間 {据置期間}	利率
修学資金	高校･大学等に就学させるための授業料･交通費等に必要な資金 ※日本学生支援機構の奨学金との併用可 （ただし母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度とする）	高等学校 専修学校 （高等課程）	（自宅）　月額 国公立　27,000 円 私　立　45,000 円 （自宅外）　月額 国公立　34,500 円 私　立　52,500 円	20 年以内 {修学期間終了後 6 か月}	無利子
		高等専門学校 （1～3 年）	（自宅）　月額 国公立　31,500 円 私　立　48,000 円 （自宅外）　月額 国公立　33,750 円 私　立　52,500 円		
		高等専門学校 （4～5 年）	（自宅）　月額 国公立　67,500 円 私　立　98,500 円 （自宅外）　月額 国公立　76,500 円 私　立 115,000 円		
		専修学校 （専 門 課 程）	（自宅）　月額 国公立　67,500 円 私　立　89,000 円 （自宅外）　月額 国公立　78,000 円 私　立 126,500 円		
		短期大学	（自宅）　月額 国公立　67,500 円 私　立　93,500 円 （自宅外）　月額 国公立　96,500 円 私　立 131,000 円		

<table>
<tr><th>貸付金の種類</th><th>内　　容</th><th colspan="2">貸付限度額</th><th>償還期間
{据置期間}</th><th>利率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">修学資金</td><td rowspan="4">高校･大学等に就学させるための授業料･交通費等に必要な資金
※日本学生支援機構の奨学金との併用可
（ただし母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度とする）</td><td>大学</td><td>（自宅）　月額
国公立　71,000 円
私　立 108,500 円
（自宅外）　月額
国公立 108,500 円
私　立 146,000 円</td><td rowspan="3">20 年以内
{修学期間終了後 6 か月}</td><td rowspan="4">無利子</td></tr>
<tr><td>大学院
（修士課程）</td><td>月額　132,000 円</td></tr>
<tr><td>大学院
（博士課程）</td><td>月額　183,000 円</td></tr>
<tr><td>専修学校
（一 般 課 程）</td><td>月額　51,000 円</td><td>5 年以内
{修学期間終了後 6 か月}</td></tr>
<tr><td rowspan="8">就学支度資金</td><td rowspan="8">入学に際して必要な入学金・制服購入等の資金
※申請には領収書等、支払ったことがわかる書類が必要</td><td>小学校
中学校</td><td>64,300 円
81,000 円</td><td>20 年以内
{満15歳に達した学年終了後 6 か月}</td><td rowspan="8">無利子</td></tr>
<tr><td>高等学校
専修学校
（高等課程）</td><td>国公立 150,000 円
（自宅外 160,000 円）
私　立 410,000 円
（自宅外 420,000 円）</td><td rowspan="3">20 年以内
{修学期間終了後 6 か月}</td></tr>
<tr><td>大　　学
短期大学
高等専門学校
専修学校
（専門課程）</td><td>国公立 410,000 円
（自宅外 420,000 円）
私　立 580,000 円
（自宅外 590,000 円）</td></tr>
<tr><td>大 学 院</td><td>国公立 380,000 円
私　立 590,000 円</td></tr>
<tr><td>修業施設
（中卒）</td><td>150,000 円
（自宅外 160,000 円）</td><td rowspan="3">5 年以内
{修業期間終了後 6 か月}</td></tr>
<tr><td>修業施設
（高卒）</td><td>272,000 円
（自宅外 282,000 円）</td></tr>
<tr><td>専修学校
（一般課程）</td><td>150,000 円
（自宅外 160,000 円）</td></tr>
<tr><td>就職支度資金</td><td>就職に必要な被服、履物等を購入する資金</td><td colspan="2">一　　般　100,000 円
（自動車購入の場合　330,000 円）</td><td>6 年以内
{1 年}</td><td>無利子</td></tr>
<tr><td>修業資金</td><td>扶養する子が事業開始または就職するための知識技能を習得するために必要な資金</td><td colspan="2">月　　額　68,000 円
（※2 運転免許取得　460,000 円）</td><td>20 年以内
{修業期間終了後 1 年}</td><td>無利子</td></tr>
<tr><td>技能習得資金</td><td>就業等の技能や資格を得るために必要な資金</td><td colspan="2">月　　額　68,000 円
一　　括　816,000 円
（※2 運転免許取得　460,000 円）</td><td>20 年以内
{修業期間終了後 1 年}</td><td>※1 無利子</td></tr>
<tr><td>事業開始資金</td><td>事業を開始するために必要な資金</td><td colspan="2">3,140,000 円</td><td>7 年以内
{ 1 年}</td><td>※1 無利子</td></tr>
<tr><td>事業継続資金</td><td>現在営んでいる事業を継続するために必要な資金</td><td colspan="2">1,570,000 円</td><td>7 年以内
{6 か月}</td><td>※1 無利子</td></tr>
<tr><td>医療介護資金</td><td>医療または介護を受けるため必要な資金（医療･介護を受ける期間が 1 年以内に限る。）</td><td colspan="2">医療・一般　340,000 円
医療・特別　480,000 円
介護　500,000 円</td><td>5 年以内
{医療・介護期間満了後 6 か月}</td><td>※1 無利子</td></tr>
</table>

貸付金の種類	内　　容	貸付限度額	償還期間 {据置期間}	利率
生活資金	技能習得及び医療介護を受けている期間 母子家庭または父子家庭となって 7 年を経過するまでや失業期間中の生活費補給資金	技能習得期間中 月額 141,000 円	20 年以内 {技能習得期間終了後 6 か月}	※1 無利子
		医療・介護期間中 月額 103,000 円	5 年以内 {医療･介護期間終了後 6 か月}	
		生活安定期間中 月額　105,000 円 (252 万円を限度) 養育費取得（※3） 1,236,000 円	8 年以内 {貸付終了後 6 か月}	
		失業期間中（失業後 1 年以内） 月額　103,000 円	5 年以内 {貸付終了後 6 か月}	
結婚資金	児童または扶養する 20 歳以上の子の婚姻に必要な資金	300,000 円	5 年以内 {6 か月}	※1 無利子
住 宅 資 金	住宅を建築・購入・補修・保全･改装または増築するために必要な資金	新　増　築　　1,500,000 円 特　　別　　2,000,000 円	新増築 6 年以内 特別　7 年以内 {6 か月}	※1 無利子
転 宅 資 金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000 円	3 年以内 {6 か月}	※1 無利子

※1 修学資金・就学支度資金・就職支度資金（児童に関わるものに限る）・修業資金に関しては無利子ですが、それ以外の資金については、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は有利子（1%）となります。

※2 自動車運転免許取得については、直接就労に必要な場合で、高校３年在学時に就職内定を受けた児童に限ります。

※3 養育費取得（生活資金）については、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用等が対象です。

⑵　県社会福祉協議会の貸付制度

※新型コロナウイルス特例貸付は、期間限定のため非掲載

生活福祉資金　　（申込窓口　明石市社会福祉協議会）

資金種類		貸付事由	貸付限度額	貸付利子
福祉資金	福　祉　費	低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯が、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用	580 万円以内 ※１	無利子 （ただし連帯保証人を立てない場合は年 1.5%）
	緊急小口資金	市税の非課税世帯で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	10 万円以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	低所得世帯に属する方が高等学校、大学（短大及び専修学校を含む）等への入学に際し必要な費用（他制度優先）	50 万円以内	無利子
	教育支援費	低所得世帯に属する方が高等学校、大学（短大及び専修学校を含む）等に就学するのに必要な費用（他制度優先）	月額 高校　3.5 万円以内 短大等　6.0 万円以内 大学　6.5 万円以内	
総合支援資金 ※3	生活支援費	生計中心者の失業で、日常生活全般に困難を抱えている方の生活再建に必要な生活費用（失業後２年以内 65 歳未満）	二人以上の世帯 月額 20 万円以内 単身世帯 月額 15 万円以内	無利子 （ただし連帯保証人を立てない場合は年 1.5%）
	住宅入居費	住宅確保給付金を受けられる方で、同世帯の住宅の賃貸契約を結ぶための費用	40 万円以内	
	一時生活再建費	失業による家賃や公共料金の滞納分、または住宅確保給付金を受けて転居する人の転居費用・必要最低限の家具電化製品購入費用	60 万円以内	
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 ※２	土地評価 1,500 万円以上の居住用不動産を有する 65 歳以上の低所得者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	不動産評価額の７割 （月額 30 万円以内）	年 3%または毎年４月 1 日時点の長期プライムレートのいずれか低い方

すべての資金において、契約済、購入済、支払済のものについては貸付を行いません。
いずれの貸付も審査があります。

※１　使途（資金の目的）により、目安となる額が定められています。
※２　不動産担保型生活資金については、県社会福祉協議会（TEL078-242-7944）までお問い合わせください。
※３　総合支援資金を利用される場合は、生活福祉課（生活再建支援担当窓口）の支援を受けられることが条件となります。

⑶　その他

名称	貸付対象	貸付限度額	償還期限 {据置期間}	利率	申込窓口
身体障害者更生資金	身体障害者更生資金の生業費の貸付を受けた人で、まだ資金の不足する人	400,000 円	５年以内 {1 年間}	年 ３%	兵庫県身体障害者福祉協会
生活環境改善資金	在宅重度心身障害者（児）の日常生活並びに介護を容易にするため、浴場・便所等の改善をする場合	1,000,000 円	指定期間経過後 ６年以内 {６ヶ月}	無利子	・兵庫県身体障害者福祉協会 ・兵庫県手をつなぐ育成会

資料２　社会福祉関係諸団体一覧表

	団体名及び代表者	電話番号	設立年月日 及び 加入者数	補助金の有無	事　業　目　的 （補助目的・効果等）	その他
福祉総務課	兵庫県遺族会　明石支部 代表者　宗像　邦彦	942-5322	S23.4.1 420 人	有	会員相互の福祉の向上と援護	追悼式年１回 役員会随時
	明石市原爆被害者の会 代表者　岸本　吉弘	935-5515	S38.5.12 39 人	有	原爆被害者の会員相互の親睦と健康増進	総会年１回 役員会随時
地域共生社会室	明石市民生児童委員協議会 代表者　橋田　ちづ代	918-5168	S23.8.1 399 人	有	民生委員法第 24 条に規定する任務を遂行し、民生委員児童委員相互の連携を図るとともに、社会福祉の増進に寄与	総会年１回 地区会長会・地区民児協 月　１　回
	明石市保護司会 代表者　雲井　明善	924-9105	S27.8.22 74 人	有	保護観察所から保護司への指示事項の連絡・協議及び研修、犯罪者更生や犯罪予防活動の企画･推進、更生関係諸団体への協力・連携	総会年１回 定例会年４回 理事会・部会随時
	明石地区更生保護女性会 代表者　岡田　一文	911-9181	H24.6.18 67 人	有	地域の犯罪・非行未然防止の啓発活動、青少年の健全育成、犯罪をした人や非行少年の改善更生に関する活動への協力	総会年１回 理事会月1回 本部会随時
高齢者総合支援室	明石市高年クラブ連合会 代表者　河村　春喜	911-5518	S35.8.1 7,088 人	有	高年クラブの健全な育成及び福祉の増進	総会年１回 役員会随時
	一般社団法人 明石市シルバー人材センター 代表者　大西　一正	922-5000	S56.9.1 1,377 人	有	臨時的かつ短期的な仕事（又はその他の軽易な業務）により高齢者の労働能力の活用と生きがいの充実を図るとともに地域社会に寄与	総会年１回 役員会随時
障害福祉課	明石地区手をつなぐ育成会 代表者　四方　成之	945-5519	S32.9.1 400 人	有	父母の相互協力による知的障害者（児）の福祉の増進	総会年１回 理事会随時
	明石市身体障害者福祉協会 代表者　増田　康弘	912-3333	S34.2.1 約 1,200 人	有	市内居住の身体障害者の福祉の増進	総会年１回 理事会随時
	明石市肢体不自由児者父母の会 代表者　中嶋　美貴	936-8287	S37.4.1 60 人	有	父母の相互協力による肢体不自由児者の福祉の増進	総会年１回 理事会随時
	明石市視覚障害者福祉協会 代表者　山下　利次	080-4236- 4895	S62.4.1 (S46.7.26) 28 人	有	視覚障害者の生活の安定、地位の向上及び福祉の増進	総会年１回 役員会随時
	明石ろうあ協会 代表者　岸田　旨巨	FAX 946-4633	S41.4.3 35 人	有	ろうあ者の自立を促し、完全参加と平等の社会の確立	総会年１回 理事会随時
	明石市障害当事者等団体連絡協議会 会長　四方　成之	945-5651	H29.6.14 9 団体	有	構成団体相互の親睦・交流をはかる活動や、関係機関との連携をはかり障害者の社会参加を目指すための活動	総会年１回 定例会月１回 ピア相談 随時
こども育成室	明石保育協会 代表者　山本　達也	965-6399	S28.4.1 約 1,500 人	無	公立、私立保育所及び認定こども園が相互に連携、協力し、保育及び給食内容を高めるなど児童福祉の向上	定例会 原則毎月１回
	明石民間保育所(園) 職員退職共済組合 代表者　山本　達也	965-6399	S46.4.1 1,036 人	有	私立保育所及び認定こども園に勤務する職員の福利増進を図るとともに児童福祉事業に寄与	総会年１回 理事会随時

資料３　ボランティアグループ一覧表

区分		グループ名	活動内容
技術分野	視覚障がい者支援	明石点灯会	点訳技術向上の為の勉強会、研修。点Ｖ連や、視覚障がい者などからの点訳依頼に応える。図書の点訳。新聞点訳の回覧
		あかし点訳グループ	地域活動支援センター事業（障がい者）にかかわる資料、点字体験(高校・中・小・一般市民)啓発、各関係機関の資料の点字・点訳
		明朗会	視覚障がい者に対する朗読サービス。広報あかし・神戸新聞奥さま手帳等を音訳し 6 種類のＣＤ（ＤＡＩＳＹ図書）を制作。対面朗読、依頼録音
		サークル音のさんぽみち	主に視覚障がい者に対する奉仕活動。広報、情報紙、書籍などの録音 CD、DAISY 図書制作・貸し出し。対面朗読。音声訳（朗読）技術研修
	聴覚障がい者支援	手話サークル明城会	手話技術を習得し、聴覚障がい者団体への協力や手話の普及など、他の手話サークルとの相互協力した活動
		手話サークルつくしんぼ	手話技術の習得、手話の普及、聴覚障がい者団体への協力、障がい者問題の理解と学習、その他
		手話サークルしゅわいろ	手話技術及び聴覚障害者の諸問題を学びながら、聴覚障害者団体への協力を行う。
		あかし要約筆記サークル	中途失聴・難聴者の自立支援のための筆記通訳。書画カメラ・ＯＨＣ・パソコン・ノートテイクなどによる方法
	外出支援	サークルりんりん	障がい者介助、ボランティア養成講座への協力。福祉スクールへの協力
		さんまる会	コミセン・公民館に設置している車イス定期点検及び高齢者・障がい者の外出支援など
	精神障がい者支援	明日葉	精神保健福祉に関する活動
	高齢者支援	介護ボランティアたんぽぽ	高齢者への在宅介助、要介護高齢者のケアサロン
		あかし傾聴 ボランティアグループほほえみ	福祉施設へ出向いての傾聴及び在宅の方への傾聴活動と活動のために必要な研修等

	明石ブロック	上ノ丸たすけ合いひまわり会	地域高齢者を対象としたサロンの開催、子育て支援としての居場所づくり
		中崎なかよし会	ふれあい会食、友愛訪問、高齢者・地域住民とのつどい・交流会
地域分野		松が丘いき・いき会	独居高齢者、高齢者世帯及び障がい者への援助活動、親睦交流、ミニケアサロン、友愛訪問、ふれあい会食
		北朝霧丘「こもれび」	一人暮らしの高齢者や高齢者世帯をはじめとする要援護者・児童などの様々な地域住民を対象として月 1 回ふれあいサロンを開催(喫茶・囲碁・将棋・簡単な手芸・研修会)　年 3～4 回地域高齢者宅の友愛訪問、高齢者宅のゴミ出しの手伝い
		ひまわり会	①ふれあいお食事処　月火木金週 4 日 11:30～13:30 地域のコミュニティ交流スペースで昼食と喫茶②昼・夕の配食　月火木金週 4 日明舞団地及び本町、上ノ丸以東対象　見守りも行う
		松が丘 2 丁目友愛	ふれあい会食、ミニケア、つどい
	西明石ブロック	ボランティア野の花	独居高齢者に月 2 回ふれあい会食を通して安否確認。地域要援護者に友愛訪問。各地域で交流会。ふれあい訪問(22 年 9 月開始)　子育て支援活動(23 年 5 月から開始)
		きさきりんどうの会	高齢者とのふれあいの集い・高齢者や障がいのある方々の日常援助活動及び安否確認訪問・子育支援活動(プーさんファミリー)ミニケアサロン、地域行事に参加・協力
		王子ふれあいの会	ふれあい会食、クリスマス会、ミニサロン、友愛訪問、園児との交流、地域の行事の補助、スクールガード、地域高齢者施設の補助（夏祭、お餅つき大会、お茶の接待）
		ボランティアはなぞの	ふれあい交流会、ふれあい会食、サロン de はなぞの開催、あったか訪問、地域行事参加協力、幼・小・学童クラブとの交流、会員研修、オレンジキャップ活動、施設ボランティア、災害助け合いネットワークボランソルジャー活動
		出の上ふじの会	地域の住民と高齢者との交流活動、ミニケアサロン・ふれあいサロン・ミニミニサロンの実施　ガレージサロン

地域分野	西明石ブロック	ボランティア和の会	◇ひとり暮らし高齢者を対象とした「ふれあい会食」「ふれあい訪問」など日常生活支援・友愛訪問活動◇高齢者と幼稚園及び保育園児、中学校・高校生などとの交流活動◇中学校「トライやる・ウイーク」及び小学校「福祉体験スクール」に協力
		林うずしお会	ひとり暮らし高齢者の日常援助・ミニケアサロン（「かえで」・「もみじ」）・ふれあい会食（月２回）・七夕の集い・愛の宅配便・小学生の福祉体験のサポート・園児との交流（年５回）・子育て広場（「うさぎ」・「うずしお」）・校区行事の協力　他
		林崎町３丁目ふきのとう	子供からお年寄りに至るまで誰もが気楽に触れ合える居場所の提供と地域の親睦を深めます
		ボランティア小鳥の会	ふれあい喫茶、ふれあいサロン、ふれあい訪問、子育てサロン、七夕まつり、クリスマス会、地域行事
		中藤江わかば会	友愛訪問とミニケアサロン、月 4 回　食事付き、会員相互の親睦と研修
		ボランティア東藤江	地域活動・学童見守り、ミニケアサロン、ふれあいサロン(毎月第１水曜 11 時～13 時)、健康体操(毎月第１・３水曜 10 時～11 時)、つどい(年３回)
		別所町ボランティア	・地域住民の交流の場として、ふれあいサロン実施(月２回) ・高齢者の対象の“つどい”開催(年 3～4 回)、地域行事への参加、協力
	大久保ブロック	江井島なでしこの会	ふれあい会食の充実と会員相互の親睦と研修　地域高齢者との交流
		まないたお食事会	地域住民との交流　ふれあい会食調理、会員の研修・まないた通信発行
		谷八木友愛	小地域ネットワーク活動として独居高齢者を対象に安否確認を兼ねた友愛訪問、要請に応じて生活支援を行う。月２回ふれあいサロン(谷八木公民館、朝陽ヶ丘自治会集会所)、月１回ふれあい喫茶開催
		ハートの会	調理・会食等を含む地域の世代間交流とふれあいの場づくり、会員の研修
地域分野	大久保ブロック	ふるさと南	地域活動により福祉文化を高める。ミニサロン他。
		山の下ボランティア同好会	安否確認、友愛訪問、会員研修、ふれあい喫茶、ふれあい会食
	魚住・二見ブロック	ゆりかご会	お花見会、クリスマス会、友愛訪問、ミニケアサロン

		いずみが丘こばと会	ふれあいサロン・高齢者とのふれあい活動等
		二見みのりの会	地域高齢者との交流集い開催・障がい者ふれあい交流活動・友愛訪問（毎月）ミニケアサロンの実施・地域の行事(敬老会、納涼大会等)に参加
		二見はまなす会	地域援助活動・高齢者との交流・ミニケアサロン
		錦が丘１丁目ボランティア会	日常生活に困難な人を援助する地域助け合いボランティア
		山川ゆうあい	ミニケアサロン
		東大溝ほほえみ会	ひとり暮らしの方々のサポート、つどい、ミニケアサロン
		はちまんいまの会	ミニケアサロン、地域の高齢者との交流、健康体操、俳句、川柳等発表、食事会、ふれあい喫茶等の開催
施設・環境分野	A	サークルエーゼン	独り暮らしや障がい者の家庭の建具の補修、介護用品製作、住環境の整備など。音楽を通してのボランティア活動
		ユーアイグループ	月 2 回博由園、訪問、洗濯物の整理補修、クリスマスに手作りマドレーヌをプレゼント
		よろず会	福祉施設、在宅高齢者への介助及び特技を活かした労働奉仕
		にじの会	施設、個人援助活動、通院、外出介助、作業所支援
		あかねが丘学園ボランティア会	高齢者や障がい者の方と接する奉仕活動。病院・公共施設等の園芸福祉等
		病院ボランティアまごころ	市民病院での受付案内、車イス補助、手続き説明等
		あかね・ゆうゆう	幼児から高齢者まで、明石の歴史、文化を伝えることで、社会福祉や子供の健全な育成に資する活動。市内児童クラブ、幼稚園、介護施設、博物館、自治会などが主たる活動場所
		大久保病院ボランティア ビオラ	大久保病院に於いて、受診者の案内や自動精算機の取り扱い説明及び車いす使用者の介助をおこなう。また、緩和ケア病棟での傾聴などをする。
		明石歌謡クラブ	デイサービスセンターに出向き、唱歌、童謡、歌謡曲を一緒に歌う活動を行っています。
施設・環境分野	B	明石青年学級	知的障がい者の仲間づくりや社会参加と学級生によるボランティア活動支援

	障害者自立センターバリアフリー推進部	障がい者も含む外出・町づくり
	江井島の海と子どもを守る会	江井島海岸清掃・江井島海岸におけるイベント
	ボランティア・アカシウミガメ保護研究会	ウミガメの調査・研究・海岸の清掃奉仕活動
	いなみ野学園ＯＢ明石会環境ボランティアグループ	明石海岸（江井島～林崎間）の清掃。浜の散歩道の美化
	リサイクルボランティア もったいない明石	福祉機器を譲り受け修理、整備、掃除等を行い、提供する　その他リサイクルに関すること
	光の友の会	公園、道路、西明石駅構内などの清掃奉仕活動
	花時計	天文科学館から中崎遊園地までの子午線に沿った通りを“いっぱいの花で飾ろう”を活動テーマに花壇づくり、管理を行っている
教育分野	高丘文庫ボランティアグループ	図書の貸し出し返却等の業務、市立図書館よりの図書受け入れ、新刊書籍の購入、管理、高丘地区ボランティア参画(ボランティアパーク)
	絵本の会タッチ	手作りの布の絵本・遊具作りを通じて社会に貢献する
	託児ボランティアコアラ	地域で行われる母親グループの学習活動に対する援助、公的な催しの一時託児
	よみきかせ「はとの会」	明石市立西部図書館明石市子ども図書館、市内幼稚園・小学校その他でのよみきかせをおこなう
	あゆむ	大人と子どもが一緒に活動する場を提供する
	しおさい	定例会で活動内容を決め製作、練習を重ね、幼稚園、子育て広場、ミニケアサロン等で上演し、交流を深める。ブラックパネルシアターとは何か知ってもらう
	西明石日本語教室	日本語支援を柱にレクリエーションや料理教室を行う
健康・文化分野	友愛朗読 107	高齢者施設・障がい者支援施設・家庭文庫・ミニケアサロンなどに出向き対面朗読
	邦楽演奏奉仕サークル カルテット“夢”	施設、学校、自治会等への訪問、邦楽尺八等の和楽器演奏
	ふるさと漫歩	遺跡から発掘した出土品の洗浄、復元及び遺跡における発掘補助、児童や福祉施設等における交流活動、文化博物館における企画展（明石の歴史発

		掘展）のサポート活動、指定文化財の表示板点検活動
	なかよしの森	アロマセラピー介護フットケア、介護ハンドケア・ベビータッチケア
	朝霧音頭普及振興会	あさぎりむつみ荘慰問、夏祭り、ウエルフェアグランデ明石、養力センター、学習館等、朝霧幼稚園踊り指導
	明石きらきらマジッククラブ	奇術技能の習得とその向上を図り会員相互の親睦を深めマジックショーの実演を幼稚園、保育所（園）、老人施設、自治会等を訪問してボランティア活動に参加
	なぎさ会	趣味や特技（折紙など）を通して地域施設との交流、ボランティア活動に取り組む
	びっくり箱	演芸サークル・各種施設訪問（慰問）公演・ピアノ合唱・紙芝居・朗読・手品・人形劇・エプロンシアター・詩吟・手遊び・ハーモニカ・トランペット演奏など
	沖縄エイサー東二見琉球会	沖縄エイサーを通じて会の活性化及び地域ボランティア事業への貢献に寄与する
	明石望海マジッククラブ	会員相互のマジックの技術向上を図り、ボランティアの活動を通じて地域に貢献する
	あかし健康ソムリエ会	目的：市民の健康づくりをサポートし、その取組を地域に広げる。活動内容：①健診受診の啓発　②介護予防の普及開発　③健康づくり活動の普及啓発
	明石野々池マジッククラブ	地域交流で幼稚園、保育園を訪問して園児の驚きと感動を与えたい。「不思議だなあ」「なぜなのか？」とマジックを楽しみ、観賞することで子どもたちの保育(教育)方法の一つと考える
文化・健康分野	若葉会	明石市、神戸市介護施設及び自治会
	傾聴ボランティアＷＡＩＷＡＩ	ゲートキーパー、傾聴ボランティア講座の推進・文化芸術を通して心豊かな情操を育てる。美術文化活動の推進・料理教室、食セミナー等による食育推進支援・統合医療の推進(各種健康法の推進)
	くつろぎ広場「ゆう」	・高齢者や障がい者、子ども、子育て層等様々な世代対象に地域住民同士のつながり作り ・レクリエーション（音楽・体操・ゲーム・おしゃべり会等）提供し、地域交流の場作り〞

	グリーンウッド	ウクレレでハワイアンから演歌まで演奏（フラダンスも)。施設や自治会でのレクリエーションをしています
	ハーモニカきらら	ハーモニカ演奏。自治会高年クラブ・老人施設などへのボランティア/年１回の発表会

資料４　福祉施設一覧表

◎　生活保護法に基づく施設

⑴　救護施設（定員 640 人）

身体上又は精神上著しい障害があるため在宅で日常生活が営めない要保護者を入所させ、生活扶助を行います。

施設の名称	運営者	定員（人）	郵便番号	所在地	電話番号
総合リハビリテーションセンター救護施設「のぞみの家」	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	100	651-2181	神戸市西区曙町 1070	078-927-2727
アメニティホーム夢野	社会福祉法人神戸光有会	50	652-0063	神戸市兵庫区夢野町４丁目 3-13	078-511-3785
ヨハネ寮	社会福祉法人ヨハネ会	50	654-0015	神戸市須磨区奥山畑町２	078-731-6535
ななくさ厚生院	社会福祉法人阪神福祉事業団	100	651-1412	西宮市山口町下山口 1650-36	078-903-1664
桃李園	社会福祉法人成蹊会	70	679-0203	加東市稲尾 383-40	0795-48-4727
南光園	社会福祉法人南光社会福祉事業協会	70	679-5222	佐用郡佐用町西下野 880	0790-77-0236
和光園	神戸市	50	654-0006	神戸市須磨区養老町 1-8-30	078-731-0383
ジョイガーデン	社会福祉法人太陽社会福祉事業協会	100	679-4232	姫路市林田町上伊勢 1137-1	079-268-8000
ひまわり苑	社会福祉法人向陽福祉会	50	651-1312	神戸市北区有野町有野 1511-2	078-982-8807

⑵　更生施設（公立１か所　定員 50 人）

身体上又は精神上の理由により養護及び補導を必要とする要保護者を入所させ、生活扶助を行います。

施設の名称	設置主体	定員（人）	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市立更生センター	神戸市	50	651-0065	神戸市中央区割塚通１丁目 2-20	078-221-2810

⑶　医療保護施設（民間立１か所　定員 268 人）

医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行います。

施設の名称	設置主体	定員（人）	郵便番号	所在地	電話番号
済生会兵庫県病院	社会福祉法人恩賜財団	268	651-1302	神戸市北区藤原台中町５丁目 1-1	078-987-2222

◎　障害者施設

障害者（18 歳以上）が施設において日中にサービスを利用するもので、施設入所支援、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）があり、日常生活の基本的な自立を促すよう支援を行ったり、生産活動の機会を提供することで知識や能力が向上するように支援します。

（市内分のみ掲載）　　令和 3 年 4 月 1 日現在

施　設　名	サービスの種類	郵便番号	所　在　地	電話番号
あすなろ	就労継続支援（Ｂ型）	673-0022	明石市王子 2 丁目 10 番 19 号	920-1151
グッドフェローズ明石	就労継続支援（Ａ型）	673-0882	明石市相生町 2-5-5　KS ビル 2 階・3 階	939-3601
グッドフェローズ西明石	就労継続支援（Ａ型）	673-0005	明石市小久保 4 丁目 6-9	995-5380
アイ・ワークス西明石	就労移行支援 就労定着支援	673-0016	明石市松の内 2 丁目 6-8	940-6678
まはろ	就労継続支援（Ｂ型）	674-0081	明石市魚住町錦が丘 2 丁目 13-18	947-3355
介護老人保健施設ライフ明海	短期入所	673-0044	明石市藤江 201	925-2005
宿泊型自立訓練事業所「みどり寮」	宿泊型自立訓練 自立訓練（生活訓練）	674-0074	明石市魚住町清水 2744-30	941-0182
Small Steps なゆた Small Steps ゆくい Small Steps ひかり	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型） 就労定着支援	673-0882	明石市相生町 2 丁目 2 番 12 号　KKK 第 3 ビル	915-1355
ラ・メール	就労継続支援（Ｂ型）	673-0855	明石市中朝霧丘 4-20 及び 4-21	940-6656
LOVE＆PEACE	就労継続支援（Ｂ型）	673-0037	明石市貴崎 3 丁目 2－1　サンハイツ貴崎 1 号棟 103 号室	945-5292
アップス	就労継続支援（Ａ型）	673-0028	明石市硯町 2 丁目 5-1　明石ハウス 113	924-0506
オフィスカレッジ	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	673-0012	明石市和坂 14-7　竹中ビル５階	939-4399
なかよし作業所	就労継続支援（Ｂ型）	674-0092	明石市二見町東二見 384-1	942-0552
ワークスペースななかまど	就労継続支援（Ｂ型）	673-0011	明石市西明石町 5-14-8	923-6371
1/f ゆらぎ	就労継続支援（Ｂ型）	673-0882	明石市相生町 2 丁目 11 番 9 号　大枝ビル 5 階	995-9246
ワークス大久保	就労継続支援（Ｂ型）	674-0058	明石市大久保町駅前 1 丁目 16-10-2F	940-8212
リーフあかし	生活介護 就労継続支援（Ｂ型）	673-0028	明石市硯町 3 丁目 11 番 25 号	992-3000
ジョブエル	自立訓練（生活訓練）	673-0875	明石市大蔵天神町 8-4	777-2335
オフィス　ジョブエル	就労継続支援（Ｂ型）	673-0882	明石市相生町 1 丁目 2 番 34－101 号・103 号	940-6932
第 7 波の家	就労継続支援（Ｂ型）	674-0084	明石市魚住町西岡字利平林 501-4	946-8482
第 11 波の家就労 B センター	就労継続支援（Ｂ型）	674-0084	明石市魚住町西岡字戌ノ方谷 2176－15－2F	915-8110
第 9 波の家	就労継続支援（Ｂ型）	674-0084	明石市魚住町西岡 505-10	939-4017
第 6 波の家	就労継続支援（Ｂ型）	674-0082	明石市魚住町中尾 690-1-102	947-7650
アンデルセン	就労継続支援（Ｂ型）	674-0094	明石市二見町西二見 89-7　兵庫二見プラザ 105-B-1	942-4615
ハピネス	就労継続支援（Ａ型）	673-0891	明石市大明石町 1 丁目 7 番 35 号　新明ビル 7F	915-1237
ハップス	就労継続支援（Ａ型）	673-0005	明石市小久保 2 丁目 6 番地の 1	922-8900
Greenwork 西明石	就労移行支援	673-0041	明石市西明石南町 1-9-20　ｻﾝｺｰﾄ西明石１階	926-2000

希望の光	就労継続支援（A型）	674-0092	明石市二見町東二見 1067 番地 1	941-0040
うみのほしショートステイ大久保 うみのほし大久保デイサービスセンター	短期入所 生活介護	674-0063	明石市大久保町八木字家ノ北 654-3	935-6789
オリィーブ	就労継続支援（A型）	674-0092	明石市二見町東二見 399-1	995-9432
エブリィさんよう明石	自立訓練（機能訓練）	673-0843	明石市太寺大野町 2694 番 1	995-8905
四つ葉のクローバーⅡ	就労継続支援（A型）	674-0083	明石市魚住町住吉 1-2-25	939-3742
ハンズ明石	就労移行支援	673-0898	明石市樽屋町 8 番 32 号　甲南アセット明石第一ビル 5F	911-6900
てんとうむし	就労継続支援（B型）	673-0897	明石市大観町 16 番 7 号	7342-739
ひだまりの結び	就労継続支援（B型）	673-0037	明石市貴崎 5 丁目 10-13　神明ハイツ 105	939-3458
栽培屋はなきょう	就労継続支援（A型）	674-0092	明石市二見町東二見 359-2	939-2556
りぼんｉワークス	就労継続支援（B型）	674-0058	明石市大久保町駅前2丁目9番9号　CSCA ビル 2F 201	937-1675
たいし	就労継続支援（A型）	674-0074	明石市魚住町清水 2241　山榮ビル 2F	944-5353
そら	就労継続支援（B型）	673-0042	明石市東藤江 2 丁目 1 番 4 号	940-6560
ふらーぷ	就労継続支援（B型）	673-0028	明石市硯町 2 丁目 2-23　ディマーレ辻本 2 階	928-8810
ユア・ステップ	就労継続支援（B型）	673-0041	明石市西明石南町 2-3-7　グレースハイツ西明石	924-3700
エンプレオ大久保駅前	就労継続支援（A型）	674-0058	明石市大久保町駅前 1 丁目 16 番地の 10　グランシャリオ SATOH205	995-8239
就労支援あーち	就労継続支援（B型）	673-0037	明石市貴崎 3-21-10 シャトー貴崎 112 号	915-8480
ハッピークラフト	就労継続支援（B型）	674-0068	明石市大久保町ゆりのき通 1-5-27	934-1201
清華苑デイサービスセンター	生活介護	674-0051	明石市大久保町大窪 3104-1	934-0801
障害者支援施設　博由園	生活介護・短期入所 施設入所支援	674-0051	明石市大久保町大窪 2573-16	934-9161
大地の家	生活介護・短期入所 施設入所支援	674-0051	明石市大久保町大窪 2752 番 1	934-1212
サポートセンター翔	生活介護 短期入所	674-0072	明石市魚住町長坂寺 740	946-0544
サポートセンター曙　就労定着支援事業所　こねくと 就労移行支援事業所こねくと 就労継続支援事業所のぞみ	就労定着支援 就労移行支援 就労継続支援（B型）	674-0054	明石市大久保町西脇 726	935-0004
サポートセンター貴和	就労継続支援（B型）	673-0025	明石市田町 2 丁目 3-3	921-0168
サポートセンター双葉	生活介護	674-0094	明石市二見町西二見字今池の下 605-2	941-5471
明石市立木の根学園たんぽぽ工房	生活介護 就労継続支援（B型）	674-0051	明石市大久保町大窪 2752	918-5572
明石市立木の根学園ひまわり工房	生活介護 就労継続支援（B型）	674-0051	明石市大久保町大窪 2752	918-5575
明石市立木の根学園短期入所施設	短期入所	674-0051	明石市大久保町大窪 2752	918-5575
すたじおぽっち	生活介護	674-0071	明石市魚住町金ケ崎 704-6	220-7790
かいのき	生活介護	674-0051	明石市大久保町大窪 2746 番 1	224-5388
あいすくりーむの家	短期入所	674-0051	明石市大久保町大窪 2746-1	224-5384
ホーム松が丘	生活介護	673-0862	明石市松が丘 1 丁目 17 番 17 号	912-2880
江井ヶ島作業所	就労継続支援（B型）	674-0064	明石市大久保町江井島 638 番地	946-4351
POEM	就労継続支援（B型）	673-0005	明石市小久保 6-6-11-101	924-8570
ほのぼの	就労継続支援（B型）	673-0892	明石市本町 1 丁目 6－4　玉木ビル	913-5315
ステップあっぷ西江井島 就労継続支援B型事業所ステップあっぷ西江井島	就労移行支援 就労継続支援（B型）	674-0065	明石市大久保町西島 742 番 3 号	995-8292

ステップあっぷ二見	就労継続支援（Ｂ型）	674-0094	明石市二見町西二見 156-1	942-5323
障害福祉サービス事業所にじの空	生活介護	674-0081	明石市魚住町錦が丘 4-1-10　マンション美苑 102 号・103 号・104 号	946-7808
障害福祉サービス事業所にじの空	就労継続支援（Ｂ型）	674-0081	明石市魚住町錦が丘 4-1-12　エメラ美苑 1EF	946-7808
こぐまくらぶ明石（明石）	生活介護	673-0892	明石市本町 2 丁目 9-6RS　本町ビル 2F	203-5656
こぐまくらぶ明石ウエスト	就労継続支援（Ｂ型）	673-0892	明石市本町 2 丁目 6 番 3 号　網岡ビル 1F	939-2650
オーク	生活介護	674-0084	明石市魚住町西岡 607-1	962-5074
みちくさ本舗	就労継続支援（Ｂ型）	674-0071	明石市魚住町金ケ崎 1441-1	203-6357
やまもも支援センター	生活介護	674-0051	明石市大久保町大窪 2752 番地の 1	936-8287
ショートステイあさぎり音楽堂マリンバ	短期入所	673-0866	明石市朝霧町 1 丁目 39-20（1 階）	939-2805
ショートステイあさぎり音楽堂ピアノ	短期入所	673-0866	明石市朝霧町 1-39-20（2 階）	918-6528
サポートセンター西明石	就労継続支援（Ｂ型）	673-0016	明石市松の内 2 丁目 5-2　松の内ビル 4 階	920-2468
JS ブリッジ西明石	就労継続支援（Ｂ型）	673-0005	明石市小久保 2 丁目 1－1　YS ビル 4 階	920-8791
工房四つ葉	就労継続支援（Ｂ型）	673-0023	明石市西新町 2-15-15　大西ビル 1 階	924-0140
第 1 波の家	就労継続支援（Ｂ型）	674-0082	明石市魚住町中尾 690-1-101	947-7651
第 5 波の家	生活介護	674-0084	明石市魚住町西岡字戌ノ方谷 2176-15-1F	995-8915
第 4 波の家	就労継続支援（Ｂ型）	674-0081	明石市魚住町錦が丘 1-19-15-2F-201	203-8956
にじ作業所	就労継続支援（Ｂ型）	673-0896	明石市日富美町 5-16 ハリマビル	911-7851
特定非営利活動法人明石ともしび会　さくら工房	就労継続支援（Ｂ型）	673-0871	明石市大蔵八幡町 7-11	912-4433
明石錦城の園　クラフト工房 明石錦城の園　スイート工房	生活介護 就労継続支援（Ｂ型）	674-0084	明石市魚住町西岡 2281-1	941-0220
時のわらし	就労継続支援（Ｂ型）	673-0883	明石市中崎 1-5-1　明石市役所南会議室棟 101・102 会議室	918-8500
楽園ウォーク	就労継続支援（Ｂ型）	673-0883	明石市中崎 1-1-1　マリンパレス明石	203-2285
じん	生活介護	674-0051	明石市大久保町大窪 1365-6	223-3330
生活介護ファミリー	生活介護	673-0028	明石市硯町 1 丁目 5－2　2 階	929-0800
わらいば明石	生活介護	674-0074	明石市魚住町清水 2151-1	945-3101

◎　その他障害者施設

障害者小規模通所施設・地域活動支援センターは、義務教育終了後において就労等が困難な在宅生活を送る障害のある人に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等の自立及び社会参加を支援するために必要な援助の事業を行う通所型施設です。市はその運営に要する経費の一部を以下の施設に対して補助しています。

⑴　障害者小規模通所施設（市内）　（令和 4 年 4 月 1 日現在）

事　業　所　名	事業所設置主体	事業実施主体	郵便番号	事　業　所　住　所	電話番号
おおくぼ作業所	特定非営利活動法人 三愛福祉会	おおくぼ作業所	674-0058	大久保町駅前 2 丁目 10-4	935-0280

⑵　地域活動支援センター（市内）　（令和３年４月１日現在）

事　業　所　名	事業所設置主体	事業実施主体	郵便番号	事　業　所　住　所	電話番号
地域活動支援センター夢工房大久保	特定非営利活動法人居場所	特定非営利活動法人居場所	674-0051	大久保町大窪 479-1 平野ビル2F	936-6730
ほほえみ	社会福祉法人ゆほびか	社会福祉法人ゆほびか	674-0058	大久保町駅前 1－5－8 妛如ビル 402	939-2425
キャリアネット明石	特定非営利活動法人キャリアネット明石	キャリアネット明石地域活動支援センター	673-0885	桜町 2-22-103	913-0516
地域活動支援センターサポートセンター西明石	特定非営利活動法人居場所	特定非営利活動法人居場所	673-0016	松の内 2-5-2 松の内ビル 4F	920-2468
第３波の家	特定非営利活動法人子供たちの立場に立った保育を実践する会	特定非営利活動法人子供たちの立場に立った保育を実践する会	674-0081	魚住町錦が丘 1-19-15-2F 東棟	946-7692
コスモス共同作業所	特定非営利活動法人明石ともしび会	地域活動支援センターコスモス共同作業所	673-0898	樽屋町 15-15 藤井ビル 3F	911-8650
スマイル明石	有限会社グランプラス	有限会社グランプラス	673-0883	中崎１丁目 1-1-102	203-2285
セラピールームひまわり	特定非営利活動法人ひまわりセラピーハウス	地域活動支援センターセラピールームひまわり	673-0041	西明石南町 2-8-13 大黒ビル１階	923-5287
第 10 波の家	特定非営利活動法人子供たちの立場に立った保育を実践する会	特定非営利活動法人子供たちの立場に立った保育を実践する会	674-0081	魚住町錦が丘 1-19-15-102	946-7692
くれよん	一般社団法人くれよん	地域活動支援センターくれよん	673-0882	相生町２丁目 2-34　シャトー明石 104 号	920-9565
第 12 波の家	特定非営利活動法人子供たちの立場に立った保育を実践する会	特定非営利活動法人子供たちの立場に立った保育を実践する会	674-0081	魚住町錦が丘 1-19-15-103	946-7692
スマイル西明石	有限会社グランプラス	有限会社グランプラス	673-0041	明石市西明石南町２－12－20	203-2285
アンシエル	特定非営利活動法人スティールハート	特定非営利活動法人スティールハート	673-0003	明石市鳥羽 1478－1	962-4607

◎　児童福祉法に基づく施設

⑴　児童養護施設

乳児を除く、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童を入所させて養護し、その自立を支援します。

施設の名称	設置主体	定員（人）	郵便番号	所　在　地	電話番号
カーサ汐彩	〃	30	673-0046	明石市藤が丘２丁目 36-1	078-939-2696

⑵　障害児通所支援事業者

障害のある児童に対して、通所等を通じて日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

（市内分のみ掲載）　　令和４年４月１日現在

施設の名称	サービスの種類	郵便番号	所 在 地	電話番号
明石市立ゆりかご園	医療型児童発達支援	674-0051	明石市大久保町大窪 2752	078-918-5574
明石市立あおぞら園	児童発達支援	674-0092	明石市二見町東二見 1836-1-2F	078-945-0280
明石市立きらきら	児童発達支援	674-0092	明石市二見町東二見 1836-1-2F	078-945-0280
エールサポートクラブ	放課後等デイサービス	673-0867	明石市大蔵谷奥 15-15-1F	078-917-7377
デイサービスセンターエバーグリーンわかば	放課後等デイサービス	674-0062	明石市大久保町谷八木 563-14	078-223-3756
ラ・メール	放課後等デイサービス	673-0855	明石市中朝霧丘 4-15-1	078-223-2901
くれよん LINO	放課後等デイサービス	673-0898	明石市樽屋町 13-3	078-964-5164
くれよん	児童発達支援 放課後等デイサービス	673-0872	明石市大蔵町 20-1	078-915-7453
feel 小久保	児童発達支援	673-0005	明石市小久保 5-5-4	078-220-6353
feel 小久保Ⅱ	放課後等デイサービス	673-0005	明石市小久保 5-5-4　ハイツフジ 2，3 号	078-223-1146
発達支援 feel 大久保	放課後等デイサービス	674-0051	明石市大久保町大窪 1557 番地の 8	078-220-3234
feel　西明石	児童発達支援	673-0041	明石市西明石南町 2-17-5	078-223-5616
ゆめ	放課後等デイサービス	673-0882	明石市相生町 2 丁目 9 番 7-302	078-939-3753
そら	放課後等デイサービス	673-0882	明石市相生町 2 丁目 11 番 9 号　大枝ビル 5 階	078-995-9246
みんなの居場所ニーム	児童発達支援 放課後等デイサービス	673-0038	明石市別所町 1-8　別所マンション 1 階 102 号室	078-915-7973
発達支援　フォローアップ	児童発達支援 放課後等デイサービス	674-0054	明石市大久保町西脇 573-11　Tisora 大久保 1 階 A 号室	078-945-5298
スマイル　くまさん　岬教室	放課後等デイサービス	673-0895	明石市岬町 28-11	078-913-4343
波の家魚住西放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	674-0084	明石市魚住町西岡 370-12-301	078-946-5033
波の家こどもセンター	児童発達支援	674-0083	明石市魚住町住吉 3-745-6-1F 西	078-947-8125
波の家発達支援センター	放課後等デイサービス	674-0083	明石市魚住町住吉 3-745-6-1F 東	078-947-8125
大久保駅前発達支援センター	児童発達支援	674-0058	明石市大久保町駅前 1-9-5　ポピーオフィスビル 3 階	078-934-4676
大久保駅前放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	674-0058	明石市大久保町駅前 1-9-5　ポピーオフィスビル 4 階	078-934-4676
波の家学院	放課後等デイサービス	674-0081	明石市魚住町錦が丘 1-19-15-101	078-920-8750
波の家魚住南放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	674-0082	明石市魚住町中尾 690-1-203	078-995-5033
第 6 アスペ	放課後等デイサービス	674-0074	明石市魚住町清水 2375-6	078-920-9250
波の家こどもカウンセリングセンター	放課後等デイサービス	674-0082	明石市魚住町中尾 690-1-202	078-946-5033
KID ACADEMY 明石大久保校	児童発達支援	674-0051	明石市大久保町大窪 191-7　プランドール大久保Ⅱビル 1F	078-937-2520
放課後等デイサービス　くぬぎ	放課後等デイサービス	674-0051	明石市大久保町大窪 943-2　ブランベール大久保 1 階	078-934-6226
明石ゆいゆい	放課後等デイサービス	673-0849	明石市茶園場町 3-1　藤和明石公園ハイタウン壱号棟 110 号	078-920-8977
放課後等デイサービスねっこぼっこ	放課後等デイサービス	673-0041	明石市西明石南町 1 丁目 10-20-101	078-995-5544
つぐみ	放課後等デイサービス	673-0011	明石市西明石町 4 丁目 6 番 16 号　サングレイス花園 1 階	078-926-0033
コペルプラス　明石教室	児童発達支援	673-0892	明石市本町 1 丁目 1-28　明石中村ビル 3 階	078-995-8875
コペルプラス　明石西教室	児童発達支援	674-0058	明石市大久保町駅前 1 丁目 17-9　IJT ビル 4F	078-940-8395
リハ・リハキッズ　Powers Ⅲ	児童発達支援 放課後等デイサービス	674-0059	明石市大久保町茜 3 丁目 15 番 18 号	078-937-2235
児童発達支援事業所カーサ	児童発達支援	674-0084	明石市魚住町西岡 1336-1　D-CUBE1F	078-201-7955

放課後等デイサービス事業所コミュ	放課後等デイサービス	674-0084	明石市魚住町西岡字石塚 2081 番地 8	078-202-6868
児童発達支援事業所ココハウス	児童発達支援	674-0064	明石市大久保町江井島 418 番地	078-219-8751
いろは児童通所支援	児童発達支援 放課後等デイサービス	674-0092	明石市二見町東二見 795-1　サンシャイン寺西 1F	078-939-2972
学習支援　わたぼうし　そら教室	放課後等デイサービス	674-0058	明石市大久保町駅前 1 丁目 16-6　ヒガビル 2 階	078-945-6173
ひだまり	児童発達支援	673-0044	明石市藤江 977-4	078-219-4770
ひだまりの虹空	放課後等デイサービス	673-0037	明石市貴崎 5 丁目 10-13　神明ハイツ 103 号	078-945-6710
りぼんｉセンター	放課後等デイサービス	674-0058	明石市大久保町駅前 2-9-9　CSCA ビル 202	078-937-2230
りぼん step センター	児童発達支援 放課後等デイサービス	674-0058	明石市大久保町駅前 1-7-5　OceanⅡ-209	078-934-7660
放課後等デイサービス color 西二見	放課後等デイサービス	674-0094	明石市二見町西二見 157 番 7　セレストパレス 101	078-939-3000
放課後等デイサービス color	放課後等デイサービス	674-0094	明石市二見町西二見 1904-3	078-945-3177
プリメーラ　放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	673-0041	明石市西明石南町 2-20-19　マンション駅南 103	078-585-9588
児童発達支援　つぼみ	児童発達支援	674-0051	明石市大久保町大窪 1521-2　衣笠ビル 2F	078-934-6234
デイサービス太陽	放課後等デイサービス	674-0072	明石市魚住町長坂寺 1060-1	078-948-2988
デイサービス太陽の子	放課後等デイサービス	673-0044	明石市藤江 1651 番地の 64	078-926-1149
児童デイサービス遊	放課後等デイサービス	673-0017	明石市野々上 2-1-12-1F 西 101	078-925-2655
児童デイサービス遊明石事業所	放課後等デイサービス	673-0037	明石市貴崎 2 丁目 3 番 1 号 iST ビル 3 階	078-925-2224
児童デイサービス　遊　大久保事業所	放課後等デイサービス	674-0063	明石市大久保町八木字北屋筋 170 番 1	078-940-8739
ﾘﾊﾋﾞﾘ児童ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽはっぴークローバー	放課後等デイサービス	674-0056	明石市大久保町山手台 1 丁目 57 番 1 号	078-937-1588
ﾘﾊﾋﾞﾘ児童ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽはっぴークローバー2	放課後等デイサービス	674-0056	明石市大久保町山手台 1 丁目 57 番 2 号	078-937-1588
紙ひこーき	児童発達支援	674-0071	明石市魚住町金ケ崎 1506-31	078-940-9572
児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽさくっこ	児童発達支援 放課後等デイサービス	673-0044	明石市藤江 968 番地の 53	078-219-3254
放課後等デイサービスいろえんぴつ	放課後等デイサービス	674-0094	明石市二見町西二見 157 番 127　命連ビル 2 階 201	078-941-0092
放課後等デイサービスいろえんぴつ山手	放課後等デイサービス	674-0051	明石市大久保町大窪 1723-4　晶栄ビル 2 階	078-935-2955
放課後等デイサービスいろえんぴつ魚住	放課後等デイサービス	674-0083	明石市魚住町住吉 1 丁目 12-8　住吉田口ビル 2 階	078-948-5225
なないろの家	児童発達支援 放課後等デイサービス	674-0051	明石市大久保町大窪 1497-3	078-965-6616
放課後等デイサービスいろえんぴつ西明石	放課後等デイサービス	673-0003	明石市鳥羽 1535-2　立花ビル 2 階 206 号	078-923-1075
児童デイサービスみゅーず	児童発達支援 放課後等デイサービス	673-0882	明石市相生町 2-6-6　長谷川ビル 1	078-219-3977
放課後デイサービス　みんなのえがお	放課後等デイサービス	673-0001	明石市明南町 2-13-2	078-995-8774
ホーム松が丘	児童発達支援 放課後等デイサービス	673-0862	明石市松が丘 1 丁目 17 番 17 号	078-912-2880
こぐまの森　明石	児童発達支援 放課後等デイサービス	673-0886	明石市東仲ノ町 2-9　R2 フラット久保 1 階東	078-914-0867
あかしゆらんこクラブ	児童発達支援 放課後等デイサービス	673-0023	明石市西新町 2 丁目 1-5　明石福清ビル 201 号	078-945-5203
わかば	児童発達支援	673-0882	明石市相生町 2 丁目 5-5　KS ビル 1 階	078-920-8730
あさぎり音楽堂児童デイサービス	放課後等デイサービス	673-0866	明石市朝霧町 1 丁目 39-20　1F	078-939-2805
ことばの海大久保駅前センター	放課後等デイサービス	674-0058	明石市大久保町駅前 1-9-5　ポピーオフィスビル 2 階	078-934-4676
波の家魚住放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	674-0073	明石市魚住町鴨池 8-4-108	078-203-8956
波の家魚住北放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	674-0084	明石市魚住町西岡 370-12	078-940-9646

波の家地域交流センター	放課後等デイサービス	674-0082	明石市魚住町中尾 690-1-201	078-946-7484
児童デイサービスキッズ☆スター	児童発達支援 放課後等デイサービス	673-0044	明石市藤江 889-51	078-923-2782
ハーブ	放課後等デイサービス	674-0071	明石市魚住町金ケ崎 1539-128	078-223-3790
ハート・ライフサービス	放課後等デイサービス	674-0071	明石市魚住町金ケ崎 1520-31	078-936-2505
はぁとふり～	放課後等デイサービス	674-0058	明石市大久保町駅前 1-3-4　ローダンセ大久保 101 号	078-936-1600
放課後等デイサービスファミリー	放課後等デイサービス	673-0028	明石市硯町 1-5-2	078-929-1600

⑶　児童自立支援施設

不良行為をし、またはするおそれのある児童及び環境上の理由により生活指導等を要する児童を保護し、その自立を支援します。

施設の名称	設置主体	定員（人）	郵便番号	所　　在　　地	電話番号
明石学園	兵　庫　県	130	674-0074	明石市魚住町清水 2744	078-942-1572

⑷　児童心理治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所または保護者のもとから通わさせて、児童相談所、保護者と緊密な連携のもとで治療します。

施設の名称	設置主体	定員（人）	郵便番号	所　　在　　地	電話番号
清水が丘学園	兵庫県	入所50 通所20	674-0074	明石市魚住町清水 2744	078-943-0501

⑸　乳児院

保護者のいない乳児、虐待されている乳児等を預かり、養育します。

施設の名称	設置主体	定員（人）	郵便番号	所　　在　　地	電話番号
明石乳児院	社会福祉法人	25	674-0051	明石市大久保町大窪 2752-1	078-936-1419

◎　老人福祉法に基づく施設

⑴　養護老人ホーム（市内分のみ掲載）

65 歳以上であって、環境上及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護する施設です。

施設の名称	設置主体	定員（人）	郵便番号	所　　在　　地	電話番号
高岡園	社会福祉法人	80	674-0051	大久保町大窪 2603-208	９３４－５０１８
明石愛老園	〃	100	674-0081	魚住町錦が丘 2-6-8	９４６－２２５２

⑵　特別養護老人ホーム（市内分のみ掲載）

65 歳以上で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、介護する施設です。

施設の名称	設 置 主 体	定員（人）	ショート定員（人）	郵便番号	所在地	電話番号
スプリングテラス明舞	社会福祉法人	80	20	673-0862	松が丘 4-1-43	911-5151
松が丘すみれ園	〃	80	20	673-0861	松が丘北町 1074-1	915-0027
ウェルフェア・グランデ明石	〃	110	20	673-0021	北王子町 13-41	929-2630
明石ラガール	〃	50	20	673-0033	林崎町 3-542-37	923-9230
清華苑	〃	100	10	674-0051	大久保町大窪 3104-1	934-0800
恵泉	〃	80	20	674-0051	〃　3101-2	936-8160
恵泉第２	〃	80	20	674-0051	〃　2813	938-6933
恵泉第３	〃	80	－	674-0051	〃　2820	934-9111
友愛園	〃	50	20	674-0051	〃　2603-550	934-5028
彩葉	〃	80	20	674-0051	〃　2603-205	934-5058
プライム江井ヶ島	〃	70	10	674-0064	大久保町江井島 1693-2	937-1255
明石愛老園	〃	70	10	674-0074	魚住町清水 3208	949-0920
うおずみ	〃	60	10	674-0071	〃　金ヶ崎 1609-9	948-3020
ペーパームーン	〃	50	20	674-0094	二見町西二見 1601-1	945-0701
明石二見ラガール	〃	80	20	674-0094	〃　685-8	942-9420
錦が丘	〃	29	－	674-0081	魚住町錦が丘 2-6-8	946-1007
フィジオ大久保ケアホーム	〃	29	10	674-0051	大久保町大窪 1533-1	937-2226
親愛	〃	29	-	674-0084	魚住町西岡 616-1	947-9833

⑶　軽費老人ホームケアハウス（市内分のみ掲載）

60 歳以上の老人で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者が、低額な料金で利用する施設です。

（給食型、自炊型、ケアハウスの３種類がありますが、市内に所在するものはケアハウスのみです。）

施設の名称	設置主体	定員（人）	郵便番号	所在地	電話番号
清華苑シルバーライフ	社会福祉法人	36	674-0051	大久保町大窪 3104-1	934-0600
ケアハウス恵泉	〃	82	674-0051	〃　2818	938-2200
第２ケアハウス恵泉	〃	100	674-0051	〃　2818	938-2600

⑷　デイサービスセンター（市内分のみ掲載）

65 歳以上の在宅の虚弱高齢者等に対し、各種のサービスを提供することにより、当該高齢者の自立の助長、　社会的孤独感の解消、心身機能の向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な苦労の軽減を図ります。

施設の名称	設置主体	郵便番号	所在地	電話番号
ウェルフェア・グランデ明石デイサービスセンターうらら	社会福祉法人	673-0021	北王子町１３－４１	929-2630
ウェルフェア・グランデ明石デイサービスセンターきらら	〃	673-0022	王子１－１５－１１ロイヤルメゾン山口 1F	929-8885
かいのき	〃	674-0051	大久保町大窪２７４６番１	224-5388
グループホームブーフーウー	〃	674-0094	二見町西二見１６０６	945-0711

スプリングテラスリハビリセンター	〃	673-0862	松が丘２丁目４－８	911-5200
スプリングテラス明舞	〃	673-0862	松が丘４丁目１番 43 号	911-5151
デイサービスセンター清華苑らんらん	〃	674-0064	大久保町江井島１６４８－５	938-0880
プライム江井ヶ島デイサービスセンター	〃	674-0064	大久保町江井島１６９３－２	937-1255
協同の苑　藤江デイサービス	〃	673-0044	藤江 890-90	925-1231
協同の苑東二見デイサービス	〃	674-0092	二見町東二見１０１８－２	949-2727
恵泉きずな　通所介護事業	〃	674-0084	魚住町西岡 370-9	948-2778
恵泉グループホーム共用デイサービス	〃	674-0051	大久保町大窪 2813	938-6988
恵泉総合ケアセンター明石事業所	〃	673-0842	荷山町１８５５－１１	914-9111
社会福祉法人友愛の里指定通所介護事業所友愛園デイサービスセンター	〃	674-0051	大久保町大窪２６０３－５５０	934-5028
少人数個別対応型デイサービスゆとり庵魚住	〃	674-0084	魚住町西岡２１４２	944-0707
松が丘すみれ園デイサービスセンター	〃	673-0861	松が丘北町１０７４－１	915-0027
清華苑デイサービスセンター	〃	674-0051	大久保町大窪３１０４番－１	934-0801
特別養護老人ホーム　うおずみ	〃	674-0071	魚住町金ケ崎１６０９―９	948-3020
特別養護老人ホームペーパームーン	〃	674-0094	二見町西二見１６０１－１	945-0701
明石愛老園デイサービスセンター	〃	674-0081	魚住町錦が丘２－６－８	946-2483
明石特別養護老人ホームラガール	〃	673-0033	林崎町３丁目５４２－３７	923-9230
明石二見ラガールデイサービス	〃	674-0094	二見町西二見６８５－８	942-9420
アースサポート明石	民間事業者	673-0883	中崎１丁目１－１	917-8311
アクティブスタジオ　リハ・リハ	〃	674-0059	大久保町茜３丁目１５－４	937-1535
アシストケアクラブ明石	〃	673-0026	船上町７－２３アーバンスクエア１０２	945-6652
アセーヌ特化型リハビリステーション	〃	673-0018	西明石北町３丁目１５－４	922-8008
あっぷるデイサービス明石	〃	673-0898	樽屋町３－１１	917-4165
あっぷるデイサービス明石西	〃	674-0092	二見町東二見２７９－１	942-6767
いきいきデイサービス	〃	673-0003	鳥羽１７４６	920-1330
うみのほし大久保デイサービスセンター	〃	674-0063	大久保町八木字家ノ北６５４－３	935-6789
げんき・もりもり藤江	〃	673-0044	藤江１１１２－１	926-1240
さくらデイサービス	〃	674-0064	大久保町江井島７６３－３	946-5881
ステップ宮の上	〃	673-0031	宮の上２番１号　宮の上ハイツ１階	965-6700
ツクイ明石江井島	〃	674-0064	大久保町江井島字池下９１９－１	948-3004
ツクイ明石二見	〃	674-0092	二見町東二見 98-12	949-3320
ティエスひまわりクラブ明石	〃	673-0872	大蔵町２２－７	913-1873
デイサービス　ふくろう	〃	673-0037	貴崎３丁目２番地　サンハイツ貴崎 2-101	922-3988
デイサービスＣＨＩＡＫＩほおずき明石西	〃	674-0092	二見町東二見５７４－８	943-4322

デイサービスここふる	〃	674-0065	大久保町西島 180-2	964-5544
デイサービススイッチオン彗星	〃	674-0095	二見町西二見駅前２丁目１３８	941-9701
デイサービスセンターエバーグリーン	〃	674-0071	魚住町金ケ崎２９８番１	937-0390
デイサービスセンターこころ	〃	673-0852	朝霧台１１６２－６	912-0996
デイサービスセンターハートライフ大久保南	〃	674-0067	大久保町大久保町１３１５番地	937-0336
デイサービスセンターはやしのいおり	〃	673-0033	林崎町１丁目１０－２５	778-0201
デイサービスセンター縁家	〃	673-0871	大蔵八幡町４－３６	995-9366
デイサービスセンター花園	〃	673-0011	西明石町４丁目４－７	926-0127
デイサービスセンター元気	〃	674-0061	大久保町森田１２９－３	935-1775
デイサービスセンター元気２	〃	674-0061	大久保町森田１３２－５	939-8887
デイサービスセンター紅葉	〃	673-0017	野々上１丁目１２番地の２１	926-0132
デイサービスセンター高丘のお家	〃	674-0057	大久保町高丘２丁目１７－５	935-5431
デイサービスセンター散歩道	〃	673-0049	西明石西町２－１７－３０	926-0556
デイサービスセンター大窪のお家	〃	674-0051	大久保町大窪９４２－５	939-5236
デイサービスセンター普通電車	〃	673-0018	西明石北町３丁目１５－１１	926-1188
デイサービスほのぼのの郷	〃	674-0092	二見町東二見１８３－１	949-2345
デイサービスマイストーリー	〃	674-0063	大久保町八木７４３－６２　２Ｆ	935-9555
デイサービスリーフ	〃	674-0069	大久保町わかば１０－２８	962-4403
デイサービスわらいば明石	〃	674-0074	魚住町清水２１５１－１	945-3101
デイサービス楽園明石海峡	〃	673-0883	中崎１丁目１－１－１０２	203-2285
デイサービス昭和の隠れ家播磨	〃	674-0083	魚住町住吉４丁目１６－６３	964-5193
デイサービス笑楽西明石	〃	673-0044	藤江８８９－１４ミサワコート西明石１Ｆ	924-3307
デイサービス孫の手	〃	674-0083	魚住町住吉１丁目５－９　サンライズ金森１０３号	946-1711
デイサービス孫の手２	〃	673-0037	貴崎３丁目２番　サンハイツ貴崎２号棟１０２号	928-2050
ニチイケアセンター明石	〃	673-0845	太寺４丁目４－３０	919-4772
パーマリィ・イン明石	〃	674-0063	大久保町八木４８６	934-1010
はつらつ館魚住	〃	674-0081	魚住町錦が丘４丁目１２－８	948-5559
パナソニックエイジフリーケアセンター明石藤江・デイサービス	〃	673-0044	藤江１０５４－１	928-0670
ピーチ風呂リハデイサービス	〃	673-0033	林崎町２丁目５－３７　1Ｆ	927-2666
ヒューマンライフケア明石の湯	〃	673-0893	材木町１１－２０メゾンラメール１階	915-0390
ファミリーデイサービス	〃	673-0028	硯町２－４－１５　グランドハイツ池田	925-5333
ファミリーデイサービス魚住	〃	674-0074	魚住町清水１４１	946-2800
フィジオ・デイサービス雅の里	〃	674-0082	魚住町中尾 605-1　パティオ明石 2Ｆ	947-3773

プラス小久保	〃	673-0005	小久保４丁目 8-16-102	925-5100
リハビリデイサービス nagomi 西明石店	〃	673-0005	小久保４丁目１２－６	925-0753
株式会社ケアネットデイサービスセンター明石	〃	674-0051	大久保町大窪１８２６－１４	934-8256
健康サポートセンター雅の里	〃	674-0092	二見町東二見 506-1	942-2898
健康ぷらす明石事業所	〃	673-0032	立石２丁目５－１１	915-8187
七福リハビリセンター	〃	674-0094	二見町西二見１９０４番地の３	945-3177
生活協同組合コープこうべデイサービス上ノ丸	〃	673-0846	上ノ丸３丁目 12-2	914-7320
千笑の家	〃	674-0084	魚住町西岡１８０１－２	779-5670
明石デイサービスセンター海岸通り	〃	673-0034	林２丁目 10-13	926-1003
明石デイサービスセンター望海苑	〃	673-0893	材木町３－４	919-5115
明石大久保の風にしがきデイサービスセンターゆめゆめらいふ	〃	674-0065	大久保町西島 699 番１	947-6911
オリーブの庭谷八木デイサービスセンター	医療法人	674-0062	大久保町谷八木１２５０	934-7010
デイサービスセンター藤の家	〃	674-0094	二見町西二見字中池の下６５３－３	943-7773
元気あっぷ大久保デイサービスセンター	〃	674-0051	大久保町大窪字村ノ北１７４１－１	937-0750
西江井島デイサービスセンター	〃	674-0065	大久保町西島７７４－４	948-2001
中山クリニック　デイサービスセンタースマイル・ロコ	〃	674-0071	魚住町金ケ崎 378-8	934-2556
朝霧リハビリセンター	〃	673-0870	朝霧南町２丁目 181-8　あおばビル	912-9111

⑸　老人福祉センター

無料又は低額な料金で、高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与します。

施設の名称	設置主体	郵便番号	所在地	電話番号
高齢者ふれあいの里　中　崎	明石市	673-0883	中崎１丁目 2-22	913-6200
高齢者ふれあいの里　大久保	〃	674-0051	大久保町大窪 3423	936-5048
高齢者ふれあいの里　魚　住	〃	674-0084	魚住町西岡 367-4	947-1202
高齢者ふれあいの里　二　見	〃	674-0094	二見町西二見 605-1	943-4001

◎　その他の施設

福祉センター

施設の名称	設置主体	郵便番号	所在地	電話番号
兵庫県福祉センター	兵　庫　県	651-0062	神戸市中央区坂口通 2-1-1	078-242-4633

資料５　福祉施策一覧表

⑴　高齢者福祉施策一覧表

事業種類		概要	窓口・その他
生きがい事業	高齢者パスポートの交付	市内に居住する 65 歳以上の高齢者に対し、市内の公共施設や商店等に提示することにより、無料や割引等の特典を受けることができる「シニアいきいきパスポート」を交付しています。	高齢者総合支援室
	敬老優待乗車証交付	70 歳以上の高齢者に対し、バス共通寿優待乗車証と寿タクシー利用券（4,000 円相当）をセットで交付しています。（寿タクシー利用券については、1 月 1 日から引き続き市内在住で 4 月 1 日現在 70 歳以上の方）	〃
	高年クラブへの助成	地域の高齢者が、教養の向上、健康の増進、ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ活動をとおして高齢期の生活を健全で豊かなものにするため、自主的に集まり組織された団体に助成しています。	〃
	高齢者ふれあいの里健康体操・健康相談	高齢者ふれあいの里利用者を対象に、健康体操や健康相談を実施しています。	高齢者ふれあいの里
	高齢者スポーツ大会	高年クラブ連合会において、地域高齢者交流の場として、春・秋の年２回開催しています。（大会種目：ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ 、ﾀｰｹﾞｯﾄﾊﾞｰﾄﾞｺﾞﾙﾌ 、ﾍﾟﾀﾝｸ、輪投げ）	高年クラブ連合会
	敬老会開催の補助	高齢者に敬老の意を表するため、地域が自主的に開催する敬老会（概ね満 75 歳以上の方が対象）に補助金を交付します。	高齢者総合支援室
	敬老見守り訪問	7 月 31 日現在市内に居住し、9 月 15 日現在 77 歳の方に 5,000 円、88 歳の方に 10,000 円、100 歳の方に 30,000 円の敬老祝い金を訪問して本人に直接支給することにより、安否確認及び見守り支援につなげます。	〃
	はり・きゅう・マッサージ施術費の助成	1 月 1 日から引き続き市内在住で、4 月 1 日現在 75 歳以上の高齢者の健康保持増進に寄与するため、保険診療以外のはり・きゅう・ﾏｯｻｰｼﾞ施術を受けたとき、１回につき 1,000 円（１人４回まで）を助成します。	〃
	長寿写真の贈呈	80 歳に達する年に長寿を祝福するため、希望者に撮影した写真を贈呈しています。	〃
	シルバー人材センター	高齢期の就業機会の増大と生きがい対策を目的として、登録会員に適した臨時的、短期的な仕事を提供しています。	シルバー人材センター
	市内公衆浴場等の割引	65 歳以上の高齢者に対し、健康増進と地域とのふれあいを図るため、週 1 回市内公衆浴場等の 1 回 120 円の自己負担又は 300 円割引を実施しています。	高齢者総合支援室
要配慮高齢者事業	福祉電話の貸与	電話のない 65 歳以上のひとり暮らし高齢者（所得制限あり）を対象に安否確認及び緊急時の連絡のため、電話機の貸与及び設置工事費の補助を行っています。	〃
	緊急通報発信装置の貸与（安心コール）	ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対応するため、対象者には緊急通報発信装置（安心コール）を貸与しています。（固定電話回線が必要）	〃
	友愛訪問活動事業	ひとり暮らし高齢者宅へ訪問することにより高齢者の孤独感を和らげるとともに安否の確認を目的として実施しています。（75 歳以上のひとり暮らし高齢者に保健飲料の配付など）	〃
	高齢者日常生活用具の給付	65 歳以上の要介護認定「要介護１」以上の認定を受けた高齢者等に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付しています。（所得制限あり）	〃
	高齢者等住宅改造費助成	歩行、入浴等に介助が必要な高齢者及び障害者が居住する住宅を改造する場合、改造費を助成します。（事前申請が必要で、要介護認定「要支援１」以上の認定を受けた高齢者等、なお、生計中心者の所得に応じて費用負担あり、所得制限あり）	〃

事業種類			概要	窓口・その他
要配慮高齢者事業	居場所検索用端末機の利用助成		65 歳以上で徘徊行動の可能性がある認知症高齢者を介護する家族に対し、居場所検索用端末機の利用を助成し、徘徊高齢者の居場所の早期発見を図っています。	高齢者総合支援室
	介護用品の支給		在宅ねたきり高齢者等に介護用品（紙おむつ等）を支給します。（要介護認定「要介護 4･5 」の方を介護する家族、所得制限あり）	〃
	通院支援事業		要介護認定「要介護１」以上で、一般の公共交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者に対して、タクシー利用券を交付しています。	〃
	ふれあい会食事業		高齢者の孤食と閉じこもり予防を目的として、65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は虚弱高齢者世帯を対象に会食を実施しています。（月２回）	地域共生社会室
	高齢者短期入所生活介護（ショートステイ）事業		社会適応が困難な高齢者が養護老人ホームに短期間入所し、生活習慣等の指導を受けることができます。	高齢者総合支援室
	家族介護手当		65 歳以上のねたきり高齢者又は認知症高齢者を在宅で介護する人に年額 100,000 円の介護手当を支給しています。（要介護認定「要介護４、５」の方で介護保険のサービス等を過去 1 年間受けていない方の介護者、所得制限あり、要件確定後に支給）	〃
	認知症カフェ助成金交付		認知症カフェを運営する団体に対して、運営費の一部を助成しています。	〃
	認知症サポーター養成講座		講師となるキャラバン・メイトが市内各地に出向いて講座を開催し、認知症を正しく理解し、偏見を持たずに自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成しています。	〃
	認知症早期支援事業		認知症の早期診断、早期対応を図るため、75 歳以上の方にチェックシートを提出してもらい、認知機能低下の疑いがある人に対して、医療機関での認知症診断にかかる受診費用を助成しています。	〃
	認知症あんしんプロジェクト事業		医療機関で認知症と診断され、在宅で生活している人に対して、認知症サポート給付金（1 人あたり 20,000 円）を給付しています。また、認知症サポート給付金の給付を受けた人に、あかしオレンジ手帳及びあんしんチケットを交付しています。	〃
	みんなの給食事業		高齢者の社会的孤立の防止や食に対する楽しみを持ってもらうことを目的として、65 歳以上の高齢者を対象に月１回程度、中学校区コミュニティ・センターで昼食（中学校給食）を提供しています。（１人 400 円）	〃
入所措置	養護老人ホーム		環境上の理由及び経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者に対し、健全な日常生活の確保を図るため、養護老人ホームへの入所の措置をしています。	高齢者総合支援室
年金	共済	老齢共済年金	老齢基礎年金の受給資格を満たしている方に、掛け金に応じた額が支給されます。	各共済組合
	厚生	老齢厚生年金		年金事務所
	国民	老齢基礎年金	保険料を 25 年以上納付した方に、納付期間に応じた額が支給されます。	福祉総務課
		老齢福祉年金	明治 44 年４月１日以前に生まれた方に支給されます。（公的年金及び所得による制限あり）	
医療	高齢期移行者医療		65～69 歳の医療保険加入者（所得制限等あり）に受給者証を交付し、医療費の一部を助成しています。	長寿医療課
	高齢重度障害者医療		後期高齢者医療制度加入者のうち、「明石市重度障害者医療費助成事業」の受給資格のある方（障害の程度、所得制限の要件あり）に対し、医療費の一部を助成しています。	〃
税金	老人扶養親族		扶養親族として、所得控除が適用されます。（家族 70 歳以上の人で所得制限あり）	市民税課又は税務署
	障害者控除認定		身体障害者等に準ずる者として市長が認めた方又はその扶養者に、障害者控除対象者認定書を交付します。〔精神又は身体に障害のある 65 歳以上の方で要介護認定を受けており市長が認める方〕	高齢者総合支援室

⑵　児童及び母子父子寡婦福祉施策一覧表

事　業　種　類		概　　要	窓口・その他
要保護児童対策	助産施設	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦を入所措置しています。	児童福祉課
	乳児院	保護者がいない乳児、あるいは虐待されている乳児、その他環境上教育を要する乳児を預かり養育しています。	明石こどもセンター（こども支援課）
	養護施設	乳児を除いて、保護者がいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、その自立を支援しています。	〃
	里親制度	保護者のいない児童や虐待等を受けたことにより、心身に影響を受けた児童などを家庭に迎え入れて育てようとする制度です。	明石こどもセンター（さとおや課）
	家庭児童相談	家庭における子どものしつけや親子・兄弟関係などの悩みや心配ごとについて相談に応じています。	明石こどもセンター（こども支援課）
手当	児童手当	中学校修了前の児童を養育し、一定の要件を満たす人に支給しています。	児童福祉課
	児童扶養手当	児童が父又は母と生計をともにできない場合や父母がいても父又は母に極めて重度の障害のある場合に、児童の父又は母もしくは父又は母にかわってその児童を養育している人で、所得制限などの一定の要件を満たす人に支給しています。	〃
	ひとり親家庭応援貸付金	児童扶養手当の支給のない月に、児童扶養手当の1ヵ月相当額を貸付金として交付します。	〃
	特別児童扶養手当	身体又は精神に障害を有する児童を監護する父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人で、所得制限などの一定の要件を満たす人に支給しています。	〃
年金	遺族基礎年金	国民年金加入中の死亡、または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したときには、遺族基礎年金が支給されます。	福祉総務課
	寡婦年金	第1号被保険者で保険料納を納めた期間（保険料免除期間を含む）が25年以上ある夫（婚姻期間が10年以上）が老齢基礎年金などを受けずに死亡した場合に60歳の翌月から65歳までの間に妻に支給されます。	〃
医療	こども医療費助成	疾病、負傷について医療保険による給付が行われた場合の自己負担額の全部を助成しています。	児童福祉課
	母子家庭等医療費助成	疾病、負傷について医療保険による給付が行われた場合の自己負担額の一部を助成しています。ひとり親家庭の母もしくは父と児童及び両親のいない児童の医療費を助成します。ただし所得制限があります。	
	未熟児養育医療の給付	身体の発育が未熟なまま出生した乳児（いわゆる未熟児）で、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めたものに対して養育医療の給付を行います。	
貸付金	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭や寡婦の方々の生活の安定と向上、子どもの健やかな成長のための貸付制度です。 （貸付金の種類） 修学資金・就学支度資金・就職支度資金・修業資金・技能習得資金・事業開始資金・事業継続資金・医療介護資金・生活資金・結婚資金・住宅資金・転宅資金	〃
税金	所得税（国税）	寡　婦　控　除 ①　夫と死別し又は離婚してから婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人 ②　上記の①に掲げる人のほか、夫と死別してから婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で合計所得金額が 500 万円以下の人 特別寡婦控除 扶養親族である子を有し、かつ合計所得が 500 万円以下の人	税務署
	住民税（地方税）		市民税課

その他	ＪＲ通勤定期 乗車券の割引	児童扶養手当受給者及びその世帯に属する人は通勤定期乗車券を３割引で購入できる制度です。	児童福祉課
	ひとり親家庭生活向上支援	支援員が毎月お宅へ訪問して、「家計」や「こどもの教育費」等様々な悩みや心配ごとをお聴きして解決のお手伝いをします。平日の夜間にも訪問します。	児童福祉課
	ひとり親家庭等日常生活支援	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣します。 （主な援助内容）掃除や洗濯、食事の世話、学童のお迎え	〃

⑶　身体障害者福祉施策一覧表

事業種類			概要	窓口・その他
経済援護	身体障害者手帳の交付		身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害のある人。	障害福祉課
	介護手当の支給		在宅６か月以上ねたきりの最重度障害者で障害福祉サービス等を利用していない 65 歳未満の方を介護している人、所得制限あり。	〃
	特別障害者手当の支給		在宅最重度障害者（身体障害２級以上、重度の精神障害等が２つ以上）、所得制限あり、20 歳以上。	〃
	障害児福祉手当の支給		20 歳未満の重度障害児（身体障害１級及び２級一部）、重複障害（身体障害２級と重度知的障害との合併）、所得制限あり。	〃
	特別児童扶養手当の支給		20 歳未満の重度又は中度の障害のある児童（身体障害 1～3 級の一部）を養育している父母又は養育者に支給。所得制限あり。	児童福祉課
	障害基礎年金の支給		国民年金加入中に、病気やケガで障害者になったときや、20 歳前の病気やケガによって障害者になった場合に（20 歳から）障害基礎年金が支給されます。	福祉総務課
	重度障害者（児）医療費助成		疾病、負傷について医療保険による給付が行われた場合の自己負担額を助成しています。所得制限あり（身体障害 1～3 級）	障害福祉課
	自立支援医療制度	更生医療	手術等により、身体上の障害が改善され、機能が回復する場合、そのための医療費を支給しています。	〃
		育成医療		
日常生活援護	補装具費の支給		身体上の障害を補うための用具の費用（購入、修理等）を支給しています。（義足・車椅子・補聴器等）	〃
	日常生活用具の給付		日常生活の利便を図るため、生活用具を給付しています。（便器・特殊寝台・ストーマ用装具等）	〃
	非常用電源装置購入費助成		在宅で人工呼吸器を使用している方に、非常用電源の購入費を助成します。	〃
	車いすの貸出		車いすを無料で貸出しています。（貸出期間の制限あり）	明石市社会福祉協議会
	自動車運転免許取得費助成		18 歳以上で市内在住１年以上の身体障害者手帳所持者。（免許取得後、1 か月以内に手続きが必要）	障害福祉課
	自動車改造費の助成		重度の肢体又は体幹機能障害者が自らが所有し運転する普通自動車の改造。所得制限があり、事前申請が必要。	〃
	身体障害者生業資金の特別貸付		身体障害者更生資金の生業費の貸付を受けた人でまだ資金の不足する人。	県身体障害者福祉協会 TEL 078(242)-4620
	生活環境改善資金の貸付		在宅重度心身障害者（児）の日常生活並びに介護を容易にするための浴そう・便所等の改善をする場合。	〃
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		聴覚障害者等の方とのコミュニケーションを円滑にするために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	障害福祉課
	障害者総合支援法に基づくサービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	〃
		同行援護	視覚障害者（児）の外出介助を行います。	〃
		移動支援	全身性障害者（児）（条件あり）の外出介助を行います。（利用者負担原則１割）	〃
		障害者（児）短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	〃
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、施設等で入浴や排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	〃

事　業　種　類		概　　要	窓口・その他
税の減額・減免	所得税	障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度が３～６級（下記以外）である場合 障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度が１・２級（特別障害者）である場合 障害者控除……特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族が、本人や配偶者（同居特別配偶者）その他生計を一にする親族と同居している場合	明石税務署 TEL 078(921)-2261
	住民税		市民税課
	相続税	相続・遺贈で財産を取得した人が ①　85 歳未満である ②　国内に住所がある ③　障害者である ④　法定相続人である	明石税務署
	軽自動車税	本人又は重度の身体障害者と生計を一にする人が運転し、もっぱら当該身体障害者の用に供する自動車	市民税課
	自動車税		加古川県税事務所 ℡079(421)9271
	自動車取得税	上記の自動車を取得する場合。	神戸県税事務所 TEL 078(441)-0305
	自動車（軽自動車）取得税	上記の軽自動車を取得する場合。	神戸県税事務所 TEL 078(822)-6050
公共料金等の割引	ＮＨＫ放送受信料	身体障害者のいる世帯全員が市民税非課税	福祉事務所長の証明を受けてＮＨＫへ免除申請書提出
		視覚・聴覚障害者又は重度の身体障害者（１級・２級）が世帯主の場合（ＮＨＫとの契約者）	
	ＪＲ運賃	第１種身体障害者が介護者と利用する場合、本人･介護者とも半額（距離制限なし、急行、定期券も）	手帳呈示
		第２種身体障害者（第１種の人の単独利用）が片道 100 ㎞をこえる区間を利用する場合、本人のみ半額	
	私鉄運賃	手帳の種別（第１種・第２種）によって割引	手帳呈示（詳しくは各会社窓口でお聞きください）
	民間バス	第１種身体障害者が利用する場合（本人・介護者とも半額）	
		第２種身体障害者が利用する場合（本人のみ半額）	
	有料道路通行料金	身体障害者が自ら運転する乗用自動車又は第 1 種身体障害者が介護者の車に同乗する時、５割引（手帳に車両番号等の記載が必要）	手帳呈示 （記載のあるもの））
	国内航空運賃	身体障害者手帳所持者が利用する場合 ※各航空会社により取扱い一定せず	販売窓口で手帳呈示 詳しくは各航空会社へ
	タクシー運賃	身体障害者手帳所持者が利用する場合、１割引	手帳呈示（詳しくは各会社窓口でお聞きください）
	優待乗車券等の交付（いずれか１つを選択）	第１種身体障害者に市内で利用できる介護付バス共通優待乗車証（神姫バス･山陽バス･たこバス）を交付します。	障害福祉課
		身体障害者手帳1級・2級 の人に市内で利用できる福祉タクシー利用券を交付します。	
		第２種身体障害者に市内で利用できる単独バス共通特別乗車証（神姫バス･山陽バス･たこバス）を交付します。	
	明石市立天文科学館	身体障害者（児）と介護者が利用する場合（半額）	手帳呈示
	明石市立文化博物館	同　　上	〃
	明石海浜プール	同　　上	手帳呈示、減免申請
その他	県・心身障害者扶養共済制度	身体障害者１～３級の人を扶養する 65 歳未満の健康な親族が加入できます。※（加入条件・掛金減免制度あり）	障害福祉課
	駐禁除外指定車の標章交付	身体障害者（等級制限あり）に駐禁除外指定車標章を交付	明石警察署 明石市身体障害者福祉協会

⑷　知的障害者福祉施策一覧表

事業種類			概要	窓口・その他
	療育手帳の交付		知的障害、発達障害と判定を受けた人	障害福祉課
経済援護	介護手当の支給		在宅６か月以上ねたきり、もしくは片時も目が離せない最重度知的障害者(児)、(多動発作) 等で障害福祉サービスを利用していない 65 歳未満の人を介護している人、所得制限あり。	〃
	特別障害者手当の支給		在宅最重度知的障害者（ＩＱ20 以下）で重複障害者（身体障害２級との合併)、所得制限あり、20 歳以上。	〃
	障害児福祉手当の支給		在宅最重度知的障害者（ＩＱ20 以下)、重複障害者（児）(身体障害２級と重度知的障害の合併)、所得制限あり、20 歳未満。	〃
	特別児童扶養手当の支給		20 歳未満の重度又は中度の障害のある児童を養育している父母又は養育者に支給。所得制限あり。	児童福祉課
	障害基礎年金の支給		国民年金加入中に、病気やケガで障害者になったときや、20 歳前の病気やケガによって障害者になった場合に（20 歳から）障害基礎年金が支給されます。	福祉総務課
	重度障害者（児）医療費助成		疾病、負傷について医療保険による給付が行われた場合の自己負担額を助成しています。　所得制限あり。(療育手帳Ａ・B1)	障害福祉課
日常生活援護	日常生活用具の給付		生活の利便を図るため､生活用具を給付しています。(特殊便器、特殊マット、電磁調理器、頭部保護帽等)	障害福祉課
	自動車運転免許取得費助成		18 歳以上で市内在住１年以上の療育手帳所持者。(免許取得後、1 か月以内に手続きが必要)	
	障害者総合支援法に基づくサービス	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴や排泄、食事の介護等を行います。	
		移動支援	障害者（児）（条件有）の外出介助を行います。(利用者負担原則１割)	
		障害者(児)短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴や排泄、食事などの介護を行います。	
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、施設等で入浴や排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
税の減額・減免	所得税		障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度が B1、B2 (下記以外) である場合 障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度が A である (特別障害者) 場合 障害者控除……特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族が、本人や (同居特別配偶者) 配偶者その他生計を一にする親族と同居している場合	明石税務署
	住民税			市民税課
	相続税		相続・遺贈で財産を取得した人が ①　85 歳未満である ②　国内に住所がある ③　障害者である ④　法定相続人である	明石税務署
	自動車税		療育手帳のうち(A.B1)を所持している人のために使う自動車を対象とする。	加古川県税事務所
	軽自動車税			市民税課
	自動車取得税		上記自動車を取得する場合。	神戸県税事務所
	軽自動車取得税		上記軽自動車を取得する場合。	神戸県税事務所

事　業　種　類		概　　要	窓口・その他
公共料金等の割引	ＪＲ運賃	第１種知的障害者が介護者と利用する場合、本人･介護者とも半額 (距離制限なし、急行、定期券も)	手帳呈示
		第２種知的障害者が片道 100 ㎞をこえる区間を利用する場合、本人のみ半額	
	私鉄運賃	手帳の種別（第１種・第２種）によって割引	手帳呈示(詳しくは各会社窓口にお聞きください)
	有料道路通行料金	第１種知的障害者が介護者の車に同乗するとき、５割引 （手帳に車両番号等の記載が必要）	手帳呈示 （記載のあるもの）
	民間バス	第１種知的障害者が利用する場合(本人･介護者とも半額)	手帳呈示(詳しくは各バス会社窓口にお聞きください)
		第２種知的障害者が利用する場合(本人のみ半額)	
	国内航空運賃	療育手帳所持者が利用する場合 ※各航空会社により取扱い一定せず	販売窓口で手帳呈示詳しくは各航空会社へ
	タクシー運賃	療育手帳所持者が利用する場合１割引	手帳呈示（詳しくは各タクシー会社窓口でお聞きください)
	優待乗車券等の交付	第１種知的障害者（療育手帳Ａ）に市内で利用できる優待乗車券等(次の中から１つ)を交付します。 ･介護付バス共通優待乗車証(神姫バス･山陽バス･たこバス) ･福祉タクシー利用券	障害福祉課
		療育手帳(Ｂ1･Ｂ2)の人に市内で利用できる単独バス共通特別乗車証(神姫バス･山陽バス･たこバス)を交付します。	
	明石市立天文科学館	知的障害者(児)と介護者が利用する場合。(半額)	手帳呈示
	明石市立文化博物館	同　　上	〃
	明石海浜プール	同　　上	手帳呈示、 減免申請
その他	ＮＨＫ放送受信料の減免	療育手帳を持っている人の世帯（市民税の非課税世帯) 療育手帳(Ａ)の方が世帯主で､かつＮＨＫとの放送受信契約者の場合。	福祉事務所長の証明を受けＮＨＫへ
	駐禁除外指定車標章を交付	療育手帳(Ａ)を持っている人に駐禁除外指定車標章を交付	明石警察署
	県・心身障害者扶養共済制度	知的障害者（児)、発達障害者（児）を扶養する 65 歳未満の健康な親族が加入できます。(加入条件・掛金減免制度あり)	障害福祉課

⑸　精神障害者福祉施策一覧表

事業種類			概要	窓口・その他
	精神障害者 保健福祉手帳の交付		精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人で申請される方	障害福祉課
経済援護	特別障害者手当の支給		在宅での日常生活で常時特別の介護を必要とする方。所得制限あり、20 歳以上	〃
	障害児福祉手当の支給		在宅での日常生活で常時特別の介護を必要とする方。所得制限あり、20 歳未満	〃
	特別児童扶養手当の支給		20 歳未満で精神に重度又は中度障害のある児童を養育している父母又は養育者に支給。所得制限あり。	児童福祉課
	障害基礎年金の支給		国民年金加入中に、病気やケガで障害者になったときや、20 歳前の病気やケガによって障害者になった場合に(20 歳から)障害基礎年金が支給されます。	福祉総務課
	重度障害者（児） 医療費助成		疾病、負傷についての医療保険による給付が行われた場合の自己負担額を助成しています。所得制限あり。（精神障害者保健福祉手帳 1、2 級）ただし、精神疾患の医療は対象外。	障害福祉課
	自立支援医療制度 （精神通院）		精神疾患の治療のため、通院される人の医療費の自己負担が、保険治療の場合、1 割負担で済みます（入院治療には適用されません）。ただし、生活保護受給者は自己負担なし。なお、住民税の課税の状況等により月額負担上限が設けられる。	〃
日常生活援護	自動車運転免許取得費助成		18 歳以上で市内在住 1 年以上の精神障害者保健福祉手帳所持者。（免許取得後、1 か月以内に手続きが必要）	障害福祉課
	障害者総合支援法に基づくサービス	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴や排泄、食事の介護等を行います。	〃
		移動支援	障害者（児）（条件有）の外出介助を行います。（利用負担原則 1 割）	〃
		障害者(児) 短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合に短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴や排泄、食事などの介護を行います。	〃
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、施設等で入浴や排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	〃
税の減額・減免	所得税		障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度が 2・3 級（下記以外）である場合 障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度が 1 級（特別障害者）である場合 障害者控除……特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族が、本人や（同居特別配偶者）配偶者その他生計を一にする親族と同居している場合	明石税務署
	住民税			市民税課
	相続税		相続・遺贈で財産を取得した人が ① 85 歳未満である ② 国内に住所がある ③ 障害者である ④ 法定相続人である	明石税務署
	自動車税		重度の精神障害者(児)と生計を一にする人が運転、もっぱら当該障害者(児)の用に供する自動車	加古川県税事務所
	軽自動車税			市民税課
	自動車取得税		上記自動車を取得する場合。	神戸県税事務所
	軽自動車取得税		上記軽自動車を取得する場合。	神戸県税事務所
その他	優待乗車券等の交付		精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者に市内で利用できる優待乗車券等(次の中から 1 つ)を交付します。 ・介護付バス共通優待乗車証(神姫バス・山陽バス・たこバス) ・福祉タクシー利用券	障害福祉課
			精神障害者保健福祉手帳 2・3 級所持者に市内で利用できる単独バス共通特別乗車証(神姫バス・山陽バス・たこバス)を交付します。	
	国内航空運賃		精神障害者保健福祉手帳所持者が利用する場合 ※各航空会社により取扱い一定せず	販売窓口で手帳呈示詳しくは各航空会社へ

事　業　種　類		概　　要	窓口・その他
	県・心身障害者扶養共済制度	精神に障害のある人を扶養する 65 歳未満の健康な親族が加入できる。（加入条件・掛金減免制度あり）	障害福祉課
	駐禁除外指定車標章を交付	精神障害者保健福祉手帳１級を持っている人に駐禁除外指定車標章を交付	明石警察署
	ＮＨＫ放送受信料の減免	精神保健福祉手帳を持っている人の世帯（市民税の非課税世帯） 精神保健福祉手帳１級の方が世帯主で、かつＮＨＫとの放送受信契約者の場合。	福祉事務所長の証明を受けＮＨＫへ

福祉局、市民生活局、こども局　関係部署電話番号一覧

《福祉局》

	直通電話	ファクシミリ
福祉総務課		
○総　務　係	９１８－５０２５	９１８－５１０６
○国民年金係	９１８－５０７０	９１８－５１０６
◎ふれあいプラザあかし西	９４５－０２９４	９４５－０２９５
◎総合福祉センター	９１８－５６６０	９１８－５６６１
◎総合福祉センター（新館）	９２７－１１２５	９２７－１１２６
【社会福祉法人　明石市社会福祉協議会】	９２４－９１０５	９２４－９１０９
福祉施設安全課	９１８－５２７９	９１８－５１１４
施設整備・人材育成室	９１８－５２６２	９１８－５１９６
生活福祉課		
○庶　務　係　○保護第１～第７係	９１８－５０２８	９１８－５４０６
○自立・就労支援係	９１８－５０２８	９１８－５４０６
○生活再建支援担当	９１８－５４０７	９１８－５８１３
障害福祉課		
○計　画　係　○障害福祉係　○自立支援係	９１８－１３４４	９１８－５２４４
○障害者施策担当	９１８－５１４２	９１８－５０４８
◎木の根学園たんぽぽ工房	９１８－５５７２	９１８－５５７３
◎木の根学園ひまわり工房	９１８－５５７２	９１８－５５７３
◎木の根学園短期入所施設	９１８－５５７２	９１８－５５７３
【明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター】		
・障害者の総合相談	９２４－９１５５	９２４－９１３４
・障害者虐待通報	９２４－９１５６	９２４－９１３４
発達支援課		
○発達支援センター	９１８－５８４１	９１８－５８４３
◎あおぞら園　◎きらきら	９４５－０２８０	９４５－０２８１
◎ゆりかご園	９１８－５５７４	９１８－５５７９
地域共生社会室		
○地域総合支援担当	９１８－５２８９	９１８－５０４９
○地域福祉担当	９１８－５１６８	９１８－５０５１
○共生社会づくり担当	９１８－５２９２	９１８－５１９６
【あさぎり・おおくら総合支援センター】	９１５－００９１	９１５－００９２
【きんじょう・きぬがわ総合支援センター】	９１５－２６３１	９１５－２６３２
【にしあかし総合支援センター】	９２４－９１１３	９２５－２７９９
【おおくぼ総合支援センター】	９３４－８９８６	９３４－８９８７
【うおずみ総合支援センター】	９４８－５０８１	９４８－５０８２
【ふたみ総合支援センター】	９４５－３１７０	９４５－３１７１
【後見支援センター】	９２４－９１５１	９２４－９１３４
高齢者総合支援室		
○いきいき係	９１８－５１６６	９１８－５１３３
○高年福祉係	９１８－５２８８	９１８－５１０６
○給付係　○資格係　○審査係	９１８－５０９１	９１９－４０６０
【認知症総合相談】	９２６－２２００	９２５－２７９９

《こども局》

	直通電話	ファクシミリ
子育て支援課	９１８－５５９７	９１８－６１９１
児童福祉課	９１８－５０２７	９１８－５１９６
こども健康課	９１８－５６５６	９１８－６３８４
こども育成室		
○利 用 担 当	９１８－５０９３	９１８－５６５０
○運 営 担 当	９１８－５１４９	９１８－５６５０
○施 設 担 当	９１８－５２４７	９１８－５６５０
○企画担当	９１８－６００４	９１８－５１６３
○待機児童対策担当担当	９１８－５２６７	９１８－５１６３
明石こどもセンター		
○総務課	９１８－５２８１	９１８－５１２８
○緊急支援課	９１８－５７２６	９１８－５１２８
○こども支援課　総合支援係	９１８－５７２５	９１８－５１２８
相談係	９１８－５０９７	９１８－５１２８
○さとおや課	９１８－５２８２	９１８－５１２８

《市民生活局》

国民健康保険課		
○管　理　係	９１８－５０２１	９１８－５１０５
○賦　課　係	９１８－５０２２	９１８－５１０５
○収　納　係	９１８－５０２３	９１８－５１０５
長寿医療課		
○後期高齢者保険係	９１８－５１６５	９１８－５１０５
○高齢者医療係	９１８－５０２６	９１８－５１０５

注）◎は指定管理施設、【】は関係団体の電話番号になります。

２０２２年度版　明石の健康福祉

２０２３年　３月　発行

発行　明石市

編集　福祉総務課総務係
〒６７３－８６８６
明石市中崎１丁目５番１号
ＴＥＬ：（０７８）９１８－５０２５
ＦＡＸ：（０７８）９１８－５１０６